令和６年矢巾町議会定例会３月会議目次

議案目次 …… 1

第　１　号　（２月１９日）

○議事日程 …… 5
○本日の会議に付した事件 …… 6
○出席議員 …… 6
○欠席議員 …… 7
○地方自治法第１２１条により出席した説明員 …… 7
○職務のために出席した職員 …… 7
○開　　議 …… 9
○議事日程の報告 …… 9
○諸般の報告 …… 9
○会議録署名議員の指名 …… 9
○会議期間の決定 ……１０
○施政方針演述並びに教育行政方針演述 ……１０
○諮問第　１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて ……２７
○諮問第　２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて ……２８
○諮問第　３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて ……２９
○議案第　４号　第８次矢巾町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定に関し議決を求めることについて ……３０
○議案第　５号　矢巾町都市計画マスタープランの変更に関し議決を求めることについて ……３１
○発言の訂正 ……３２
○議案第　６号　矢巾町税条例の一部を改正する条例について ……３３
○議案第　７号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について ……３４
○議案第　８号　一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について ……３５

○議案第　９号　矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について　……３７
○議案第１０号　矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する条例について　……３８
○議案第１１号　矢巾町立保育所設置条例の一部を改正する条例について　……４１
○議案第１２号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について　……４２
○議案第１３号　矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について　……４３
○議案第１４号　矢巾町水道事業給水条例及び矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について　……４４
○議案第１５号　矢巾町水路条例の一部を改正する条例について　……４７
○議案第１６号　矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について　……４８
○議案第１７号　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について　……５０
○議案第１８号　矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について　……５２
○議案第１９号　矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について　……５３
○議案第２０号　矢巾町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金条例の一部を改正する条例について　……５４
○議案第２１号　矢巾町教育委員会の職務権限の特例に関する条例を廃止する条例について　……５５
○発言の訂正　……５７
○議案第２２号　町道路線の廃止に関し議決を求めることについて　……５７
○議案第２３号　町道路線の認定に関し議決を求めることについて　……５８
○議案第２４号　令和５年度矢巾町一般会計補正予算（第１２号）について　……５９
○議案第２５号　令和６年度矢巾町一般会計予算について　……６１
○議案第２６号　令和６年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について　……６１
○議案第２７号　令和６年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について　……６１
○議案第２８号　令和６年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について　……６１
○議案第２９号　令和６年度矢巾町水道事業会計予算について　……６１

○議案第３０号　令和６年度矢巾町下水道事業会計予算について　……６１
○散　　会　……６３

第　２　号　（３月５日）
○議事日程　……６５
○本日の会議に付した事件　……６５
○出席議員　……６５
○欠席議員　……６５
○地方自治法第１２１条により出席した説明員　……６５
○職務のために出席した職員　……６６
○開　　議　……６７
○町長挨拶　……６７
○議事日程の報告　……６８
○代表質問　……６８
１　水　本　淳　一　議員　（町民の会）　……６８
２　赤　丸　秀　雄　議員　（新誠会）　……８１
３　村　松　信　一　議員　（矢巾未来の会）　……１０６
○散　　会　……１３３

第　３　号　（３月６日）
○議事日程　……１３５
○本日の会議に付した事件　……１３５
○出席議員　……１３５
○欠席議員　……１３５
○地方自治法第１２１条により出席した説明員　……１３５
○職務のために出席した職員　……１３６
○開　　議　……１３７
○議事日程の報告　……１３７
○一般質問　……１３７
１　谷　上　知　子　議員　……１３７

２　小笠原　佳　子　議員　……１５１
３　藤　原　信　悦　議員　……１７０
４　横　澤　駿　一　議員　……１８３
○散　　会　……２０８

第　４　号　（３月７日）

○議事日程　……２０９
○本日の会議に付した事件　……２０９
○出席議員　……２０９
○欠席議員　……２０９
○地方自治法第１２１条により出席した説明員　……２０９
○職務のために出席した職員　……２１０
○開　　議　……２１１
○議事日程の報告　……２１１
○一般質問　……２１１
１　小　川　文　子　議員　……２１１
２　山　本　好　章　議員　……２３２
３　齊　藤　勝　浩　議員　……２５２
４　昆　　秀　一　議員　……２６８
○散　　会　……３０９

第　５　号　（３月８日）

○議事日程　……３１１
○本日の会議に付した事件　……３１１
○出席議員　……３１１
○欠席議員　……３１１
○地方自治法第１２１条により出席した説明員　……３１１
○職務のために出席した職員　……３１２
○開　　議　……３１３
○議事日程の報告　……３１３

○一般質問 ……３１３
１　木　村　　豊　議員 ……３１３
２　ササキマサヒロ　議員 ……３２４
３　髙　橋　敬　太　議員 ……３４６
○散　　会 ……３７８

第　６　号　（３月１８日）

○議事日程 ……３７９
○本日の会議に付した事件 ……３８０
○出席議員 ……３８０
○欠席議員 ……３８１
○地方自治法第１２１条により出席した説明員 ……３８１
○職務のために出席した職員 ……３８１
○開　　議 ……３８３
○議事日程の報告 ……３８３
○請願・陳情の審査報告 ……３８３
５請願第３号　道路整備事業に関する請願について
○議案第　４号　第８次矢巾町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定に関し議決を求めることについて ……３８５
○議案第　５号　矢巾町都市計画マスタープランの変更に関し議決を求めることについて ……３８９
○議案第２５号　令和６年度矢巾町一般会計予算について ……３９０
○議案第２６号　令和６年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について ……３９０
○議案第２７号　令和６年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について ……３９０
○議案第２８号　令和６年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について ……３９０
○議案第２９号　令和６年度矢巾町水道事業会計予算について ……３９０
○議案第３０号　令和６年度矢巾町下水道事業会計予算について ……３９０
○発言の取消しを求める動議について ……３９７
○議案第３１号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて …３９９
○議案第３２号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて …３９９

○議案第３３号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて　…３９９
○議案第３４号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて　…４００
○議案第３５号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて　…４００
○議案第３６号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて　…４００
○議案第３７号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて　…４００
○議案第３８号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて　…４００
○議案第３９号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて　…４００
○議案第４０号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて　…４００
○議案第４１号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて　…４００
○議案第４２号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて　…４００
○議案第４３号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて　…４００
○議案第４４号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて　…４００
○議案第４５号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて　…４００
○議案第４６号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて　…４００
○議案第４７号　古舘橋橋梁補修その２工事請負契約の締結について　……４０５
○議案第４８号　矢巾町税条例の一部を改正する条例について　……４０６
○議案第４９号　矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について　……４０７
○議案第５０号　矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について　……４０８
○議案第５１号　令和５年度矢巾町一般会計補正予算（第１３号）について　……４０９
○議案第５２号　令和５年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
について　……４０９
○議案第５３号　令和５年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）につ
いて　……４０９
○議案第５４号　令和５年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）に
ついて　……４１０
○議案第５５号　令和５年度矢巾町水道事業会計補正予算（第４号）について　……４１０
○議案第５６号　令和５年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第６号）について　……４１０
○発議案第１号　矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について　……４１３
○発議案第２号　第８次矢巾町総合計画策定調査特別委員会の廃止について　……４１４
○矢巾町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙　……４１５

○休　　憩　……４１７

第　７　号　（３月１８日）

○議事日程　……４１９
○本日の会議に付した事件　……４１９
○出席議員　……４１９
○欠席議員　……４１９
○地方自治法第１２１条により出席した説明員　……４２０
○職務のために出席した職員　……４２０
○再　　開　……４２１
○議事日程の報告　……４２１
○議案第５１号　令和５年度矢巾町一般会計補正予算（第１３号）について　……４２１
○議案第５２号　令和５年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
について　……４２１
○議案第５３号　令和５年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）につ
いて　……４２１
○議案第５４号　令和５年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）に
ついて　……４２１
○議案第５５号　令和５年度矢巾町水道事業会計補正予算（第４号）について　……４２１
○議案第５６号　令和５年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第６号）について　……４２１
○町長挨拶　……４２４
○散　　会　……４２５
○署　　名　……４２７

議　案　目　次

令和６年矢巾町議会定例会３月会議

１．諮問第　１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
２．諮問第　２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
３．諮問第　３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
４．議案第　４号　第８次矢巾町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定に関し議決を求めることについて
５．議案第　５号　矢巾町都市計画マスタープランの変更に関し議決を求めることについて
６．議案第　６号　矢巾町税条例の一部を改正する条例について
７．議案第　７号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
８．議案第　８号　一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
９．議案第　９号　矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について
１０．議案第１０号　矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する条例について
１１．議案第１１号　矢巾町立保育所設置条例の一部を改正する条例について
１２．議案第１２号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
１３．議案第１３号　矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について
１４．議案第１４号　矢巾町水道事業給水条例及び矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
１５．議案第１５号　矢巾町水路条例の一部を改正する条例について
１６．議案第１６号　矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について
１７．議案第１７号　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
１８．議案第１８号　矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
１９．議案第１９号　矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

２０．議案第２０号　矢巾町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金条例の一部を改正する条例について
２１．議案第２１号　矢巾町教育委員会の職務権限の特例に関する条例を廃止する条例について
２２．議案第２２号　町道路線の廃止に関し議決を求めることについて
２３．議案第２３号　町道路線の認定に関し議決を求めることについて
２４．議案第２４号　令和５年度矢巾町一般会計補正予算（第１２号）について
２５．議案第２５号　令和６年度矢巾町一般会計予算について
２６．議案第２６号　令和６年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
２７．議案第２７号　令和６年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
２８．議案第２８号　令和６年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
２９．議案第２９号　令和６年度矢巾町水道事業会計予算について
３０．議案第３０号　令和６年度矢巾町下水道事業会計予算について
３１．議案第３１号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
３２．議案第３２号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
３３．議案第３３号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
３４．議案第３４号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
３５．議案第３５号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
３６．議案第３６号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
３７．議案第３７号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
３８．議案第３８号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
３９．議案第３９号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
４０．議案第４０号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
４１．議案第４１号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
４２．議案第４２号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
４３．議案第４３号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
４４．議案第４４号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
４５．議案第４５号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
４６．議案第４６号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
４７．議案第４７号　古舘橋橋梁補修その２工事請負契約の締結について

４８．議案第４８号　矢巾町税条例の一部を改正する条例について
４９．議案第４９号　矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について
５０．議案第５０号　矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について
５１．議案第５１号　令和５年度矢巾町一般会計補正予算（第１３号）について
５２．議案第５２号　令和５年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について
５３．議案第５３号　令和５年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について
５４．議案第５４号　令和５年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について
５５．議案第５５号　令和５年度矢巾町水道事業会計補正予算（第４号）について
５６．議案第５６号　令和５年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第６号）について
５７．発議案第１号　矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について
５８．発議案第２号　第８次矢巾町総合計画策定調査特別委員会の廃止について
５９．矢巾町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

令和６年矢巾町議会定例会３月会議議事日程（第１号）

令和６年２月１９日（月）午前１０時００分開議

議事日程（第１号）

第　１　会議録署名議員の指名

第　２　会議期間の決定

第　３　施政方針演述並びに教育行政方針演述

第　４　諮問第　１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第　５　諮問第　２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第　６　諮問第　３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第　７　議案第　４号　第８次矢巾町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定に関し議決を求めることについて

第　８　議案第　５号　矢巾町都市計画マスタープランの変更に関し議決を求めることについて

第　９　議案第　６号　矢巾町税条例の一部を改正する条例について

第１０　議案第　７号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

第１１　議案第　８号　一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

第１２　議案第　９号　矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について

第１３　議案第１０号　矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する条例について

第１４　議案第１１号　矢巾町立保育所設置条例の一部を改正する条例について

第１５　議案第１２号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

第１６　議案第１３号　矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

第１７　議案第１４号　矢巾町水道事業給水条例及び矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

第１８　議案第１５号　矢巾町水路条例の一部を改正する条例について

第１９　議案第１６号　矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について

第２０　議案第１７号　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

第２１　議案第１８号　矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第２２　議案第１９号　矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

第２３　議案第２０号　矢巾町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金条例の一部を改正する条例について

第２４　議案第２１号　矢巾町教育委員会の職務権限の特例に関する条例を廃止する条例について

第２５　議案第２２号　町道路線の廃止に関し議決を求めることについて

第２６　議案第２３号　町道路線の認定に関し議決を求めることについて

第２７　議案第２４号　令和５年度矢巾町一般会計補正予算（第１２号）について

第２８　議案第２５号　令和６年度矢巾町一般会計予算について

第２９　議案第２６号　令和６年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について

第３０　議案第２７号　令和６年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について

第３１　議案第２８号　令和６年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について

第３２　議案第２９号　令和６年度矢巾町水道事業会計予算について

第３３　議案第３０号　令和６年度矢巾町下水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１７名）

１番	髙　橋　　恵　議員	２番	髙　橋　敬　太　議員
３番	横　澤　駿　一　議員	４番	ササキマサヒロ　議員
５番	吉　田　喜　博　議員	６番	藤　原　信　悦　議員
７番	齊　藤　勝　浩　議員	８番	小　川　文　子　議員
９番	木　村　　豊　議員	１０番	小笠原　佳　子　議員
１１番	山　本　好　章　議員	１２番	高　橋　安　子　議員

１３番	水　本　淳　一　議員	１４番	村　松　信　一　議員
１６番	赤　丸　秀　雄　議員	１７番	谷　上　知　子　議員
１８番	廣　田　清　実　議員		

欠席議員（１名）

１５番	昆　　秀　一　議員

地方自治法第１２１条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高　橋　昌　造　君	副町長	岩　渕　和　弘　君
政策推進監兼未来戦略課長	吉　岡　律　司　君	総務課長	田　村　英　典　君
企画財政課長	花　立　孝　美　君	税務課長兼会計管理者兼出納室長	佐々木　智　雄　君
町民環境課長	田中舘　和　昭　君	福祉課長	野　中　伸　悦　君
健康長寿課長	浅　沼　圭　美　君	産業観光課長	佐　藤　健　一　君
道路住宅課長	水　沼　秀　之　君	文化スポーツ課長	高　橋　　保　君
農業委員会事務局長	田　口　征　寛　君	上下水道課長	浅　沼　　亨　君
教育長	菊　池　広　親　君	教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長	南　幅　正　勝　君
子ども課長	田　村　昭　弘　君	代表監査委員	高　橋　憲　康　君
農業委員会会長	中　川　和　則　君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉　田　　徹　君	主事	渋　田　稀　結　君

―――

午前１０時００分　開議

○議長（廣田清実議員）　ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、15番、昆秀一議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

ただいまから令和６年矢巾町議会定例会を再開いたします。

これより３月会議を開きます。

―――

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

―――

諸般の報告

○議長（廣田清実議員）　日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、当職から議会関係報告を行います。

（議長　議会関係報告）

○議長（廣田清実議員）　次に、高橋町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長　行政報告）

○議長（廣田清実議員）　以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

―――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（廣田清実議員）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

11番　山　本　好　章　議員

12番　高　橋　安　子　議員

13番　水　本　淳　一　議員

の３名を指名いたします。

―――

日程第２　会議期間の決定

○議長（廣田清実議員）　日程第２、会議期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本日再開の３月会議の会議期間は、２月９日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から３月18日までの29日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　異議なしと認めます。

よって、３月会議の会議期間は本日から３月18日までの29日間と決定いたしました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第３　施政方針演述並びに教育行政方針演述

○議長（廣田清実議員）　日程第３、施政方針演述並びに教育行政方針演述に入ります。

初めに、令和６年度施政方針演述を行います。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　ただいまから令和６年度の矢巾町の施政方針の一端を申し述べさせていただきます。

まず初めに、元日に発生をいたしました令和６年能登半島地震により犠牲となられた方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された皆様に衷心よりお見舞いを申し上げます。そして、一日も早い日常生活の回復を心よりお祈りを申し上げます。

能登半島地震につきましては、本町から被災地へ職員の派遣を行い、災害義援金、避難所用品としてテント型シャワーをお送りするなど、いち早い支援を行っております。また、町内小中学校において、児童生徒が率先して募金活動を行っており、今後も全町による支援を継続してまいる所存であります。

本日、ここに令和６年矢巾町議会定例会３月会議が開催されるに当たり、町政経営に対する施政方針と新年度の主な施策につきまして概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆さんのご理解とご指導を賜りたいと存じます。

令和６年度は、第８次矢巾町総合計画・前期基本計画のスタートの年であり、令和７年は３村合併、いわゆる徳田村、煙山村、不動村の３村合併から70周年を迎える年となります。

第７次矢巾町総合計画・後期基本計画においては、日本で初めてフューチャー・デザインを取り入れ、施策を推進してまいりました。第８次矢巾町総合計画においては、この取組をさらに進化させるとともに、誰一人取り残さず、持続的な未来を実現するというＳＤＧｓの精神も包含し、施策を推進してまいります。

また、本町の未来を担う子どもたちは、「スポーツのまち　やはば」、「音楽のまち　やはば」を内外に知らしめる活躍をしていることは、町民の皆さんもご承知のとおりであります。この活躍は、子どもたちの努力に加え、指導者、保護者、地域の皆さんの支援が一体化することにより成し得たものと考えております。このような取組を町民全体で推し進めることが本町の輝ける未来を開いていくことにつながると認識をしております。

これらのことを踏まえ、このたび矢巾町議会定例会３月会議で提案をさせていただく第８次矢巾町総合計画の基本理念を「みんなで築く　躍動感あふれ幸せな未来へ進化するまち　やはば」と掲げ、町政を力強く推進してまいる所存であります。

第８次矢巾町総合計画では、町勢発展のため、目指す将来像として、１つ目として「新たな活力と変革を実感できるまち」、２つ目として「ありがとうが行き交う幸せなまち」、３つ目として「豊かな環境を未来へつなぐまち」、この３つを掲げております。町民の皆さんとともに、より良い町づくりのため、さらなる本町の発展と福祉向上のため、全身全霊をささげて皆様とともに歩んでまいります。そして、未来ある子どもたちが「ふるさと矢巾」を誇りに思い、そして将来の矢巾を支え、自分らしさを見つけられるまちを目指してまいります。

それでは、第８次矢巾町総合計画の施策の大綱であります、まちの将来像の実現に向けた４つのまちづくりの方針に沿って、令和６年度の主要な事業の方向性をご説明申し上げます。

第１に、『元気を発信し活力を呼び込むまちづくり』についてであります。

藤沢第２地区、田中地区及び下花立地区の３つの地域で進めております大規模宅地開発において、一戸建ての住宅のみならず、商業地開発も進められており、新しい矢巾町の姿を体現するものとなっております。

この開発により、特にも近年町の重要課題とされておりました住宅用地の供給が進むことで子育て世代の移住定住が促進され、本町における少子対策に資するものであることから、目標人口３万人を見据え、町道など周辺環境を含めた住環境整備をさらに進めてまいります。

目まぐるしく変化する経済状況や人口減少といった構造変化に直面している今日、地域の産業を持続可能なものとしていくためには、課題に適切に対処し、機会を最大限に活用しな

がら、生産者、事業者、そして各コミュニティと協力して、総合的にアプローチをしていく必要があります。そのためには、農業、商業、工業の３つの産業をそれぞれ活性化させるとともに、産業間の緊密な連携が必要であり、それらを実現し新たな価値を共創する拠点として矢巾町農商工共創センターを設置してまいります。

農業分野における活力を呼び込む方策として､農業従事者と後継者の確保につきましては、国の新規就農者支援制度、町の事業でありますやはば農業担い手応援事業、矢巾町親元就農給付金をはじめとする各種制度を活用し、農業従事者の確保・育成を支援してまいります。

町産農産物の消費拡大において、地元学び塾の開催や大規模消費地における農産物ＰＲ事業を通して産地の見える化、販路の見える化による消費拡大を推進してまいります。

需要に応じた米生産を推進するとともに、水田活用の直接支払交付金の見直しに伴う将来への影響に配慮しつつ、各組織の営農計画作成を支援してまいります。計画作成の際には、経営基盤強化のため引き続き高収益作物への転換を推進し、地域の中心経営体に対し、農業用機械・施設の導入につきましても支援をしてまいります。

有害鳥獣による被害につきましては、西部地域に設置をいたしました電気柵により、人的被害がなく一定の効果があったと認識しているところでありますが、ツキノワグマやイノシシの目撃情報が多くなってきており、引き続き電気柵設置助成や新規狩猟者確保対策事業を実施し､地域ぐるみで農作物被害の低減及び人身被害を未然に防ぐ対策を講じてまいります。

林業関係につきましては、森林環境譲与税を活用し、町有林の地ごしらえ及び植付け等の森林の整備に努めるとともに、10月に予定しております「いわて森林(もり)の感謝祭」を町内会場で開催し、森林の公益的機能について理解を深め、森林が有する財産を次世代、次の世代の子どもたちへしっかり継承をしてまいります。

商工業分野における活力を呼び込む方策として、矢巾町農商工共創センターにより、地域で郷土食に取り組む方々や小規模商店を支援するなど、それぞれの地域に根差した事業体を支援してまいります。

また、各地の小売店が廃業する中で、移動販売を推進し、買い物への需要を満たし、商業の衰退を防いでまいります。

企業誘致のさらなる推進のための土地利用につきましては、見直しを行った国土利用計画及び都市計画マスタープランのコンセプトに基づき、適地調査等の手法を用いて効果的な企業集積を検討し、社会環境の変化に対応する土地利用の適切な誘導を図りながら、計画的な土地利用の推進をしてまいります。

具体的には、市街化調整区域における地区計画制度によります企業誘致事業を推進していくほか、駅東地域については、矢巾ショッピングセンターなどと協力し、中心市街地活性化に向けた施策について取り組んでまいります。

駅西地域については、矢幅駅西駐車場、矢巾町岩手ビッグブルズアリーナ、旧矢巾中学校の敷地、町民センターの４つの公有財産と矢幅駅を拠点と捉え、これらを結ぶ駅西エリアとした開発、地域活性化の手法について、調査検証を進めてまいります。

中小企業振興の推進につきましては、中小企業が地域経済の発展に重要な役割を担っているという認識を地域で共有するとともに、中小企業の経営基盤の強化を図るための取組や、持続的な地域経済循環の実現に向けた施策を実施してまいります。

次世代への勤労観・職業観の醸成並びに地域企業への就業促進につきましては、地域の小・中・高・大学等と連携し、地域企業との関わりを深め、地域企業の魅力や特色を伝える機会を創出し、地元への就業に向けた理解促進に向け取り組んでまいります。

物流分野において、地域産業のさらなる活性化として、令和６年度供用開始となります徳田橋、今年の３月23日の竣工を予定しております。同じく６年度末に基本設計が完了する一般国道４号盛岡南道路によるアクセス向上はもちろん、西部地域に竣工いたしました東北エリア最大級のマルチテナント型物流施設「プロロジスパーク盛岡」により、北東北の物流拠点としての本町の価値は、ますます高まっているところであります。

この物流の基盤の発展は、流通産業発展を核とした産業振興戦略展開のための大きなチャンスと認識しており、併せてこの物流基盤を生かした販売ルートを開拓し、地元産業活性化へ注力していくことは、持続可能な町であるため、またＳＤＧｓ社会への貢献のためにも必然と認識をしております。

観光まちづくりの推進につきましては、これまでの体制を再構築し、観光協会を中心に据え、資源の掘り起こしによる観光の強化を図ってまいります。

西部地域の観光活性化として、煙山と和味のひまわりパークのほか、南昌山や城内山、水辺の里をはじめとする自然観光スポットと矢巾温泉や町営キャンプ場、民間事業者によるアスレチック施設のほか煙山ダムの多目的利用等を連携させた取組を行い、東部地域においては国指定史跡徳丹城跡を中心としたマルシェやチャグチャグ馬コパレードなどを行ってまいります。

観光情報の発信強化につきましては、地域情報発信ステーションと活動交流センターやはぱーくが連携して町内イベントのＰＲを効果的に行い、重層的な観光情報の発信に努めてま

いります。

矢巾の四季を彩る春・夏・秋の祭りにつきましては、昨年度に引き続き「矢巾町にぎわい創出実行委員会」を柱に、町のにぎわいと関係人口の創出を図ってまいります。

関係人口の創出は、ふるさと納税、企業版ふるさと納税についても優位に働くことから、イベントを通じた創出のみならず、ふるさと矢巾会を通じ、首都圏の企業や在京本町出身者への積極的な働きかけを行い、本町の魅力をＰＲするとともに、アンバサダーとして演歌歌手の大江裕氏の起用など、全国的に本町の情報発信を行い、ふるさと納税の歳入増加につなげてまいります。

第２に、『誰一人取り残さない社会を目指すまちづくり』についてであります。

昨年度から推進しているケアリングコミュニティを継承し、第８次矢巾町総合計画がスタートいたします令和６年度を「地域コミュニティ再構築の年」と位置づけ、町民懇談会の実施など対話を重んじ、双方向のコミュニケーションを展開してまいります。

現在、少子高齢化や地域活動の担い手不足、町民同士の連帯感の希薄化など、地域コミュニティが抱えております課題は地域により様々ですが、自らの地域の問題を自分事、まさに我が事と捉え、互いに知恵を出し合いながらあるべき姿を考えていくことが再構築の第一歩と考えますことから、自治会の手引きを配布し、懇談会やワークショップなどを通じて、各地域に応じた支援を行ってまいります。

また、新たに宅地開発が行われる地域では、本年以降徐々に転入が増加していくものと見込んでおり、隣接する地域コミュニティと連携し、目的や役割、重要性等に関する説明会を継続して開催するなど、新しい地域コミュニティの形成が円滑に図られるよう支援を図ってまいります。

多様性と包摂性のある共生社会の実現につきましては、男女共同参画社会の推進として、田園都市やはば第２次男女共同参画プランに基づき、誰もが個性と能力を十分に発揮し、生き生きと活力に満ちたまちの実現のため、男女が公平に社会と家庭とに参画するジェンダー平等社会の実現に向けた意識づくりや、昨年10月に導入したパートナーシップ・ファミリーシップ制度について、より一層の周知を行い多様性を包摂する「ありのままで自分らしく生活できるまち」の視点でまちづくりに取り組んでまいります。

国際交流の推進につきましては、友好都市フリモント町との交流において、中高生の相互交流を通じて友好関係を深めるほか、町内在住の外国人との顔の見える関係性づくり、東京2020オリンピック・パラリンピックホストタウン事業でのオーストリアとの芸術文化などの

交流につきましても関係団体と調整を図ってまいります。

交流事業の推進につきましては、平和に関する事業として広島への中学生派遣を行うほかに、さらに沖縄、長崎を含めた平和や物産交流事業の推進を目指してまいります。

障がい福祉の充実につきましては、紫波地域障がい者基幹相談支援センターと連携しながら、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して生活できる地域社会の実現を目指し、令和６年度に開業予定でありますギャンブル依存症からの更生に特化した事業者と連携し、依存症の方への支援など様々な環境を整備するとともに、第７期矢巾町障がい者プラン・障がい福祉計画及び、第３期矢巾町障がい児福祉計画に基づき、それぞれがかけがえのない個人として尊重され、互いの個性を認め合いながら思いやり、共に暮らし、共に支え合う地域づくりを目指し、「つなぐ」ことを一つのキーワードとして「医療・福祉・教育の充実したまちづくり」に取り組んでまいります。

妊娠・出産・子育てが安心してできる環境づくり及び、児童虐待防止体制の充実につきましては、令和６年度から「母子保健分野と児童福祉分野」の一体的な相談支援体制を整備するため、矢巾町保健福祉交流センター内に「こども家庭課」を設置させていただきます。この体制は、「全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う」もので、地域子育て支援拠点事業や乳幼児健診、乳児訪問などの様々な機会を捉え、子育て家庭が抱える悩みなどを察知し、保健師や社会福祉士など専門性を生かした体制とし、妊娠期から子育て期全般にわたる切れ目のない支援による、子ども・子育てに優しい町づくりを進めてまいります。

また、子どもを守る権利条約の理念の下、「一人の人間として自分の人生を歩むことができる」地域や家庭環境づくりに努め、児童虐待の予防体制を充実し、すべての子どもの幸せを目指した育ちの支援を町ぐるみで取り組んでまいります。

保育環境の整備につきましては、保育施設に対し保育補助者や保育支援員の配置に対する支援を行い、保育体制の強化を図るほか、奨学金返済助成制度による処遇改善、保育士宿舎借上げや産休代替職員費に対する補助、子育て支援の育成を行っていくことで、引き続き誰もが安心できる子育て支援に努めてまいります。

さらには、核家族化や共働き等により多様化する子育て世帯のニーズに対するきめ細やかな支援を行うことができるよう、ファミリー・サポート・センターの会員数の確保についても、引き続き取り組んでまいります。

児童館事業につきましては、家庭や学校との日常的な情報共有を通して、心身ともに安全

・安心な居場所づくりを行いながら、年齢に合わせた「遊び」や「生活」の支援を行い、児童の健全育成の充実に努めるとともに、施設の維持補修等を行い、施設環境の改善に努めてまいります。

地域福祉の充実につきましては、第３期矢巾町地域福祉計画に基づき、地域の方々や地域の多様な主体が参画して、人と人、人と資源が世帯や分野を超えてつながることで、町民の皆さん方がお一人お一人の暮らしと生きがい、地域を共に創りあげる「地域共生社会」の実現を目指し、重層的支援体制整備事業の取組を充実させ、誰一人取り残さない、優しさと思いやりに満ちた福祉のまちづくりを進めてまいります。

生涯を通じた健康づくりの推進、地域協働による健康づくりの推進につきましては、町民の健康づくりの行動指針となります「健康やはば21第３次」の初年度として、これまでの健康づくりに関する各事業の成果を生かし、町民の皆さんが歳を重ねても健やかで生きがいを持ち、元気に生活できる取組を関係機関と連携することによって一層進めてまいります。

コロナ禍において、孤独・孤立、地域や家族の関わりの希薄化などの社会問題は加速化しており、健康格差の拡大が懸念されております。そのような中、保健、医療、福祉における課題解決のために、「誰ひとり取り残さない」という使命の下、町民お一人お一人が生涯を通じて健やかに心豊かな生活を送るために、「自分の健康は自分で守る」という意識の醸成を図り、生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防と重症化予防、介護予防など、人生100年時代が本格的に到来することを踏まえたライフステージ特有の健康づくり施策を有効に推進し、健康寿命の延伸を目指してまいります。

さらには、健康づくりサポーターの育成と組織活動の支援を強化し、町民の皆様との対話を重視し協働で健康づくりの取組を進めていくことで、地域の方々同士のつながりを強め、関係機関とは横のつながりと組織力を生かし、社会環境の質の向上を踏まえた健康なまちづくりを目指してまいります。

国民健康保険特定健診や特定保健指導につきましては、紫波郡医師会や健診機関との緊密な連携の下、「矢巾町第３期データヘルス計画」等に基づき、最新の行動経済学の知見とデータを活用し受診率向上を図り、生活習慣病の発症予防と重症化予防の取組などを積極的に進めるとともに、大腸がん検診等における官民が連携してその課題の解決を図っていくＰＦＳ（成果連動型民間委託契約方式）の手法を継続し、がん検診受診率の向上に努めてまいります。

また、岩手県後期高齢者医療広域連合と緊密な連携を図り、高齢者の心身の多様な課題に

対応するきめ細かな支援として、お一人お一人の医療、介護、健康診査などの情報を的確に把握して、高齢者の社会参加を含むフレイル予防を視野に入れた「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」をより一層推し進めてまいります。

認知症への理解と支援の促進につきましては、令和４年11月に行いました「認知症の人にやさしいまちづくり　やはば」宣言を受け、令和５年４月に「矢巾町認知症とともに生きるまちづくり条例」を制定させていただきました。今後も認知症に係る理解促進やサポートをしっかり行い、岩手医科大学脳神経内科・老年科との連携事業「脳とカラダのいきいき健診事業」や、シニア世代には認知症予防として加齢に伴うフレイルの予防事業を行い、認知症であっても、なくても、共生と予防の両輪により、「誰もが希望を持ち、安心して暮らし続けることができるまちの実現」を目指し、人生の最期まで心豊かに、安心して暮らし続けることができるように取り組んでまいります。

そのために、矢巾町高齢者福祉計画及び第９期矢巾町介護保険事業計画の初年度として、生活支援コーディネーターを中心とした高齢者を支えるネットワークの構築をより一層推進するとともに、介護予防・認知症施策の推進施設「矢巾町えんじょいセンター」を拠点として、おれんじボランティアや介護・福祉事業者と協働による、介護予防・日常生活支援事業や認知症施策を展開してまいります。

高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進につきましては、地域で安心して暮らすことができるように、エン（縁）ジョイネットワークなど生活支援コーディネーターによる居場所づくりや、橋渡しを通じて、地域の方々の活動の場を増やしていく事業を推し進め、社会参加の機会の創出に努めてまいります。

今後、高齢者人口がピークに達する2040年を見据え、本町においても人口減少社会、労働力不足など問題が深刻化することが想定されております。長年培ったスキルを持つシニア世代が継続して能力が発揮できるよう、官民が連携した取組を推進し、地域共生社会の構築を図ってまいります。

自殺対策につきましては、町民一人一人のかけがえのない命を守るため、「誰も自殺に追い込まれることのない矢巾町」の実現に向け、「いのち支えあうやはば」を基本理念とし、関係機関と連携し自殺予防対策におけるさらなる推進と強化を進めてまいります。

道路ネットワークの整備につきましては、一般国道４号盛岡南道路及び都市計画道路津志田白沢線の整備に合わせ、町内を縦軸と横軸で複数接続する道路網整備計画を作成し、地域連携を支える道路ネットワークの強化、町内外から岩手医科大学附属病院への安定した救急

搬送ルートを確保し、北東北の物流拠点にふさわしい道路網、そして児童・生徒等歩行者の安全確保のため、交通の流れの変化に対応する歩道整備の４点に注力して整備を推進してまいります。

一般国道４号盛岡南道路の整備促進につきましては、地元と国の橋渡し役として国土交通省岩手河川国道事務所と連携し、早期着工・早期完成に向けて最大限の支援を行ってまいります。

徳田橋架け替え整備につきましては、国・県当局のお取り計らいにより計画どおり整備が進み、本年３月には竣工が予定されており、北東北の物流拠点であります矢巾町と沿岸部との結びつきがより一層強化されるものと期待しております。

河川の整備につきましては、国管理の北上川について、土橋地区の一部で堤防が未整備になっている区間の早期解消に向け、国に対して引き続き要望をしてまいります。県管理の一級河川については、太田川及び芋沢川の基幹河川改修事業の促進と、岩崎川上流部の整備促進について､引き続き岩手県に対し強く要望してまいるほか､町管理の普通河川については、漆田川の土砂撤去に着手することにより、町内全域の防災・減災に努めるとともに国土強靭化を図り、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

町営住宅につきましては、安全、安心や質的向上に対する入居者のニーズが年齢層によって異なることから、長寿命化改修の実施と併せて民間住宅の有効活用を図ることにより、町内の住宅ストック供給を維持するとともに、子育て世帯の入居に配慮した施策を進めてまいります。

空き家対策につきましては、空き家特措法の改正により建物の適正管理や用途変更、矢巾町農商工共創センターとの連携による空き家のリノベーション等、活用拡大がこれまで以上に見込まれるため、国や県・近隣市町の動向を注視しながら課題解決に向け、従来から行っておりますデータ整備や窓口相談を強化し、その解消に向け、事業推進をより一層図ってまいります。

都市公園につきましては、経年劣化が進んでおります各公園の危険箇所の把握に努め、利用者の安全確保を図るとともに、施設の利用状況等に応じて優先順位を判断しながら計画的に改修等を進めてまいります。また、利用者の利便性を図るため、指定管理者とこれまで以上に情報共有をしっかり図り、ニーズの把握に努めてまいります。

公共交通につきましては、町民の皆様の身近な足として利用いただいております、市街地循環バス「やはばす」及び予約型乗合バスの「のりあい号」について、さらなる認知拡大と

利用促進に努めるとともに、盛岡市・滝沢市との公共交通網の広域化に向けた協議を進めてまいります。

災害対策といたしましては、流域治水による防災推進につきましては、地域の防災・減災を目的に、田んぼを活用した流域の治水事業に取り組んでおり、平成25年８月豪雨災害のような被害を繰り返さないように田んぼダムの取組拡大を進めてまいります。

煙山ダムの大規模改修事業につきましては、国営事業による貯水池の堆砂除去工事、放流ゲートの取替工事のほか、流木の侵入を防ぐ網場（アバ）の設置が進められており、引き続き国と一体となって確実に推進してまいります。

消防体制の充実強化につきましては、常備消防であります盛岡南消防署矢巾分署と町消防団との連携をさらに深めるとともに、消防ポンプ自動車をはじめとする消防活動装備品の充実を図ってまいります。さらには、あらゆる災害に迅速に対応し被害状況などを確認するため､消防団員の操縦資格者を増やすことによりドローンの積極的な活用を図ってまいります。また、消防団の新団員確保の施策としては、矢巾町内の企業に対する団員募集の働きかけや女性や学生を対象といたしました新たな層への働きかけを図るなど、積極的な募集活動を実施してまいります。

地域における防災対策といたしましては､昨年４月から各地区コミュニティを対象として、更新いたしました矢巾町防災マップの活用に関する町民説明会を開催し、災害リスクとその対応等について周知を図ってまいりましたが、今後も引き続き、「日頃の備えと早めの避難」を合言葉に、地域の防災訓練やワークショップなどを通して防災対策に関する知識を普及してまいります。また、「自助力」「共助力」の向上のため、自主防災組織や防災士の計画的な育成に努め、スキルアップ講座を充実させ、地区における防災リーダーとしての実践力の向上を図ってまいります。

防犯対策につきましては、町の発展に伴う交流人口の増加が、防犯上のリスクを高めるという側面もあることから、犯罪のない明るく住みよい地域社会の実現のため、防犯講話など地域と一体となった防犯活動に努めるほか、防犯パトロールを強化してまいります。また、町内における特殊詐欺被害やインターネット犯罪の防止対策、子どもが犯罪被害に遭わないための見守り活動など、情報提供を徹底し犯罪の未然防止対策の強化に取り組んでまいります。

交通安全対策につきましては、関係団体と連携し、交通事故防止、危険運転防止活動をさらに推進してまいります。特にも、通学路の交通安全対策として、ゾーン30プラス等の設置

事業に積極的に取り組むとともに、交通安全施設の整備に関し、地区単位での改善要望箇所等の詳細な現地確認を行い、町交通安全対策協議会での最終検討を経て、県の公安委員会に対して要望を継続してまいります。また、流通センター地区内の街灯については、ＬＥＤ化を推進し、安全性の確保と省エネ効率の向上の両立をしっかり図ってまいります。

第３に、『豊かな環境を守り伝えるまちづくり』についてであります。脱炭素、カーボンニュートラルに向けた取組推進につきましては、本町が表明しております「ゼロカーボンシティ」を実現するための施策として、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用した重点対策加速化事業に力を入れ取り組んでまいります。２年度目となる令和６年度は、自家消費型太陽光発電設備等の設置、高効率照明設備への更新、既存住宅への断熱改修に対する補助事業を引き続き実施することにより、町民及び民間事業者の取組を支援し、エネルギーの地産地消を推進してまいります。また、木質バイオマス発電等の再生可能エネルギーを活用した取組をする事業者への支援も行ってまいります。なお、町内の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出量削減を図るための指針となります「矢巾町地球温暖化対策実行計画区域施策編」を新たに策定して、本町の脱炭素に向けた施策を町民及び事業者にご理解をいただきながら、さらなるＧＸの取組を推進してまいります。

また、地球温暖化等による気候変動適応として熱中症対策を講じるため、イベント、教育、産業等の様々な分野での熱中症に対する周知をより理解を図り、熱中症予防行動につなげるよう努めてまいります。生活環境の保全及び環境美化につきましては、町民が環境問題に無理なく、かつ持続可能な行動変容を図っていくためのきめ細やかな施策を展開してまいります。ごみの資源化・減量化に当たっては、社会福祉法人との環福連携による取組を継続し、民間企業における環境問題への活動と連携した資源ごみの回収品目を増やし、普段の生活の中に様々な資源回収拠点が身近にある環境を整えてまいります。

豊かな環境を守り伝える方策として、農地の保全につきましては、各集落において策定し取り組んでまいりました人・農地プランについて、農業経営基盤強化促進法が改正され、令和７年３月末までに各地区において人・農地プランに代わる「地域計画」を作成することが定められました。令和６年度も町農業委員会と連携しながら、地域の農業者の皆さんと担い手への農地集約化に関する将来の方針、またその先にある目標地図などを含めた話合いを進めてまいります。

農業基盤整備事業につきましては、圃場整備事業による矢次地区の区画整形工事、これまでは整理と言っていたのですが、区画整形工事が令和６年度に完了する予定であり、また広

宮沢地区が着手する予定となっており、それぞれ早期事業完了に向けて推進をしてまいります。他の地域においては、県事業のいきいき農村基盤整備事業等を活用し、暗渠排水設備の整備等を進めるほか、農地維持、質的向上、長寿命化を目的とした多面的機能支払交付金、傾斜地の農地維持を目的とした中山間地域等直接支払交付金等を活用し、引き続き耕作放棄地の発生防止に努めてまいります。

第４に、『まちの発展を支える持続可能な行財政運営』についてでありますが、情報発信の強化につきましては、文字を大きく、紙面も大きくし、見やすくする広報紙や、リニューアルし、欲しい情報を入手しやすくなった町ホームページ、ラジオを活用し、広い世代の皆様にまちの出来事を身近に感じていただけるよう努めてまいります。

また、スマートフォン・タブレット向けに、広報記事検索やごみカレンダー、チャットボット（24時間対応のお問合せ対応機能）など便利な機能を搭載した町民総合ポータルアプリ「やはナビ！」が２月に全面リリースすることになりましたことから、ぜひ多くの方々にご利用いただき、町民と町をつなぐコミュニケーションツールとして日常的に活用していただけるよう、普及啓発を図ってまいります。

このほかにも、ラインやインスタグラムなどのソーシャルネットワーキングサービス（ＳＮＳ）を活用して町内外に向けたまちの魅力の発信を強化し、多くの方々に本町に関心を持っていただけるよう努めてまいります。

上下水道事業の上水道につきましては、安全・安心な水道水の安定供給のため、アセットマネジメント計画に基づき計画的な管路及び水道施設の更新を進めてまいります。また、緊急時に迅速な対応を行うための体制及び装備の充実・強化に努め、さらに地震等の非常時においても給水機能が確保できるよう、簗川ダムからの利水活用を行うべく関係機関とともに計画を策定しており、整備に向けて前進してまいります。

また、上下水道の関連の中での下水道につきましては、管路・汚水処理施設ともに老朽化が進むことが見込まれることから、ストックマネジメント計画に基づき計画的な改築・更新を進めてまいります。また、公共用水域のさらなる水質改善を図るため、排水設備の適正使用と浄化槽の普及促進の広報活動を継続的に推進してまいります。

上水道及び下水道事業ともに将来にわたり安定的に事業を運営するため、策定済みの経営戦略を着実に実施し、併せて技術継承の体制構築に取り組んでまいります。

なお、効果的で効率的な町政を経営する観点に立って、町の戦略を確実に進めるため施策や事務事業の推進状況等の評価を進め、限られた予算と人員を最大限有効に活用し、未来に

向けたより高い成果志向の町政運営、そして経営を実現してまいります。

以上、令和６年度の重点的な取組と主要な事業の方向性につきまして申し上げました。

町政経営を安定的かつ持続可能なものにするために財政の健全化は最重要課題であります。徹底的に事務事業の見直しを行い、より多くの歳入の確保に努め、第８次矢巾町総合計画初年度となります令和６年度の新たな計画に反映をさせてまいります。

以上、議員各位をはじめ町民の皆様のなお一層のご指導を賜りますことをお願いを申し上げまして、令和６年度の施政方針といたします。ご清聴、誠にありがとうございました。

○議長（廣田清実議員）　以上で施政方針演述を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を11時30分といたします。

午前１１時１５分　休憩

――――――――――――――

午前１１時３０分　再開

○議長（廣田清実議員）　再開いたします。

続いて、令和６年度教育行政方針演述を行います。

菊池教育長。

（教育長　菊池広親君　登壇）

○教育長（菊池広親君）　令和６年度教育行政方針を申し述べます前に、本年１月に発生しました能登半島地震により犠牲になられた方々に対しましてお悔やみを申し上げるとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げ、一日も早い日常生活の回復をお祈りいたします。

では、令和６年矢巾町議会定例会３月会議に当たり、令和６年度の矢巾町教育行政方針を申し述べます。

本町の教育行政の推進につきましては、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援を賜っておりますことに心から感謝申し上げます。

令和６年度は、第８次矢巾町総合計画・前期基本計画がスタートし、「みんなで築く　躍動感あふれ幸せな未来へ進化するまち　やはば」を基本理念とした施策を推進する年度であります。

教育委員会は、第８次矢巾町総合計画の基本理念の下、町が目指す３つの将来像実現のために策定した４つの施策の柱の１つ「誰一人取り残さない社会を目指すまちづくり」を担っ

ております。

このような背景を踏まえ、教育委員会は第３期矢巾町教育振興基本計画を策定し、「時代を拓き次代につながるひとづくり」を基本理念・基本目標と定め、「ひとづくり」というキーワードで３つの基本方針を設定し、施策を推進することといたしました。

基本方針の１つ目は、「個性を伸ばし、生涯にわたる学びを支え、持続可能な社会を担うひとづくり」であり、８つの重点を掲げております。

重点の１つ目は、「就学前における教育・保育の質の向上」であります。

保育者が「幼児期の教育において育みたい資質・能力」についての理解を深めるとともに、保育者として身につけたい資質等に係る研修の充実を図ります。また、幼児教育において育まれた資質・能力が継続して、小学校以降の学校教育につながるように幼保小の滑らかな接続を推進してまいります。

重点の２つ目は、「確かな学力と個性を伸ばす教育の推進」であります。

小学校及び中学校の義務教育として行われる普通教育の目的を実現するために、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うことにより、確かな学力を育成してまいります。

令和６年度はＧＩＧＡスクール構想にて整備した「１人１台端末」に加え、新たに中学校へ「１教室１台、大型提示装置」を設置し、効果的なＩＣＴ機器の活用が進むよう取組を進めてまいります。また、学習指導要領に準拠した標準学力検査（ＮＲＴ）を導入し、知能検査と併せて実施することで、一人一人の児童生徒の知能と学力の相関を可視化し、授業や学級経営改善を図ることにより、個別最適な学びの実現を図ってまいります。

重点の３つ目は、「豊かな心を育む教育の推進」であります。

道徳教育や人権教育などを一層充実させるとともに、家庭や地域社会との連携を図り、様々な活動の体験を通じて、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、勤労観・職業観など、児童生徒に豊かな人間性と社会性を育んでまいります。

重点の４つ目は、「健やかな体を育む教育の推進」であります。

児童生徒が心身ともに健やかで安全に成長していくことができるよう、児童生徒に望ましい食習慣と健康な体づくりにつながる食育などを一層充実させ、児童生徒が自らの心身の健康を育むことのできる基礎的な素養の育成を図ってまいります。

具体的には、岩手県教育委員会が推奨する「60（ろくまる）プラスプロジェクト」を効果的に運用し、望ましい食習慣や規則正しい生活習慣及び体力向上を図るほか、共同調理場施設の修繕及び更新を実施し、栄養バランスの取れたおいしい給食を提供するとともに、栄養教諭による各学校での食育指導を継続してまいります。

重点の５つ目は、「ふるさとの未来を支える教育の推進」であります。

少子高齢化、グローバル化、情報化などの社会の変化に対応した教育や主権者としての自覚を培う教育、社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育を充実させ、これからの社会を生き抜く力、ひいてはふるさとの未来を支える力を育んでまいります。

重点の６つ目は、「多様な教育ニーズに対応した教育機能の充実」であります。

特別な支援を必要とする児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育支援員、適応支援員等の配置を行うとともに、関係機関と連携した支援体制の充実を図ってまいります。

また、「いじめ見逃し０（ゼロ）」を合言葉としたいじめへの対応や不登校などの学校不適応対策として、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家を配置し、教育相談体制の充実を図り、個に応じた適切な対応に努めてまいります。

重点の７つ目は、「教員の資質向上と教育指導体制の充実」であります。

岩手県教育委員会が策定した「校長及び教員の資質の向上に関する指標」を教員の成長段階に応じて備えるべき資質を目安として、その向上を図るため教職員研修を実施します。また、教職員が教材研究や児童生徒一人一人と向き合う時間を確保するため、学校における働き方改革を進め、教職員への支援に取り組んでまいります。

重点の８つ目は、「学校教育環境の整備・充実」であります。

児童生徒が安全・安心して学習や生活ができる教育環境を提供するため、教材等の計画的な整備に努めるとともに、「矢巾町学校教育施設長寿命化計画」に基づく計画的な老朽化対策のほか、日常的な施設・設備点検を実施してまいります。

令和６年度においては、雨漏りが著しい学校施設について専門業者による調査を行い、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境・体制の整備に努めてまいります。

基本方針の２つ目は、「学校・家庭・地域の連携を深め、心豊かにたくましく生きるひとづくり」についてであり、２つの重点を掲げております。

重点の１つ目は、「学校・家庭・地域の連携・協働の推進」であります。

学校や公民館などを拠点として地域の教育資源を結びつけ、多様な人々のネットワーク・協働体制を確立するとともに、社会総がかりで子どもたちを健全に育み、将来にわたって地域を支え創造する人づくりを目指してまいります。

また、令和２年度に設立した矢巾町学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を充実させ､地域と学校が協働して子どもたちの９年間の育ちを一貫して見守り､育んでいくために、町民や保護者等が学校運営に参画しながら課題解決に向けた取組を進めてまいります。

重点の２つ目は、「家庭の教育力の向上及び青少年の健全育成の推進」であります。

核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等を背景として、子育てに関して悩む保護者が増えてきていることが指摘されています。このため、家庭教育に関する支援の充実を図り、子育て中の親が悩みや不安感を解消し、家庭教育に取り組むことができるように支援してまいります。

特にも、昨今のスマートフォンなどの携帯型端末の不適切な利用による児童生徒の生活習慣の乱れや犯罪被害が危惧されるため、家庭内においても、その利用ルールづくりなど、親子で心を通わせる環境づくりを推進してまいります。

また、青少年の健全育成や教育振興運動につきましては、各地区子ども会や青少年団体などの団体活動を支援するとともに、子どもたちを「明るく　賢く　たくましい子どもを育てよう」という教育振興運動の考えの下、子ども・家庭・学校・地域・行政の５者が互いに連携し役割を果たせるよう取り組んでまいります。

基本方針の３つ目は、「生涯を通して学び、郷土の歴史と文化を誇りにし、未来を創造するひとづくり」であり、４つの重点を掲げております。

重点の１つ目は、「多様な学習機会の充実」であります。

多様な学習活動の機会や情報提供、様々な機関、団体が連携することにより、地域における学習活動を活性化させ、現代的課題等に対応するとともに、総合的に地域の教育力の向上を図ってまいります。

また、町民一人一人の関心に対応できるよう、自発的、自主的に学び、自己を高める意欲の向上につながる研修会、講座等の情報発信を積極的に推進し、町民の生涯学習活動への参加を促すとともに、「矢巾町史」を発刊し、次世代に本町の歴史と文化を継承してまいります。

重点の２つ目は、「スポーツ・レクリエーション環境の充実」であります。

「日本一健康な町やはば」の実現を図るため、町民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指してまいります。

また、「スポーツのまち　やはば」宣言並びに矢巾町スポーツ推進計画に基づき、スポーツを「する、みる、ささえる」ことで共に感動と喜びを分かち合い、健康で幸福な人生を目指し、町民の皆様が町民スポーツ大会をはじめ、各種スポーツイベント及び各種競技大会などに関わり合える環境を整備してまいります。

重点の３つ目は、「文化・芸術活動の推進」であります。

町民が優れた芸術作品の鑑賞や直接芸術文化活動に参加できる機会を提供するとともに、町民の自主的な芸術文化活動への取組や各種団体における後継者の育成を支援してまいります。

煙山小学校は、東日本学校吹奏楽大会に６回出場し、５回の金賞を受賞しておりますし、全日本合唱コンクール全国大会においては、矢巾北中学校が６回出場し、令和３年度には金賞に輝き、県立不来方高等学校は15大会連続となる金賞を獲得するなど、「音楽のまち　やはば」の象徴となっております。この「音楽のまち　やはば」の理念に基づき、町内にいつでも音楽があふれるまちづくりを進めるため、田園ホールや町公民館を更新・修繕し、矢巾町音楽祭などの各種イベントを積極的に推進しながら、全国に向けて「音楽のまち　やはば」の情報を発信するとともに、芸術団体の主体的な活動や、小中高校生の芸術・文化活動に対する支援に努め、芸術文化のさらなる振興と活動の継続を促してまいります。

重点の４つ目は、「文化財の保護と活用」であります。

豊かな矢巾の文化財の価値と保護の重要性について理解を深めてもらえるよう定期的な企画展などを開催するとともに、文化財調査や国指定史跡徳丹城跡の復元整備、歴史民俗資料館や佐々木家曲家については、敷地北側の大型駐車場や多目的スペース等を含めた地元団体との協働により各種イベントを開催するなどの活用を進め、にぎわいの創出に寄与してまいります。また、郷土芸能は、先達の暮らしの文化伝承という大切な役割を担っていることから、発表する機会の提供や後継者育成、記録保存により伝承活動を地域振興に結びつけ、継続的なまちづくりの視点から、保存団体や地域における伝承活動の活性化と郷土芸能の伝承と育成に努めてまいります。

最後に、第３期矢巾町教育振興基本計画の「その他」に記載しておりますとおり、「矢巾町立学校の再編に関する基本方針」にのっとって、仮称「矢巾町立学校の再編整備計画」の

策定について検討をしてまいります。

本町学校教育の大きな課題として、2040年から2050年の間に町内３小学校の校舎が老朽化施設となること、町内４小学校の児童数に偏りがあること、不登校等の学校不適応児童生徒が年々増加傾向にあることなどから、教育委員会では昨年12月に「矢巾町立学校の再編に関する基本方針」を策定しました。

令和６年度においては、仮称「矢巾町立学校の再編整備計画」に着手し取り組むこととしております。

以上、第３期矢巾町教育振興基本計画に沿って、令和６年度の矢巾町教育行政推進に関する基本的方向と主要な施策の概要について申し述べました。

教育委員会は令和６年度をスタートの年とし、義務教育９年間を見通した新時代の義務教育を推進し、矢巾町の教育理念であり教育目標に定めた「時代を拓き次代につながるひとづくり」に取り組んでまいります。

議員各位並びに町民の皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げ、令和６年度の教育行政方針といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（廣田清実議員）　以上で教育行政方針演述を終わります。

―――

日程第４　諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（廣田清実議員）　日程第４、諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員として現在８名の方々が法務大臣から３年を任期として委嘱されており、平成30年７月１日から２期お務めいただいております矢巾町――――――――――――――、宮一夫さんの任期が本年６月30日までとなっておりますことから、引き続き人権擁護委員にご推薦申し上げるものでございます。

宮一夫さんは、これまでも委員の職務を誠実に果たされ、人格、識見ともに非常に立派な方でありますことから、何とぞご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説

明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案件は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　異議なしと認めます。

採決に入ります。諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、諮問第１号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第５　諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（廣田清実議員）　日程第５、諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員として令和３年７月１日から１期お務めいただいております矢巾町―――――――――――――――、中澤美香さんの任期が本年６月30日までとなっておりますことから、引き続き人権擁護委員にご推薦を申し上げるものでございます。

中澤美香さんは、これまでも委員の職務を誠実に果たされ、人格、識見ともに非常に立派な方でありますことから、何とぞご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明が終わりましたので、お諮りいたします。

本案件は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　ご異議なしと認めます。

採決に入ります。諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、諮問第２号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第６　諮問第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（廣田清実議員）　日程第６、諮問第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　諮問第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由の説明を申し上げます。

本町の人権擁護委員として令和３年７月から１期お務めいただいております新沼武彦さんが本年６月30日をもって任期満了になりますことから、新たに矢巾町――――――――――、沼内邦尚さんを人権擁護委員としてご推薦申し上げたくご意見を求めるものであります。

沼内邦尚さんは、昭和57年から平成31年まで警察官として勤務され、大船渡警察署副署長、岩手県警察本部通信指令課長などを歴任され、また定年退職後は、民間の物流会社に勤務され、運輸業務の安全確保に努められるなど、長きにわたり生活安全の場で活躍されております。

人権擁護委員の任務を十分に全うするに人格、識見ともに立派な方でありますことから、何とぞご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案件は、人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　ご異議なしと認めます。

採決に入ります。諮問第３号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、諮問第３号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第７　議案第４号　第８次矢巾町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定に関し議決を求めることについて

○議長（廣田清実議員）　日程第７、議案第４号　第８次矢巾町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第４号　第８次矢巾町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本町の総合計画につきましては、平成28年度から「希望と誇りと活力にあふれ　躍動するまち　やはば」を基本理念として推進してまいりました。第７次矢巾町総合計画が本年度末をもって計画期間を満了することから、新たな時代における総合的な町政推進の指針として第８次矢巾町総合計画を策定するものであります。

計画案の策定に当たりましては、アンケートやワークショップ、パブリックコメントなどを通じて町民の皆様や各種団体、外部有識者等の意見を広くお伺いし、令和６年度から13年度までを計画期間とする基本構想並びに令和６年度から９年度までを計画期間とする前期基本計画の案を取りまとめたものであり、矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例本則第１号及び第２号の規定により、議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第４号　第８次矢巾町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定に関し議決を求めることについては、会議規則第39条第１項の規定により、第８次矢巾町総合計画策定調査特別委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませ

んか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　異議なしと認めます。

よって、第８次矢巾町総合計画策定調査特別委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま特別委員会に付託した議案第４号については、３月18日の午前10時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第４号につきましては、第８次矢巾町総合計画策定調査特別委員会において審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第８　議案第５号　矢巾町都市計画マスタープランの変更に関し議決を求めることについて

○議長（廣田清実議員）　日程第８、議案第５号　矢巾町都市計画マスタープランの変更に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第５号　矢巾町都市計画マスタープランの変更に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

平成30年度に策定いたしました本町の都市計画に関する基本的な方針であります矢巾町都市計画マスタープランは、令和20年度を目標年次とし、「未来につながる安全快適なまち　やはば」を基本理念に、岩手医科大学附属病院の移転、関連施設等の立地に合わせたインフラ整備、民間活力による住宅地、商業地の整備、地区計画制度を活用した企業誘致などを進めてまいりました。

その後、令和元年９月に岩手医科大学附属病院が移転し、令和４年には国道４号盛岡南道路が新規事業化されたほか、藤沢第２、田中、下花立の３地区を市街化区域に編入したところであります。

今般の変更につきましては、これらの社会経済状況等の変化が本町の都市づくりに及ぼす

影響を踏まえ、現行のマスタープランの一部を改めるものであります。

改定内容につきましては、目標年次、基本理念、都市づくりの目標といった計画の骨格部分を維持しつつ、社会経済状況や国道４号盛岡南道路の想定ルートを考慮し、目標人口を踏まえた住宅用地、産業用地の確保に向けた考え方及び町内移動の東西軸を担う道路整備の考え方を中心に見直しを行っております。

このマスタープランを基に今後の都市づくりにおきましても、町民の皆様の関係する事業者や団体の皆様との協働により推進するものであり、矢巾町議会の議決に付すべき事件を定める条例本則第４号の規定により議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第５号　矢巾町都市計画マスタープランの変更に関し議決を求めることについては、さきに上程された議案第４号　第８次矢巾町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定に関し議決を求めることについてと関連があることから、３月18日に議案第４号の採決後に議案第５号に関し質疑、討論、採決の審議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第５号については、３月18日に議案第４号の採決後に審議を行うことと決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。昼食のための休憩といたします。

再開を13時、午後１時といたします。

午後　０時０２分　休憩

――――――――――――

午後　１時００分　再開

○議長（廣田清実議員）　再開いたします。

ここで高橋代表監査委員と中川農業委員会会長につきましては退席しましたので、お知らせいたします。

――

発言の訂正

○議長（廣田清実議員）　先ほど教育長から方針演述の中での訂正があるということで申出がありましたので、それを許します。

菊池教育長。

○教育長（菊池広親君）　先ほどの教育行政方針の中で、６ページになるのですが、６ページの最後の段落、煙山小学校の東日本学校吹奏楽大会の出場と金賞の回数でございます。私の読み上げでは出場６回の金賞５回、原稿では出場５回、金賞４回とあります。正しくは、出場が４回で金賞が３回でございます。おわびして訂正いたします。

○議長（廣田清実議員）　それでは、続けます。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第９　議案第６号　矢巾町税条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員）　日程第９、議案第６号　矢巾町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第６号　矢巾町税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、国民健康保険税について、令和４年度に将来の岩手県内の保険税水準統一化に向けた税率改正を行ったことに続き、令和６年度より賦課方式を現在の所得割、資産割、被保険者１人当たりの均等割、世帯当たりの平等割の４つの方式から資産割を除いた３つの３方式に改め、資産割廃止後の国保財政の安定化を図るため、所得割の税率改正を行うものであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免措置について、新型コロナウイルス感染症が５類感染症に位置づけられ、国の財政措置が今年度で終了することから減免措置を廃止するものであります。

その改正内容でありますが、国民健康保険税基礎課税額、後期高齢者医療支援金等課税額、介護納付金課税額のそれぞれの資産割を廃止し、基礎課税額の所得割の税率を7.9％から8.2％に、後期高齢者医療支援金等課税額及び介護納付金課税額の所得割の税率を2.6％から2.7％にそれぞれ改正するものであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる被保険者に対す

る国民健康保険税の減免措置に関する規定を削除するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第６号　矢巾町税条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第１０　議案第７号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（廣田清実議員）　日程第10、議案第７号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第７号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の整理を行うものであります。

その改正内容でありますが、地方自治法の改正に伴い、規定が新設されたことによる条ずれに対する改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第７号　地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

―――

日程第１１　議案第８号　一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員）　日程第11、議案第８号　一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第８号　一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、令和６年能登半島地震以降に職員を町の区域外に派遣して、災害応急作業に従事することを想定し、人事院規則同様に特殊勤務手当を支給すべく所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、特殊勤務手当の種類に災害応急作業等手当を追加し、１日につき840円を支給しようとするものであります。

また、新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫作業手当の特例につきましては、人事院規則同様に廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

横澤駿一議員。

○３番（横澤駿一議員）　手当の額の840円というのは、算定の基準はどのようなことなのか教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長（田村英典君）　お答えいたします。

これの基準につきましては、災害応急作業等手当の運用ということで、国の総務省、人事院のほうから基準額が示されてございます。人事院規則の中で第19条の第５項の第２号の３で840円というふうに定められておりますので､それについて準用するということでございます。

以上、お答えします。

○議長（廣田清実議員）　よろしいですね。

他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第８号　一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第１２　議案第９号　矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員）　日程第12、議案第９号　矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第９号　矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、道路法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが､国の道路占用料は民間における地価水準等を勘案し算定され、算定基礎となる固定資産税評価額や土地の価格に対する年額賃料の割合などを基に道路法施行令で全国市町村ごとに所在地区分を設けており、今回の道路法施行令の一部改正により国道の道路占用料が改正されたことから、政令に準拠している本町の道路占用料につきましても同様に改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　１点確認させてください。今回の道路占用料の改正につきまして、町税というのは財政的にはどれぐらい増えるのでしょうか。それ１点だけです。

○議長（廣田清実議員）　水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君）　ただいまの質問にお答えいたします。

現在の試算ですと、トータルで３万円程度の増収になろうかと思ってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　よろしいですね。

その他質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第９号　矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第１３　議案第１０号　矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員）　日程第13、議案第10号　矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第10号　矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、機構改革により教育委員会事務局子ども課を町長部局に移行し、課の名称をこども家庭課とし、文化スポーツ課を教育委員会に移行するための所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

横澤駿一議員。

○３番（横澤駿一議員）　前回の全員協議会でもご説明いただいたのですけれども、こども家庭センター設置による子ども課の移行は理解ができました。そして、文化スポーツ課が教育

委員会部局になるということで、地域クラブの部活、地域への部活移行とか、そこら辺の政策的なところが順調に進むのかなのかなと思うのですけれども、改めて文化スポーツ課が教育委員会部局に移行するというところの根拠をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長（田村英典君）　お答えいたします。

まず、教育委員会部局の中に４年前は文化スポーツ課の所管する事務がございました。教育全般のという考え方。その中で町長部局、町長執行によりやるのが時世、あるいは職務上適正な執行が必要だということで、４年前に文化スポーツ課に係る事務所管を町長部局に移しました。今回それを戻すということにつきましては、やはり全員協議会でもご指摘は受けたのですけれども、単純にこども家庭課が町長部局に来るから、では文化スポーツ課を戻すのだという発想ではございません。そもそもやはりトータルで教育という、これからの時代の中でトータルに総合的な教育を進める必要があるだろうということで、生涯学習からスポーツから全体的な枠組みの中で教育行政を推進するという考え方が適切だということで、まず今回は文化スポーツ課に係る事案については元に戻しましょうという発想で、今回は提案させていただくという部分でございます。

それから、もう一つ、こども家庭課の部分に係る母子家庭の部分の事業がかなり最後まで庁内の中でももめたというか、検討した部分でございます。母子の部分に係る母子保健の部分が教育委員会で執行できるかどうかというところが最後まで悩んだところでございまして、仮にそれがクリアできれば、もしかすると教育委員会のままで執行して、今のままでという形もあったのですけれども、さすがに母子保健の部分の業務が物すごい量で、それを教育行政の中で執行できるかとなると、やはりちょっとそれは難しいという判断をさせていただいたと。それは、４月当初からかなり全庁を挙げて検討させて、管理職の中でも検討させていただきました。なかなか令和５年11月、12月でも結論は出ず、その結論が出なかったというのは、国による政策もなかなか示していただけなかったという部分もあり、延び延びになったということで、ここに来てそれぞれの自治体の考え方において執行しても構わないというような方針も出されたものですから、それであれば町長部局に移して全体的に子どもを支えていきましょうという発想で今回提案させていただいたということですので、ご理解いただきますようにどうかよろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員）　よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

小川文子議員。

○８番（小川文子議員）　以前教育委員会から町長部局に社会教育を移すということについては違和感を感じておりました。やはり教育基本法に明記されている社会教育を町長部局とほかの部局では力量不足があるのではないかと反対討論いたしましたし、やはり社会教育は学校教育と一体のものとして教育基本法で定めております。そのことに鑑みますと、少し無理があったのではないかと思いますが、そのことについて伺います。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長（田村英典君）　お答えをいたします。

全員協議会の中でもご説明申し上げましたが、その時々の、東京2020オリンピックもございましたし、様々な、史跡の部分なども、町長部局として先進的に、そしてスピード感を持ってやりたいという部分もございましたので､やらせていただいたという部分もございます。……（聴取不能）……生涯教育、それから……（聴取不能）……障がいのある方のスポーツ関係、教育全般についても、教育の枠組みでやるべきではなかったのかというご指摘もあったと思いますが、それなりの成果、それからご理解もいただいた中で、町民の皆様にいろんな活動をご提供できたのかなというふうに思ってございます。

それから、教育の枠組みというところに戻りますけれども、今まで以上に町民の皆様を巻き込んで、さらに町民の皆さんにご理解いただけるような教育行政、それから町長部局としてのそれぞれの活動推進の戦術もございましたので、その部分の中でしっかり取り組ませていただきたいと思いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（廣田清実議員）　よろしいですか。

他に質疑ありますか。

ちょっとマイクが入らなくなってきているのです。こっちのほうも入ってきません。私のは入っているのですけれども、それ以外の総務課長のも今入りませんでしたので、ちょっと途中早めに休憩を取って確認はしますけれども、ではちょっとこれから長い、まだまだあるので、これが終わったらちょっと休憩に入りたいと思います。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第10号　矢巾町課設置に関する条例等の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

ここでちょっとマイクの調子を調整しますので、休憩といたします。

再開を再開ブザーでお知らせいたします。

午後　１時２２分　休憩

――――――――――――

午後　１時３０分　再開

○議長（廣田清実議員）　それでは、再開いたします。

――

日程第１４　議案第１１号　矢巾町立保育所設置条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員）　日程第14、議案第11号　矢巾町立保育所設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第11号　矢巾町立保育所設置条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、来年度中に民間の小規模保育事業所の創設が２つの施設が予定されており、特定教育・保育施設利用定員を維持することが可能なことから、矢巾町立煙山保育園における医療的ケア児や支援が必要な児童の受入れ体制の強化を図るため、矢巾町立煙山保育園の定員の見直しを行うものであります。

その改正内容でありますが、来年度に創設予定の小規模保育事業所の定員が２つの施設合わせて31人の計画でありますことから、これを踏まえ定員を150人から120人とするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

小川文子議員。

○８番（小川文子議員）　これによりまして町職員の体制はどのように変わるのかお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長（田村英典君）　職員の定数につきましては、議会の最終日にお願いしたいと思っておりましたので、具体的な人数につきましては、そのときにご説明申し上げます。

ただ、保育の預かる人数が変わりましても、職員は減るということはございませんので、現状の職員数ということで、職員数はそのままでやらせていただきたいので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（廣田清実議員）　よろしいですね。

その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第11号　矢巾町立保育所設置条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

―――

日程第１５　議案第１２号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員）　日程第15、議案第12号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改

正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第12号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、地方自治法の一部を改正する法律が本年４月１日に施行されることを踏まえ、所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、勤勉手当の支給対象について、育児休業を取得しております会計年度任用職員も対象とするために改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第12号　職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第１６　議案第１３号　矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員）　日程第16、議案第13号　矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第13号　矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条の改正により、新たに第10条の２が規定されたことから、これに関する規定を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第13号　矢巾町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第１７　議案第１４号　矢巾町水道事業給水条例及び矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員）　日程第17、議案第14号　矢巾町水道事業給水条例及び矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第14号　矢巾町水道事業給水条例及び矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が本年４月１日から施行されることに伴い、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることから、所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが､厚生労働大臣の所掌でありました水道整備･管理行政のうち、水質または衛生に関する事務に係る権限は環境大臣、それ以外の事務に係る権限は国土交通大臣に移管されることとなり、それに伴う水道法の改正によって適用されております省令及び所管大臣も変更となることから、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

小川文子議員。

○８番（小川文子議員）　本町の水道の技術者が少ない、あるいは足りないということを伺っておりましたけれども、今回の改定によって十分に満たすことができている状況なのかについて伺います。

○議長（廣田清実議員）　浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼　亨君）　ただいまの質問にお答えします。

まず、今回の内容につきましては、水道行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に替わるということで、具体的に技術基準が変わるとかということではないです。現状として水道技術管理者は、上下水道課に３名、他課に２名、布設工事監督者については、上下水道課に３名が有資格者としております。現状のままで多い、少ないという話は今はできませんけ

れども、今後とも事業継続のためには、技術者の数等は確保していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　よろしいですか。

その他。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　今と関連しますが、矢巾町の水道事業については、まず工事については100％請負だと思います。例えば今課長のご説明あったような、国の省庁の意向もあるのでしょうが、そういう部分、請負工事の中でこういうものを、基準を明確化されるということは、請負費が上がる可能性があるのか、その辺の状況について分かる範囲でお答え願いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼　亨君）　ただいまのご質問にお答えします。

請負費というか、工事の受注の額ということですか。技術管理者及び水道の布設工事管理者というものは、事業を行う我々のほうが、例えば水道の管理するための技術を判断するもの、または水道の布設工事において発注者として業者からの提案なり、やったものの施工管理、やったものの状況が確実なものかどうかを判断するための技術上の管理者、布設工事監督者というのが位置づけになっております。

ですので、監督省庁が厚労省から国交省に替わるからといって水道の請負費、経費が上がるということではないです。将来的には物価等の高騰によって経費率が変動になる可能性はないではないですけれども、今回の法改正と、その仮定の話で言った案件は別ものと考えていただければ結構です。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　そうであれば理解しました。それであれば、小川議員がおっしゃったように、職員のそういう技術的な強化が必要であるかと思います。それで、この部分については、やっぱり技術者が前々から少ないと言われている状況の中で、こういう法律的な条例も変えなければならないような形の中では、ここ近い一、二年の間にそういう強化するという考えなのでしょうか、そこを確認しておきます。

○議長（廣田清実議員）　浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼　亨君）　ただいまのご質問にお答えします。

例えば上下水道課で独自に職員を採用するというのであれば、年度間計画をもって人を採用して技術研修なりに行かせるということもあり得るかと思います。ただ、上下水道課は、矢巾町の中での一つの課ですので、人事担当である総務課とは有資格者の数、その数が今後どう変化するのか、または他課にどのぐらいの有資格者がいるのか、それは常に情報共有を行って途切れることがないように、例えばある年代だけが何人もいる、10代、20代、30代になると１人か２人しかいない、そういうことだと今後の人の確保、技術者の確保に支障になりますので、年代別によって技術者なりが何人いる、そういうのは総務課のほうとは共有をさせていただきたいなと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長(廣田清実議員)　今回のは国土交通省に移管したという部分が大きいと思いますので、よろしくお願いします。

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田清実議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第14号　矢巾町水道事業給水条例及び矢巾町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第１８　議案第１５号　矢巾町水路条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員）　日程第18、議案第15号　矢巾町水路条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第15号　矢巾町水路条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、矢巾町道路占用料に関する条例の一部改正に合わせて所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、水路敷における電柱や地下埋設管などの占用が、道路敷地と連続して設置される場合が多いことから、水路占用料を道路占用料と同額に設定しているところであります。

このことから、水路占用料につきましても、矢巾町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例と同様に改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第15号　矢巾町水路条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第１９　議案第１６号　矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員）　日程第19、議案第16号　矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第16号　矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、政令で定める基準に従い、第９期矢巾町介護保険事業計画に基づき、令和６年度から令和８年度までの各年度における介護保険料率の改正等について所要の改正を行うものであります。

その主な内容でありますが、第１号被保険者の基準介護保険料率を現行の７万8,000円から８万4,000円に改正し、各所得段階の改正をするものであります。

また、介護保険法施行令の一部改正に伴い、政令で定める基準に従い、介護保険料率に係る標準段階の多段階化や標準乗率の見直しについても併せて改正を行うほか、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免措置について、新型コロナウイルス感染症が５類感染症に位置づけられ、国の財政措置が今年度で終了することから、減免措置を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　今回改定になるわけですが、今までは10ランクでした。これが13ランクになるわけです。この一覧表を見る限りは、この前の説明があった５号の方は、それなりの料金しか上がらないけれども、それ以降の方は随分上がるように感じます。それで聞きたいのは、やっぱり町民も随分介護保険については、興味というのですか、お金に関わることだから持っていますけれども、６号以降の部分をランクを小分けにしたというのは、やっぱり人数の案分配分を考慮したためなのか。それから、５号から上の１号から５号の方の比率と６号から13号の比率のおよその人数だけでも、100人単位で構いませんから、分かれば教えていただきたい。

○議長（廣田清実議員）　浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

矢巾町では、10段階で現在行っておりますが、この13段階にした考え方は、国の考え方に基づきながら13段階を設定しております。介護保険制度の持続可能性を確保するという観点から、１号被保険者の中で所得細分の機能を強化していくということで、高所得者の方々には標準乗率の引上げ、そして低所得者の方は標準乗率の引下げというような考え方の下に乗率の設定等を行っております。

割合でございますが、今矢巾町のほうでは10段階で低所得、いわゆる１段階から３段階の方、１段階の方は、今令和５年度の試算であると10.2％の方です。それが今度の第９期では、大体10.1％程度、人数にしますと774人を見込んでおります。また、第２段階は現在7.4％が7.2％……

（何事か声あり）

○健康長寿課長（浅沼圭美君）　では、大きく言います。分かりました。それでは、１段階から３段階までの方は、大体1,873人、これは６年度の試算でございます。また、今回多段階化で階層化が、乗率が引き上がるところが11段階からになるわけですけれども、その方は大体167名ということで試算しております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　よろしいですね。

その他質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第16号　矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

―――

日程第２０　議案第１７号　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営

に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（廣田清実議員）　日程第20、議案第17号　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第17号　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、矢巾町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び矢巾町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について併せて改正するものであり、運営基準等につきまして所要の改正を行うものであります。

その主な内容でありますが、省令に定める基準に従い事業所の運営規程に係る概要等についての重要事項のウェブサイト公開の義務化、身体的拘束等に係る適正化のための措置、介護サービス事業に係る管理者の兼務範囲の明確化などの基準について改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第17号　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第２１　議案第１８号　矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員）　日程第21、議案第18号　矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第18号　矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

その改正の主な内容でありますが、特定教育・保育施設の運営規程の概要や職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に必要とされる重要事項について現行の書面での掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供するよう改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第18号　矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第２２　議案第１９号　矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員）　日程第22、議案第19号　矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第19号　矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、地方自治法の一部を改正する法律が本年４月１日に施行されることを踏まえ、所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、勤勉手当の支給について、一般職員と同様に会計年度任用職員も対象とするために改正を行うものであります。

また、会計年度任用職員の給料表について、昨年の一般職員の給料表改定に準じて改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさ

せていただきます。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

小川文子議員。

○８番（小川文子議員）　これを改正することによって現在の任用職員の冬期間のボーナスが繰り上がって支給されるということはあるのかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長（田村英典君）　お答えいたします。

勤勉手当につきましては、令和６年４月１日以降からという形になりますので、その基準日が６月１日、それから冬につきましては12月１日の基準日で支給するという形でございますので、繰り上げはないというふうにご理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第19号　矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第２３　議案第２０号　矢巾町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員）　日程第23、議案第20号　矢巾町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第20号　矢巾町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金の融資を受けた事業者に対し、利子及び保証料補給金を運用する矢巾町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金について、当該基金の設置期間を国が定める令和７年度末に延長することにより、一般会計の財政負担軽減を図るものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第20号　矢巾町新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第２４　議案第２１号　矢巾町教育委員会の職務権限の特例に関する条例を廃止する条例について

○議長（廣田清実議員）　日程第24、議案第21号　矢巾町教育委員会の職務権限の特例に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第21号　矢巾町教育委員会の職務権限の特例に関する条例を廃止する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の廃止は、機構改革により町長部局の文化スポーツ課を来年度から教育委員会部局に移管するに当たり、これまで地方自治法の規定により特例としていた文化スポーツ課の事務について､教育委員会部局になることにより特例とする必要がなくなることから、矢巾町教育委員会の職務権限の特例について定めた条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第２項の規定において、議会は条例の制定または改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聞かなければならないと定められております。

あらかじめ聴取した教育委員会の意見は、お手元に配付したとおりであります。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第21号　矢巾町教育委員会の職務権限の特例に関する条例を廃止する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入ります。

再開を14時20分といたします。

午後　２時１０分　休憩

――――――――――――

午後　２時２０分　再開

○議長（廣田清実議員）　再開いたします。

―――

発言の訂正

○議長（廣田清実議員）　ここで水沼道路住宅課長より訂正の申出がありましたので、これを許します。

水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君）　先ほどの道路占用料に関する赤丸秀雄議員からのご質問に対し、道路占用料の増額３万円とお答えいたしましたが、70万円の誤りでございまして、３万円というのは水路占用料の増の金額で､私すみません､取り違えてお話ししてしまいました。大変失礼いたしました。

○議長（廣田清実議員）　ということで、増えることに関してはいいと思いますので、よろしくお願いします。

―――

日程第２５　議案第２２号　町道路線の廃止に関し議決を求めることについて

○議長（廣田清実議員）　それでは、日程第25、議案第22号　町道路線の廃止に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第22号　町道路線の廃止に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

皆さんに提案理由の説明の前に、お手元に町道の廃止の図面が入っておりますので、もしよろしかったらそれを参照しながら、お願いをいたします。

今回の町道路線の廃止は、主に矢巾町大字南矢幅地内の下花立地区の宅地開発に伴う路線の廃止及び現況との精査に伴う５路線､全長2,257.6メートルについて路線を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質

疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第22号　町道路線の廃止に関し議決を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第２６　議案第２３号　町道路線の認定に関し議決を求めることについて

○議長（廣田清実議員）　日程第26、議案第23号　町道路線の認定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第23号　町道路線の認定に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

先ほどの町道の廃止と同じく皆さんのお手元に町道の認定の図面が入っておりますので、ご参照をいただきたいと思います。

今回の町道路線の認定は、主に矢巾町大字南矢幅地内の田中地区及び下花立地区の宅地開発に伴い整備される26路線、全長4,614.6メートルについて、新たに町道路線として認定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　確認というか、私が知らないので、教えていただきたいのですが、例えば宅地で区画整理して当然道路が増えます。その区画整理の道路を町道にするときは、当然町道にするための規格があると思うのですけれども、その辺をきちんと宅地業者に周知し、規格に合うから町道という形で引き継ぐのか、その辺はどうなっているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君）　お答えいたします。

開発の許可の段階で町道等に関しても全て技術審査がございまして、町道の認定基準に当然適合するように指導いたしております。また、その内容で正しく施工されているかの完了検査を経て町道認定をするものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　よろしいですね。

他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第23号　町道路線の認定に関し議決を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第２７　議案第２４号　令和５年度矢巾町一般会計補正予算（第１２号）について

○議長（廣田清実議員）　日程第27、議案第24号　令和５年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第24号　令和５年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、古舘橋橋梁補修工事に伴う歳出予算の増額補正をお願いするものであります。

歳入予算の補正はないところでございますが、歳出につきまして８款土木費の２項道路橋梁費の橋梁維持補修事業を増額補正し、同額を３項河川費の河川管理事業から減額補正するものであり、歳入歳出予算の総額に変更はないところであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　議案第24号　令和５年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）の詳細についてご説明いたします。

事項別明細によりましてご説明いたします。一般会計補正予算（第12号）につきましては、歳出のみの組替えによる補正予算となっております。

９ページにお進み願います。説明に当たりましては、款、項、項の補正額の順で行います。歳出。８款土木費、２項道路橋梁費1,870万円の増、橋梁維持補修事業の増1,870万円は、古舘橋の内容の精査に伴う工事請負費の増となります。

同じく３項河川費1,870万円の減、河川管理事業の減1,870万円は、今年度のしゅんせつ業務が不要となったことによる減となります。

以上で議案第24号　令和５年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明と詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第24号　令和５年度矢巾町一般会計補正予算（第12号）についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

―――

日程第２８　議案第２５号　令和６年度矢巾町一般会計予算について

日程第２９　議案第２６号　令和６年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第３０　議案第２７号　令和６年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について

日程第３１　議案第２８号　令和６年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第３２　議案第２９号　令和６年度矢巾町水道事業会計予算について

日程第３３　議案第３０号　令和６年度矢巾町下水道事業会計予算について

○議長（廣田清実議員）　お諮りいたします。

日程第28、議案第25号　令和６年度矢巾町一般会計予算について、日程第29、議案第26号　令和６年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第30、議案第27号　令和６年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、日程第31、議案第28号　令和６年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第32、議案第29号　令和６年度矢巾町水道事業会計予算について、日程第33、議案第30号　令和６年度矢巾町下水道事業会計予算について、この６議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　異議なしと認めます。

よって、日程第28、議案第25号から日程第33、議案第30号までの６議案については、一括上程することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　ただいま一括上程されました６会計の令和６年度予算に係る議案につきまして、あらかじめ皆様方に配付をしております令和６年度当初予算に関する説明書及び令和５年度・６年度公営企業会計別の予算比較表によりご説明を申し上げます。

初めに、令和６年度当初予算に関する説明書の２ページをお開き願います。この２ページ目に令和５年度・６年度会計別予算比較表がございますが、上欄に会計、令和６年度当初予算額、次は飛ばしていただいて、対前年度の増減額、増減率の順でご説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議案第25号、一般会計115億8,960万円、２億60万円、1.8％。議案第26号、国民健康保険事業特別会計27億3,993万円、２億1,941万9,000円、8.7％。議案第27号、介護保険事業特別会計25億742万3,000円、1,498万6,000円、0.6％。議案第28号、後期高齢者医療特別会計３億2,234万6,000円、4,879万4,000円、17.8％。合計に参りまして171億5,929万9,000円、４億8,379万9,000円、2.9％の増でございます。

続きまして、令和５年度・６年度公営企業会計別予算比較表の１枚物で説明をさせていただきます。こちらも先ほどと同様に上欄の順で支出を説明させていただきます。議案第29号、水道事業会計の収益的収入及び支出７億4,305万4,000円、1,153万1,000円、1.6％、資本的収入及び支出７億4,856万2,000円、△1,254万3,000円、△1.6％。議案第30号、下水道事業会計、公共下水道事業の収益的収入及び支出７億8,767万3,000円、△1,453万3,000円、△1.8％、資本的収入及び支出４億3,940万6,000円、△678万円、△1.5％。農業集落排水事業の収益的収入及び支出３億654万6,000円、△1,598万円、同じく△5.0％、資本的収入及び支出２億1,611万5,000円、△618万1,000円、同じく△2.8％。公営企業会計の合計でございますが、32億4,135万6,000円、△4,445万6,000円、1.4％の減でございます。

一般会計、特別会計及び公営企業会計の総計でございますが、204億65万5,000円、対前年度の増減額は４億3,934万3,000円、2.2％の増でございます。

なお、それぞれの詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

そして、ここでおわびを２つさせていただきます。まず１つは、先ほど議場内の放送設備で不具合がありましたのですが、管理者として皆さん方に大変ご迷惑をおかけいたしました。

そしてもう一つ、議案でちょっと戻りますが、議案第16号　矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明を申し上げたわけですが、１枚物のところで「現行の７万8,000円から８万4,000円に改正し」と書いてあるのですが、これは８万400円でございますので、訂正をさせていただきます。これは、私の確認不足でございまして、大変皆さん方にご迷惑をおかけいたしました。

この２つのことをおわび申し上げて提案理由の説明を終わります。ありがとうございます。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。一括上程いたしました議案第25号から議案第30号までの予算６議案については、会議規則第39条第１項の規定により、予算決算常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第25号から議案第30号までの予算６議案については、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま予算決算常任委員会に付託した予算６議案については、３月18日午前10時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　異議なしと認めます。

よって、６議案については３月18日午前10時までに審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（廣田清実議員）　以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて散会いたします。

なお、明日20日は、予算決算常任委員会において、予算の詳細説明を行う旨、赤丸予算決算常任副委員長から申出がありましたので、午前10時に本議場に参集されるようお知らせ申し上げます。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後　２時４０分　散会

令和６年矢巾町議会定例会３月会議議事日程（第２号）

令和６年３月５日（火）午前１０時００分開議

議事日程（第２号）

第　１　代表質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１８名）

１番	髙　橋　　恵　議員	２番	髙　橋　敬　太　議員
３番	横　澤　駿　一　議員	４番	ササキマサヒロ　議員
５番	吉　田　喜　博　議員	６番	藤　原　信　悦　議員
７番	齊　藤　勝　浩　議員	８番	小　川　文　子　議員
９番	木　村　　豊　議員	１０番	小笠原　佳　子　議員
１１番	山　本　好　章　議員	１２番	高　橋　安　子　議員
１３番	水　本　淳　一　議員	１４番	村　松　信　一　議員
１５番	昆　　秀　一　議員	１６番	赤　丸　秀　雄　議員
１７番	谷　上　知　子　議員	１８番	廣　田　清　実　議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高　橋　昌　造　君	副町長	岩　渕　和　弘　君
政策推進監兼未来戦略課長	吉　岡　律　司　君	総務課長	田　村　英　典　君
企画財政課長	花　立　孝　美　君	税務課長兼会計管理者兼出納室長	佐々木　智　雄　君
町民環境課長	田中舘　和　昭　君	福祉課長	野　中　伸　悦　君

健康長寿課長	浅沼圭美君	産業観光課長	佐藤健一君
道路住宅課長	水沼秀之君	文化スポーツ課長	高橋保君
農業委員会事務局長	田口征寛君	上下水道課長	浅沼亨君
教育長	菊池広親君	教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長	南幅正勝君
子ども課長	田村昭弘君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田徹君	主事	渋田稀結君

午前１０時００分　開議

○議長（廣田清実議員）　ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

本会議に先立ち、町長より挨拶の申出がありましたので、それを許します。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　ただいま廣田議長さんからお許しをいただきましたので、もう皆さんもマスコミの報道で分かっていらっしゃるかと思いますが、岩手医科大学の小川彰理事長が一昨日、この３月３日に亡くなられたという訃報に接しまして、改めて小川理事長さんのこれまでのご功績に対して本町でも深甚なる敬意を表しなければならないと思っておるところでありますし、謹んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈り申し上げます。そして、何よりもご遺族の皆様方に心からお悔やみを申し上げます。

小川理事長さんは、もう皆さんご存じのとおり、平成24年度に理事長に就任していただいてから本県唯一の医師養成機関のトップとして医療体制の充実、高度化にご貢献なされ、ほかにも東日本大震災、この津波後の地域医療の再生、岩手医科大学、特に小川理事長さんのときは看護学部の開設、それから附属病院の本町への移転にご尽力をいただいたところであります。また、町内の岩手医科大学に隣接をしております県の対がん協会の理事長も務められるなど、幅広い分野で指導力を発揮していただいたところであります。改めて本県の地域医療の発展のためにいろいろご尽力をなされ、ご貢献なされたこと、まさに本県の医療界にとっては巨星落つという一言に尽きるのではないのかなと、こう思うところでございます。

また、本町におきましても、この先代の大堀理事長さん、そして小川理事長さん、２代にわたって岩手医科大学附属病院の移転事業、この移転事業によって本町の発展に大きく寄与していただいたというところで、特に小川理事長さんには、一昨年の３月に事業採択をしていただきました国道４号盛岡南道路ですが、このときは小川理事長さん自ら私どもと一緒に国土交通省にこの要望に行って、そのときに要望先で、当時の副大臣の奥さんのお兄さんが岩手医科大学の卒業生だということで、そういった人脈もあって、私どもはこんなに早くこの南道路が実現できるとは思っておらなかったのですが、そしてまたこの南道路については非常に強い思い入れがありまして、命の道としてぜひ２工区でお願いしたいと強い要望が小川理事長さんからありました。それは、西バイパスからつなぐ、いわゆる渋滞緩和と、それ

から矢巾スマートインターチェンジからのいわゆる自動車道を使った、そういった救急車両とかの受入れで、そこのところを命の道として２つの工区を実現して、早く南道路の実現ができるということで、本当にそういう強い思い入れがあったということを、この数々のご功績の中の一端をご紹介させていただいたわけですが、本町の本当に今ある、今日あるこの発展の礎にいろいろご苦労いただいたと。こういうことによって、あらゆる分野で本県の医療の発展に尽力されました小川理事長さんの多大なご功績に改めて尊崇の念と感謝の意をささげますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。

こういう機会をつくっていただきまして、本当にありがとうございました。

○議長（廣田清実議員）　直ちに本日の会議を開きます。

―――

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員）　本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

―――

日程第１　代表質問

○議長（廣田清実議員）　日程第１、代表質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次質問を許します。

町民の会、水本淳一議員。

１問目の質問を許します。

（13番　水本淳一議員　登壇）

○13番（水本淳一議員）　議席番号13番、町民の会、水本淳一でございます。

それでは、施政方針における令和６年度主要事業につきまして町長にお伺いします。令和６年矢巾町議会３月会議に提案となっております第８次矢巾町総合計画の施策大綱である４つのまちづくりの方針に沿って、以下についてお伺いします。

第１、「元気を発信し活力を呼び込むまちづくり」に関連し、西部地域の観光活性化策に子どもをターゲットにした施策、例えば西部地域の広大な自然の中に、群馬県にあるぐんまこどもの国のような子ども中心のレクリエーションの場、あるいは親子に絞った催しなどの開催があってもいいのではないか、お伺いしします。

第２、「誰一人取り残さない社会を目指すまちづくり」に関連し、以下お伺いします。

１点目、自治会の手引を配布し、懇談会やワークショップなどを通じて各地域に応じた支

援を行うとありますが、懇談会等の実施時期や開催方法は。また、自治会の手引はどのような内容で、何を目標にどう活用していくのかお伺いします。

２点目、国際交流の推進に関し、町内在住外国人との顔の見える関係性づくりを上げていますが、本町に在住する外国人の国籍や人数はどのようになっているか。顔の見える関係性づくりとは、何を目標に、どのような施策の展開を考えているのか。また、東京2020オリンピック・パラリンピックホストタウン事業でのオーストリアとの芸術文化などの交流とありますが、具体策は。

３点目、妊娠、出産、子育てが安心してできる環境づくり及び児童虐待防止体制の充実については、こども家庭課を設置し、妊娠期から子育て期全般にわたる切れ目のない支援を行うとしています。近年、婚姻数の減少により少子化が深刻化していますが、既婚者の出産数も減少傾向にあります。特に女性の場合、出産後、辞職、もしくは次の出産を諦める方も多いと見受けられますことから、出産を諦めず、出産後も引き続き仕事が続けられる環境づくりの考えについてお伺いします。

第３、「豊かな環境を守り伝えるまちづくり」に関連し、以下お伺いします。

１点目、矢巾町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）が新たに策定されますが、概要と実施期間をどう設定して取り組もうとしているか。

２点目、持続可能な農業経営を目指す目標地図を含めた地域計画策定を令和７年３月までに行うため、地域主体の意見交換会が行われていますが、その実施状況と今後の予定について、またどのような意見が出され、どう対応しようとしているのかお伺いします。

３点目、岩手県のいきいき農村基盤整備事業を活用し、小規模な地区について暗渠排水設備の整備等を進めていますが、令和５年度において現地調査の結果、想定より自己負担額がかさむことで申請を断念するなどのケースはどの程度あったのか。

第４、「まちの発展を支える持続可能な行財政運営」に関連し、町民総合ポータルアプリ「やはナビ！」を令和５年12月４日にリリースし、令和６年２月５日にはさらに機能を追加しましたが、現在までの利用状況と今後の普及に関する目標をどう設定し、その達成に向けてどう取り組むか、以上についてお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　町民の会、水本淳一議員の施政方針における令和６年度主要事業についてのご質問にお答えをさせていただきます。

１点目についてですが、現時点においてご提案の大規模な施設建設の構想はございませんが、西部地域には、子どもをターゲットにした民間のアスレチック施設のほか、町営キャンプ場や総合グラウンドなど、親子で楽しめる施設も併設されており、また昨年から新たに煙山ダムの多目的利用として実施しておりますウォータースポーツの取組など、引き続き各施設と連携したイベントの開催について検討してまいります。

２点目の自治会の手引を配布し、各地域に応じた支援についてですが、懇談会の実施時期や開催方法につきましては、今後具体的な時期及び方法について、町コミュニティ連合会及び各地域コミュニティ組織と協議を行ってまいります。

また、ワークショップの一つといたしましては、今年度は煙山小学校区の自治会を対象に町コミュニティ連合会主催によります地域カルテ作成ワークショップを開催しているところであり、来年度におきましては残る３つの小学校区の自治会を対象としたワークショップの開催を検討しております。

自治会の手引につきましては、持続可能な地域コミュニティ組織を目指し、地域コミュニティ組織の担う役割や業務を可視化することにより、地域の負担軽減や担い手不足の解消を図るため、業務内容を理解しやすく整理することも目的に取り組んだものであります。

目的別に自治会ハンドブックと自治会運営マニュアルの２種類を作成し、今月中に開催されますコミュニティ総会に間に合うように各コミュニティへ配布したところであり、自治会ハンドブックは町が発行し、町からの依頼事項や支援制度、その他の活用可能な制度等をまとめたものであり、コミュニティ会長や役員、事務局等にご活用いただくことを想定しております。

一方の自治会運営マニュアルは、町コミュニティ連合会が発行するもので、自治会のあらましや一般的な運営方法を整理したものであり、役員や地域住民の方々に広くご活用いただくことを想定しております。いずれにいたしましても、各地域コミュニティ組織に対する地域住民の理解を促し、活性化につながることを目指して取り組んだものであります。

次に、国際交流の推進についてですが、本町に在籍する外国籍の国籍や人数は、昨年の６月時点の在留外国人統計では、総数が120名で、国籍はベトナム、中国、アメリカ、韓国、フィリピン、インドネシア、ネパールほかとなっております。

本町では、町内に在住する外国人の方々が安心して生活し、本町の魅力や文化を知っていただくことを目的に、技能習得のため町内で働く外国人技能実習生に対し、町内施設の見学や防災学習、農業体験を行っているほか、国際交流協会主催の外国人ふれあい広場などでの

交流事業を開催しております。

また、これまで同様に友好都市でありますフリモント町とも継続した交流を行うほか、オーストリアとの芸術文化の交流におきましては、令和２年７月に復興ありがとうホストタウンの登録後、町内小中学校での音楽交流を行ったほか、本年３月には、内閣府の万博国際交流プログラムモデル事業でオーストリアと関係のあります栃木県の那須塩原市、山形県の長井市、本町の中学生とオーストリアの高校生が大阪市内で合唱交流を行う予定となっております。

次に、妊娠、出産、子育てが安心してできる環境づくりについてですが、これまでも子どもを産み育てやすい環境づくりのため、第２子以降の保育料の無償化や第３子以降の給食費の無償化などの経済的な支援のほか、地域子育て支援拠点事業やファミリー・サポート・センター事業、保育所等の体制整備に対する支援などを行っておりますが、こども家庭課を設置することで、母子保健と児童福祉が一体となり、子育てに関する相談体制のほか、子育て保育環境のさらなる充実など、引き続き誰もが安心できる子育て支援に努めてまいります。

３点目の矢巾町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）についてですが、本計画には町における温室効果ガス排出量の削減目標を設定し、その目標に向けて、町の自然的、社会的条件に応じた温室効果ガスの排出量の削減等を行うために、再生可能エネルギーの利用の促進に関すること、町民の皆様や事業者と連携した温室効果ガスの排出量削減の活動に関すること、温室効果ガスの削減に資する地域環境の整備改善などの施策に関する事項を定めるものであります。また、実施期間は、国の地球温暖化対策計画に即した内容としたいことから、令和12年度を目標年度とする予定であります。

次に、目標地図を含めた地域計画の策定についてですが、昨年に引き続き農業委員会とともに地域主体の意見交換会を行っており、２月末時点で31地区中22地区で実施済みとなっております。その際の主な意見といたしましては、地域を支える担い手不足や高齢化、それに伴う耕作放棄など、農地保全に係る不安等が挙げられているところであります。令和７年３月末の地域計画の策定に向け、現状を把握し、その不安を解消できるよう、関係機関及び団体との連携を図りつつ、引き続き各地区における話合いを重ねてまいります。

次に、いきいき農村基盤整備事業の活用についてですが、今年度は申請を取り下げた案件は１件となっており、理由といたしましては、現地調査の結果、自己負担が増加したためとなっております。この事業につきましては、排水不良の水田に暗渠等の排水設備を整備することにより、水稲のみならず畑作物が栽培可能な農地へ改良できることから、県の要件から

外れた水田につきまして、様々な補助制度の活用を含め、今後検討してまいります。

４点目についてですが、２月24日時点の「やはナビ！」のダウンロード数は631件となっております。今後の目標といたしましては、令和６年度末の累計ダウンロード数は1,000件、令和７年度末の累計ダウンロード数を1,500件と設定しております。また、機能については、新たに追加する機能の検討を継続するとともに、現在リリースされております機能についても可能な限り改善を図り、機能向上に努めてまいります。

なお、普及に関しましては、転入者及び岩手医科大学等の学生への周知や各種会議等での周知を行うとともに、懇談会等の機会を捉えながら他の情報発信ツールも含めて周知をし、多くの方々にご利用していただけるように取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員）　１点目の質問の群馬県太田市にある県立ぐんまこどもの国ですが、この施設は公園と児童館の指定管理者がそれぞれ異なっておりまして、私たち会派は２月上旬にこの児童館のほうにおいて視察研修を行ってまいりました。ということで、公園のほうの説明は、一番聞きたかったのですけれども、受けられませんでしたが、公園に関する資料などを見ますと、公園内にはモノレールやサイクル電車、おもしろ自転車とかバッテリーカー、サマーボブスレー、屋外ステージのほか、ふれあい工房もございまして、木工、陶芸などの体験教室も行われているそうです。

それから、児童館のほうに関しましては、１階にサイエンスワンダーランドとかハイビジョンシアター、それからこども図書館、２階には多目的ホール、プラネタリウム、それからクラフトルーム、工作室とかプレイルームなどが備わっていると。そこも見学してまいりました。そのようになっていますけれども、当町でもできる範囲で何か付け加えて、子どもたちが喜ぶようなものを付け加えて、そうすれば西部地域の観光の活性化にもつながっていくと思いますけれども、その点についてちょっとお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　ただいまの水本議員のご提案、誠にありがとうございます。岩手県内には、既に、群馬も県立でございますけれども、岩手県にも一戸の奥中山にいわて子どもの森ということで県立の施設がございます。まさしくぐんまこどもの国に似たような施設でございまして、そういった機能は既に県内に備わっているということで、矢巾町内に

おきましては、やはり町の特色を生かした施設なり、あとは現在ある施設との連携を図っていかなければならないのかなというふうに考えてございます。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、民間のアスレチック施設もございますし、町営キャンプ場、あとは城内山ということで、気軽にハイキング等できる自然もございます。あと、ウォータースポーツにつきましては、煙山ダムで昨年から始めましたＳＵＰという、サーフボードの上に立ってオールでこぐような気軽にできるスポーツも始めたところでございますので、そういったいろいろな提案、選んでいただけるような提案をさせていただきながら西部活性化の推進に邁進してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員）　岩手県にももう既にあるということですけれども、なかなか岩手県は非常に広くて、そちらにもうずっと行けないという人もいると思いますので、何か少しでも加えていただければいいかなと思っております。

あと、２点目の１問目で、今年度煙山小学校の自治会を対象に地域カルテ作成ワークショップを開催しておりますけれども、このワークショップの内容と、煙山小学校でやりましたけれども、その成果とか、何かありましたらお願いします。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　お答えさせていただきます。

地域カルテのワークショップは、今年度は６回行って、煙山地区といいますか、小学校区の行政区を対象に、コミュニティ会長さんとか集まっていただいてワークショップを６回やりました。そして、ご自分のところをそれぞれ意見を出していただきながら、この煙山小学校区には何があるのだろうというふうなところで、あとは年代、どういう年代がどれくらいの人数いるのだという確認であるとか、それぞれの問題、課題をお話しされたり、そういったことをまとめて一つの冊子を作りました。今日ここにお持ちしたのですが、煙山地区未来へのパスポートというものなのですけれども、こういった冊子に一つにまとめております。こういったことを通じてそれぞれの情報を交換して、自分たちのところだけでは解決できない問題も大きな組織となれば解決できることもあるということで、今後そういった取組の取っかかりの一つとしていきたいというふうな形でやらせていただきました。町長答弁にもありましたとおり、残りの３小学校地区におきまして６年度取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員）　それでは、２点目の２問目のほうですけれども、本町に在籍する外国人の国籍や人数を聞いたところ、思ったより多いと思いました。その中で、外国人ふれあい広場での交流事業でありますけれども、コロナとかでできなかったりしたと思いますけれども、その内容について、今の状況についてお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　お答えをさせていただきます。

この事業につきましては、町長答弁にありましたとおり、国際交流協会と連携をしながら行っているものでございまして、回る箇所としましては、町内の名所であります幣懸の滝ですとか、あとは先ほどもちょっとお話が出たのですけれども、アスレチック施設、あるいは徳丹城の資料館、そしてさらには農作業体験としてリンゴの収穫ですとかネギの皮むきとか、そういったことをさせていただきまして、その参加者からはとても好評を得ておりまして、ぜひ次も参加したいというお話もいただいており、来年度も引き続き継続してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員）　同じ２問目ですけれども、万博国際交流プログラムモデル事業で行われる大阪市内での合唱交流、中学生にとってはすばらしい経験になると思いますけれども、この本町の中学生の参加条件といいますか、どういう方々が参加するのかお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　お答えをさせていただきます。

今回この３月というところで、進級進学、あるいは卒業、そういったところで忙しいところではございますけれども、矢巾中学校、そして北中学校、それぞれにお声がけをさせていただきまして、それぞれ調整をしていただき、今回北中から６名の生徒、そして引率としましては文化スポーツ課の職員が２人行ってまいる予定でございまして、今のところ３月16日の土曜日から３月18日の月曜日、本番は日曜日の３月17日になろうかと思いますけれども、こういった貴重な体験をできるということはとてもいいことだというふうに思っておりますので、町としても支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員）　それでは、２点目の３問目ですけれども、ちょっと私も中途半端に質問するような部分がありますけれども、出産後も引き続き仕事が続けられる環境づくりについては、受け入れる職場の環境づくりや近隣市町村との連携も必要だと思います。例えば出産後は正社員だったのが臨時職員にならなくてはならないとか、職場の関係ですね。あるいは、保育所と職場の関係がどうしてもほかのほうにまたがってしまう、そういう事情があったりして困っているということを聞いたことがありますので、その点についてお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君）　ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

出産をすれば、育児休業というのがありまして、大抵１年間になっておりまして、その間は当然保育所等には入園できないわけでして、その休業期間が終わったとき保育所に入れるように調整をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員）　ここの部分は、私ももう少し勉強してやりたいと思います。

３点目の２問目の質問についてですけれども、地域主体の意見交換会が２月末時点で９地区が未実施ですが、いつまでに終了する予定か、また次の意見交換の予定についてお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　策定は、町長答弁のとおり来年の３月ということで、大分スケジュール的にも厳しくなってきてございますけれども、今の農閑期、春作業が始まる前に各地域を回りながら話合いを進めて、10年後の姿というものを少しでも、担い手の皆さん、もしくは家族農業というものも大事にしながら、今後耕作放棄地が出ることがないように話合いを進めてまいりたいというふうに考えてございまして、31地区までまだ残っている部分がありますけれども、話合いを今後詰めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　それでは、１問目の質問は終わりまして、次に２問目の質問を許します。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員）　それでは、教育行政方針の基本方針３、「生涯を通して学び、郷土の歴史と文化を誇りにし、未来を創造するひとづくり」について教育長にお伺いします。

教育委員会は、第３期矢巾町教育振興基本計画において「時代を拓き次代につながるひとづくり」を基本理念、基本目標と定め、ひとづくりというキーワードで３つの基本方針を設定していますが、その基本方針の３番目において掲げる４つの重点の内容について以下お伺いします。

重点の１つ目、多様な学習機会の充実に関連し、以下お伺いします。

１点目、郷土の歴史と文化に関係する研修会、講座等はどのようなものが実施され、継続していくのか、また令和６年度に新たに実施する予定のものはあるか。

２点目、町では合併70周年を記念し矢巾町史を発刊し、次世代に本町の歴史と文化を継承していくとあります。そのために明治20年代から現代に至るまでの懐かしい写真の提供を募っていますが、収集状況は。また、写真で見る矢巾町史など写真集を発刊してはどうか。新しい発見となるような古文書等の提供はあったか。また、動画等の収集は行っているのかお伺いします。

次に、重点の２つ目、スポーツレクリエーション環境の充実に関連し、以下お伺いします。

１点目、町は「スポーツのまち　やはば」宣言並びに矢巾町スポーツ推進計画に基づき、各種スポーツイベント及び各種競技大会などに関わり合える環境を整備するとあります。矢巾町スポーツ推進計画は、令和２年11月から令和５年度までを計画期間として策定されていますが、今年度までの計画の検証と令和６年度以降の計画策定状況は。

２点目、町は令和５年６月に岩手医科大学及び同附属病院と連携した（仮称）多目的屋内練習施設・スポーツ健康科学センターの本町への整備、そして県営体育館や県営屋内温水プールの本町への新設など３点について県へ要望しておりますが、その進捗状況と今後の見通しは。

次に、重点の３つ目、文化芸術活動の推進に関連し、お伺いします。

平成28年11月６日、「音楽のまち　やはば」を宣言して７年になります。令和６年度において取り組む新しい施策はあるのか。例えば群馬県高崎市では、「音楽のある街高崎」というテーマで、高崎音楽祭やマーチングフェスティバルのほかに、市民発信の「おとまちプロ

ジェクト」や「高崎どこもかしこも」が実施されております。まちを歩けばどこからともなく音楽が聞こえてくる施策を考えては。

最後に、重点の４つ目、文化財保護と活用に関連し、町郷土芸能大会が１月21日に田園ホールで行われましたが、小中学生の参加が大半を占めており、保存団体の年齢層が気になったことから、郷土芸能を伝承していくための教える側の後継者育成と郷土芸能の記録保存の状況及び町の支援についてお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

（教育長　菊池広親君　登壇）

○教育長（菊池広親君）　教育行政方針の基本方針３、「生涯を通して学び、郷土の歴史と文化を誇りにし、未来を創造するひとづくり」についてのご質問にお答えをいたします。

１点目の郷土の歴史と文化に関係する研修会についてですが、昨年11月に町公民館で「伝法寺館と釈迦堂を語る会」を開催したところ、町内外から31名の参加があり、関心の高さがうかがえたことから、来年度も引き続き郷土の歴史と文化に関する研修等を実施してまいります。

次に、合併70周年を記念した矢巾町史発刊についてですが、町民に懐かしい写真の提供を募っておりましたが、古文書と併せ、提供はございませんでした。写真集については、前回の町史発刊で使用した写真と併せ、取扱い等について町史編さん委員会で検討してまいります。また、動画等の収集については今のところ行っておりません。

２点目の矢巾町スポーツ推進計画についてですが、「スポーツのまち　やはば」宣言の下、「する」、「みる」、「ささえる」の３つをスポーツへの関わり方の柱として取り組んでまいりました。計画期間中は、新型コロナウイルス感染症の影響から十分なスポーツ活動を行えない期間がありましたが、５類移行後の町民スポーツ大会の参加人数は目標値を超える結果となりました。

また、矢巾町民対象にアンケート調査を行った結果、運動を週１回以上行うと回答した方が46.7％と、半数近くの方が意欲的に運動を行っている一方で、ほとんど行っていないと回答した方も40.6％に及ぶことから、運動を行う機会の創出や動機づくりに力を入れていく必要があると考えております。

第２期矢巾町スポーツ推進計画については、矢巾町スポーツ審議会において、推進計画の「する」、「みる」、「ささえる」の３つを柱と、「スポーツをとおして健康で幸福な人生をおくることができるまち　やはば」を基本理念とし、令和４年３月に国が策定した第３期

スポーツ基本計画を参酌し、国や県の施策に対応しながら策定を進めているところであります。

次に、（仮称）多目的屋内練習施設・スポーツ健康科学センターの本町への整備に関する要望についてですが、スポーツ医科学センターにつきましては、県知事のマニフェスト39項目に掲げられておりますことから、本町への誘致について引き続き要望してまいります。

また、県営体育館、県営屋内温水プールにつきましても、令和３年２月に県文化スポーツ部所管公共施設個別施設計画に基づき対応方針を検討するとのことから、本町への誘致について引き続き要望してまいります。

３点目についてですが、文化芸術の推進についてですが、「音楽のまち　やはば」の主要事業として、矢巾町音楽祭を基軸として取り組んでまいりました。今年度は、曲家ミュージックフェスティバルに取り組み、一定の成果を上げております。

なお、来年度については、音楽祭を軸に「音楽のまち　やはば」宣言に沿った事業の展開を行っていけるよう、矢巾町音楽祭実行委員会を中心に音楽祭をより充実させるとともに、新たな取組について協議を進めてまいります。

４点目についてですが、郷土芸能の伝承についてですが、矢巾町郷土芸能保存会では、毎年田園ホールを会場に矢巾町郷土芸能大会を開催し、加盟団体が２年に１度は発表することとしており、各団体は発表に向けて練習を重ねて行うことで教える側の後継者の育成にもつながるものと認識しております。

また、大会に出演した団体の記録映像を残すことで後継者育成の一助となることから、今後も郷土芸能大会の開催を通じて記録保存の充実を図りつつ、伝統芸能の魅力を広く町民の皆様に伝えるように取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員）　重点の１つ目の１点目ですけれども、郷土の歴史と文化に関係する研修会で、令和６年度の実施案として具体的なものは何かあるかお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　お答えをさせていただきます。

教育長答弁でございますけれども、私のほうから再質問にお答えさせていただきます。教育長答弁にありました今年度の「伝法寺館と釈迦堂を語る会」につきましては大変好評でご

ざいました。町内におきましても、これ以外に様々な史跡、徳丹城以外でも史跡あるいは観光名所となるべきものがたくさんあるというふうに思っておりますので、この辺につきましては再度引き続き掘り起こしを行いながら、有識者の皆様からご意見をいただき、こういった講習会、研修会を進めていきたいと考えてございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員）　では、まだ決まっていないということで、２問目、重点の１つ目の２点目ですけれども、懐かしい写真や古文書の提供はなかったということですが、収集期限というか、そういうのはもう終わってしまったのか、まだ募集しているか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　お答えをさせていただきます。

今回その収集につきましては、町史に限ったものについての収集でございまして、ほかについては、今のところは募集をかけていないところでございますけれども、今ある広報の写真ですとか、そういったもので町史の編さんを進めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員）　これに関しては、宣伝というか、募集のやり方というのは広くやられたのですか。知らない人もいるような感じもするのですけれども。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　収集の募集につきましては、当時２年ほど前ですか、広報、ホームページのほうで周知を図ったところではございますけれども、もしかして周知不足だったところもあるかと思いますので、その辺のところは再度町史編さん委員会の皆様の意見を聞きながら進めていきたいと考えてございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○13番（水本淳一議員）　それでは、重点の３つ目の質問ですけれども、私たち会派は群馬県高崎市にもお伺いして、音楽のまちの施策について研修してまいりました。高崎市の音楽のまちは、1915年、大正４年、詩集「月に吠える」で有名な萩原朔太郎が前橋でマンドリンクラブを結成したのが始まりだそうで、1934年には、昭和９年になりますが、他のマンドリン

合奏団と交流して、バイオリンなども加えて高崎音楽協会を結成、さらに終戦から間もない1945年、昭和20年、高崎市民オーケストラを結成、翌年群馬交響楽団に改称し、現在に至っております。群馬交響楽団は、昭和30年に公開された映画「ここに泉あり」、耳にしたことがある人もいると思いますけれども、このモデルになった楽団でもあります。高崎市は2000年に市制100周年を迎えましたが、その際に群馬交響楽団の活動により「音楽のある街高崎」という言葉が生まれ、またその時期にマーチングフェスティバルも始まったということです。

ちなみに、この萩原朔太郎とマンドリンの関わりについてですけれども、今回視察で高崎市に向かう新幹線の中で、座席の背もたれに入れてある雑誌「トランヴェール」に群馬のそのことが掲載してありまして、その記事を一緒に行った藤原議員が見つけたことで、私もマンドリンと関係あるのだなと思って、この記事を見て非常に親近感を覚えました。私も大学のマンドリンクラブで音楽に出会いまして、私ごとになりますけれども、卒業してすぐに友人とともに盛岡市民マンドリンクラブを結成して、その後はその関係で県高文連の器楽部門の演奏会の審査員なども務めさせていただきました。それがきっかけで、器楽のほうではバイオリンも入っている白百合学園など、そういうことで私も田園ホールの教室でバイオリンを習い始め、そしてそれが今に続いて、小川議員とも一緒にやっております。ちょっと余計なことを言いましたけれども、田園室内合奏団も来年結成30周年を迎えます。団員40名ほどのアマチュア合奏団で、やりたいと思ったら素人でも参加可能な合奏団で、今後も長く活動が続いていくことを願っているところであります。

現在高崎市では、高崎音楽祭やマーチングフェスティバルのほかに、市民発信の「おとまちプロジェクト」や「高崎どこもかしこも」などの事業が実施されております。特に「おとまちプロジェクト」は、高崎市が日常的に音楽のある町なかにしたいということで、活動する人たちへの支援の予算が先についたことで、何かやらないかというのでまちの人に訴えかけて、その中からそれでは私たちがやりましょうと自主的に内容を決めて始まったということです。当町も何か新しいことを、矢巾町なりの、あまり大きなことではなくても、目指していければと思います。

その中で、矢巾町音楽祭実行委員会が中心になっていろいろ音楽祭の内容を決めますけれども、今の実行委員会のメンバーはどういう人か、私もしっかり見ていなかった部分がありますけれども、例えば商工会関係とか音楽関係に関わりがない人たちも加えて、まちをにぎやかにするためにこうしていったらいいのではないかというような、そういう意見のある人

も参加させて協議していけたらいいなと思っていますけれども、その点お伺いします。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　音楽祭実行委員会のメンバーについてお知らせをいたします。メンバーにつきましては、芸術文化協会の会長さん、そして不来方高校の音楽部の顧問の先生、あるいは煙山小学校の顧問の先生、あとはサークルのほうで、音楽サークル２名ほど参加している実行委員会でございます。その中には、ほとんど音楽に関係する方々が入っておりますので、第三者とか、そういった方々が入ることもいろんな意見が聞けるのかなというふうに思ったところでございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　それでは、以上で町民の会、水本淳一議員の質問を終わります。

ちょっと早いですけれども、ここで暫時休憩といたします。

再開を11時５分といたします。

午前１０時５３分　休憩

――――――――――――

午前１１時０５分　再開

○議長（廣田清実議員）　再開いたします。

次に、新誠会、赤丸秀雄議員の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

１問目の質問を許します。

（16番　赤丸秀雄議員　登壇）

○16番（赤丸秀雄議員）　議席番号16番、新誠会、赤丸秀雄です。新誠会を代表して質問させていただきます。

まず初めに、１月の元日に発生した能登半島地震で犠牲となられた皆様のご冥福と、今なお避難されている被災者の方々に対し、お悔やみとお見舞いを申し上げます。

それでは、１問目の質問に入りますが、町長の施政方針演述内容についてであります。町長の施政方針演述を傾聴し、以下の内容について伺います。

１、矢巾町農商工共創センターを設置するとあります。具体的に組織形態はどのようになるのでしょうか。また、その組織運営に町はどのように関わるのか、そして設置時期と組織規模の構想はどうなるか伺います。

２点目、観光まちづくりの推進を、これまでの体制を再構築して観光の強化を図ると述べております。具体的な組織体制と推進のイメージはどのようなものでしょうか。町がリーダーシップを執るのであれば、一つの提案ですが、現在町の産業観光課は、農業、商業、工業など産業全般を担うほか、観光も担っており、観光の強化を図るのであれば、以前の組織、農林課と観光商工課に区分して事業を強く推し進めるべきと思うが、その考えについて伺います。

３、令和６年度を地域コミュニティ再構築の年と位置づけ、町民懇談会の実施など対話を重んじ、双方向のコミュニケーションを展開すると述べています。以前から私も申し上げていますように、地域コミュニティの活性化なくして町の躍進は語れないと踏まえています。コミュニティ数も45に増え、人口増加も期待できる令和６年度でありますから、ぜひ最重要取組事項と捉え、計画的、定期的実施を望むものであることから、具体的実施の考えを伺います。

４、健康づくり推進として、町民の皆様との対話を重視し、協働で健康づくりの取組を進める、また高齢者の社会参加を含め、フレイル予防を視野に入れて、保健事業と介護予防の一体的な実施をより一層推し進めると述べております。具体的な目玉施策として推し進める事項について伺います。

また、私は町で推し進めている地域エンジョイ活動が社会参画やフレイル予防に最適と踏まえ、地域で推奨実施していますが、そのことも踏まえ、見解を伺います。

５、児童生徒等、歩行者の安全確保に歩道整備を推進すると述べています。地域の多くの方からは、歩道整備も重要であるが、経費と時間を要するため、防犯灯や街灯を増やしてほしいと要望が強いが、町はどのように考えているか伺います。

防犯灯設置についていつも質問しますが、自治会の判断であると述べられています。本当にそれでよいのか疑問であり、コミュニティ会長会議等で対応、確認願いたいと思うが、町の見解を伺います。

６、防災について伺います。これまでの町の災害予防の取組やハザードマップ作成、説明など、日頃の活動には大変感謝しています。１月に発生した能登半島地震が今日も毎日メディア報道されており、自分なりに本町のこれまでの取組に自問自答することが多くなりました。

そこで、何点か確認します。①、個人持ち出し用品を見直す必要性はないか。

②、非常時の町の避難所における必要品の数は十分足りているか。

③、非常時対応には日頃の訓練、研修が重要であると再三メディアが報道しているが、町の災害対応に対する考えはこれまでどおりでよいと考えるか。変更する点はないか伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　新誠会、赤丸秀雄議員の町長の施政方針演述内容についてのご質問にお答えをさせていただきます。

１点目についてですが、農業、商業、工業の活性化と地域コミュニティの再生を図るべく機動的にまちづくりに取り組むことを目的に、事業統括を行う協議会を来年度立ち上げ、その下に各分野で協力する者とそれぞれの強みを生かした連携を図り、地域課題を解決してまいります。具体的には、例えば土壌診断に基づく適地適作の推進、多様な流通形態の開拓、お役立ちセンター事業の展開、起業を検討する者への支援、コミュニティビジネスへの支援、人材育成ワークショップの開催を進めるほか、地域連携型官民連携の手法による地域内での経済循環と雇用の創出を図る事業の可能性について調査を進めてまいります。

また、組織運営に町がどのように関わるかについてですが、当面協議会については町が主体的に関わりながら、事業について共創、共につくり上げるとともに、必要に応じて地域再生法に基づく地域再生推進法人の指定に向けた支援を行ってまいります。

２点目についてですが、観光まちづくりにつきましては、これまで産業観光課を中心に、矢巾観光開発株式会社をはじめとする民間事業者や町商工会、町観光協会などの団体のほか、多くの関係機関とともにまちのにぎわい創出や観光資源の維持整備などの推進を図ってまいりました。特に町観光協会は、今後観光分野の中核としての役割を期待しており、特産品開発や各種観光イベントの事業を担うべく体制強化が求められております。

具体的には、本年１月から新たに専任の会計年度任用職員を配置し、観光協会の事務を担い、関係機関と連携した事業を充実させることで、将来的に町観光協会の法人化を視野に入れながら観光まちづくりの中心に据えたいと考えているところであります。

また、現在の産業観光課を以前の農林課と商工観光課に区分し、事業を強く推し進めるべきとのご提案でございますが、これから立ち上げを計画しております農商工共創センターをはじめ各部門が連携しながら解決すべき課題が多くありますことから、現在の組織体制を生かしつつ、今後も各種事業を展開してまいります。

３点目についてですが、地域との懇談会につきましては、今後具体的な開催時期及び方法

について町コミュニティ連合会及び各地域コミュニティ組織と協議を行ってまいります。また、町民懇談会については、町のこれからを担う世代からのご意見を伺う貴重な機会として、開催に向けて検討してまいります。

地域コミュニティの再構築の年として、地域懇談会やワークショップの開催により町民の皆さんの声をお聴きすることはもちろんのこと、小学校区ごとの地域コミュニティの方々の共同作業により作成する地域カルテや情報交換会の実施による地域コミュニティ相互の連携強化により、取組や情報を共有することで地域課題の解決が図られるよう、町と地域コミュニティの双方向及び地域コミュニティ間の双方向によるコミュニケーションを展開してまいりたいと考えております。

４点目についてですが、岩手県後期高齢者医療広域連合が実施主体であります高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を令和２年度から受託し、継続して実施しているところでありますが、来年度からは岩手県後期高齢者医療広域連合第３期保健事業実施計画に基づき、健康づくり及び疾病重症化予防の取組としてフレイル予防の普及啓発を行う介護予防教室など、高齢者に合わせた個別的な疾病予防や重症化予防の訪問支援を両輪で実施し、関係機関と連携し、地域との協働の健康づくりを展開してまいります。

具体的には、自主活動でありますサロンや通いの場、エンジョイやはばネットワーク活動等において介護予防講座開催時にアンケートを実施したところ、フレイルについての認知度が低い現状であることから、今後は未実施地区における講座を開催し、より一層フレイル予防に関する普及啓発に実践的に取り組んでまいります。

また、居場所と役割づくりといたしましては、地域の皆さんが定期的につながる機会を設けることは、心身の健康、フレイル予防等によい影響を与えるほか、地域での自助や共助を引き出し、地域全体の支え合いの機能の弱体化を防ぐことにつながると捉えており、身近な地域で、サロンや通いの場、エンジョイやはばネットワーク活動等の未実施地区につきましても、生活支援コーディネーター等と緊密な連携を図り、町民の皆さんとともに地域の居場所づくり支援を通した支え合い体制の構築を推進してまいります。

５点目についてですが、町が設置する街路灯につきましては、交通量の多い市街地の幹線道路や交差点等に偏らざるを得ない状況にあります。一方で、防犯灯の設置につきましては、その地域にお住まいの方々が地域内のより効果的な設置場所、そして真に必要な設置場所を検討していただいた上で設置をしており、地域のニーズが反映されているものと捉えております。これは、地域コミュニティが設置と管理の両方を担っているからこそ実現できている

ものであり、町といたしましては、これまでの地域コミュニティからの補助要望の全てに対応してきたところであります。補助内容といたしましては、設置費用及び電気料金の半額補助を実施しているところであります。

なお、防犯灯については、今後も本町の安全が守られるように、地域の方々と協働により取り組むとともに、街路灯設置についても効果的な設置を目指してまいりたいと考えております。

６点目の推奨する個人持ち出し用品を見直す必要はないかでございますが、避難する際に最低限必要となります個人用非常持ち出し品につきましては、昨年３月に更新いたしました矢巾町防災マップに一例を記載しており、これまでの各種災害対応の教訓を踏まえ、地震や風水害などの様々な災害種別、災害の種類、そういったものに対応可能な品目を掲載しております。

また、今年度の町総合防災訓練では、女性消防団によります非常時持ち出し品の展示説明訓練を行い、非常時持ち出し品の全品目を一覧できるよう展開し、その携行要領に関しましても具体的に説明したところであり、今後も適時情報等を発信してまいります。

次に、避難所における物資等の必需品の数は十分足りているかについてですが、被災当日または避難所開設時を含め、３日間に最低限必要とされる物資を備蓄することで分散配備をしております。実際の避難者数に比して不足する物資や被災２日目以降の物資は、町指定避難所の間で構成する避難所ネットワークを活用し、避難所相互に融通を図りつつ、災害協定等を活用して物資の補給を行うこととしております。

次に、災害対応に対する備えについてですが、防災に関する訓練、研修等につきましては災害対応に直結するものであり、自助、共助、公助の効率的な発揮と結集を図ることにより災害への総合的な対応力を向上することが重要と認識しております。このことから、自主防災組織やこれまで育成してまいりました町防災士のリーダーシップの発揮により、地区における各種防災訓練やワークショップ等の防災活動を通じて、自助力、自助の力及び地域の共助力、共助の力の向上を図るとともに、公助として地域の活動を最大限に支援しつつ、町職員を対象とした避難所開設訓練や災害図上訓練の実施により自ら鍛え、町民の皆さんに対しましては、防災関連情報の周知、防災活動に関する理解、避難所の整備、教育訓練等を計画的に行い、地域の自主防災組織と一体となり、いざというときに実効性のある防災体制の強化に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　第８次矢巾町総合計画の基本理念「みんなで築く　躍動感あふれ幸せな未来へ進化するまち　やはば」を掲げ、町政を力強く推進すると町長はおっしゃいました。私も基本理念を掲げたとおりの総合計画に期待するところが大いにあります。

まず、答弁いただいた農商工共創センターの設置を早く進めていただきたいことと農業に関わることで伺います。私は、年明け後に営農組合として農業に携わっている２グループの方々と個別に意見交換することがありました。そこで強く印象に残っていることは、今農業に携わっている我々、その相手方ですけれども、75歳前後があと10年は農業をやれないだろうと言っていたことです。その理由に、体力的なことはもちろんですが、農機具数台の買換えや水田活用直接支払交付金の動向、畑地化促進事業の支援金が５年後に解消など、農業環境の厳しさが増すこと、それに農地を所有しているが現在サラリーマンの方は、65歳定年や70歳まで働くスキームとなり、その方々が退職後からでは農作業技術の継承が難しいだろうとのことでした。このように、農業に携わる方の環境が日々厳しい状況となっていますが、町では、基幹産業と位置づけている農業の将来をどのように考えているのか伺います。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　今お話がありました農業の将来的な目標というか、計画については、ただいま農林業ビジョンということで、総合計画に沿った農林業の計画ということで策定の最中でございます。それに基づいて、2040年の未来にわたって今後農業をどうしていくかということをその計画に基づいて推進していくわけでございますけれども、３月中にその農林業ビジョンをお示しできればいいなということで、もうしばらく、庁舎内はもちろんのこと、関係農林団体とともに調整を図っているところでございますので、その中でお示しをさせていただきたいというふうに思ってございます。

お話がありましたが、確かに農業をめぐる環境というものは、著しくここ二、三年で情勢が変わってきているというのはまさしくそのとおりだと思います。それに向けて、定年延長の問題とかもございます。担い手不足ということも、確かに地域の中で非常に緊迫感を持った形で問題解決に向けて取り組まなければならないという事実も把握してございますので、矢巾町型の農業を今後どうしていくかということを、そういった情勢を踏まえまして検討してまいる所存でございます。また、計画を立てて皆様に周知を図りながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　今答弁いただきました農業ビジョンのお話であります。今日もこの終わった後に特別委員会で８次総の前期計画について話しますが、農業の項目を見れば、なかなか実態と、素人が言うのもあれですけれども、乖離があるのかなと感じております。それで、今課長のおっしゃった農業ビジョンの話と８次総の前期の計画の項目というのは一致する形になっているのでしょうか。当然だと思いますが、そこの確認をさせてください。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　８次総で掲げる目標ないし指標とともに、農林業ビジョンにつきましては合致させるように今作業を行っているところでございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　それでは、今私が見ている限りでは、午後から説明があると思いますので、その中も含めてそれなりのものがもっと出るのかなと思ったのだけれども、期待できそうにないので、次の質問に移ります。

高収益の畑作物推進と言われますが、具体的取組を農業者やＪＡさんなど関係機関と協議を行っているのが私にはちょっと具体的に見えないので、その辺のご説明をお願いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　高収益作物ということで、農業団体とどのように推進を図るかということでございますけれども、ご存じのとおり、矢巾町の高収益作物として、ズッキーニの取組は皆さんご存じかと思いますけれども、ズッキーニ以外の高収益作物として、ネギはもちろん従前からやっているわけでございますけれども、それ以外に何かないかということで、今ブロッコリーに注目をして、何か新たに取組ができないかということで、今ＪＡとその辺を詰めながら、あとは土壌の関係もございますので、できる環境等を踏まえて、そういったブロッコリーなり、また別の新たな野菜等に取り組んでまいりたいというふうに今検討している最中でございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　答弁にもありましたように、土壌診断に基づく適地適作の推進とい

うものと同じことだと思いますが、こういうことをやっている秋田県の農業公社に前の会派で行ってきた部分のところをちょっとお話しさせていただきます。

秋田県の農業振興公社では、今言った秋田県を３ブロックに大きく分けて、地域別作物のブランド化、その農業団地、その一つは最低でも50ヘクタールのような形でやっています。それから、その説明された方が強調していましたが、タマネギの北東北３県の構想をぶち上げておりました。岩手に帰りましたらぜひそういうところをＰＲしてくださいと言われましたが、ちょっと岩手の農業関係の公社に聞きましたら、お話は聞いていますが、なかなかという話はしていました。

それから、行きたかったけれども、行かないでしまったのが愛知県田原市の取組であります。ここは、農業世帯所得を3,000万円、800戸以上を目標に取り組んでいるところであります。岩手県とは全然環境が違いますが、ここは当然愛知の工業地帯を抱えています。ただ、その800戸というのではなく、ここの市全体の産業従事者の比率バランスが取れているのです。１次産業が３割、２次産業も３割、３次産業も約３割、ほとんど29％、31％、32％という形の部分で、すごく市全体の所得が高い、そういう取組であります。何度も言いますが、当然環境が違います。気候も違います。ですから、一概には言えないのですが、そういう形の取組をしておりますので、私もブロッコリー、それから一時はズッキーニ等々のお話は聞いておりますが、その辺で何かもう少しお話ししていただくことありますか、畑作の部分。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　ただいま愛知県田原市を例に取ってお話をお聞きしました。ちょっと私、田原市の件については全然存じ上げていないわけでございますけれども、確かにお話があったとおり、バランスの取れた産業構造というものは、やはり自給自足も含めて必要なことなのだというふうに理解してございます。特に矢巾町につきましては、基幹産業が農業ということで、水稲を中心にこれまでやってきた経緯がございます。それに加えて、水稲以外の作物ということで、先ほどお話がありました高収益作物ということで、いろんな取組をしているところでございますけれども、やはり基軸は水稲に置きながら、あとは近郊農業ということで、盛岡市もございますから、そういった需要に合った野菜作りも必要なのかなというふうに捉えてございます。いずれにしても、先ほどブランド化の話もございました。矢巾町に合ったブランドができるように、そこは作物を十分精査しながら選択していきたいなというふうに考えてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　ぜひ課長のおっしゃるような形で農業者の立場に立った進め方をお願いしたいと思います。

次に、観光まちづくりの関係で質問させていただきます。この推進について再質問しますが、現在高齢者を中心に、低山散策、低い山のトレッキング、これが静かなブームとなっております。煙山ダムの多目的利用、水辺の里の整備、ひまわりパークやキャンプ場でのイベント開催、城内山散策、コースの整備を行い、先ほどの前の方のお話にもありました南昌山山麓を含めた自然を生かした観光トレッキングコースの設定を望むことから、今の城内山の整備状況と、それから今後、佐藤課長が前からお話しされている将来像を含めた、まだ具体的な部分はないと思いますけれども、構想で構わないので、その辺の見解をお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　ただいまいろいろ、水辺の里キャンプ場、城内山の散策、南昌山麓のお話も頂戴いたしました。城内山の具体的な整備につきましては、また検討段階でございまして、今ある登山道のほかに別ルートを設けたらどうかということで、上がり口を今のところは車でも、軽自動車とか、そういったものであれば頂上まで上がることができますけれども、それ以外に足で歩けるような別ルートを一応検討はしているところでございますが、城内山は町有林というよりも民有林、民有地が多いところでございますので、そういった調整も必要になってくるのかなというふうに思ってございます。いずれいろんな形で親しまれるような城内山整備が今後必要なのかなというふうに思ってございます。

なお、民間事業者の３者、４者ぐらいでいつも整備を行ってもらってございます。伸びた枝切りとか、あとは登山道の清掃活動とか、そういった民間の事業者のボランティアもやっていただいている部分がございますので、やはり町としてもそこは一緒になってこれから整備を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、低山トレッキングということで、非常に城内山も含めてそういったブームがあるようにテレビ等でも紹介されてございましたので、そのブームに乗って、こちらからそういったトレッキングコースということで提案しながら、皆さんに親しまれる西部地域の施設をこれからＰＲしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　今の件で引き続きお話しします。

最初、城内山の整備については、たしか１年半ほど前の説明かと記憶していますが、要はまだ検討中であって、具体策ではないということでしょうかという確認と、この東側、実相寺のほうから階段で整備して、車は和味方面から上がってきてダムのほうに抜けるような一方通行の部分という形で大変期待していましたが、それはお金がないからできないのか、その辺だけちょっと端的に答えていただきたい。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　実相寺のところから上がっていくルートは、山岳協会の方と相談しながら、そこは一応上まで行けるようなルートにはなってございます。ただ、皆さんにＰＲしてご案内できるようなルートにまではまだ発展していないものでございますから、その辺も含めまして地権者の方と相談しながら、そのルートが、果たして城内山、実相寺を通じたルートが本当にこのまま公に紹介しながら進めていけるルートなのかどうか、その辺も含めまして今検討を続けている最中でございますので、もうしばらくお時間を頂戴したいなというふうに思ってございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

次に、地域コミュニティのお話をさせてください。令和６年度を地域コミュニティ再構築の年と位置づける点でありますが、答弁書では、私には抽象的表現であり、本当に現状の自治会課題を理解しているとは感じられませんでした。それでも、町民懇談会を開催、次世代を担う方々から意見を伺う機会を増やすと述べていますので、その点は評価しております。私の経験と自治会内での行動を見ていて感じていることは、子ども会との合同による世代間交流を行えば、親世代ともコミュニケーションが図られ、自治会活動にも目を向けていただけると確信を持っていますが、それに対する見解を伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

子ども会との連携なのですけれども、確かに小学生の方々であれば子ども会との連携をさせていただくというのはいいかと思うのですが、小学生だけではなくて、それぞれそのもうちょっと上の世代のほうが、どちらかといいますとご意見等を頂戴するには都合がいいのかなというふうに思うところもございます。小学生の方々からご意見をというのはなかなか難しいところもあろうかと思いますので、学校現場を通じての総合学習とか、そういった時間

を通じての取組とか、こういうのもできるのではないかなというふうに考えます。いずれコミュニティのほうとそういったところを方法論とか協議いたしまして、できる方向から取り組めればというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　世代間交流というところで私のほうからもお答えをさせていただきます。

文化スポーツ課の自主事業のほうで世代間交流の事業を毎年行ってございまして、参加者もだんだん増えてきてございます。そういった地域の、こちらのほうは農業団体の方々のご協力をいただいておりますけれども、今お話がありましたコミュニティのつながり、こういったものもどうにかつなげていければというふうに思ったところでございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　ちょっと質問の仕方が悪かったようで、私の言いたいのは、地域の担い手がなくなってきているということにかけてお話ししたかったのです。それで、子ども会というのは親世代を引っ張り出す口実なのです。親というのは、限定するとジェンダーどうのこうのと言うからあれですけれども、まず少なくとも30代後半から40代前半の方が親世代と私は感じていますが、その方たちとのコミュニケーションを図れれば、自治会の役員もやっていただけるし、いろいろ自治会の活動にも協力していただけるということを言いたかったのです。それについてもし何かあれば、付け加えで何かあればお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　お答えさせていただきます。

確かにこれまで子ども会さんのほうに直接働きかけてというふうな交流とかというのは特段行ってきていなかったところでございます。今いい提案をいただいたと思いまして、６年度からになりますが、進めていければというふうに考えます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　ぜひ考えないと、２日、３日前ですか、大館市の中心部の２自治会が解散したという話がＮＨＫテレビで話題になっています。全国的に自治会の解散が話題と

なっていますので、当町でもそのようなことがない取組を期待して次の質問をします。

フレイルと認知症予防について、地域エンジョイ活動が有効と私は質問していますが、町の調査でもフレイルの認知度が低いとありました。エンジョイ活動で、しゃべる、笑う、食べるをモットーに、私のところは自治公民館でやっておりますが、まず自治公民館まで来ることが高齢者には運動になりますし、認知症予防、フレイル予防になると私は何度もお話ししていますが、先月研修会をやったのです。終わったら、フレイルって何ですかと。何度もご説明していましたが、それが実態であります。町でも力を入れて取り組むとのことでありましたから、大いに期待するところでありますが、日頃の活動、準備には、この地域リーダー、これは地域エンジョイ未実施のところへの働きかけみたいな答弁がありましたので、やっぱりリーダーの方がきちんと選出されないと、自慢ではないけれども、何度も言いますが、私のところは３年半前から一度も延期も中止もなく、月２回きちんとやっております。このコロナ禍であってもやりました。そういう形のところがやっぱり必要かと思いますので、これについての町の見解を伺います。

○議長（廣田清実議員）　浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君）　ただいまのご質問にお答えします。

今ありましたとおり、様々な居場所の中で、地域の皆様が先導役というか、担っていただく方、その人材というのは非常に重要だというふうに私どもも捉えております。今居場所づくりということで、生活支援体制事業ということで、地域の支え合い推進員さんを中心に地域の皆様と居場所づくりを増やしていこうというような取組をしておりまして、昨年度こびりっこサロン、それから通いの場体操クラブ、いわゆるシルバーリハビリ体操、そしてエンジョイネットワークの大きく３つの居場所が、令和４年度は49だったものが、令和５年度、今57に増えております。そういう中で、どうやって増えていったかなというところを見ていくと、コロナでちょっと再開しているところにちょっと働きかけながら再開ができたところ、あと地域の皆様の集まる場ということで、エンジョイとしてできたところもございました。そういう方々の支えを私どももももっと力を入れてやっていくべきというふうに捉えております。そこには、やっぱり私どもが出向いて、皆様のお声を聞きながら、そしてせっかく例えば集中的なリハビリ事業みたいなものをやっておりますが、次行くところがないというのがやっぱり課題で、そこから居場所ができたところもあります。そういう形のものをどんどんやっていく必要があるかなと思っております。

フレイルに関しましては、町長答弁にもあったとおり、別のアンケートでも20％ぐらいし

かまだまだ認知度がないということで、その点については、未実施地区もそうですし、今開催しているところでも、きめ細かな教室、そして講師さんを呼んでというような形で進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　今課長おっしゃったように、ぜひ全町内に広がるような居場所づくりをよろしくお願いしたいと思っています。

順番になるのかなというところもありますが、町で５人以上の活動であれば１回につき5,000円の助成が受けられる。これをうちのところは受けています。というのは、コロナ禍で作って食べられなかったのです。弁当を取って、大体200円負担ぐらいで済むのかな。200円の負担で、今400円の弁当しかないので、消費税が入れば440円、それぐらいのものを持ち帰ってもらうということがすごく人気があって、みんな出てくる。今新田の場合は15人前後で常にやっております。そんな感じでやっていますから、ぜひよその町内を回るとき、そのような部分もお話ししながら広げていただきたいなと思います。

次の質問ですが、防犯灯設置についてと思っておりましたが、どうも町長の答弁は公共交通の部分とこの防犯灯設置の考えに大きな隔たりがあって、ちょっと時間の関係もあるので後で再度改めて質問させてもらうことにして、次の質問に移りますが、まず能登半島地震が発生して２か月以上となりますが、いまだに復旧工事が本格化しないことが残念でなりません。あそこは当然半島で、特異地形であったことや、断層隆起が40キロの狭い範囲で起こった部分で強震であったと思われます。しかし、能登半島では、３年前の強い地震の教訓や、１年前にやっぱり強い地震があったわけですけれども、その教訓が生かされていないことも事実のようであります。

そこで、本町の状況はどうか伺っておりましたが、質問の中に書かなかった、やっぱり水というところが一番問題でありまして、珠洲市の場合は、当然水道管もやられましたが、水道管よりも、浄水場が２か所も破壊されて供給できないというのが、今の２か月たっても復旧のめどが立たない。５月連休明けかなという形になっています。矢巾町では、もしものことを想定した場合の井戸水活用についてどうされようとしているのか。また、避難所の飲料水、これはおおむね何人分ぐらい用意して、何日分保有されているのか、その辺もし数値をつかまえてあるのであれば教えてください。

○議長（廣田清実議員）　浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼　亨君）　先に上下水道課のほうから災害用の井戸についてちょっと考えを述べさせていただきたいと思います。

確かに今回の石川県の能登半島の地震において長期断水になっていると。その対応のために災害用の井戸を使うというのは非常に有効な手段の一つであると思います。ただ、メリットもありますけれども、ちょっと考えなければいけない点もあります。例えば生活用水として使うのは非常に有効だと思います。お風呂に入る、家の中を清掃する、トイレを使う、それについては非常に人の健康の観点からも有効だと思います。ただ、トイレとか生活排水をどこに流すかというと、下水道のほうに流さなければいけない。新聞報道等では上水道のほうがクローズアップされているのですけれども、下水道についても上水道プラス２か月か３か月ぐらいかからないと復旧しないというのが今の現状です。そのような状態で生活用水を下水道のほうに流してしまうと、今度は流れないとかあふれてしまうという点が一つのデメリットかなとは考えます。

一番懸念されるのは、では飲用はどうなのかと。今回震度７で揺られて、そうなってくると地下水の水脈が変わるという可能性、それに伴って水質も変わるという可能性は非常に高いと考えています。そのような状況で、断水した、そこに井戸があるから、それをすぐ飲んでくださいとは、行政としては人の健康を預かる観点からしてもなかなか厳しいというのが現実です。何でもかんでも厳しい、駄目だというのではなくて、あくまでも地域コミュニティの中の一つの共有財産として、いわゆる共助の一つとして周りの方たちに地域のほうで開放する、そのようにして活用していただければなとは考えております。ということで、上水道とすると、災害で水道施設がダウンした、では井戸を使いましょう、そういう観点もありますけれども、あくまでも浄水施設の復旧、管路の復旧、そちらのほうに力を入れる。それがもし長期間になるのであれば、他事業体の応援給水、または各戸への一時的な配布のための給水パック、あとは避難所における臨時の給水タンクのほうの設置、そちらのほうで避難されている方々に飲料水のほうを供給できればなと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長（田村英典君）　避難所の水の保管状況ということでお答えいたします。

指定避難所につきましては、防災倉庫を含めまして、現在1,800本の飲料水、ペットボトルの飲料水になりますけれども、指定避難所用として保管しております。この水につきまして

は、当然使用期限というものもございますので、大体３年から５年の間に循環できるように入れ替え、それから使用の状況についても確認しながら保管しているという状況でございます。しかしながら、能登半島のような大きな直下型の地震などが起きた場合については、さきの震災につきましては、矢巾町は幸運にも水道が使えたということで、生活の部分については困らないという状況もあったということなのですが、この1,800本では当然足りないというのは私たちも把握してございます。そういった中で、やはり我々だけ、あるいは自助ということで、町民の皆様それぞれにご負担をかけるというわけにもいきませんので、そういった中で矢巾町は災害協定を結ばせていただいているという状況でございます。災害協定の中で、食料、飲料水の協力をしていただける事業者様が16事業者ございますので、万が一あった際につきましては、こういった協力事業者様から提供を受けながら、町民の皆様にも配布できるようにということで、今後もこういった協力事業者を増やしていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　まず、井戸の使い方については理解しました。いろんな要素があるのだなと認識しました。

飲料水の部分で１点お伺いします。まず、確かに北中学校の体育館とか、それからさわやかハウスとか、拠点のところはよろしいのですが、一晩程度であれば地区自治会の公民館を使えますよね。そこのところには、私のところには段ボールベッドとか、それからいっとき町の防災指定になって訓練をやったときの毛布の配備とか、それはまだ保管になっていますが、そういうところには飲料水が全然置かれていないというのも実情なのです。そこの考えと、それから最後の質問ですが、災害でいつも困った事象の話題となるのが洋式トイレの話であります。今能登半島ではトレーラートイレとかいう部分もありますが、本町では、簡易トイレ、私も設置してみて感じたのですが、いいものだなと思っていますが、これはどれぐらいあるのか。この質問でこの項は最後にしたいと思いますが、お願いします。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長（田村英典君）　お答えいたします。

各公民館における指定避難所につきましては、飲料用の長期保存水や非常食については、保管、保存までは求めてございません。防災倉庫は、本町におきましていざというときには

配布できるような体制を取ってございますので、そういった形でお困りにならないようにしっかり対応させていただきたいと思いますし、先ほども申し上げましたけれども、協力事業所から直接配布という部分についても検討していると。そういったものも想定しているということでございますので、よろしくお願いいたします。

それから、簡易トイレにつきましては、まず直接マンホールトイレといった部分については、上下水道課のほうで保管しているものもございますので、利用できます。それから、室内で使えるようなラップポントイレというものを整備してございまして、それが今17基、これから順次増やしたいというふうに思っておりますけれども、洋式トイレのように腰かけていただいて、手すりもあり、それから用を足した後に自動でラップがぎゅっと縮むような、臭いとか、そういったものが散乱しないような仕組みのできるトイレも準備してございますので、いざというときにつきまして、指定避難所のトイレが使えないという場合については、そういったトイレも指定避難所に設置するという状況で準備してまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　すみません。短いのですが、ちょっと町長にお伺いします。

地形も、また状況も違うのですが、能登半島地震では被災された方に当然職員がいたわけです。その方たちの多くが出られないとか、それから特に病院関係、２割の看護師さんが辞められて機能しなくなったというお話がありますが、当然、何度も言いますが、地形環境が違うから、一概に矢巾町に当てはめるわけにはいかないのですが、そういう報道を見て町長はどのように感じたのか、一言だけ見解を伺って終わります。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えします。

能登半島地震について、それ以外の災害についても、私ども人ごとではない、我が事として、特に今度の能登半島地震は、実際現地に行ったうちの職員からもいろいろお聞きしているのですが、陥没ではない、隆起したり、いわゆる全壊ではないけれども、一部損壊に見えるようだけれども、土地を整形しなければ、建て替えしなければと。やはりいろんな災害の形態があるわけですので、本町でもそういうことにしっかり対応できる災害力、先ほどの答弁でも、自助、共助、公助、それから近助、特に今回近助の力がなかなか発揮できなかった

ということです。自分のことしか。自分のうちの中でも、分かっていても助けることができなかったと。だから、私どももこれから油断なく、間断なく、しっかりこの災害には対応してまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　では、１問目の質問を終わります。

ここで昼食のための休憩といたします。

再開を13時、午後１時といたしますので、よろしくお願いいたします。

午後　０時０３分　休憩

――――――――――――

午後　１時００分　再開

○議長（廣田清実議員）　再開いたします。

次に、２問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　２問目の質問は、教育行政方針演述内容についてであります。

教育長の教育行政方針演述を傾聴し、以下の内容について伺います。

１、ＧＩＧＡスクールの推進について伺います。ＩＣＴ教育を導入して３年以上たち、環境も利用方法も改善となっていると想定しています。令和６年度は中学校の各教室に大型提示装置を配置するなど、ますます利用が促進となりますが、現在でも講師間のスキル差、学校間のスキル差がメディアの話題となっていますが、当町の状況はどうであるか伺います。また、自宅学習時のタブレットのアクセス環境はどうであるか伺います。

２、豊かな心を育む教育の推進について伺います。このことは、私の育った時代と大いに違いますが、教育の最重要と個人的には捉えています。ただ、現在の教育、学校主体は、点数、テストにこだわる嫌いがあると思っており、道徳、人権、尊厳、勤労などを育む機会が少ないと感じています。このことをどう捉え、推し進める考えか伺います。

３、多様な教育ニーズに対応した教育機能の充実について伺います。特別な支援を必要とする児童生徒に対し適切な支援及び必要な支援を行う特別支援教育支援員、適応支援員等の配置を行うとともに、関係機関と連携した支援体制の充実を図ると言うが、具体的にはどのような考えか伺います。

４、コミュニティ・スクールと教育振興運動について伺います。コロナ禍にあって、この

４年間、ほとんど活動ができていないと思われるが、学校、地域、教育委員会等の人員も刷新されて、何からどのように取り組み、推し進めようとしているか、具体的な内容を伺います。

５、日本一健康な町やはばの実現を図るため、町民がスポーツに親しむことができる生涯スポーツを目指すと言うが、具体的にどういう考えに基づくものであるか伺います。

６、全国的に不登校児童生徒が増える傾向にあり、本町も同様と思われるが、対応に妙案はないでしょうか。不登校からひきこもりにつながるケースが多いと聞きます。低年齢のときからの対応が重要と思われるが、それに対する考えを伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

（教育長　菊池広親君　登壇）

○教育長（菊池広親君）　教育行政方針演述内容についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、昨年度に実施した国の調査結果では、「授業でＩＣＴ機器を活用し、児童生徒に指導できる」の質問に対し、肯定回答をした教員は約８割となっており、２割の教員は自身の指導力に自信を持てないと答えております。本町においても、おおむね国の調査結果と同様の傾向があるものと捉えておりますが、１人１台端末が提供された当時と比較し、研修や教員相互の教え合い、授業参観を通してＩＣＴ機器を活用する頻度が高まるなど、改善が図られてきていると捉えております。また、自宅学習時のアクセス環境は整っております。

２点目についてですが、道徳については、週１時間、年間35時間の授業が確保されているとともに、本町においては、道徳指導者研修会を独自で開催するなど、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育んでおります。人権や尊厳については、道徳教育で育んでいることに加え、いじめ見逃し０（ゼロ）の取組や人権教室を開催し、人権擁護委員等のお話を聞く機会を設け、子どもたちにその大切さを伝えております。

勤労については、特別活動に位置づけており、日々の清掃活動やボランティア活動、職場体験学習など、各校の実態に応じて実践を通して取り組んでいるところであります。このように、学校教育のあらゆる場面で道徳、人権、尊厳、勤労について考え、体験することを通して、心豊かな人間形成を図っているところであります。

３点目についてですが、令和４年実施の国の調査結果においては、8.8％の児童生徒が学習面または行動面で著しい困難を示すという結果が示されました。本町も例外ではなく、特別

な支援を必要とする児童生徒は増加傾向にございます。この状況に対応するため、今年度は特別支援教育支援員を９名、適応支援員を５名配置し、児童生徒の状況に応じた支援を行っております。来年度においては、特別支援教育支援員を１名増員し、支援の充実を図ることとしております。

また、関係機関との連携した支援体制の充実についてですが、現在教育研究所がその中核を担っており、こども課、福祉課、健康長寿課をはじめ、医療、フリースクール等とも連携し、児童生徒の支援を行っております。今後においても、情報の共有にとどまらず、指導、助言等をいただきながら、それぞれの児童生徒に応じた支援を充実させてまいります。

４点目についてですが、令和２年４月に矢巾町学校運営協議会を設置し、町内小中学校をそれぞれ部会とし、一つの協議会として立ち上げたところでありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、部会の活動も制限を余儀なくされ、地域住民の参画という当初の目的を十分に果たすことはできませんでした。今後におきましては、第３期教育振興基本計画及び教育行政方針でお示ししたように、義務教育９年間を見通した新時代の義務教育を推進するという考え方の下、学校運営協議会と教育振興運動の重なりの部分等も含め、よりよい在り方について検討することとしております。

５点目についてですが、健康を維持するために運動は欠かせない要素の一つであることから、町では「いつでも　どこでも　いつまでも」をモットーとし、矢巾町民スポーツ大会や様々なスポーツイベントを実施しております。現在見直しを行っている矢巾町スポーツ推進計画に基づき、町民の誰もが参加できる、各世代に応じたスポーツに取り組んでまいります。また、老朽化が進んでいる社会体育施設については、利用者が施設を安心して使用できるよう、矢巾町公共施設等総合管理計画に基づき整備をしてまいります。

６点目についてですが、就学前の子どもや保護者に対しては、教育研究所が随時教育相談を行っており、保護者の困り感に寄り添い、対応するとともに、各保育園等を訪問し、年長児の様子を直接観察し、園児の特徴を把握し、併せて園からの情報も得ながら園児の特性を見極め、適切な就学につなげております。

また、小学校教員と幼稚園、保育園、こども園等の教員を対象に、幼保小の接続期の適切な学びの在り方を協議する幼保小担当者協議会で、幼児期の終わりまでに育ってほしい「十の姿」を小学校に滑らかに接続するためのスタートカリキュラムに係る研修等を実施しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　ＧＩＧＡスクールの教師のスキル状況は理解できました。

伺うことは、導入時にも議論となりました、タブレット端末利用による視力低下の懸念でありますが、状況は現在はいかがでしょうか。また、定期健診のほかに何か対応していることがあれば伺います。

○議長（廣田清実議員）　南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　ただいまの質問にお答えいたします。

視力低下の状況でございますが、全国的に言われているように、視力の悪い子たちが増えているというふうに全国的に言われているところでございますが、本町の子どもたちにおきましても、視力検査で言うＡ段階の1.0以上の子どもたちは減り、またＢ段階、1.0未満の子どもたちが増えていると。全国的に同じような傾向にある状況でございます。ただ、１人１台端末、ＧＩＧＡ端末を整備する前と今の状況を見ていきますと、端末整備前からそのような傾向にございますので、今この時点では、端末整備と視力が悪くなっている子が増えているという、その相関については、今時点ではちょっと分析はできかねるかなというふうに思ってございます。

また、検診についてですけれども、現在におきましては、眼科検診、年に１回、あとは視力検査、そちらについても年に１回実施をしておる状況でございます。検査自体はそのような状況でございますけれども、子どもたちの視力低下ができるだけ起きないようにする手だてといたしましては、当然先生方から子どもたちに直接的に長時間の使用を避けるようにといった注意喚起でありますとか、保護者へも同じような注意喚起、協力依頼ということ、また端末を持ち帰った際ですけれども、長時間利用、健康被害をできるだけ防ぐというような狙いもございます。また、これまでのこの場での議員からの提言等々も踏まえまして、子どもたちが端末を持ち帰った際に自宅でインターネットに接続利用できる時間をあえて制限をしている。長時間無制限にできるというような状況ではない、そういった環境の整備といいますか、配慮もしてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　今次長から答弁いただきましたが、全国的に視力が低下しているという事象でありますが、ＧＩＧＡスクールというか、タブレット端末導入前からテレビゲームとかスマホ、学校には持ち込まないけれども、自宅で使っていたという事象もあって、そういう面では、今おっしゃったように、ＧＩＧＡスクールを強化したから目が悪くなったという部分ではないと思いますけれども、今後もやっぱり眼科検診等では見ていかなければならないのかなと思っております。

質問ですが、自宅学習のときに持ち帰ったとき、各自宅のアクセス環境については整っていると述べられております。自宅に持ち帰って、学校の教師なりが一斉にそのクラスごと、もしくは学年ごとに利用して活用している状況はあるのでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員）　南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　お答えいたします。

各校で、全児童生徒といいますか、全員が一斉にログイン、アクセスをするという状況はこれまでに、児童総会、生徒総会というものが体育館で行われることがあるのですが、そういった場で同時に使ったことがあるというようなことを確認してございます。その際は、一斉にログインをしてしまったために、通信速度の理論上、大丈夫だろうというふうに踏んでいたところではあったのですが、つながらなくなったというようなことの確認はできておりました。それ以外につきましては、時間を少しずらしてログインをする、そういうようなことを工夫すれば、全児童生徒が同じ時間帯に使用することが可能だということについても確認をしてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　せっかくですから、自宅で活用する部分も出るかと思います。今コロナではなく、インフルエンザですか、学級閉鎖、学年閉鎖、またそれ以外のウイルス感染もたまにぼつぼつ県内でも出ているようですから、その辺、次長がおっしゃるように、そういうときに使える部分を工夫されるほうがよろしいかと思います。

次の質問は、豊かな心を育む教育の推進のことで、私が通告書を提出した後に2023年度の親の教育観という調査結果が発表されました。それによると、親の教育観は、テスト勉強のような知識重視の勉強よりも体験活動を重視する傾向にあるとのことで、上位３項目をご紹介しますと、様々なものに触れたりいろいろな体験をする、学校の成績よりも本人の得意な

ことや個性を伸ばす、学校の授業に遅れずについていくための勉強がベストスリーだそうです。私も少しは考えを修正しないといけないかなと感じた次第であります。

そこで質問ですが、道徳指導者研修会を独自に開催とありますが、これは教師に対する研修でしょうね。何か文面からは生徒等を意味しているようにも感じ取られたので、その辺を確認させてください。

○議長（廣田清実議員）　南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、先生方向けの研修会でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　ぜひここのところ、親の教育に対する教育観もそのようになっておるそうなので、ぜひこういうところを踏まえて、教育委員会としても校長会議等でお知らせしながら、豊かな心を育む教育の推進にぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

次の質問は､矢巾型コミュニティ･スクールについてちょっとお話しさせていただきます。４年前に当時の教育長は矢巾型コミュニティ・スクール構想に力を入れていました。私もこの内容には大いに期待しておりましたが、コロナ禍等で会合ができないまま、各学校長がまとめた資料を年１回発表する会で終わったと私は踏まえています。

そこで質問は、中１ギャップ問題とか、小１ギャップの課題とか、それとあと幼保から小学校へのスタートカリキュラムの内容等を答弁されていますが、これらについて現状はどのようになっているのか、またそのスタートカリキュラム等についてはどういう形で定着を図っているのか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員）　南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　お答えさせていただきます。

小１ギャップについてですけれども、まず小１ギャップ、これは小学校に上がってきた子どもたちが、小学校のやり方といいますか、進め方にちょっとなじめない子、そういった子たちが先生方の話を聞けなかったり授業中立ち歩いたり、そういったことが続く状況と。いわゆる小１プロブレムという言い方もしているものですけれども、本町におきましては、そういった状況にある学校、学級は今ございません。また、中１ギャップにつきましては、同

じような背景から学校にちょっと不適応を起こしてしまう、そういったお子さんたちが出るというような状況でございますけれども、少なからず不登校という形で中１ギャップを示すお子さんたち、生徒たちがいるという実態はございます。

また、スタートカリキュラムにつきましてですが、策定をしてから、コロナ禍前につくったものでございますけれども、その浸透、あるいはちょっと改善等々を図っていかなければいけない時期にコロナ禍が来てしまいまして、ちょっとそこの改善が図られていない、定着等々が図られていない、共通理解が図られていない、そういった実態がございました。今年度から幼保小の先生方が一堂に集まって、もう一度その確認をしていきましょうと。目指す子どもたちの姿を共有して、お互いがこの段階ではどこまでの力を子どもたちにつけさせているのか、そういった実態を確認してこれから子どもたちに当たっていきましょうという確認を今年度できるようになったと、そういった状況でございます。次年度以降につきましても、もう一度その研修会の協議会、そこの目的等を確認して、子どもたちに同じ思いでもって向き合えるように努めていきたいと考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　本町では、その小１ギャップの部分、それから中１ギャップの部分はないというような説明かと私は受け止めました。この小１ギャップについては、子どもの部分もあるのですが、親の部分もあるというのが全国的な話でありますので、そこの部分は矢巾町の環境と違いますので、それ以上は聞きませんが。

次の質問は、今次長がお話しされた不登校の部分、ちょっとお伺いします。本町小中学校の不登校状況について、今はどのような状況なのか。また、現在そういう形で、不登校の方以外の長期休校者数と、またその長期休校している方の中の不登校者数という形の数値は踏まえているのでしょうか。もしつかまえているのであればお知らせください。

○議長（廣田清実議員）　南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　お答えいたします。

昨年10月に国のほうで公表となりました調査、いわゆる問題行動等調査と呼ばれるものでございますが、令和４年度の結果になりますけれども、数値になります。本町の長期欠席の児童生徒数ですが、51名となっております。そのうち不登校というふうになっておりますのが46名となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　私の感じている数値よりは結構多いのですねというのが実情でありました。ここのところは、中学校が終わった後の高校、もしくは高校に入らないでひきこもりになる方もおるという話も全国的には多く聞いておりますので、ぜひ義務教育においての部分を対応願いたいと思います。

先日教育新聞にこんなことが書いてありました。付き合いスキルだそうです。この付き合いスキルというのは、生徒さんと対応するときに、まず都合を尋ねる「つ」、それから気持ちを伝える「き」、相手に意見を求める「あ」、意見を否定せずに聞く「い」という形で、これを付き合いスキルという形で、こういう形のストーリーというのですか、踏まえた形の中で子どもと付き合っていけば、子どもの対話、対応につながるという部分でありますので、どういう形で対応しているのかあれですが、ぜひそういうのも参考に不登校対応には強化をお願いしたいと思います。

次の質問ですが、町内に認可となっていないフリースペース、ソルドの教室がありますが、利用状況を把握していれば数をお願いしたいのと、それから以前この質問をしたとき、学校に登校しなくても、そこに行って学ぶなり何らかの形の行動をすれば登校したとみなすということでしたが、今でもそのようなことになっているのでしょうか、確認します。

○議長（廣田清実議員）　南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　お答えいたします。

フリースクール、ソルド、そちらの利用者ですけれども、今年度ですけれども、５名の生徒がそちらの施設を利用しております。また、今議員のご案内ございました出席に関わる部分ですけれども、国の指針では、家庭と学校、教育委員会で連携が取れていること、また指導内容がその当該生徒にとって適切なものであるということが確認できていれば、指導要録上は出席とするというふうに示されてございます。ここに通っている生徒たちにおきましても、この条件に合致してございますので、指導要録上の出席扱いというふうになってございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　今５名の通っている方ということでしたが、先ほどの数値と時期が違いますが、先ほどの46名の中にこの５名が含まれるのか、５名は別にそのフリースペースに通っているのか、その辺が分かればお願いします。

○議長（廣田清実議員）　南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　お答えいたします。

先ほど51名のうち46名という話をしましたけれども、それ以外の子どもたちは一体どういう状況かといいますと、病気でありますとか、あとはコロナの感染を回避するためにやむなく学校に来られなかったという児童生徒たちになります。したがいまして、今お話ししましたソルドに通っている５名につきましては、先ほどの数のカウントでいくと46名のうちに含まれるということになります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　分かりました。

では、この項の最後になるかと思いますが、教育長に質問させていただきます。先ほどコミュニティ・スクールの話もしましたが、本町のコミュニティ・スクールと教育振興運動を今後どのようにしていこうとする方針なのか。教育長の考えというのですか、決まっていないことでなかなか言いづらいのであれば、自分の考えというか方針だけでも構いませんが、具体的に何点かポイントを絞って内容をご説明願いたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

○教育長（菊池広親君）　学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールについてのお答えをいたします。

先ほど答弁でも申し上げたとおり、過去においては、いわゆるコロナ禍があって十分な活動ができなかったというのはそのとおりでございます。その中で、少子化もあり、そしてそれを支える方々の人数も限られてきているというのが現状であります。学校運営協議会と教育振興運動の活動で重なる部分というのは随分ございます。よって、それをどのように合理的に整理をして、そして要はどちらも狙いは子どもたちの健全育成でありますので、発達段階に応じてどのような支援を、または体験活動を提供していくかということを今後議論してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　以上で新誠会、赤丸秀雄議員の代表質問を終わります。

次に、矢巾未来の会、村松信一議員の質問を受けます。

村松信一議員。

１問目の質問を許します。

（14番　村松信一議員　登壇）

○14番（村松信一議員）　議席番号14番、矢巾未来の会、村松信一でございます。

それでは、１問目、施政方針及び行政方針につきまして町長にお伺いをいたします。令和６年度の施政方針について、矢巾町の発展に向けた明確なビジョンと町民と連携して社会課題に取り組む姿勢が明確に示されており、これを評価するものであります。今後の発展に向け、力強い行政運営に取り組んでいただきたく、以下についてお伺いしたいと思います。

１点目、農商工共創センターについてでありますが、農商工共創センターとは、令和５年度施政方針にある産業振興センターのことであるのか、また矢巾町中小企業振興基本計画に掲げております地域産業育成・お役立ちセンターとの関係はあるのか、また農商工業者が連携して新事業活動を行うことを国が支援する農商工等連携促進法に対応する組織であるのか。

それで、次に２点目、いわての森林の感謝祭についてでありますが、この感謝祭は、県民参加による森林づくりを推進するため、岩手県、岩手県緑化推進委員会、開催地の主催で植樹や育樹活動を行い、森林の恵みに感謝する行事として平成19年から開催されております。令和６年度に本町で開催することとなった経過と感謝祭の概要について伺いたいと思います。

３点目、駅西エリアの開発構想についてでありますが、矢幅駅西駐車場、ビッグブルズアリーナ、旧矢巾中学校敷地、町民センターの４つを結ぶ駅西エリアの開発、地域活性化の手法について調査検証を進めるとあります。これは、何年頃開発に着手することを目指し検証を進めるのか。この場合、町民が積極的に参加し、自分たちの意見やアイデアを反映させる手法を取り入れるのか。

４点目、成果連動型民間委託契約方式ＰＦＳについて、内閣府が推奨するこの方式により２年ほど前から大腸がん検診等の受診率向上に努めておりますが、その成果とＰＦＳによる

契約内容を伺いたいと思います。

５点目、田んぼダムの取組について伺いたいと思います。矢巾町が地域の防災減災を目的に田んぼダムを活用した流域治水事業に取り組むことを掲げてから数年がたちます。新潟県は、平成14年から田んぼダムに取り組み、年々面積が拡大しております。本町では思うように進んでいないように思われますが、今後の取組についてどのような考えか伺いたいと思います。

次に、６点目、環境に配慮した行政の取組についてでありますが、町は環境を守るまちづくりを掲げ、ゼロカーボンシティを実現するために様々な施策に取り組んでおりますが、ＥＶカー用充電スタンドが役場敷地内に設置されたわけでありますが、この機会にＥＶカーに対する補助事業も考えてはどうか。

７点目､令和５年３月､ギャンブル依存症岩手セミナーが田園ホールで開催されましたが、このセミナーにより、ギャンブル依存症に対する理解と必要な支援について広く周知されたと思います。主催した一般社団法人が運営する山梨県内のギャンブル依存症施設は、内閣総理大臣表彰を受賞した有料施設で、４年ほど前から入所者10名ほどが、矢巾町で花植え活動や、それから公園の清掃などに参加して地域住民と交流しております。現在町内に更生施設を開設する準備をしておりますが、矢巾町独自の支援策を考えてはどうか。

次に、８点目、町内の戦没者慰霊碑について伺いたいと思います。太平洋戦争などの戦没者を追悼するために本町遺族会が建立した慰霊碑が徳田神社脇、本浄寺、実相寺の３か所にあり、遺族会が管理しております。建立から長い年月が経過し、老朽のため、台座のひび割れや亀裂等が見受けられ、修繕や補修が必要な状態となっております。また、遺族の高齢化や後継者がいないなどにより、今後の維持管理が問題となることが予想されます。国の調査によると、遺族会が解散し、慰霊碑の維持管理をする人がいないという問題に直面している町もあります。町として、慰霊碑の修繕、維持管理について国に支援を要請するべきと考えますが、どうか。

１問目は以上であります。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　矢巾未来の会、村松信一議員の施政方針及び行政経営についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、矢巾町農商工共創センターは、農業、商業、工業の活性化と地域

コミュニティの再生を図るべく、機動的にまちづくりに取り組むことを目的とした組織であります。昨年度施政方針で掲げた産業振興センター構想で検討を重ねた事業内容をさらに発展させ、農畜産物の生産者、商工業事業者及び地域コミュニティが一体となり、新たな連携体制を構築するものであります。

また、地域産業育成お役立ちセンター事業につきましては、農商工共創センター事業の中の重要な柱の一つとして位置づけており、地域経営者同士の交流機会の創出や起業及び既存事業拡大の際に専門家などとのマッチングを図り、地域事業者の新たな取組や事業強化を伴走的に支援するものであります。今後農商工共創センター事業を展開していく中で、地域の農業資源を活用した地産地消の取組など具体的な事業活動を進める際は、農商工等連携促進法に基づく支援制度の活用も検討してまいります。

２点目についてですが、議員ご承知のとおり、いわての森林の感謝祭につきましては、県、公益社団法人緑化推進委員会、開催地の３者により実行委員会を立ち上げ、植樹活動を通じて、森林の恵みへの感謝、そして次世代へつなぐ貴重な財産の継承を目的としたいわゆる植樹祭であり、平成19年４月に平泉町で初めて開催されてからこれまで13回開催されております。本町で開催に至った経緯につきましては、昨年３月に開催要望書を提出し、同年５月に県知事から開催の承認があったところであります。

本町での開催となります第14回のいわての森林の感謝祭の概要につきましては、本年10月12日土曜日に記念式典を田園ホールで、記念植樹及び一般植樹につきましては、町営キャンプ場及びひまわりパーク周辺の町有地を予定しており、約300名の参加を見込んでおるところであります。この感謝祭の開催を契機に、森林に対する町民の皆様の理解促進のほか、ひまわりパークを含む植樹会場周辺から煙山ダム湖畔をウォーキングしていただける環境づくりに努めてまいります。

３点目についてですが、駅西エリアの開発構想について、矢幅駅西駐車場、矢巾町岩手ビッグブルズアリーナ、旧矢巾中学校跡地、町民センターの４つを結ぶ駅西エリアの開発、地域活性化の手法について調査検証を進めることとしておりますが、来年度に都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画等の策定及び関連施策の実施について検討を行い、駅西エリアの都市機能の在り方や居住誘導を含めた施策を通して地域活性化につながるように努めてまいります。

なお、目指す姿や工期等につきましては、調査検証の中で具体化してまいります。また、検討に当たりましては、町民の皆様のご意見を広く反映させる取組を併せて実施してまいり

ます。

４点目についてですが、成果連動型民間委託契約方式は、契約事業者が事業目標の達成に向けて創意工夫を講じることにより、効果的に事業を実施し、成果指標の改善状況によって成果報酬分の委託料を支払う新たな官民連携手法であります。昨年度から来年度までの３年間、大腸がん検診受診率向上事業として、令和３年度の状況を基準に受診者の増加に取り組んでおります。事業最終年度におきましては、基準値から増加した受診者数を成果と捉えまして、１人増加するごとに１万円の支払いを行う成果連動型となっております。

また、昨年度の取組といたしましては、１つ目は、公共施設及び民間商業施設などに検診コンシェルジュ、受付を配置して、直接検診の受診勧奨及び予約代行の実施、２つ目として、未受診者に対する受診勧奨はがきの送付を行ったところであります。現在の状況につきましては、令和３年度と比較いたしまして、40歳以上の受診者数の全体として減少傾向が見られますが、本事業の対象であります40歳から69歳までの年代層の受診者は増加傾向となっております。これは、未受診者への再勧奨を行った後において受診者が増加していることによるものであり、今年度におきましても同様の取組を実施し、引き続き定期的な事業評価を行いながらがん検診受診率向上に努めてまいります。

５点目についてですが、本町における田んぼダムの取組につきましては、令和５年度は11.4ヘクタールにとどまっており、議員ご指摘のとおり、水田が持つ貯留効果が最大限に生かされているとは言い難い状況になっております。ご提案のありました新潟県内の先進的な自治体における田んぼダムの取組につきましては、専用の貯留器具を圃場に設置することにより交付金の対象要件としていると伺っております。本町においてこの取組に係る独自要件を定めることは現時点では考えておりませんが、地域の過半数の同意をもって貯留機器を設置することにより、地域の防災減災の向上及び多面的機能支払制度交付金の追加交付など機会を捉えて情報提供及び周知を行い、面積の拡大に努めてまいります。

６点目についてですが、ＥＶ、いわゆる電気自動車購入補助金について、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用した重点対策加速化事業の計画作成に当たり検討を行った経緯がございますが、経済産業省が行っておりますＣＥＶ、いわゆるクリーンエネルギー、分かりやすく言うと、走行中の二酸化炭素の排出量が少ない車を総称して言うわけですが、その補助金との併用ができないことや、再生可能エネルギー由来の電力による充電が交付要件に含まれるなど限定的な制度となるため、導入を見送ったところであります。現時点では、ＥＶ購入に当たっては、既存の国の補助制度を活用いただきたいと考えております。

７点目についてですが、現在県内にはギャンブル依存症の方を更生する施設がないことから、依存症、いわゆるギャンブルで困っている方を支援する施設の設立を切望していたところであります。このたび、既に山梨県で事業に取り組んでおります一般社団法人が町内にギャンブル依存症更生施設の開設に向けて手続を進めているところであります。法人への支援につきましては、開設に当たり、場所の選定や県への申請手続などの支援など、現在も法人と連絡を取りつつ、事業が円滑に進むよう支援しているところであります。また、開設後も県内唯一のギャンブル依存症更生施設として、県と連携しながら法人の相談に対応してまいります。

８点目についてですが、戦没者慰霊碑につきましては、徳田地区には昭和３年に当時の徳田神社境内に建立され、煙山地区には明治39年に煙山小学校の校庭に建立後、昭和30年に実相寺に移転しており、不動地区には大正８年に不動小学校校庭に建立後、昭和21年に本浄寺に移転し、現在に至っております。議員ご指摘のとおり、いずれの慰霊碑も老朽化が進み、また管理しております遺族会の会員の高齢化も進んでおりますことから、慰霊碑の維持管理について遺族会でも課題と捉えており、町といたしましても課題解決に向けて関係者と協議を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問はありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　それでは、農商工共創センターについて伺いたいと思います。

農商工共創センターは、一般社団法人や、それから財団法人、それからＮＰＯ法人などの法人格として設立登録するのかということをまず伺いたいと思います。地域産業お役立ちセンターが、中小企業者である商工業者と農林業者、これが連携して、協同で企業や既存事業の拡大、そしてまた新製品の開発など、販路拡大などに取り組む場合に農商工等連携事業計画の作成を支援すると。そして、新製品、販路拡大、開発生産などの多岐にわたる支援を行うと。こういうことをやる事業のことを地域産業お役立ちセンターというのでしょうか。それからまた、一般社団法人やＮＰＯ法人が農商工連携に取り組む場合、農商工等連携支援事業計画の作成を支援すると。それで、いわゆる計画をつくるときの指導、助言をするということの組織を農商工共創センターというのか、あるいはここで地域産業お役立ちセンターではないと思うのですが、まずこのことについて伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君）　答弁のほうを私のほうからさせていただきたいと思います。

ご質問が何点かにわたっておりまして、まずこの設置目的なのですが、赤丸秀雄議員の代表質問にも答弁いたしましたとおり、農業、商業、工業の活性化と地域コミュニティの再生を図るべく、機動的にまちづくりに取り組むというところで、令和６年度に事業統括を行う協議会を設置させていただきたいということでございます。

もっと具体的にざっくりとした意味合い、概要を申し上げますと、この協議会に該当するものが農商工共創センターに位置するものであり、その中で協力者、協力する者となるものが任意団体だったり、労働者協同組合法だったり、地域営農組織だったり、株式会社だったり、個人だったりという形の中で、共感していただき、協力していただく方を募って事業をしていくという形になっております。したがいまして、一番最初の法人格を有するかというところでございますが、最初は任意の団体の協議会としてスタートさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

しかしながら、ずっと協議会かということにつきましては、形を変えていく必要性があるものと思っております。これまでの町長答弁でも申し上げていましたとおり、農協や商工会等の既存の団体とは別のということがキーワードで、これまでも答弁させていただいておりますが、この中で私も先ほど言葉で使いました機動的にまちづくりに取り組むというところがまずキーワードになってこようかと思います。この農商工共創センターが設置されたところの背景にはこのようなことがあるのですが、まずこの事業目的を果たすために法人化が必要だというような話になっていった場合に、合意形成が図られる場合は、その協力者の皆さんと関係性を整理した上で何らかの法人格を取得することも今後の選択肢の一つになるのではないかなというふうに考えているところでございます。

また、先ほども申し上げましたように、これまでの答弁でもありましたように、労働者協同組合法なんかも一つの手段になるのかなというふうに思っているところでございますし、地域再生法人という形の指定を受けるということも選択肢になるのではないかなというふうに考えているところでございます。

また、ご質問のありました農商工等連携促進法についてでございますけれども、こちらにつきましては法人格を有しないということでございますので、農商工等連携支援事業計画のほう、こちらのほうを自ら共創センターが策定するということは現在考えておりませんが、中小企業者等が農商工等連携事業計画を策定する場合は、そちらの支援はしてまいる。お役

立ちセンターのコーディネーター等が実施してまいることは想定しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　追加答弁のほうを私のほうからもさせていただきます。

農商工共創センターの件につきましては、ただいま吉岡推進監がお話ししたとおりでございますけれども、かねてより中小企業振興計画の中でお話ししてございます地域産業育成・お役立ちセンターにつきましては、先ほど町長がお答えしたとおり、この共創センターの一つの柱ということで、センターという建物というよりも、どちらかというとセンター事業として捉えていただきたいなというふうに考えてございます。そのセンター事業としては、農林漁業者を含めて、地域事業者が抱えている課題を捉えまして、解決に向けた道筋を支援するために、企業間の連携、あとは各専門家へつなぐことを目的にしているものでございまして、新たな販路拡大とか売上げ向上を図るために伴走支援していくものというふうに捉えていただきたいというふうに思ってございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　かなりこのことにつきましては、私もいろんな形でいろいろ聞き、それから資料も読み、まだまだちょっと分からないところがあるのですけれども、いわゆる協議会でここからずっと進んでいった場合、それで最終的に何か法人でもつくろうとなったときに、いわゆる社団法人、あるいはＮＰＯ法人等はやっぱり設立することになるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君）　お答えいたします。

先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、その必要性が生じた場合については、まさに機動的に判断してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　先ほど地域産業育成・お役立ちセンターは農商工共創センターの重要な柱の一つであるということでご答弁いただきました。それでは、重要な柱であれば、ま

だまだ別の柱もあると思うのですが、そのほかの柱、事業はどのようなことを考えていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君）　お答えいたします。

具体的な柱というものにつきましては、代表質問、赤丸議員への答弁の繰り返しになってしまいますが、まず土壌診断に基づく適地適作の推進、多様な流通形態の開拓、あとお役立ちセンター事業の展開、あと起業者、会社を起こすほうの検討をする者への支援、コミュニティビジネスの支援、あと人材育成ワークショップの開催、あと地域連携型官民連携手法による取組の推進、これらを主な柱として進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　ちょっと詳しく伺いますけれども、共創センターは地域コミュニティの再生を目的の一つとして掲げているわけでありますけれども、その方法としてどのようなことを考えているのか。農商工の活性化になれば地域コミュニティの再生につながるということの意味でしょうか。

○議長（廣田清実議員）　吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君）　こちらのロジックにつきましては、根拠がないということよりは、よりどころにする法律がございまして、地域再生法という法律がございます。その基本理念を分解して説明いたしますと、まずどうしてこのようなことが必要なのかという社会的背景ですけれども、少子高齢化、人口減少、あとそれに伴う産業構造の変化というものが大きなところでございます。その中で、本町も含めて日本国中ですけれども、地域活力をいかにして向上を図っていくのかということと、それをいかに持続的なものとして発展させていくのかといったことが問われています。ですので、そのような背景の下にこれらを達成するためにはどんなことを行う必要があるのかということですが、まず地域における創意工夫を図りましょう。そして、その中で潤いのある豊かな生活環境を創造しましょう。あと、地域の住民が誇りと愛着を持つような形にしていきましょう。結果的にそれが住みよい地域社会の構築につながります。これが地域再生法の基本的な理念でございまして、本町が目指す農商工共創センターの理念のよりどころにするところでもございます。したがいまして、ただ単に農商工が活性化されれば自動的にコミュニティが活性化するというもの

ではなく、あくまでこのような形の中で、地域の中にそれぞれの産業がございますので、そこが活性化するというものも１つ、あとコミュニティの再生元年というふうに位置づけてこれから取り組むということにしておりますけれども、地域コミュニティ、この中ではコミュニティビジネスの支援というものも事業の柱に入れていくということが挙がっておりました。ただ単に崩壊するとか再生するという言葉をよりどころにするだけではなくて、そういったお困り事をビジネスとして展開する例が労働者協同組合法なんかを例に見ますと全国で散見されております。そういう好例を参考にしながら、促しながら、そして協力し合い、共創する関係というものをつくっていくことで、コミュニティの活性化を図っていきたいという考えを持っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　１点目の再質問はありますか、まだ。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　農商工共創センターの事業の考えている範囲内について伺いたいと思います。

まず、行政方針でも掲げられておりますけれども、移動販売車の推進についてとありますよね。ＪＡに譲渡した移動販売車も含めて、それから増車、あるいは大型化すること、そういうことで買物難民や無店舗地域へ移動販売車で対応することなどをこの共創センターの中で事業として取り扱うのかどうか伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　先ほど吉岡推進監のほうでコミュニティビジネスという話がございました。今村松議員からもご質問があったとおり、まさしくコミュニティビジネスの一つかなと、移動販売車はそうなのかなというふうに思ってございます。地域が抱える問題、あとはそれをビジネス化して、民間企業がコミュニティの手助けとなる、これがまさしく農商工共創センターが目指す一つの姿なのかなというふうに思ってございます。

なお、移動販売車につきましては、コロナ交付金を使いながら軽自動車を改造しまして、移動販売車のようなものをこちらのほうで造って、シンセラのほうで運営をしているといった流れでございますけれども、増車とか大型化というのは、出だし当初は、売上げとか、そういったものが利用の方向があまり順調に進んでおらなくて、ちょっと苦戦したところでございますけれども、ようやく各公民館等を回っていた部分を個人のお宅にまで広げまして、使いやすくなったというふうに聞いてございまして、それが売上げのほうにも大分順調に結

びついてきているということで、将来的に増車の話も運営しているシンセラのほうで考えているようではございますけれども、まだ計画的な部分については未定だということで、そういう話があったものですから、ただその際には、今回の町から助成を出して造った車ではなくて、自力で売上げにつながるような販売方法を考えていくというふうに今のところは伺ってございますので、ご紹介をさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　それから、もう一つ、この事業の範囲についてですけれども、共創センター内に空き家対策の部門、あるいは担当を持つとか、そういった組織も存在するのでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君）　施政方針で空き家対策について共創センターが関係していくということを示させていただいているところでございますが、このベースになるところといったところにつきましては、コミュニティビジネスを展開していく地域再生法人、全国に約50あるのですが、そのうちの結構な数がこの空き家対策というものに取り組んでいるところでございます。一般的に空き家バンクへの登録といったところを促進しても、その地域の事情に応じて数が増えていくかどうかというのは全く別問題でありまして、この空き家問題を解決していく中では、抜本的にこの地域の中にもっと足を踏み入れていかなければいけないであろうと。コミュニティの中でそれがどんな形で生まれ、そしてそれがどんな由来があるのかといったところをきちんと血の通った形で地域に入って取り組んでいく必要性があるのかなというふうに考えているところでございます。したがいまして、担当部署を設けるということではございませんが、この協議会の運営に主体的に町が絡んでいきますので、この政策実現に向けては、行政と歩調を取りながら、この協議会の運営を進めながら、空き家対策の解消というものを地域に入って一つ一つ丁寧に対応していきたいなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　この１問目まだありますか。

○14番（村松信一議員）　１問目まだあります。

○議長（廣田清実議員）　この１問目というのは、共創センターのことでまだありますか。

○14番（村松信一議員）　共創センターはないです。

○議長（廣田清実議員）　であれば、１時間たちましたので、ここで暫時休憩といたします。

再開を14時15分といたします。

午後　２時０５分　休憩

――――――――――――

午後　２時１５分　再開

○議長（廣田清実議員）　再開いたします。

他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　それでは、いわての森林の感謝祭について伺いたいと思います。

記念品を用意するのだろうと思いますけれども、この記念品に町長が非常に推進しております矢巾おでんなんかを提供したりしてはどうなのでしょうかということです。いつも町長はすごくこのおでんに力を入れているではないですか。ということで提案申し上げます。採用するかしないかはお任せします。

それと、10月の開催であればもう一つおまけに。城内山付近は実は香茸の産地なのです。そして、10月になると物すごく取れるということなので、植樹のちょっとした時間を利用して、そういったことでキノコ取り、いわゆる香茸、今すごく高いですよね。そういったことで自然豊かな矢巾町をアピールしてはどうかと、そういうことをご提案申し上げたいのですが、取り扱うかどうかは別にして、ちょっと見解をお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　いわての森林の感謝祭に関心を持っていただきましてありがとうございます。また、ご提案をいただきましてありがとうございます。

これまで県内で行われました森林の感謝祭の例を見ますと、やはり林産物、農産物とか、そういったものは地元のものを使って、お土産、記念品ということで出されているようでございます。矢巾町で農産物、林産物となると、原木シイタケとか、あと農産物では、10月ですから、リンゴかなというところで、今は検討しているところでございますけれども、せっかく今矢巾おでんということで、私もやはばくだん大好きでございますので、もちろん町長も好きなのですけれども、その辺も考慮に入れながら前向きに検討させていただきたいと思います。経費の部分がございますので、その辺も鑑みまして検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　それでは、次の駅西エリアの活性化の手法、このことについて伺いたいと思います。

まず、今まで旧矢巾中学校跡地の敷地、この活用方法につきましては、有権者会議等で様々検討を重ねてきたわけでありますけれども、今回の駅西エリアの活性化のことによって検討を重ねてきました今までの内容については一切白紙になると考えてよろしいでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君）　お答えいたします。

有識者会議なんかでも、これまで言われてきたのは、町有地の活用については、例えば矢巾中学校の跡地であるとか、不動の３ヘクタールとか、そういった特定の場所を単独で考えるのではなくて、それらが移転したときにどんなふうな利活用がされるべきなのかという全体観を持って検討する必要があるという旨を強く指摘されているところでございます。ですので、これまでの検討結果を一切白紙にするということではなくて、これまでの議論の延長線上の中に矢幅駅西駐車場とか矢巾町岩手ビッグブルズアリーナ、旧矢巾中学校跡地、そして町民センターといった４つを一くくりにした駅西エリアというふうに考えていくものでございまして、白紙に戻すというものではございません。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　駅西エリアの活性化について、これから20年後とか、そういったスパンで考えなければならないとすれば、私たちの時代ではなくて、未来の世代の方たちのまちづくりになるわけでありますので、駅西から岩手医大までをエリアとして考えて、モノレールを設置するとか、それからそのときはレベル４ぐらいの完全自動運転のバスなども運行が当たり前になるだろうと思いますし、それから東北新幹線の矢幅駅への誘致、それからビルの中に、無菌室の野菜、こういったものを栽培するような工場をつくるとか、大胆で夢のある構想を考えてもいいのではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、先ほど矢巾おでんとか香茸のお話もあったのですが、それと比較して今度はこの駅西エリアの広大な構想のお話だから、矢巾おでんとか香茸は二の次にしていただいて、この駅西エリア、今までは矢巾中学校の跡地だけを捉えて議

論したのですが、今日は村松信一議員からいい質問をしていただいた。私らもここは気づかなかったのです。駅西の駐車場、それから矢巾町岩手ビッグブルズアリーナと矢巾中学校跡地、そしてここの町民センター、ここをひとつ機動的に連携させながらやっていくことが非常に大事ではないのかなということで、全部町有地でもありますし、全部切らないで、今総務課長から聞いたらば、ベクトルという考え方、方向性を示したほうがいいのではないかというお話を今聞いたのですが、いずれ矢巾中の跡地も何かでっかいプランニングを皆さんに打ち出せることが近い将来出てくるかもしれませんので、そのときはこの４つの拠点を併せて考えていくような仕組みづくりをしていきたいと思いますので、そこのところをひとつ今後うちのほうも、ここの町有地はいわゆる売却しないで残して、駅西の貴重な財産で、特に矢巾中の跡地は当時固定資産税のいわゆる標準税率ではなく制限税率まであれして、皆さんに当時課税させていただいて造った学校なので、この町有地もそういう意味では売却をしないで、そして町有地として利活用できる、何かそういう事業を考えていきたいなということで、例えば達増知事が39の公約、マニフェストを示された中にも、いろいろな運動施設とか、それから医大も含めて、いわゆる医科学センター、スポーツの医科学センターとか、そういうことも含めながら広大な構想をお示ししたいと思いますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　それでは、次の成果連動型民間委託契約について伺いたいと思います。基準としております令和３年度の大腸がん検診、そのときの基準になる受診率、それから受診者数はどれぐらいだったのか。それがベースになって報酬を払うということになると思いますので、まずそれをお伺いしたいのと、それから６年度までの３年間でどの程度、基準になる３年度から６年度まで３年間でどれくらいプラスにする向上を目指した目標を立てているのか。また、その成果連動型契約の成果があったと判断した場合、それはまた継続するのかどうか。そして、大腸がんを選んだ理由は、死亡率が高いということで選んだみたいでありますけれども、他のがん検診についてもこのような成果連動型契約を取り入れる考えはあるのか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、１点目の令和３年度の大腸がん検診の受診率、そして受診者数ですが、令和３年度、

この対象は40歳から60歳代ということになりますが、受診率は10.9％です。受診者数は1,213人となります。

また、２点目の３年間でどの程度の受診率の向上を目指しているかという点ですが、基準値のプラス500人です。プラス500人と選定した理由は、岩手県における大腸がん検診のがんの発見率ですけれども、0.22％ということで、約500人が大腸がん検診を受診すると１人の方の罹患を発見できるという根拠の下に500人という数値を目標値に掲げております。

また、３点目として、この成果連動型契約の方式を継続するのか否かという点ですが、正直私どももこの事業をやりながら官民連携して、いわゆるミーティングも委託業者、そして内閣府さんが入って、新たな視点で私たちも経験したいろんなことを模索しながら、今途中経過という段階でございます。数値に関しましても、３年間の事業評価をしながら、成果が認められた場合、あと費用対効果、ここにかかる労力的なものを考えながら継続か否かということを判断する必要があるのかなというふうに捉えています。全体的に見ますと、この40歳代から60歳代の中でも、やはりアプローチ、声をかけると受診率がぐっと上がるのは60歳代だなというのが見えてきました。40歳代に関しては、なかなか響く形の行動変容に移すというところが難しさを感じておりますので、我々市町村が行う部分もそうですけれども、職域との連携、こういう部分も踏まえながら進める必要があるかなと捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　分かりました。

では、次の田んぼダムのところに移りたいと思います。答弁いただきましたが、地域の過半数の同意をもって貯留機能を設置するとあるのですけれども、いろんな説明書とかマニュアルを見て確認していますけれども、いずれ５年間スパンで考えるわけですが、計画期間中に、５年間の中で全面積の50％に貯留機器を設置すればよいと、こういう認識なのです。何回も見たのです。また、確認しましたけれども、そうなっているのですけれども、答弁では地域の過半数の同意とあるのです。こうなるとちぐはぐなことが起きるのです。大体その圃場の５割ぐらいを持っているたった１人の人がいる、あとの５割は100人ぐらいで持っているというような場合、不都合なことが起きるのです、こういうことだと。だから、これは全圃場の50％に設置すればということではないでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　答弁にちょっと不十分なところがございまして、大変申し訳ございません。今村松議員からお話があったとおり、計画においては交付対象面積の過半数の面積ということで、お見込みのとおりでございます。50％以上であれば、貯留機器を設置すればよいという認識で、誤りはございません。それで、地域の総意というのは、例えば多面の組織の総会の中で同意があれば活動していただけるという意味での答弁でございましたので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　この多面的機能支払交付金、私のところの地域も18年になると思います。だから、大体理解しているつもりなのですけれども、多面的機能支払交付金、その後に制度があるのです、この田んぼダムは。答弁では、多面的機能支払制度交付金だと別のものになるのですが、これ間違いないですか。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　そちらもちょっと言葉足らずのところがございまして、文章の流れから言いますと、交付金制度における交付金の追加交付という意味でございますので、今村松議員がおっしゃったとおりでございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　町としましては、対象組織に対する情報提供、周知を行うと。この前やりましたね。28日の日に詳しく説明したそうであります。たまたま議会でしたので、出られませんでしたけれども、代理が出ましたけれどもということで、町としては、その対象組織に対する情報提供や周知を行うことで田んぼダムの面積の拡大を図ろうとしているのですけれども、それでできると思っているのですか。それだけで増えると思っているのですか。まずそこを伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　既存の多面的交付金の条件から言いますと、なかなかこれ以上田んぼダムを増やすことは現実厳しいというのは思ってございます。今お話がありましたが、２月28日に多面的の説明会があったわけでございまして、出席した職員のお話を聞くと、なかなか賛同してくれる組織の方がいらっしゃらないということで、やはりそうなると、貯留機器もそうなのですけれども、町単独でも上乗せ、かさ上げ補助をしていかないと、やは

り面積の拡大は厳しいのかなというふうに議員同様考えてございますので、その辺については今後前向きに考えていきたいというふうに思ってございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　なぜかというと、これは河川の流域が協力して、上流のほうから協力してこの田んぼダムに取り組んで、下流域がそれで減災の効果が出るということなのです。私たちのところが例えばそれを設置しても、本来は何らメリットがないのです。分かりますか。それで何かあるのかと、こうなるわけです。ところが、ここに住んでいる広域で考えれば、やっぱり減災に取り組むべきだと、これしかないのです。メリットはないのです。だから、そういうことで今全国的に起きている災害の防止、あるいは減災に努めるのだということで、それしかないのです。ということならば、これはばらばらでやってもしようがないので、大きな河川ごとにその上流位置から、そこに関係する、ここで言えば、昔で言えば部落だとか行政区だとか、そこには必ずと言っていいほど多面的機能支払交付金事業に取り組んでいる組織がありますので、担当課にお願いしたいのですが、そういった河川の流域に住む多面的機能支払交付金の組織に対して、何かその取組に対する説明会などを開いてほしいということです。メリットといえば、ないのです。だから、全体的に減災、そしてそれに取り組む矢巾町ということで、みんなでそういう意識を共有するということしかないのだろうと思いますので、そういうことでぜひとも協議の場をつくっていただきたいと。

私たちもずっと取り組んでやってきますと、そうすると太田川だとか、四分の一川だとか宮手川とかありますけれども、太田とか室岡とか、あるいは岩清水、白沢とかありますけれども、紫波のほうも関わるのです。ですから、そういう場を設けていただくときには、ぜひとも紫波のほうにも声をかけていただきたい。私たち大体どこが減災に効果があるのだと思ったら、やっぱり紫波の古館のあたりなのです。古館に減災の効果が出てくるので、そういうことで紫波の方々にもぜひとも一緒になって考えませんかという声がけというか、そういう機会をつくっていただきたい。いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、どうも担当課長の答弁があれで、実はこの田んぼダムは国土交通省と農林水産省にまたがる事業なのです。実はこの間、町の防災会議をやったときも、鹿妻穴堰の理事長からやはり田んぼダムは考えていかなければならないのではないかと、まさに防災の観点から考えた場合。そこで、これは本町だけではなく、農協とか

土地改良区とか農業共済組合とか、そういうところも一緒に巻き込んで、それから特に国土交通省は田んぼダムについて、いわゆる流域治水プロジェクトとしてぜひ取り組んでもらいたいと、市町村に。本町にも平成25年８月９日、もう本当に考えられない甚大な被害があったわけなので、そういったことで煙山ダムといわゆる田んぼダムを含めて総合的に流域の治水プロジェクト、これはもうやりますので、ただそういうことのあれで今考えているのは、協議会を立ち上げて進めていきたいと。特に防災の観点から今問われているのはそういうことなので、多面的機能もそうなのですが、できるのであれば国土強靭化の中に位置づけてできないか、そういうふうなこともこれから国土交通省とも協議して進めていきたいと、こういうふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　よろしいですね。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　新潟県は先進地ということですが、そこの方にお願いして来てもらいました。その装置を持ってきていただいて、私たちもそれを５個買いました。１つ60キログらいあるのです。ですから、重機が必要なのですけれども、それに今取り組んでいるのですけれども、そういったことも含めて、そういう協議をする場を設けていただくときにぜひとも担当課のほうで、それぞれ使っていて、これはいいなと思われるような装置を集めてほしい。それを皆さんに手本として見ていただいて、どれがいいのか、そういったことまでやっていただきたいのです。私たちのところの白沢でいきますと、大体120ヘクタールあります。田んぼの数で570枚あります。ですから、大体270枚ぐらいにその装置を入れれば50％達成するのです。今大体150か所ぐらいに置いたと思いますけれども、そういうことでやっていますけれども、いろんな事例もあると思います。そういうことで、ぜひともみんなで話し合う場を担当課にお願いしたい。この田んぼダムについては以上です。

○議長（廣田清実議員）　よろしいですね、回答は。

○14番（村松信一議員）　はい。

○議長（廣田清実議員）　その他、村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　ＥＶカーのところで、皆さんもご存じのとおり、早速あそこに充電装置が設置されまして、かなりの方が使って充電されていますよね。それはもうご存じだと思いますけれども。それで、これはいずれ将来当たり前になると思うのですが、この宣伝というか、広告をどんどんしていただきたいと。すごく喜んでいるのです、この使っている人たちは。ですから、この周知徹底をまずお願いしたいということであります。これだけです、

ＥＶカーは。

○議長（廣田清実議員）　田中舘町民環境課長。

○町民環境課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

議員今お話があったとおり、先日オープニングセレモニーも行いまして、テレビあるいは新聞のほうでの報道もいただいた効果からか、ご利用いただいている方が結構いらっしゃるという状況でございます。町といたしましても、脱炭素に向けた取組の中でやはり電気自動車のある程度の普及というのは大事だと思っておりまして、充電スポットがないとそもそもこの車の普及もならないなと思っておりましたので、今回この役場内に設置したということで、これも１つ起爆剤として、このＰＲのほうをぜひやっていきたいと思っております。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　それでは、次の質問に移りたいと思います。

ギャンブル依存症更生施設なのですけれども、いろいろ聞いて、経営者の方々から聞いておりますと、更生した人が地元に定住したいという人もいるということなのです。そのとおりだと思います。そこの地域にほれてしまうのだそうです。親切丁寧にすることによって、矢巾町に住んで仕事を見つけたいという方がかなりいらっしゃるそうでありますので、町にお願いしたいのは職場等のあっせんを考えてもらいたいということであります。

○議長（廣田清実議員）　野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君）　ただいまの質問にお答えさせていただきます。

町といたしましても、そういった就労している方が一人でも矢巾町で多くいればと思っておりますので、今までも行っておりますが、障がい者の就労支援ということでハローワークと連携しながら取り組んでおりますので、こちらにつきましても町といたしましてこの就労に関しては支援していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　あまり触れることはちょっとどうかと思うのですけれども、約10名から15名くらいの方が更生施設に入るのだろうと思いますけれども、もう既に満杯だそうでありますけれども、この方たちは、ご存じのとおり、町のマリーゴールドのときに３名ほどいらしていただいて、その後は公園の整備だとか、それから今ヤマユリを植えていただいて

おりまして、恐らく今年あたり森山に植えていただきまして、展望台の清掃だとか半日かけていろんなことをやっていただいておりまして、今まで４年間くらいですか、ヤマユリをちょっと植えていただきまして、去年は185本咲きました。今芽が出ているのが約1,000本ぐらいありますので、それで私の夢としましては、その方たちにも引き続き、矢巾町に更生施設が開設されましても、それはずっと続けていきたいという確認をしておりますので、いずれ私が健在のうちに5,000本ぐらいあそこに咲かせ、そして町長がよくヒマワリ、ヒマワリと言いますけれども、矢巾町の花はヒマワリでしたっけと言う人もいるぐらい勘違いしている人もいますけれども、ユリなのです。ヤマユリではない、ユリなのですけれども、そのユリの咲くところを見たいということで、どうぞ森山にいらしてくださいと言えるようにしたいと思っております。この件については、特に答弁は要りませんので、次の戦没者慰霊碑についてちょっとお伺いしたいと思います。

答弁にはありませんでしたけれども、関係者と協議するということの先に国に修繕等を要望してもらいたいと思います。調べてみますと、国が調査しました戦没者慰霊碑は全国に１万6,235基あるのだそうであります。中でも離島で無人となったところなんかは荒れ放題で大変だそうであります。この本島においても、もう解散したとか、それから荒れ放題のところもありますので、この３か所については将来まで管理していきたいと思っておりますので、ぜひとも国に要望する場をつくっていただきたいと思います。

１問目は以上で終わります。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、この戦没者の慰霊碑３か所についても、これも私はもう分かっておるわけでございますが、いずれ老朽化して維持管理もままならないような状況下にあるというのはお聞きしておりますが、まずこのことについては、矢巾町にも遺族会があるわけでございますので、県内33市町村、それからそういったことで県の遺族連合会もあるわけです。そこでまず最初に、一般財団法人日本遺族会というのがあるわけですが、まずそこに、戦没者の慰霊碑の状況、それをしっかり日本遺族会のほうから国のほうに働きかけをしていただくことがまず最優先ではないのかなということで、まずその辺のところの取組を町の遺族会とも相談しながら一緒になって考えていきたいと思いますので、そこのところはひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　次に、２問目の質問を許します。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　それでは、教育行政方針について教育長にお伺いしたいと思います。

地域と連携しながら、児童生徒一人一人に最適な教育を提供し、子どもたちの成長につなげることを目指す令和６年度教育行政方針を評価いたしまして、以下のとおり質問したいと思います。

１点目ＧＩＧＡスクールの実施について伺いますが、MM総研が2024年１月に実施しました小中学校におけるＧＩＧＡスクール端末の利活用動向調査によりますと、端末を毎日利用している自治体が77％、端末の持ち帰りを毎日実施しているのが24％とあります。本町では週に何回利用や持ち帰りがあるのか。また、授業での調べ学習、学習支援ソフトやアプリの利用、教員と児童生徒のやり取りなど、７つ以上の用途で利用している自治体が44％となっております。本町はどのような用途で利用しているのか。また、コロナ禍による臨時休校のようなときに家庭でオンライン授業ができるような端末を導入したわけでありますけれども、実際に行ったのか。

そして、２点目、学校運営協議会について、地域でどのような子どもを育てていくかという目標やビジョンを共有し、社会総がかりで子育てに関わるコミュニティ・スクールに取り組んでおりますが、立ち上げ当時の趣旨にかなう運営がなされているのか。また、令和３年、４年ともに協議会を部会含め13回開催しておりますが、開催内容について、ホームページへの掲載は延べ３回でありました。大変少ないと思います。どのような運営がなされているのか、強い関心を持っている町民もおります。保護者や地域との関連のためにも、活動内容の開示方法についてどう考えているのか伺いたいと思います。多くの町民の意見を取り入れるための方法として、保護者会や地域懇談会でのアンケートや活動内容のホームページ掲載等を掲げておりますが、どのように実施したのか。

次に、知能検査と併せて学習指導要領に準拠した標準学力検査を導入し、一人一人の児童生徒の知能と学力の相関を可視化して、授業や学級経営改善を図ることにより、個別最適な学びの実現を図るとありますが、知能と学力の相関を可視化した結果、どのような個別最適な学びにつなげる考えか。昨年末、全ての子ども、若者が幸せな状態で生活ができるこどもまんなか社会を目指すこども大綱が閣議決定されましたが、今後どのように対応するのか伺いたいと思います。

４点目、不登校の状況について伺いたいと思いますが、令和４年度の文部科学省の調査に

よりますと、不登校の状態にある小中学生は過去最多となり、10年連続で増加したと公表されました。また、いじめ認知件数も、小中学校、高校で過去最多、低年齢化も進んでいると言っておりますが、本町の不登校、いじめの状況はどうか。不登校の対応として、学校内外での居場所や人間関係づくり等への支援事例が全国に多々存在しますが、本町はどのような対応をしているのか。また、コロナ禍による休校明けに授業のスピードについていけないケースもあると報告されておりますが、本町の状況はどうか。

そして、５点目、町の方針として掲げております郷土芸能の伝承と育成について伺いたいと思いますが、先人が積み上げてきた伝統文化は、全国的に後継者不足により存続の危機にあるところが多く、本町でも由緒ある伝承組織が昨年末に解散しました。文化遺産を次世代に引き継ぐために町民の協力が不可欠でありますが、伝承活動の活性化と育成にどのように対処するのか、以上５点につきましてお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

（教育長　菊池広親君　登壇）

○教育長（菊池広親君）　教育行政方針についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、教育委員会では毎月ＧＩＧＡ端末の利用状況を町内小中学校に調査しております。その結果によりますと、端末利用は平均して１日に１時間から３時間の利用、持ち帰りは１週間に一、二回となっております。また、活用の用途としましては、授業での調べ学習、学習支援ソフト、デジタルドリル及びアンケート機能の活用が主となっております。

次に、臨時休校中の一斉オンライン授業は、感染症等で出席停止の状況であるが、学習できる児童生徒に対しては、授業配信を行った学校が数校ありました。また、臨時休校の期間が比較的短期間のため、授業配信を実施しなかった学校においても、端末のアンケート機能を活用した健康観察や連絡のやり取りを実施しております。

２点目についてですが、本町においては、学校運営協議会は令和２年度に設置したところであり、その当時の趣旨は、地域の方々、そして保護者の皆さんが学校運営や教育活動に参加することで子どもたちの体験活動と学びを充実させることでした。その根底の考え方として、小中一貫の質の高い学校教育の構築、教員の力量を高め、学びを好きになる学校づくり、地域や高校、大学等の教育力を活用した取組も行っております。社会に開かれた学校を目指してスタートしましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、趣旨にかなう運営が十分できたとは言えない状況でありました。このことにより、議員ご指摘のとおり、ホームペー

ジ掲載回数も多いとは言えない状況であり、保護者や地域の声を反映するには至っておりません。今後におきましては、教育行政方針でお示ししたように、義務教育９年間を見通した新時代の義務教育を推進するという考え方の下、立ち上げ当初の趣旨にかなう運営を行うため、よりよい在り方について検討し、改善を図ってまいります。

３点目についてですが、中央教育審議会が示した令和の日本型学校教育では、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ることが重要とされております。子どもの学びを充実させるには、教員の授業改善が必要不可欠であります。これまでも諸検査の結果等を分析し、授業の改善に取り組んでまいりましたが、児童一人一人に焦点を当てた分析の視点はほとんどありませんでした。来年度から採用する知能と学力の相関を可視化するとは、一人一人の児童生徒が知能に応じた学力を身につけているかどうかをグラフから可視化し、知能に応じて学力が身についていない児童生徒の原因を分析し、授業改善の視点と個に応じた対応を明らかにし、授業改善と個に応じた指導の充実により、児童生徒一人一人の学びの充実につなげようとするものであります。

次に、こども大綱への対応についてですが、こどもまんなか社会とは、全ての子ども、若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる社会のことを指し、基本的な方針としては、子ども、若者を権利の主体として認識し、その多様な人格、個性を尊重し、権利を保障し、子ども、若者の今とこれからの最善の利益を図るとあります。こども大綱に示された基本的な方針は、学校教育も包含していると認識しております。教育委員会といたしましては、来年度創設される子ども家庭課との連携を密に図りながら、こどもまんなか社会実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

４点目についてですが、本町の不登校の状況については、令和３年度は51名、令和４年度は46名、令和５年度は１月末時点で76名となっております。いじめの認知件数は、令和３年度は576件、令和４年度は616件、令和５年度は１月末時点で305件となっております。いじめの認知件数は、教員一人一人がいじめ見逃し０（ゼロ）の意識を持ち、アンテナを高くして取り組んでいる結果であり、早期発見が適切な対応に結びついているものと捉えております。

不登校の児童生徒への対応としては、学校においては、教育相談を実施し、それぞれのケースに応じた対応に努めておりますし、教育委員会においては、教育支援センター「こころの窓」を設け、学校復帰を目指し、学校からの課題や当該学年の学習内容に主体的に取り組んでおります。また、学習保障として、個人端末を活用し、授業をライブ配信したり、学級

の仲間から声をかけてもらったりするなどの支援を行っているところです。

コロナ禍による休校明けの状況についてですが、コロナによる欠席や学級閉鎖等からの復帰後の学習に対応できないといった報告はいただいておりません。

５点目についてですが、後継者の育成について、町郷土芸能保存会では、毎年１月に矢巾町郷土芸能大会を開催し、各団体が２年に１回の発表の場を設け、活動の目標としております。今年出演した団体は、小中学生の参加が多いことから、引き続き次世代の育成支援に努めてまいります。また、同大会では、町外の団体で精力的に活動している団体にも出演いただくことにより、町内の団体によい刺激となるよう取り組んでいるところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　まず、ＧＩＧＡスクールについて伺いたいと思います。

約３年間のコロナ禍による臨時休校がありました。そして、この端末の配付の当時の答弁に、臨時休校のような場合、家庭でも使用できるように、カメラ機能を備えた端末にするということを答弁でここにいらっしゃる課長さんがおっしゃっているのです。それで、今回まさしくそういうことになったわけでありますけれども、一斉オンライン授業について、学習できる児童生徒には授業配信を行ったと。数校あったということですよね。短期間の臨時休校のため、一斉にはできなかったと思われますが、このようなときのために、導入時はこういうことがあった場合としてもう想定していたのではないですか。来たから一気にやったって、それはやろうとしたってできるわけないですよね。だから、３年前から３年半くらい前のときに、もしそういう臨時休校があった場合にはこうしよう、ああしようということで決めていたのではないですか。どうなのですか、伺います。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

○教育長（菊池広親君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

ＧＩＧＡスクール構想、これ、当初は国は５年間計画で計画をしていたものであります。これが新型コロナウイルス感染症が拡大となったために、５年を前倒しにして一気に全てに配付をしたというふうな当時の状況でございます。よって、使えるということはそのとおりでありますが、その当時の教員にそれを使いこなすだけの技能が伴っていなかったというのがその当時の実態であります。よって、現在は、先ほど答弁申し上げたように、配信もできるというふうに技量は上がっておると。ただ、コロナ禍当時は、授業配信もさておき、子ど

もたちの安全安心、そして家庭でどのように過ごしているか、または家族が感染して大丈夫かというふうな、その部分が学習保障よりもまず先に取り組まれたものであると。ですから、答弁で申し上げたとおり、学習できる環境にあるところ、その数が多ければそういうこともやりましたけれども、それ以外には、そのような家庭連絡、健康観察等で使わせていただいたということでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　分かりました。

それでは、次の質問をさせていただきます。タブレットの実体験の活用策といたしまして全国で紹介されておりますけれども、専門家や現場で働く人をインタビューする、あるいは農業体験を実施するときに、ここで実際やられております小学校、中学校では田植や稲刈りなどもやっておりますけれども、そういったときに応用して環境教育などに活用しているという事例が他校で紹介されているわけでありますけれども、本町で特徴的なこういった活用事例はあるのでありましょうか。

○議長（廣田清実議員）　南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　お答えいたします。

タブレット端末、ＧＩＧＡ端末、いつでも、どこでも、何度でも見られると、そういった強みを生かして本町の学校教育現場においても様々な活用が図られております。本町の特徴的なといった場合は、ある小学校では、マーチング、吹奏楽部の練習場面において、授業の学習とはまた別ではあるのですけれども、自分たちの演奏を撮影し、それをみんなで見ながら、改善点はどこだといったところで自分たちの演奏を振り返る、そういった場面に使うであるだとか、それぞれの子どもたちの中で、個別の練習ですか、そういった場面でリズム取りをする上で使っていると。そういった活用方法も報告いただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　とてもいい事例だと思います。自信を持って紹介していただきたいと思います。

それでは次に、知能検査について伺いたいと思います。知能に応じた学力が身についてい

ない原因の分析や個に応じた対応をするために何らかのアプリケーションが存在するのでしょうか。その子が特徴を持っているかの分析結果を児童生徒本人あるいは保護者などへも提供するのでしょうか。また、この分析結果は小学校を卒業したら中学校などにも引き継ぐのかどうか、以上伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　お答えいたします。

何らかのアプリケーションがあるのかということについてですけれども、今回扱おうとしているものにつきましては、広く市販されております表計算ソフト、そちらを利用しようと考えてございます。

また、２点目の分析結果の本人あるいは保護者への提供につきましては、可視化された結果につきましては、先ほどの教育長答弁にもございました教員の授業改善、そちらにつなげるツールとしての活用を考えてございます。そのため、現時点においては子どもたちや保護者への提供は考えておりません。

３点目、小学校から中学校への引継ぎについてでございますけれども、この可視化、それを基に授業改善にという取組ですけれども、新たな取組というふうなことにして考えてございます。そのため、その引継ぎにつきましては検討課題の一つとさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　それでは、コミュニティ・スクールについて伺いたいと思います。

矢巾町のコミュニティ・スクールは、小中を一つの学校として見立てるということで、地域でどのような子どもを育てていくかという目標やビジョンを共有して、社会総がかりにより、それぞれの学校の特徴を尊重し、これまで培われてきた教育振興運動を基盤に地域とともにある学校づくりに取り組むと、こう述べられているのです。

そこで伺いたいのですが、コミュニティ・スクール全体の事務は当時教育委員会が執り行うとして、６名を６校に振り分けて、これ４年当時でありますけれども、対応できるという答弁でありましたが、現在も同様な対応で、何か課題などはないでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　お答えいたします。

事務分掌につきましては、議員ご案内のとおり６名で行っておるところでございます。また、課題につきましては、今のところといいますか、特に確認はされておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　それでは、学校運営協議会のことについて伺いたいと思います。

ある学校、矢巾中学校ですが、学校の周りにこう書かれております。学校の周りの花植えを地域の方々が行っている。水やりについて学校でも共有しながら取り組む予定とか、こういう形で地域貢献や田植の場面などでも協力いただいているということで、まとめとして、学校と一緒に知恵を出し合い、教育方針や学校経営など同じ目標に向かって協働する。学校運営に保護者や地域住民の声を積極的に生かし、学校が一体となって特色ある学校づくりを進めると、こうあるのです。それが書かれているのです。

それで、こういったものをどのように生かしているのか。だって、中学校の周りに花を植えている人がいるということで、それに一緒に取り組む予定とか書いていても、あれから何年かたちましたけれども、これは５年の課題ですので、まだ１年しかたっておりませんけれども、そういったことで一緒にやろうとかいう行動は起こしたのでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

○教育長（菊池広親君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

その前に、学校運営協議会、いわゆるコミュニティ・スクールというのは、いわゆる地教行法の改正で位置づけました。それ以前はどうであったかといったことからちょっとお話をさせていただきます。それ以前は、学校の教育課程については、校長が全責任を負うということになっておりました。ですから、校長が行ったことに対して評価をいただくと。いわゆるこれが学校評議員制度というものですが、そのような形でやられておったのです。これが法改正によりどう変わったか。学校経営、学校運営を合議制にしたのです。つまり学校運営協議会、これ協議会ですから、学校運営を校長はどう考えるかということを示した上で、それに対して委員の方々がそれぞれ意見を述べることができて、そして例えば地域の代表の方は、うちの地域ならこんなことができますよというふうなのを出し合いをして、資源を出し合いをして、ではうちの学校はこんなふうに学校運営をしていきましょうというのがその法の趣旨であります。ですから、学校運営協議会の委員という方は学校運営に参画している方

なのです。まず、これが前提でございます。

ですから、先ほど地域の方との協働でこういうことを実施していきますと。途中でありますから、今後の部分もあるでしょうが、基本的にはその提案にのっとって学校の運営をしていきますよということが承認されて、では今年度どうでしたかということが２回目の学校運営協議会のところで集約され、では来年度どうしましょうかということを合議制で行っていくというのがこの制度の一番の大きな肝であります。よって、各学校、今お話しされたようなお花の部分で地域の部分との協働というのにつきましても、それがなされたかなされないかというのは、その年度末の学校運営協議会のところで判断をし、そして来年度の学校運営をどうするかということの協議に上っていくものというふうに認識してございます。

以上、答弁といたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　分かりました。

その花とかは８年ぐらい前からずっと植えています。500本ぐらい毎日水を交代でやったりして、見ているのは見ているのです。一度も声かけられたこともありませんし、ここでそういうことをうたっている、さてやってみようかと。今教育長のお話では、１年たってからそれはどうだったのかと、それはそのときにやるべきことではないでしょうかと思います。それはそれとして、答弁はそのとおりですから結構でありますけれども。

次の質問に移りますが、いじめの認知について、それから不登校について伺いたいと思いますが、不登校の人は、このタブレット端末は学校に置いているのでしょうか。持ち帰っていないのですか。例えばその不登校の人に持ち帰っていただいて、自宅で勉強するなんていうことはできないものなのでしょうか。中身の制約をかけてとか、そういうことはどうなのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　お答えいたします。

当該児童生徒の持ち帰りの状況ですけれども、当該児童生徒の状況によって様々です。連続して学校に来ない子どもたちもおりますし、断続的に来る子どもたちもいますけれども、基本的には学校のほうで、自分で自宅で勉強ができるように持っていくように促している、あるいは届けている、自分で持っていく、そういった対応をしてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　答弁の内容もライブ発信していると書いてあるので、その辺もちょっと踏まえて質問をお願いします。

他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員）　不登校の人には何かアプローチはしているのでしょうか。例えば連絡を取ってうちを訪問するとか、やっていると思うのですけれども、そういったことはどのようにやっているのか。来なければ、来ないだけの話なのか、少し長く休んでいる方にはちょっと連絡を取りながら家庭訪問するだとか、何らかの形でお話を聞くだとか、そういったことはどのようにやっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　お答えいたします。

この点につきましても、やはり個々の児童生徒の状況によってアプローチの仕方は様々でございます。毎日のように家庭訪問をする、それを受け入れるお子さんであれば、担任のほうからの訪問を受ける、そこでの交流があったりとか、あとは電話でのやり取り、またタブレット端末を利用してメールでのやり取り、本当に様々です。また、段階によっても、最初は電話だけだったけれども、徐々に家庭訪問をできるようになるとか、そういった本当にケース・バイ・ケース、様々な状況で、不登校児童生徒と学校とつながりを持っている状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　以上で矢巾未来の会、村松信一議員の代表質問を終わります。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（廣田清実議員）　以上で本日の議事日程は終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日６日は一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集するよう願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後　３時１２分　散会

令和６年矢巾町議会定例会３月会議議事日程（第３号）

令和６年３月６日（水）午前１０時００分開議

議事日程（第３号）

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１８名）

１番	髙橋　恵　議員	２番	髙橋敬太　議員
３番	横澤駿一　議員	４番	ササキマサヒロ　議員
５番	吉田喜博　議員	６番	藤原信悦　議員
７番	齊藤勝浩　議員	８番	小川文子　議員
９番	木村　豊　議員	１０番	小笠原佳子　議員
１１番	山本好章　議員	１２番	高橋安子　議員
１３番	水本淳一　議員	１４番	村松信一　議員
１５番	昆　秀一　議員	１６番	赤丸秀雄　議員
１７番	谷上知子　議員	１８番	廣田清実　議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	岩渕和弘君
政策推進監兼未来戦略課長	吉岡律司君	総務課長	田村英典君
企画財政課長	花立孝美君	税務課長兼会計管理者兼出納室長	佐々木智雄君
町民環境課長	田中舘和昭君	福祉課長	野中伸悦君

健康長寿課長	浅沼圭美君	産業観光課長	佐藤健一君
道路住宅課長	水沼秀之君	文化スポーツ課長	高橋保君
農業委員会事務局長	田口征寛君	上下水道課長	浅沼亨君
教育長	菊池広親君	教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長	南幅正勝君
子ども課長	田村昭弘君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田徹君	主事	渋田稀結君

―――

午前１０時００分　開議

○議長（廣田清実議員）　ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

―――

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

―――

日程第１　一般質問

○議長（廣田清実議員）　日程第１、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次質問を許します。

17番、谷上知子議員。

それでは、１問目の質問を許します。

（17番　谷上知子議員　登壇）

○17番（谷上知子議員）　議席番号17番、矢巾未来の会、谷上知子でございます。通告に従いまして質問いたします。

質問の１、認知症対策について。日常の挨拶や会話で感じる少しの違和感が後に認知症の始まりだったことをお聞きし、残念な気持ちになります。ご家族であれば、なおのことでしょう。老いることは避けられませんが、誰もが元気で過ごしたいし、過ごせると思っています。認知症は認知病ではなく、複合的な要因による症状であるとも言われていますが、働き盛りの中高年からの症状も増加していて、高齢者に限った症状ではなくなっています。多くの成人がかかりたくない症状に認知症を挙げています。

高齢化が大きな原因とも言われる認知症。2025年問題の対象とされる団塊の世代の高齢者や若年世代にて現れる認知症について対策を強化することは、社会保障費の財政的な負担軽減になることも予測されます。国が令和５年６月に公布した共生社会の実現を推進するための認知症基本法では、本腰を入れた認知症対策に取り組むことになり、内閣府の日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究の推計によると、高齢者が増えるほど認知症である方の人数は増加する予想となっています。

本町では、令和５年に認知症とともに生きるまちづくり条例が制定され、パンフレットをはじめチームオレンジの活動や認知症サポーターの養成など、認知症に関する活動は活発に行われております。

また、治らない病気と思われている認知症ですが、治療医薬が開発され、脳の検査も進んでいます。研究と開発が進む認知症対策により、ＭＣＩ（軽度認知障害は認知症ではないが、軽度の認知機能低下を有し、自然に回復することもある可逆的なステージ）の場合は、認知症の発症リスクは高いですが、早期に発見し、改善に向けた取組を行うことで認知症の発症を抑え、老後を迎えられるようです。

さらに、町民が認知症に対する認識を深め、気づき、予防し、本人はもとよりご家族が住む身近な地域社会が重点的に共生と予防に取り組むことで、これからの本町がより一層住みたい町になれることを願い、以下伺います。

１、認知症の予防と気づきへの本町の取組について伺います。

２、認知症の治療に向けた本町の取組について伺います。

３、認知症の理解と周知に関する本町の取組について伺います。

４、認知症の方とご家族に対する生活の根拠地である地域での支援について、本町の取組を伺います。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　17番、谷上知子議員の認知症対策についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、認知症は、早期の段階において受診し、治療や環境を調整することで進行を緩和させることができることから、自分自身や周囲の方々が早期にその兆候に気づき、適切な治療につなげることができるよう認知症地域支援推進員による専門相談を行っているところであります。

認知症の予防について、１点目といたしましては、認知症の原因となる脳の病気を知り、若い頃から高血圧症を主体とした生活習慣病予防につながる生活を送ることを心がけ、実践すること。２点目といたしましては、人生100年時代の長寿の時代を迎え、認知症を発症する可能性は誰にでも起こり得るものと捉え、健診受診率向上に努めるとともに、フレイル予防に注目をした生活を送ることができるよう地域の公民館等に出向いて、各種教室を開催しております。

また、認知症の気づきのため、多くの方々に認知症について知っていただくことが重要と捉えており、認知症について理解を広めるため、平成25年に結成をいたしました矢巾町キャラバンメイト連絡会による認知症サポーター養成講座を地域や小中学校、企業など年代を問わず継続実施しております。

２点目についてですが、認知症の治療に関しましては、認知症地域支援推進員が認知症の専門的相談対応を行い、医療機関の受診につなぐなど、きめ細かい支援を行っておるところであります。

また、かかりつけ医もなく、認知症と思われる症状により生活に支障が出ている方々の支援につきましては、認知症初期集中支援チームが医療への橋渡しや生活支援を含めコーディネート活動を行っております。

３点目についてですが、町民の皆様が認知症に対する正しい理解と関わり方について学ぶ研修の場として、本町では認知症サポーター養成講座の開催を平成18年から継続実施しており、本年２月末時点で9,006名が受講しております。

また、超高齢社会を迎える中、本町における周知の取組として、令和３年５月に県内でいち早くチームオレンジやはばを結成し、活動拠点であります矢巾町えんじょいセンターを中心にチームで活動しているほか、昨年度からチームオレンジやはば祭りを開催し、理解啓発活動を行っておるところであります。

今後におきましても、昨年４月１日に制定されました矢巾町認知症とともに生きるまちづくり条例を推進するため、認知症になっても安心して住み続けられる地域づくりに努めてまいります。

４点目についてですが、在宅における認知症支援といたしましては、おれんじボランティアによる買物支援などの生活支援サービスとして、訪問型サービスＢを提供しており、個々の状況に応じて介護保険サービス及び生活支援サービスをご利用いただけるようきめ細かな相談支援を行っております。

また、認知症ご本人も、そのご家族を含め誰でも社会参加ができる地域の居場所といたしまして、えんじょいセンターを会場におれんじボランティアの運営によりますおれんじデーやおれんじカフェを令和３年度から開催をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員）　岩手医科大学の脳神経内科及び老年科が参加、研究している健康長寿社会の実現を目指した大規模認知症コホート研究と協定を締結し、やはば脳とカラダのいきいき健診で認知機能検査を重視した健診を19地区対象で令和５年度、65歳以上を対象に行っておりますが、認知機能健診の内容とコホート研究の進捗状況や効果を分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君）　ただいまのご質問にお答えします。

脳とカラダのいきいき健診は、先ほど議員も申し上げたとおり、協定に基づきまして全国の中で８か所、28年度から行っておるところでございます。今認知機能検査に関しましては、ＭＲＩの検査とか、それから血液の検査とか含めて、その追跡調査を行っておるところでございます。今事業評価として28年度に登録があった方々に対して令和５年度は追跡調査として郵送等の検査の対応をしておりますし、来年度も継続して、その対象者に対して医大のチームのほうで行っているところでございます。

今事務所は、さわやかハウスのほうにございまして、いろいろ医大の方々とやり取りをしながら進めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員）　この研究が行われていることも、私、この資料を作りながら初めて知りまして、全国的にも評価された調査研究であるということで、10か所ぐらいあるうちに矢巾町と書いてあったときには、大変誇らしく思いましたし、認知症の研究が相当進んでいるなということを実感いたしました。

そこで、19地区対象ということなのですが、この地区を選ぶ基準というのですか、そのことはどういったふうにして決められたかということも分かる範囲で、言える範囲でよろしいので、教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君）　この19地区につきましては、最初始まった28年度のときに、高齢化の高い地域を選んでの19行政区ということで、医大のほうとも相談しながらの対象者選定となりました。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員）　次に移りますが、認知症の予防は、認知症にならないではなく、認知症になるのを遅らせるや認知症になっても進行を遅らせるという意味であると言います。その予防については、脳の病気を知り、生活習慣病の予防につながる生活をするとあります。そこで、特定健康健診の項目に簡単な認知検査テスト、例えば私も今年受けてきましたけれども、後期高齢者になりましたので、運転免許の書換えのときに講習を受けたときにテストを何回かやりました。かなり枚数が多かったのですが、簡単なのもあるということで、若年層の健診に対する参加も高まると思いますので、簡単な認知機能検査を入れることはできないかということです。それによって高齢者も安心ではないかと思いますが、特定健康診査の項目に簡単な認知機能テストを入れることは可能かどうかお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君）　ご提案ありがとうございます。私どものほうでもそのような、いわゆる若年層、特定健診は40歳からになりますので、40歳代からも意識していただく、また啓発も含めて行っていくという点では、我々のほうと、やはり今矢巾町のほうでは特定健診に関しましては、各医療機関、紫波郡内の医療機関、そして対がん協会のほうに委託しておりますので、様々医師会の先生方とも調整をした上で、それができるか否かということを検討する必要があるかなというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員）　予防は、脳の病気を知ることでもあるとのことです。脳の検査も脳神経外科などで保険の適用する金額で治療を受けている方が多く見かけられます。昨年認知症の薬が認められました。ただし、投与の前段の検査がＰＥＴ検査です。認知症の早期発見もできるとの岩手日報の報道がありました。アルツハイマーの原因となるアミロイドβの蓄積量を発見できるようですが、そのＰＥＴ検査は、高額な金額の検査費です。県内の病院で行われていることになったという岩手日報の報道を聞き、自分も受けてみようかなという気持ちもありましたが、何しろ高額で14万円でした。将来の社会保障費を減らしたい意向もあり、今度の質問をしていて、かなり矛盾しているようですが、１人１回に限りＰＥＴ検査に対する補助金などの予定は、国や県などはないのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員）　国と県で分かる範囲しか答えられないと思います。

○17番（谷上知子議員）　よろしいです。はい、分かりました。

○議長（廣田清実議員）　浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

そのレカネマブという認知症の進行、いわゆるアルツハイマー病のＭＣＩです。この治療は、ＭＣＩのアルツハイマー病の進行を遅らせるという治療ということで、この治療自体も非常に高額で、それを発見するためのＰＥＴ検査ということだというふうに捉えますが、国のほうで今そのような検査の助成があるか否かというのは、ちょっと分かりかねるところでございます。

ただ、あくまでも様々新聞報道ございますが、レカネマブとか、こういう進行を遅らせるという治療もございますが、やはり今回私たちも医大との脳とカラダのいきいき健診を積み重ねながら、やはり日常生活の中での生活習慣病の予防が非常に大事だということが医大の先生方との研究事業の中、そして12月２日に行った講演会の中でもお話しされていました。矢巾町においての、やはり予防の一つ、生活習慣病の中でも高血圧の予防が大事だというふうにお話がありました。また、人と関わること、つながり、それが非常に大事であり、いわゆるフレイルだとか、鬱の予防も重要なことだというふうに講演会の後半のほうでありましたので、そういう部分を私たちも予防という点で進めていく必要があるかなというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員）　経験値が浅いので、国や県の話は大変失礼しました。

治療の支援についてですが、医療機関への受診につなげていますが、医療機関の中に、精神科での治療を勧めていることがあるかお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君）　精神科への、いわゆる症状として、行動として、やはり自分に危害だとか、他人にとか、様々な部分で専門的な、いわゆる治療が内科では難しいような場合とかは、やはり精神科の医療機関さんのほうに紹介するとか、かかりつけ医から上手にそこにつながるような支援をしている場合もございます。周りのほうで、やはりいろんな困り事として、それがやっぱり我々のほうだけではできなくて、警察とか連携しながら対応し

ている事案も中にはございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員）　ただいまの質問と同じなのですけれども、ちょっと違いますが、鬱病と認知症の症状はよく似ていて判断が難しいと。５月に会派の研修で徳島県の三好町というところに行き、認知症対策の研修をしてまいりました。そのときのお話の中で、やはり活動の中で精神科の受診を勧めているということがありましたので、専門的な治療によって、ＭＣＩなどの軽度認知症が回復するということですので、精神科もそうなのですが、医療機関は専門性の高い病院を勧めてはいかがかなと思いますが、今と同じような内容になりますけれども、お伺いします。

○議長（廣田清実議員）　端的に同じ質問ですから、浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君）　医療機関につなげるとき、やはりそこでのご本人とご家族とのある程度受診をするためにご本人が行かなければならないことがありますので、そこはしっかり信頼を持ちながらの関わりを持っているところです。そういう意味で認知症地域推進員とか、それから岩手医科大学のほうに認知症疾患医療センターがありますので、そういうところでのつながりを持ちながら、専門の医療機関につながるような支援をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員）　認知症に対する周知や理解は、認知症サポーター養成講座が効果を上げています。9,000人ということで、約３割の方が養成講座を受けているのだなということで感心しております。そこで、一般の家庭とかはまず別として企業周知理解は十分でしょうかということをお聞きしたいと思います。

商店や金融機関、公共施設での理解と周知をさらに進めることについてお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君）　今ご質問あったとおり、企業、様々企業との認知症サポーター養成講座の開催ということで、今年度も様々企業のところ、例えば薬局さんだとか、それから保険会社さんだとか、町内にある企業のところでも認知症サポーター養成講座を行って

おります。また、大学、岩手医科大学の看護学部、あと薬学部、学生に対しての認知症サポーター養成講座を行っておりますので、そういう形でどんどん広げていきたいなというふうに捉えております。

また、議員の皆様にもお渡ししていますが、「じょい　ｊｏｙ」の中で、高齢者に優しいお店ということで認知症サポーター養成講座を受けていただいてステッカーを貼っていただくというような取組も生活支援コーディネーターを通じて各、コンビニとか、いろんなところに持ちながら対応しておりますので、そういう形で進めてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員）　認知症の効果的な予防は、食事、運動、社会参加とよく言われています。食事は、地中海食が適していて、運動はウォーキング等の軽度な運動、次に社会参加で予防が防げるということも強く言われております。孤立、孤独を防ぐことが大事なのかなと思います。

それで、社会参加の形態ですが、老人クラブとか、私も会員ですが、それから積極的にウォーキングするとか、それからエン（縁）ジョイなんかもちろんすばらしいところなのですが、なかなかそういったところに誘っても行けないし、行きたくないというような方も結構あるのです。だから、エン（縁）ジョイなんかをやってみようかなと思っても、人が集まらなかったりとかといって、どこかで何かをするときに参加をするというところに行けるエネルギーのあるお年寄りはいいのですが、まだその前段階で家からちょっと出たところでお話しするとか、私の場合だと農家の人たちが多いのですが、畑仕事をしながらお話しするとか、そういった形の社会参加というのも結構見かけられるし、多いと思うのです。

そこで、それでも例えば冬になったりすると、おばあちゃん元気でいるのかなと思っても、なかなか今隣でも「元気でいた」なんて行けないような環境も確かにあるので、地区の認知症対策に地区の高齢者が認知症見守り隊のような形をつくり、軽い挨拶や「お元気ですか」の声がけなどを行い、相手に対して負担のない交流を深める認知症見守り隊のような活動を進め、さらに８次総でも強くうたわれております、そのことがコミュニティの活性化につながるのではないかと思いますが、お伺いします。

○議長（廣田清実議員）　浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君）　認知症見守り隊ということで、本当にコロナで様々人とのつながりが難しくなってしまって、いろいろ私どもも今年度は様々エン（縁）ジョイ活動の中とか、教室のほうに私どももずっと出向いて対応しておりますが、今お話あったように、地域の方々とどういうものがあればいいのかというところ、我々だけではなくて一緒に考えるべきかなというふうに思います。

昨日赤丸議員さんのご質問の中でも居場所というところで、今年場所が増えてきましたということで、それは皆さんとこういう場所があればいいよなということで広がってきたものもあります。あと、今お話あったように、なかなかその場に来ることがということで、いわゆる緩やかな見守りのような形のものが共に考えられるような形をつくっていければいいかなと思います。

これは、健康長寿課だけではなく、やはりコミュニティの中での様々つながりの場をどうつくっていくかということに関わってくると思いますので、我々の組織の中でもいろいろ連携しながら、そういう場にそれぞれが出向きながら共有し、そして地域の場をつくっていければなと、機会をつくっていきたいなというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　それでは、１問目の質問を終わります。

次に、２問目の質問を許します。

○17番（谷上知子議員）　質問の２番目です。子どもショートステイやトワイライトステイについて。

子ども真ん中とは、大阪府門真市の施策です。子どもを真ん中に置き、子どもの貧困と居場所づくり、不登校に奮闘する実績は、教育機関に偏りがちな子どもの生活や成長を地域社会で支援し、解決していく方向性を示していました。

2023年４月に施行された子ども基本法は、子ども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることで、子ども若者施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律とされています。

人口減少の要因は多様です。子育て世代が多方面からの支援で子どもを産み育てる喜びを感じながら、親子ともに成長できることが大切かと思います。育児の負担を一時的にも軽減するために、相談体制をはじめとするサポートが望まれます。

こども家庭庁では、ショートステイ、トワイライトステイ（夜間だけ預かる）について、子育てが疲労になりがちな忙しい若い世代の支援を推進する公的サービスとしています。

本町では、産後ケアを実行されていますが、産後だけでなく、児童となる年齢での子育て支援として子どものショートステイ、トワイライトステイ等の充実が必要と考えることから、以下伺います。

①、町民からの相談で子どものショートステイやトワイライトステイが必要と考えられるご家庭はないか伺います。

②、若い世代の増加が期待される本町では、今後ショートステイやトワイライトステイのニーズが高まると考えますが、より充実させる考えはないか伺います。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

（教育長　菊池広親君　登壇）

○教育長（菊池広親君）　子どもショートステイやトワイライトステイについてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、現時点では、利用が必要な家庭があると認識しておりませんが、保護者が入院等の事情により家庭において子どもの養育が難しいとの相談を受けた際には、保護者の意向を確認した上で解決策の一つとしてショートステイやトワイライトステイの利用について提案をしております。

２点目についてですが、今年度において５施設と利用に関する委託契約を締結しております。ショートステイやトワイライトステイに対応できる施設が限られていることから、現時点で施設数を増やすことはできませんが、利用希望があった際には、利用者の意向に沿った利用調整を図ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問はありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員）　利用が必要ないとのことですが、私の質問の仕方が悪かったのだと思いますが、子どもショートステイ、トワイライトステイの利用の可能性のある家庭は、どのような家庭を考えていますかお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君）　ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

利用の要件としましては、疾病により養育が困難な場合、育児不安、育児疲れ、看護疲れ、

出産、看護、事故、災害、失踪等、冠婚葬祭などの要件を想定しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員）　まず、今のお答えを聞くと、子育て世代のご家族であれば、例えばおじいちゃん、おばあちゃんと同居していても、おじいさん、おばあさんでなくても、どの家庭でも、今の現代の若い方たちの働き方を見ていると、ショートステイやトワイライトステイを利用したい状況は、当然あるのではないかと思うのです。それで、財政のかかることですから、何でもかんでもいいというわけにはいかないのですが、条件をあまり限定せずに利用できるようにしてはどうでしょうか。では、その条件は何かということは言えませんが、お伺いします。

○議長（廣田清実議員）　田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君）　ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

先ほど申し上げました要件にプラスするという質問かと思いますけれども、すみません、現在のところ、この要件でもって取扱いをさせていただきたいと存じます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　ちょっと相談とかというふうな方向に持っていかないと、同じ答えしか出ていないので、よろしくお願いいたします。

他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員）　ショートステイやトワイライトステイの相談に役場の子ども課などを訪れるわけですけれども、相談する場合の相談の仕方と言えば変ですけれども、子ども課に行って、すみませんとかと言って相談するわけですが、そこのところをちょっと分かりやすく詳しく教えていただきたいなと。お母さんたちが来て、こういうふうにして相談するのだよという手順について。

○議長（廣田清実議員）　実績も含めてちょっと話したほうがいいでしょう。

田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君）　ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず、必要な家庭があるかという最初の質問から、ちょっとこちらで勘違いした答弁かもしれませんけれども、常時必要がある家庭はないという答弁でございますので、実際今まで

過去５年の利用実績を報告させていただきますけれども、平成31年というか令和元年度は延べ３件です。２年度は１件、３年度は２件、令和４年度はゼロ件、令和５年度は現在まで延べ２件というふうな利用実績になっておりまして、答弁にある、ニーズがないような答弁になっていましたけれども、少ないのですけれども、利用実績はございます。

それで、相談の方法というか、利用に結びつくまでですけれども、最初から保護者が子ども課に来てショートステイを利用したいのですけれどもというふうな、そういうパターンはありません。実際養育の能力に欠ける家庭は、要対協で支援しているわけです。その要対協の訪問なり、面談なりで把握したニーズでもってショートステイなり、トワイライトステイに結びついているという、そういう状況になっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　そういう答えではないと、きっと同じ質問になっているから。

他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員）　ご丁寧な対応をしているのだなと安心しましたが、ここで毎日新聞の２月８日の記事の概略を紹介したいと思います。広げたい里親「子ども預かり」2024年２月８日の記事でございます。

育児疲れの息抜きにちょっとしんどくて５歳と２歳の子どものひとり親である女性は、涙が止まらなくなった。保育園の入園申請のために訪れた福岡市の窓口でのことだ。離婚をきっかけに仕事を辞め、関東地方から地元に帰ってきたばかり。ストレスで体調も悪く、子どもにイライラしてしまうことが増えた。「お母さん、１回ショートステイを利用しませんか」窓口の職員は優しく声をかけた。数日後子どもを１泊２日で預かってくれたのは近所のおじさんとおばさん。里親夫婦に子どもを預けた夜、女性は友人と外食してから帰宅した。ゆっくり入浴し、テレビを見て布団に入った。ふだんは、下の子の夜泣きがあり、朝までぐっすり眠れたのは久しぶりだ。翌日迎えに行くと、子どもたちが「ママ」と声を上げて駆け寄ってきた。「いっぱい遊んでもらったよ」と話す姿を見ながら、愛おしさがこみ上げてきた。いつも眉間に寄っていたしわが消え、心から笑顔になった。女性は、その後同じ里親に何回も預けているようで「親戚ができたみたい」と言う。「安心して子育てができるようになった」と語っているそうです。

ただいま紹介した記事で注目したいのは、疲れ切った母親がショートステイを利用し、心と体の健康を回復し、さらに我が子がより愛おしくなったきっかけです。私は、里親とか、

それからその制度もそうなのですけれども、一番のきっかけは、役場職員の方が優しく声をかけてくれたが相当大きいと思っています。

本町の庁舎内の職員の方も大変親切ではありますが、時々「前にもお話ししましたが」とか、何々で「お知らせしましたが」というフレーズが帰ってきます。一度聞いて物事を理解し、記憶できる人はあまり多くないです、特に私の周りには。気が滅入ると思います。疲れた母親と子どもが優しい言葉で救われました。この職員の方の創造性、背景を読み思いやる、このような気持ちをこれからの子ども、若者相談の窓口に期待したいのですが、お伺いします。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長（田村英典君）　庁舎全体の職員の対応ということで私のほうから答弁させていただきます。

やはり役場あるいは関係機関の窓口にいらっしゃる町民の皆様は、何か困っているとか、相談したいということで、かなり役場等の敷居が高いような気持ちもあると思います。そういった方々に対して、やはり寄り添った対応をしっかりとさせていただきたいというふうに考えてございますし、それぞれのお立場に立った事情をしっかりと酌み取れるような窓口対応、それから職員の対応をさせていただきたいというふうに考えてございますので、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員）　最後になります。地域での子ども見守りについてですが、大阪の門真市では、子ども応援隊が活躍しています。教育の専門家ではありません。研修を受け、見守り隊に参加し、少しだと思いますが、報酬もあります。子どもを見守りながら気がついたことは、専門の担当員とか、矢巾町でいえば民生児童委員にお知らせし、子どものちょっとした変化に気づき、よい方向に育てています。居住する地区だけで活動する子ども応援隊のような方が「元気ですか」などの初歩的な挨拶で子どもを見守る活動があれば、子ども真ん中の地域づくり、まちづくりになるのではと思います。子ども応援隊のような活動をコミュニティで進める考えはないか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

子どもの見守りというのは、今小学生であれば、スクールガードというものがまずござい

ますけれども、そうではなくて、地域のほうで例えば遊んでいる子どもを見守ったりとかというふうな形のものと解釈してよろしいのであれば、こちらにつきましては、ちょっと今まで確かになかった部分かなと思いますので、できるか、できないか分かりませんが、まず地域のほうに相談はしてみたいというふうに考えるところでございます。

コミュニティの再構築という部分もございますので、いずれ協議を進めてまいりたいと考えます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　谷上知子議員の先ほどの認知症の見守り隊、また今の子ども見守り隊、例えばいい例は、子ども見守り隊は、名前を出していいかどうかあれなのですけれども、矢巾東小学校、渡辺英夫さん、いわゆる交通安全活動をやりながら子どもたちと会話を取り交わすと。私、ご本人からもお聞きしたことがあるのですが、いわゆる声かけをすることによって心を開いてくれるというか、そういうことをお聞きしたこと。そして、卒業するときには、「おじさんに大変お世話になりました、ありがとうございました」と、卒業シーズンには、そういうお話もお聞きしていると。

やはりそういうこと、認知症の見守り隊であれば、おれんじボランティアとか、また地域にはいろんな方々が、民生児童委員以外にもいらっしゃるわけですので、やっぱりこれは先ほど役場の職員の対応のお話もあったのですが、コミュニティ、役場、全て一緒になって。

昨日の質問にもいろいろ農、商、工の、いわゆる共創センター、共創というのは、コミュニティを巻き込んで農業、商工業を元気にしていきたいと。だから、そういう核になるものをしっかりこれから創り上げていきたいなと。

だから、それはこれまでコロナ禍でいろいろな影響があったのですが、これを少しずつ、できればそういったコミュニティを中心に、また認知症なり、子どもたちを中心にした、よく言われる子ども真ん中とか、お年寄り真ん中と、そういうことをしっかりこれから考えていきたいということで、これはみんなで力を合わせて取り組んでいくことだと思いますので、そういう意味で町でも職員を中心に率先して対応して、率先垂範できるように対応してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　それでは、谷上知子議員の２問目の質問を終わります。

以上で17番、谷上知子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を11時といたします。

午前１０時４７分　休憩

――――――――――――

午前１１時００分　再開

○議長（廣田清実議員）　再開いたします。

次に、10番、小笠原佳子議員の質問を許します。

小笠原佳子議員。

１問目の質問を許します。

（10番　小笠原佳子議員　登壇）

○10番（小笠原佳子議員）　10番、公明党、小笠原佳子でございます。通告に基づきまして質問させていただきます。

まず、１問目ですが、町長、教育長に夜間中学校の設置についてお伺いいたします。夜間中学は、戦後の混乱期の中で生活困窮などの理由から、昼間に就労または家事手伝い等を余儀なくされた学齢生徒や、本国で義務教育を終了せずに日本で生活する外国籍の人など、多様な背景を持つ人に義務教育の機会を提供することを目的として設置されました。

本年１月に足立区視察研修で足立区立第４中学校の取組について学んでまいりましたが、足立区で特に印象に残ったことは、不登校または不登校傾向にあった生徒の出席状況でありました。そして、経済的な事情をはじめいろいろな理由から学齢を過ぎた義務教育未修了者が2020年の国勢調査の結果、岩手県には義務教育未修了者が２万1,171人おられ、15歳以上の人口比では青森県、秋田県に次いで全国３番目に多いという情報もあります。これらのことから以下お伺いいたします。

①、上記の義務教育未修了者は、本町においてはどのような年代の方々と把握し、義務教育未修了に対する対応策をどうお考えかお伺いいたします。

②、義務教育を実質的に受ける機会がなかった方のほか、不登校などに起因するいわゆる形式卒業者と呼ばれる実質的に義務教育が未修了の方はもっと多いと思われます。このような形式卒業者が生じないよう学齢期においても不登校児童生徒に対する教育機会確保として、夜間中学がますます重要な役割を果たすと考えます。形式卒業者になると見込まれる今年度の不登校児童生徒の状況と義務教育未修了解消に向けた取組をお伺いいたします。

③、2020年の国勢調査によると108名、約４％の外国の方が本町に在住されております。この方々の日本語の習得について、町としての支援はどのようにお考えでしょうか。また、全国的な人口減少社会の中、外国人人材のニーズは増えると予想されますが、外国人人材の町内事業所での就業に関する手助け等の対応策は考えているのでしょうか。

④、令和４年度中に県教育委員会が夜間中学のニーズ把握のためのアンケート実施をする予定と伺っておりました。これを基に町民の夜間中学に対する潜在的なニーズの把握がなされたのかお伺いいたします。

⑤、令和５年10月に示された「夜間中学の現状と文部科学省の取組について」によると、夜間中学に関して都道府県、政令指定都市、それから一般の市町村というのが委託先として出ております。自治体の規模の大小を問わず可能性はあるのかと思いますが、町内の中学校に夜間中学級を新たに設置することはできないでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　10番、小笠原佳子議員の夜間中学校の設置についてのご質問にお答えをいたします。

３点目についてですが、本町在住の外国人の方々の日本語の習得支援につきましては、県が「やさしい日本語」に関するガイドブックを作成しており、岩手県国際交流協会の日本語教師とも連携を取り、普及を図っておるところであります。

ほかにも各コミュニティ会長から外国人の在住者で支援が必要な方などの状況をお伺いし、必要に応じた支援に努めてまいります。

また、外国人の就業に関する支援につきましては、県内各関係団体において様々な支援が充実しております。一例といたしましては、岩手県国際交流協会が運営しておりますいわて外国人県民相談・支援センターに相談窓口が設置されており、就業の相談があった際に、ご案内をしているところであります。

そのほか町内在住の外国人と町民の皆さんとの良好な関係づくりの構築のため、矢巾町国際交流協会と町内事業者が連携し、交流を図る機会の提供に努めているところであります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

（教育長　菊池広親君　登壇）

○教育長（菊池広親君）　引き続き、夜間中学校の設置についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、学校教育法施行規則により義務教育の全課程の修了を認めるのは、校長と定められており、平素の成績を評価して認定することとなっておりますことから、学校教育法施行規則が施行された昭和22年以降において、中学校を卒業した生徒は義務教育未修了者には該当しないものと捉えております。

一方、戦中戦後の混乱のため、中学校を卒業できなかった方は、県内に２万人以上おられることから、本町においても一定程度の方が義務教育未修了者に該当するものと認識しております。令和２年の国勢調査の結果、本県では80歳以上の方が96％を占めておりますので、本町においても、その年代の方が該当するものと考えております。

これまで夜間中学等で学び直しの機会を希望したい等のお問合せはいただいていない状況でありますので、教育委員会として対応した実績は持ち合わせてございません。

２点目についてですが、教育委員会では、形式卒業者を登校実績がなく、十分に学力を習得できぬまま卒業した児童生徒のことと捉えております。十分な学力を習得したか否かの明確な基準はございませんので、現在の不登校児童生徒数についてお答えをいたします。本年１月時点において30日以上欠席している児童生徒は、昨年度と比較して増加傾向にございます。

次に、義務教育未修了解消に向けた取組についてでありますが、先ほど申し上げましたとおり、学校教育法施行規則の施行以降において、本町には義務教育未修了者はいないものと捉えておりますので、そのことに特化した取組は、現在は想定してございません。

４点目についてですが、昨年12月に県教育委員会が公立中学校夜間学級の設置に係るアンケート調査を実施しております。この調査は、県のホームページまたは各市町村から配布したアンケート用紙に直接回答し、県に提出する方法が取られました。回答期限が本年１月29日であり、結果がまだ公表されておりませんので、現時点では潜在的なニーズの把握には至っておりませんが、市町村に調査結果のフィードバックがあれば、ニーズの把握ができるものと認識しております。

５点目についてですが、国は都道府県において協議会等を設け、域内を総合的にコーディネートすることと示しておりますので、今後の県の動向を注視してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　それでは、今までも同僚議員がお二方、夜間中学について質問し

ております。それを踏まえて、３点目のところからやっていきたいと思うのですが、３点目の外国人の日本語習得支援についてですけれども、夜間中学校では、外国の生徒さんに日本語学級というクラスがありまして、日本語が全然分からず中学校の授業が学べない生徒のために日本語の初歩から勉強し、義務教育修了を目指しております。

昨日の代表質問で私は古いあれで108人というふうに捉えていたのですけれども､昨日の代表質問でベトナム、中国、アメリカ、韓国、フィリピン、インドネシア、ネパールの120人の方々がおられるとお伺いいたしました。答弁書にありますこちらの、まず県が「やさしい日本語」に関するガイドブックを作成しており、岩手県国際交流協会の日本語教師とも連携を取り普及を図っている。それから、各コミュニティ会長から外国人の在住者で支援が必要な方の状況を伺っている。また、いわて外国人県民相談・支援センターに相談窓口が設置されているので、就業の相談があった際は、こちらをご案内しているというふうにご回答いただいておりますが、このことについて詳しく実績とか内容について話せる範囲でお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　もう一回、どこの実績。

○10番（小笠原佳子議員）　１問目の①、②、③。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　それでは、お答えをさせていただきます。

まず、「やさしい日本語」についてのガイドブックというのは、小さいのですけれども、こういったものがございまして、これが県の国際交流のほうに配架されております。実際これをご案内した方は、今のところはいない状況でございます。

それで、２つ目のところで各コミュニティ会長への聞き取り状況というところですけれども、中には普通に生活もできている方もいらっしゃると思いますので、そういったこともありますので、支援が必要だということをうちのほうで知り得た場合、その方に対して様々な支援をしていきたいなというふうに思ったところでございます。

○議長（廣田清実議員）　就業の相談はあったの。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　あわせまして、すみません、就業支援についての相談も今のところはないところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　全部なしと。

他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　そういうふうに認識いたしました。それで、最後のところに、昨日の代表質問でもとても矢巾町の国際交流協会と町内事業者が連携してリンゴを狩りに行ったり、いろんなことをしているということに関しては、ああ、やっぱりそういうことができていて、とてもいいのかなということは感じました。

このようになかなか交流といってもやっぱり厳しいのかなということをお伺いさせていただきました。少子高齢化に本当に対応していった場合、外国人労働者というのは、やっぱり求められていると思います。ですから、もう少し何か工夫が必要なのかなということを感じております。

次の質問をさせていただきます。次は、教育委員会のほうになのですけれども、こちらのほうに一番最初に、１点目の義務教育の未修了ということについてなのですけれども、私の答弁いただいた認識だと、昭和20年の終戦から22年のごたごたしたときに未修了者は発生したけれども、ちゃんとした22年以降の学校教育法施行規則が施行された昭和22年以降の中学校卒業をしたということの制度に関しては、義務教育の未修了ということにはならないと、そういうことでよろしいのでしょうか、すみません、お聞きしたいです。

○議長（廣田清実議員）　未修了にならないと書いてある。

○10番（小笠原佳子議員）　入っていないということでいいのでしょうか。だから、20年……

○議長（廣田清実議員）　ちょっと待って、もう一回。質問が抽象的で、きっと答えられない部分で、答えは22年以降には一応こっちでは認識していないという答えが出ているのだから、それの中でどういうふうな質問、質問の仕方をもう一回ちょっと確認しないと、こっちでも、もう22年以降では町としては把握していないという部分があるので、聞き方として戦中以降の中で、それを未修了と認めるものはないかとかという部分で聞かないと、なかなか難しいような、答弁の仕方が。何を求めているか分からない。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　お聞きしたいのは、戦後の20年からそういう施行された22年の間の２年間に中学校を卒業したであろう年齢の人たちが、国勢調査には出ているのです、人数とか。それが義務教育未修了者というふうに、そういう年代の方、２年間の間の人たちだけをそういう認識しているのでしょうかということをお聞きしたいのですが。

○議長（廣田清実議員）　了解です。そこだと分かるけれども。

南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　お答えさせていただきます。

先ほど教育長答弁でもありました答弁済みでございますけれども、議員お見込みのとおりでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

○教育長（菊池広親君）　すみません、補足をさせていただきます。20年から22年というふうに限定いただきましたが、戦中もございますので、ですから範囲はもう少し広がるかなというふうに思っております。よって、22年以降については、承知しておりませんが、それ以前については、一定程度の数はあるというふうに認識しているという意味でございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　それらの方たちの96％が80代以上になっているということの答弁をいただいているわけですけれども、またそういう方とは別な形で、形式卒業者という言い方をする方に関して、今年度30日以上欠席している児童生徒は、昨年度と比較して増加傾向というふうにお伺いしておりますが、このことについて、もう少し詳しく、また卒業された方たちがどのような形になられているのか、把握しているようなことがありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

○教育長（菊池広親君）　では、私のほうからお答えさせていただきます。

不登校の児童生徒の対応につきましては、それぞれの実態、実情に応じまして、学習権の保障については努めてございます。よって、学習権の保障がなされているので、評価ができるという状況にあるわけです。各小中学校においては、修了卒業認定というふうな会議を持って、それぞれ一人一人について、これを修了と認めるか、卒業と認めるかというふうな会議を持って、最終的に校長がそれを決めるというふうな手順を踏んでございます。

ですから、いわゆる形式卒業者と言われる方、つまり不登校というふうにお捉えのようですけれども、ほぼほぼ高等学校に進学しております。もしくは特別支援学校等です。つまり中学校の義務教育を終わって、その後高校教育等を受ける機会を得ているというふうに捉えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　今のことを聞いて、高校に進学されたりした後の通学がどのような形かということは、また別な話としても、そういうふうな道があるということは、やっぱりすごくすばらしいなと、ああ、ありがたいなと、今お聞きして思いました。

それで、足立区の視察研修に行かせていただいたことでちょっとお話ししたいのですが、授業時間は17時半から21時までで、足立のおいしい給食も提供されるのです。余談ですけれども、矢巾の給食センターも先日議員６人で行かせていただいたら、大変においしくて、矢巾の給食もおいしいとすごく思いました。そのような給食を取られて、あと運動会とか文化祭とか、遠足とか、修学旅行など、楽しい行事も行われまして、授業料は基本無料です。ただし、給食費、教材費、活動参加費は必要であります。皆さんご存じだと思うのですが、夜間中学は東北には仙台のみで本当に極端に少ない状況でございます。

足立で私たちに説明してくださった方は、元中学校の校長先生で学校経営補佐員とおっしゃる方でありました。在籍は、最高齢者は82歳、10代の生徒さんが19人で一番多く38名の方が在籍されていました。高齢者の方はどんな方なのですかということをお聞きしたら、やはり引揚げ２世の方が多いというようなお返事でした。また、国籍も日本、中国、台湾、フィリピン、ネパールなど９か国及び足立区以外の東京都、埼玉、千葉から通学されておられました。入学以前に不登校または不登校傾向にあった生徒の在籍及び出席状況は、在籍者数６名で入学以来５名が良好な出席状況ということでした。１名は、不登校傾向だったそうです。様々な年代の生徒が家族のように学ぶ中で不登校傾向の生徒が学びたいという気持ちを強く持ち、ほぼ１年で卒業されるということがとてもすばらしい取組と感じました。

そして、次の進路、都立の全日制や定時制高校に進むということでありました。このように不登校児に対する中学校卒業時のアプローチがとても大切だということを、その元校長先生が力説されておられました。中学校と連携して夜間中学校の入学を推進することがすごく大事なのだということで、中学校があることで学び直せる、どこの地域に住んでいても、とても必要なことだと思いました。居場所がある、人と接する、自宅から出ることができる、とても大切なことだと思います。この点について、先ほどそういう道は開けるということをお聞きして、何かちょっとあれなのですけれども、矢巾町としてこのことについてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　ちょっと待って、今もう九十何歳以上の人が対象者で、今不登校の

方も含めて進学しているということで、矢巾町にそのニーズがないということを答えたわけです。

○10番（小笠原佳子議員）　そうですね。

○議長（廣田清実議員）　それの中で夜間中学をどうしようかと、今矢巾町でニーズがないものに対して、夜間中学をつくれという話ですか。

○10番（小笠原佳子議員）　ニーズがないということよりも、それは高校に進学するという枠はできているけれども、それが本当に通えているかというのは、また別な話なのかなというふうには思いますけれども……

○議長（廣田清実議員）　通えているかの調査をしているかということですよね。

○10番（小笠原佳子議員）　では、通えているか調査をされているでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

○教育長（菊池広親君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

残念ながら追跡の調査はしてございません。補足いたしますが、例えば不登校で卒業した方でも、自分は十分な教育を受けていないと思われる方が学び直しを希望する場合は、これは夜間中学等に通う資格を持っております。ただ、それも含めて今の現在の矢巾町には、そのニーズはいただいていないというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　今の教育長からの十分教育機会の確保の実現はされているという答弁でございました。ただ、県の進捗状況とかで、万が一矢巾町をどうですかという話が、まるきりないとも限りませんので、そういうことをまた希望したいと思っております。すみません、何か話があれですけれども、そういうことで特に答弁がなしはないのですね、このことについて何かお考えがありましたら、お伺いしたいです。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきます。

実は、先ほどの谷上知子議員のこども家庭庁では、子どもさんたちのショートステイ、それからトワイライトステイの関係のお話があった。それから、いわゆる軽度の認知障がい者のお話とか、また今小笠原佳子議員さんからは不登校とか、今教育長から学び直しのお話、そこで私はこれからの夜間中学というか、もう少し表現の仕方はどういうふうにしたらいい

のかあれなのですが、そういったひとつ、いわゆる仕組みづくりをみんなで考えて。

例えば先ほど谷上知子議員の質問でちょっとどきっとしたのですが、私も免許証の更新のときに、４パターンあるのです。全部暗記していったのです、まず。そして次に、うちの家内が行ったら、半分取ればいいそうだよと。私、２回目の更新のときは、ぶっつけ本番で行きました。ということは、最初は町長で間違っていたら大変だと、かなり緊張して免許証の更新を受けに行ったのです。だから、そういうことのないように、いずれ私にすれば、不登校とか、学び、いわゆる今横文字で言うとリスキリング、そういうふうな、また先ほどの子どもさんたちの夜間、特にも親御さんたちがいないときの預かりとか、これを総合的に取りまとめて、そして町内１か所でもいいから、そういうところにみんな集まって、わいわい、がやがやと楽しく学び直しを含めた。

それで私は、今の不登校の関係は、星北高等学園、この間卒業式があって、うちの副町長ももらい泣きをしてきたという話を聞いておるのですが、私も、卒業生で、こういう前にも議会で答弁させていただいたのですが、不登校は不幸ではないのだと、そう言い切って卒業していく姿を目の当たりに私もしたのですが、まさにそのとおりなのです。だから、いわゆるそういう環境づくりを町なり、町の教育委員会でつくり上げていくと。

そして、できれば今足立区の話の教える側も、いろんな方々がいらっしゃると。教える側も教えられる側もそういう仕組みづくりを、今ここで足立区のほうで成功事例をすぐ矢巾に持ってきてうまくいくかといえばあれなので、矢巾町には矢巾町の物差しがあるわけですので、それはしっかり当てて、そして検討していったらどうなのかなと。

ただ、夜間中学というか、フリースクールについては、県のいわゆる私どもの町村会からも要望はさせていただいておりますので、いずれそういったことについては、県なり国にしっかり要望していくと。そして、総合的ないわゆる学び直し、リスキリングの仕組みは、みんなで考えていきましょう。そして、矢巾町に住んでよかったと。それから、それがいわゆる軽度の認知障がい者にならないように一つのすべにもなると思うので、ここはみんなで取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　今日から一般質問が始まっているわけなのですけれども、やはり再質問の原稿は作っていると思うのですけれども、１回答えていることに、それにさらに質問しても、きっと同じ答えしか出ないと思いますので、逆に言えば、それを聞いてから違う観点で質問していただければ、よりよい質問になると思いますので、よろしくお願いします。

再質問ありますか。

（「ないです」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　それでは、１問目を終わります。

次に、２問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　それでは、質問事項２項目は、幼児視線での安全を守る取組について、町長、教育長にお伺いいたします。

チャイルドビジョン（幼児視界体験メガネ）とは、大人が幼児の視界を体験できる眼鏡です。紙で組み立てた立体眼鏡のようなもので、幼児の視野は大人よりも狭いことが分かります。幼児の目の高さになって眼鏡をのぞくと見え方や感じ方の違いを体験できます。室内や交通事故防止など、幼児の安全に役立てることができます。

先日ファミリーサポートの養成講座で岩手医科大学の最上玲子先生の講座で初めてチャイルドビジョンを使って幼児の視界を体験いたしました。このことから以下お伺いいたします。

①、幼児の安全を守るのは、大人の役目です。そのために幼児の特性を理解することが大切です。幼児が日頃暮らしていく上での安全を守る取組についての現状と課題についてお伺いいたします。

②、チャイルドビジョンの無料型紙をリニューアルした矢巾町のホームページに掲載できないか。

③、チャイルドビジョンの認知はまだ低い状況なので、幼児健診等の機会に実物の紹介や配布等を行えないか。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長(高橋昌造君)　幼児視線での安全を守る取組についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、幼児の日常の安全を守る取組といたしましては、乳幼児に係る母子保健事業において、４か月児等を対象としたのびのびベビー教室や１歳６か月児の健康診査、２歳児キッズ教室において、ご家族に子どもの事故防止のチラシを配布し、子どもの成長に合わせた事故予防を再確認できるよう機会を捉え、周知を図っております。

課題といたしましては、全国的に子どもの死亡原因の第１位が交通事故など不慮の事故であることから、子どもの年齢により起こりやすい事故と予防策について情報提供を行うことで事故防止につなげてまいります。

２点目についてですが、既にほかの自治体のホームページにおいてチャイルドビジョン、先ほど小笠原佳子議員の質問の内容にあったのですが、チャイルドビジョンを私直訳しておったのですが、先ほどの質問のとおり、チャイルドビジョンは紙で組み立てた立体眼鏡のようなもので、それを使って大人が幼児の視界を体験できるというもので、その無料型紙を掲載している例も見受けられますことから、掲載に係る権利及び使用許諾手続等を確認し、掲載について検討してまいります。

３点目についてですが、ご提案いただいたチャイルドビジョンの実物の紹介や配布等につきましては、使用許諾手続等を確認し、乳幼児のご家族が参集する育児教室や健診の開催時などに取り組むことについて関係機関からの助言をいただき、検討してまいります。

また、保育施設等における安全注意喚起に合わせてチャイルドビジョンの活用について関係機関と情報共有しながら、認識を共にし、子どもを事故から守る取組を推進してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　それでは、チャイルドビジョンについてなのですけれども、私が要望したことに関して掲載に係る権利及び使用許可手続等を確認し、掲載について検討するという答弁をいただきました。この許諾手続というのですか、金銭とか、私申し訳ないですけれども、ちょっと確認できなかったのですが、どんなような形になるのかお分かりでしたら教えてください。

○議長（廣田清実議員）　浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君）　ただいまのご質問にお答えします。

今回ご質問いただいて、私このチャイルドビジョンというもの自体把握できていなくて調べました。この件に関しまして、町長答弁にもありましたとおり、既に自治体で掲載しているところがあって、その自治体のほうに電話をしてお聞きしました。そうしたところ、小笠原議員さん、多分こういうものを使って、これを使うに当たっては、やっぱり、まずこれを作るのに当たって民間の企業、それから個人の方のデザインだと思います。あと横浜市、そこの３者が一緒になってこれを作った。それぞれに連絡をして、利用手続というか、口頭でまず使うことの了解はいただきました。それに関して、あと料金等は発生しないということをお聞きしておりますので、そこまでは私どものほうでまず口頭の了解でということで了解

というか、掲載すること自体の了解は得たところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　大変何か希望の持てる答弁で、よろしくお願いしたいと思います。

最後に、保育施設等における安全注意を喚起しているということがあるのですが、具体的にどのようなことをなさっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君）　ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

保育所等では、チャイルドビジョンにかかわらず教育、保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインというのが国から平成28年に出されておりまして、この項目に基づいて事故対策を行っているところであります。

あと各施設では、ヒヤリハットというものを積み上げていって、みんなで共有して対応しておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　それでは、２問目の質問を終わります。

次に、３問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　３問目は、質問事項がＳＮＳの環境から児童生徒を守る取組についてお伺いいたします。答弁は、教育長にお願いいたします。

ＳＮＳ等を通じて知り合った相手に自身の裸や下着姿など、不適切な画像を送信したことによる自撮り被害が全国的に増加しております。また、よそでは、学習用タブレット端末による盗撮が学校現場でも起きております。子ども自身が被害者にも、加害者にもなり得る事件が増加していることを重く見た愛知県警が藤田医科大学、Ａｄｏｒａ株式会社（代表は藤田医科大学客員講師、冨田氏）とともに、子どもを守るために開発されたアプリがコドマモです。親子ともにスマートフォンにアプリをインストールし、子どもが不適切な写真撮影をした際、ＡＩが自動的に検知し、子どもに注意喚起、親には通知が届きます。サーバーを介さないため、個人情報等漏えいの心配はありません。現在アプリ自体は無償で提供されてい

るため、すぐにご利用いただけます。学校用タブレット端末にインストールすることで、校内の盗撮や教職員でも見つけ切れないグループチャット内の悪口等書き込みを検知することができます。いじめや犯罪を未然に防ぐことができます。このことから、以下お伺いいたします。

①、子どもを守るために愛知県警等が開発したアプリ、コドマモの周知啓発を行ってはどうか。

②、学校配布の学習用タブレット端末にコドマモアプリをインストールしてはどうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

（教育長　菊池広親君　登壇）

○教育長（菊池広親君）　ＳＮＳ環境から児童生徒を守る取組についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、議員ご案内のコドマモというアプリは、ご質問をいただき、初めて認識したところでございます。令和３年秋に愛知県警が児童ポルノ事案の被害防止策について、起業家を育成する団体に相談したことに端を発して開発されたということでございます。学校への周知につきましては、このアプリの活用状況などを把握し、検討してまいります。

２点目についてですが、現段階でコドマモというアプリは、スマートフォンでの使用が前提であることから、学習用端末への導入は難しいものと認識しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　このコドマモについての質問のきっかけなのですが、中学校の今回の入学説明会に行かれたお母さんから、学校からトラブルの対応は警察に通報しますよと言われたということがすごく驚きだったということを聞かされたことから端を発しております。

昨日の代表質問の際、インターネットに接続する時間の制限をタブレットにかけているとかということをお聞きして、何かフィルタリングソフト、そういうのを利用されているのかなということをお聞きしたのですが、多分そうだと思うのですが、このフィルタリングソフトは、ほかにどのようなことができるのでしょうかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　お答えいたします。

フィルタリングソフトというふうなカテゴリーになるかどうか、ちょっと大変申し訳ございません、確認はできておりませんけれども、本町で子どもたちに配布している端末には、例えば自殺であるだとか、あとは犯罪、暴力、アダルト関連、そういったところへのアクセスを試みた場合、その端末の画面に警告が出るように、そういった、ふさわしくないよというような、それを利用者本人にお知らせする、そういったソフト、アプリが入ってございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　今状況をお伺いいたしましたけれども、小中学校の５人に１人が学習用端末でトラブルの経験があるというようなことも見ました。当町としての情報リテラシーについての取組の現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　お答えいたします。

当町に特化したというものではございませんけれども、やはりＳＮＳ上でのトラブル、本当に喫緊の課題というふうに捉えております。国においても同じでございます。そういった中で、子どもたちが加害者にもならない、被害者にもならないというようなことを狙って、各教科におきましては知識、また道徳あるいは特別活動等においては、適切に自らが主体的に判断できるような心、判断力を育てる両面で子どもたちを育む、そういった被害、加害対象にならないように、子どもたちを日々育んでいるといいますか、育てていると、そういった状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「ないです」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　それでは、３問目は終わります。

次に、４問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　４番目の質問事項は、町営住宅についてでございます。答弁は、

町長にお願いします。

矢巾住宅と高田住宅における整備手法の検討、方向性等の進捗状況のほか、町営住宅について以下お伺いいたします。

①、民間住宅の有効活用について、進捗状況はいかがでしょうか。

②、矢巾町全体としては、町営住宅は何軒ぐらい必要と見込んでいるのでしょうか。

③、子育て世代の入居に配慮した施策と施政方針にありますが、具体的にどういう整備を想定しているのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　町営住宅についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、現在調査継続中でありますことから、調査の完了いたしました借上げ型の公営住宅についてのみをお答えいたします。

本町への導入の可能性について、先行自治体を対象に調査を行ったところ、建築費を上回る借上料が発生することが判明し、財政負担軽減を目的とした借上げ型公営住宅の導入は、効果が得られないものと判断しております。

２点目についてですが､こちらも現在調査中でありますことから､途中経過となりますが、町営住宅の需要を把握するため、町内の民間共同住宅等の調査を行ったところ、昨年10月末時点で約500戸の空き物件があり、特にも低価格帯の物件の空室が多い状況であり、町営住宅が低価格帯の民間共同住宅の経営を圧迫することのないよう慎重に検討する必要がありますことから、引き続き調査を継続してまいります。

３点目についてですが、既存の町営森が丘住宅及び明堂住宅は、間取りに余裕があり、子育てに適しておりますことから、子育て世代が優先的に入居できる取組を進めるとともに、子育てに配慮いたしました改修などを長寿命化計画の中に盛り込んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　それでは、答弁書の現在調査継続中でありますことからということで出ているのですけれども、この調査の内容と結論が出る時期については、いつ頃になるのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君）　お答えいたします。

こちらのほうの調査につきましては、先ほどの町長答弁にもありましたとおり、非常に慎重に調査を進める必要があるなと思ってございます。現時点でまだ明確な時期、はっきりとお示しすることはできませんが、８次総の中で早期に定める形を記入しておりましたので、私どもの気持ちといたしましては、新年度中にある程度の方向を出したいなと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　それでは、高田住宅、矢巾住宅の実際に住んでおられる方に対しての説明とか、そういうものはどのような形になっているのか、どのような形でなされるのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　ちょっと待って、何を説明するの、そこ。

○10番（小笠原佳子議員）　すみません。新聞報道とかだと実際問題住宅は建設しないと。そして、借上げ住宅みたいなことも考えているということまで新聞には出ておると思います。それについての問合せ等は、高田住宅、矢巾住宅の方から何かないのでしょうか、現在の進捗状況について。

○議長（廣田清実議員）　水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君）　お答えいたします。

現時点におきましては、各それぞれの住宅の方々から建て替え等についてということでの問合せは特にいただいてはおりません。また、これまでは高田住宅と矢巾住宅の２か所の議論のみをしておったところなのですが、その他の住宅につきましても、昭和41年建築とか、やはりかなり古いものがございます。ですから、その辺を含めてトータルで検討する必要があるなというのが、現在の私どもの考えでございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　そのことは、とてもそうだというふうに納得しております。答弁書にありますように、借上げ型住宅を借りた場合、建築することよりももっと借上料が上回るというようなことが、今の時点で、なぜ今頃認識されたのかということに大変何かちょっと不思議に思うのですけれども、この話を当初聞いた時点では、そういうことは議会でも説

明がありましたし、やはり相当経済的に効率がいいような話をお伺いしました。そこら辺について、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君）　お答えいたします。

まず、借上げ型の公営住宅につきましては、昨年度の３月議会で検討するという答弁をさせていただいておったものと思っております。本年度に入りまして、実際の調査を行ったところです。そうしたところ、借上げ型公営住宅というのには、大きく分けて２つのパターンがございまして、台帳登録方式といいまして、これこれのところを公営住宅として使っていいのでというふうに申請があって、市町村がそれを登録して、その中から空いているニーズの合うものを貸し出すという方式がございます。これが私どもにとっては、最もいいパターンなのですけれども、全国調査をいたしましたが、一件も事例がございませんでした。

次が、審査後借上げ方式といいまして、これがほとんどのパターンで、要は１棟丸々借り上げると。入居者がいようがいまいが１棟分の家賃を全部払うという形でございます。また、契約期間もなのですが、最低でも20年の契約で新築物件に限られるということが分かりました。今既にある物件を借り上げるという形では、いわゆる家主さんのほうも貸してくださらないという形で登録できないということが分かりました。この20年というのが最低のスパンになっておりまして、その期間で考えますと、建築費をはるかに上回る借上料が発生してしまいます。また、これは私ども調査して分かったのですが、やはり行政が借り上げるという形で、その建物が非常に物件として優秀な投機物件になってしまいまして、10年ぐらいのところで、要は建て主の方が元を取って転売して次の方に所有者が変わると、投機物件になってしまっているというのが現実でございました。

そのため後から購入された方は、建物の補修等をなかなかしてくださらないと。入居者の方からそういう苦情等がいっぱい今度行政のほうに寄せられる等々、様々ないい点、悪い点がございまして、ただし皆さんもご存じのとおり、いわゆる災害で借り上げた住宅は、このパターンで、よしあしにかかわらず住居を確保する必要があるので、借上げの実績はございますが、それ以外の形としては、そういうのは今年調査をして初めて分かったところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　今いろいろお伺いしまして、１棟借上げというようなことは聞いていたのですけれども、現実的にそれが厳しいということを今お伺いいたしました。それで、次のところに矢巾町内には、500戸余りの低価格の民間の共同住宅があって、町営住宅があることで経営を圧迫してはいけないというようなことの答弁があるのですけれども、私が見た範囲だと、もう町営住宅に関しては、現在242戸で、これを維持するものというような形の表現の仕方が多くて、増やすということに関しては思っていないというふうに思うのですけれども、これは今おっしゃった新築物件でなくて古い物件を借り上げる場合、それはできないということをお聞きしたのですけれども、借上げ型公営住宅で古い物件を借りるとしたら、そういうことなのか、ちょっとここのところは整合性がないのではないかなというふうに答弁を読んでいて思ったのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君）　お答えいたします。

こちらの答弁のほうにあります500件という件数は、この調査時点で空き物件の件数ということで、これが全て低価格帯というものではございません。全ての件数ということでございます。ちなみに今日現在で検索いたしますと、986件の空き物件がございます。やっぱり春は増えて、この調査をしたような秋ぐらいになると減っているというのが実際のところでございます。

低価格帯の物件につきましては、要は不動産屋さんの表に出ていない物件になります。そのためこの件数には含まれておりません。それ以上に低価格帯の物件はあるということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　今おっしゃった986件というのは、一戸建ての空き家ではなくて集合住宅でということでよろしいのでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君）　お答えいたします。貸家、貸間、アパート、貸家全て含めた民間の住宅の計でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　今お伺いしまして、空き家が本当に多いのだということを、人口減少しているということはすごく感じますけれども、やっぱり本当にそうなのだなということを改めて今感じました。

それで、私どもが伺っているのは、高田住宅が22戸、矢巾住宅が29戸で51戸と聞いているのですけれども、それからだんだん新規の入居は受けていないということで、現在何世帯になっているのか。それから、矢巾町町営住宅長寿命化計画の概要版を見ますと、いろいろ目視して建物の維持を図るみたいなことは書いてあるのですけれども、本当に先日お正月早々災害とかありまして、やはり耐震改修工事とかは、公営住宅に義務づけられていないのか。それから、今言いましたように51戸の方の人数は減っているのか。また、災害のたびに自分たちが、矢巾住宅に住んでいる方からのお声ですが、やはり本当に不安でしようがないというふうなことはお聞きするのですけれども、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君）　ただいまの質問にお答えいたします。

町内の住宅につきましては、現状では入居率、９割をちょっと切ったくらいになってございます。その中で昭和40年代に建築された建物につきましては、当時の法律に基づいて建築されておるものになりますので、そのとおりそれを今々耐震改修ということにはならないわけでございますが、現実的に耐震改修しようとすると、もうほぼほぼ建て替えといいますか、それと同じような費用がかかってくるところでございます。

一番新しい明堂住宅、こちらで平成４年になっておりまして、こちらについては法律をクリアしているものと認識してございます。ですから、あとはＲＣ造の三堤住宅、森が丘住宅、これらにつきましても、現状では大丈夫なものと確認してございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員）　すみません、最後になのですけれども、３番目に子育て世帯に特化したということを聞いたら、町営森が丘住宅、明堂住宅は間取りに余裕もあるので、ここを考えて改修していきたいということを答弁いただきましたけれども、３月３日の日経新聞に、公営住宅が子育て向け改修という記事が出ておりまして、子どもを見守りしやすいアイランド型の台所や浴室の安全性の確保、転落防止柵の取付といった工事も支援対象に加える

ということでした。新たな補助制度は、子育て世帯が優先して入居できる仕組みをつくることを条件とするというようなこともありまして、矢巾町の取組がこの部分に当たるのかどうかをお聞きして最後にしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君）　ただいまの質問にお答えいたします。

今のお話のありましたとおり、昨年12月26日に国土交通省の住宅局長のほうから通知が来ておりまして、それらの改修についても対象になるし、優先入居を進めるようにという通知を受けてございます。それも同時に満たしますし、町としての子育て支援という政策を、もともとはそちらを重点に考えておりまして、この施策を進めてまいる所存でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「ないです」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　以上で10番、小笠原佳子議員の質問を終わります。

これより昼食のために暫時休憩といたします。

再開を13時といたします。

午後　０時００分　休憩

――――――――――――

午後　１時００分　再開

○議長（廣田清実議員）　再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行いたいと思いますが、まず議員各位の本当に知識が深いところは理解できますが、本当にそういう部分で説明もしっかりしながら質問をしていただければ、よりいい一般質問になると思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、６番、藤原信悦議員の質問を受けます。

藤原信悦議員。

それでは、１問目の質問を許します。

（６番　藤原信悦議員　登壇）

○６番（藤原信悦議員）　議席番号６番、町民の会、藤原信悦でございます。１問目でございます。国指定史跡徳丹城跡整備の在り方と史跡を含めた周辺域の活性化について、町長にお伺いいたします。

もうこの質問については、議員になりまして５度目になりますので、ちょっとくどいかも

しれませんが、お聞きいただきたいと思います。徳丹城跡は、昭和44年に国指定史跡となってから今日まで約半世紀にわたり発掘調査や史跡整備を続けてきましたが、志波城跡、太田にありますけれども、昭和55年に国指定史跡になっています。ちなみに徳丹城は昭和44年に指定になっています。鎮守府胆沢城跡、秋田の払田の柵跡と比較すれば、ちょっと言葉があれですけれども、物足りない整備保存状況であると考えます。物足りないとはどういうことかというと、史跡を見て、これは何か、なぜあるのだろうかという理解するための情報が足りないということです。なぜなら、柱跡に短い石柱を埋め込み、位置を示しているのですけれども、そこにどのような建物が建っていて、その建物はどんな役割を担っていたのかを理解しにくい状況になっております。

過去の一般質問で案内板があるから分かるのではという回答もございましたが、それだけでは理解できるか疑問です。正直申し上げまして、史跡としては見劣りする整備保存方法だと申し上げておきます。百聞は一見にしかずという言葉があります。いろいろ言葉を尽くして説明するよりは、現物を見るほうが確かな情報として頭の中に入ってくるはずです。

いま一度日本の歴史を正しく理解する上で欠かせない学術的価値を持つ重要なものを史跡として指定し、保存を図って後世に引き継ぐという国指定史跡制度の趣旨にのっとり整備保存を進めてほしいと考えます。

観光資源としても国指定史跡は最高の魅力であり、活用しようとしないのはもったいないとしか言いようがないと考えております。

また、史跡の活性化につきましては、徳丹城周辺活性化協議会からも平成29年12月に６項目の要望が出されております。町当局とも協議を進めてきましたが、活動としては、マルシェ等と書いていますけれども、音楽イベントもやっておりますけれども、そういうものがなされているだけになっております。徳丹城周辺活性化協議会からの６つの要望事項とは、１つ、観光振興及び農商工連携を目的とした交流拠点の整備。２つ、町歴史民俗資料館と曲家の改修及び利活用、曲家については一部修理しております。３つ目、町立徳田小学校の移転検討、これは建て替えができないということになっておりますので、これは時間の問題かと。それから５つ目、徳丹城跡の文化財調査及び復元。６つ目に、史跡周辺の道路等環境整備という６項目が出されております。

趣旨は、いずれいつでも人が集まり、にぎわいのある国指定史跡徳丹城跡にしていただきたいという考えがあり、以下伺います。

①、史跡整備、保存については、何を参考に、あるいはどのような考えで進めてこられた

のか。また、先進事例は国内にいっぱいあるわけですけれども、その先進事例の調査等を行われ、参考にされたのか伺います。

②、史跡西部周辺には隣接する町有地がありながら、なぜ史跡を核として人が集まり、にぎわう場をつくるという構想を持たなかったのか。史跡を後世に伝えるためにも、多くの人に見て、聞いて、肌で感じていただくことも大切ではないでしょうか。

③、今の使い勝手の悪い史跡は廃止し、ちょっと激しい言葉で書いてしまいましたけれども、要はリニューアルでございます。資料館をリニューアルし、新たな平家建ての建物を造り、遺跡関連の展示スペース等のほかに多目的催事スペース、一部売店、喫茶、談話のスペース等を設け、くつろぎながら史跡を見、イベントの開催やお土産等も買える多目的施設にしてはどうかと思います。

資料館の受付には、どちらから来たかという名前を書くノートがありますけれども、やっぱり国指定史跡です。関西からもいっぱい来ております。駐車場を見ると、京都ナンバー、三重ナンバーとか、私も草刈りをしながら見ていましたけれども、結構遠くからいらしているのです。マニアはいっぱいいるのです。そういうことを頭に入れておいていただいて、ぜひ誰もが気軽に立ち寄り、史跡の価値をじっくり確認し、くつろげる空間をつくるべきと考えます。関連施設の出来次第でも史跡来訪の印象は変わると思っているから伺います。直近の例で言いますと、平泉のビジターセンター、本当にビジュアルで、それを見ているだけでロマンに浸れるという、そういうところもございます。その辺も参考にしていただければと思っての質問でございます。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　６番、藤原信悦議員の国指定史跡徳丹城跡整備の在り方と史跡を含めた周辺域の活性化についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、現在第２次史跡整備の５か年計画において、史跡徳丹城跡西辺北半地区の整備に取り組んでおります。整備に当たりましては、文化庁の調査官をはじめとする史跡徳丹城跡整備活用委員会の皆様からのご意見やご提言をいただきながら、全国の史跡整備状況を参考に進めております。

また、第２次史跡整備の５か年計画の最終年度となります来年度に予定しております整備では、国内で唯一出土している木製かぶとの井戸跡レプリカを復元し、さらに当時の様子が

うかがえるような整備計画となっております。

２点目についてですが、町有地の利活用につきましては、今年度は遺跡内での徳丹城の政庁跡で歴史復元事業、政庁の儀を開催し、資料館からの行列や政庁での儀式を行い、当時の様子を復元することができたところであります。ほかにも西側の町有地では、初めての試みといたしまして、徳丹城西門マルシェ、いわゆる西門のマルシェを３回開催したほか、地元徳田地区商工振興会主催の徳丹城いきいきマルシェや曲家ミュージックフェスティバルなどを開催し、アンケートの結果から一定の評価を得たものと認識しております。毎年様々なイベントの内容の充実を図り、定例化して継続することでにぎわいの創出に努めてまいります。

３点目についてですが、現時点におきまして歴史民俗資料館の廃止については、考えていないところでありますが、さきに答弁いたしましたとおり、人が集い、にぎわいのある国指定史跡徳丹城跡となるよう、魅力のある史跡整備計画と併せ各種イベントを開催することにより、国指定史跡徳丹城跡を含め町内の各遺跡から出土した貴重な遺物を展示しております歴史民俗資料館にも足を運んでいただくように取り組んでまいります。

なお、ご提案の多目的施設につきましては、引き続き検討をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問はありますか。

藤原信悦議員。

○６番（藤原信悦議員）　それでは、幾つかありますけれども、１問目です。史跡整備については、文化庁長官をはじめとする史跡徳丹城跡整備活用委員会の皆様からのご意見をいただいたということですが、史跡整備活用委員会のメンバーは、どのような方々なのでしょうか。具体的な提言等については、いかなるものか。また、文化庁の調査官の見解はいかなるものであったのか、お教え願いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　お答えをさせていただきます。

まず、冒頭お話をさせていただきますけれども、冒頭町長答弁でもありましたとおり、来年度は非常に大切な年になっております。といいますのも、第２次整備活用計画の最終年度にもなっておりますし、あわせて第３次保存活用計画の策定する年、６年度から始まる年でありますので、とても重要な年というふうに捉えてございます。

そういった中で、先週３月１日に文化庁から専門調査官がわざわざいらっしゃいまして、

徳丹城を見ていただいてございますし、この活用整備計画の内容につきましても、いろいろご指示をいただいているところでございます。

そういった中で、まず大まかなところでは、やはり徳丹城はとてもいい場所にある。といいますのも、徳丹城、西と東と挟んで真ん中に４号が通っている、これは交通の便でも非常にいいところですし、全国の中でもこういった史跡はないというお話をいただいておりますので、この整備活用計画に基づいて地権者の皆さんの意見を聞きながら、着実に進めていただきたいという話をいただいてございます。

活用メンバーですけれども、メンバーとしましては、東京大学の名誉教授、そして奈良文化財研究所の発掘調査部長、そして前花巻市博物館長、岩手大学人文社会学科の教授、あとは地元の推薦としまして、徳丹城周辺活性化協議会の推薦の４人をメンバーとして構成し、計８名の委員で構成をされております。

委員の方々からは、それぞれ細かいところ、例えば今平面表示をメインで行っておりますので、それには先ほどお話がありました説明板のほかに、まずイラストの表示ですとか、来た方々が分かりやすい内容で表示が必要だとか、そういったご意見をいただいたところでございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○６番（藤原信悦議員）　この委員会の開催は、今まで何回ぐらい行っておるでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　毎年２回開催をしておりまして、開催時期がちょっと遅れたところもあるのですけれども、今年度は９月、そして３月に、２回行っておるところでございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○６番（藤原信悦議員）　それでは、ちょっと次の質問に移ってよろしいですか。

全国の史跡整備状況を参考にしたと言われているのですけれども、具体的に参考にした史跡名等があれば教えてください、また現地の確認もされたのかも教えていただければと思います。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　お答えをさせていただきます。

主に北東北になりますけれども、お隣の志波城跡、そして胆沢城、秋田城、払田の柵、そういったところを参考とさせていただき、それぞれ現地に出向いて、内容等を確認させていただいているところでございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○６番（藤原信悦議員）　今までのお話しいただいたところ、秋田城以外は私も回ってみましたけれども、やはり遺構の保存の仕方がやっぱりどうしても違います。手前どもは、石柱を立てるという、そこに何があったかではなくて、この場所に何かがあったということだけは表示するのだけれども、ほかのところは、重要な施設については、必ず何か立てています。その違いは何なのかと思いました。なぜそうなるのか、ちょっとその辺お聞きしたいのですけれども。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　お答えをさせていただきます。

視察に行った場所の遺跡は、やはり大きな建物、城の復元ですとか、あと門の復元、様々大きなものを再現しているというところが最も違うなというところに思ってございます。調査官からご意見をいただいたのですけれども、それぞれの市町村で抱えている史跡については、建てたときにはとても人が、皆さん来場されて盛り上がっているというお話の中、建物が建って20年、30年後たった今になって、かなり老朽化が進んでいるところも多く、それを直すためには何千万円とかかるという課題も非常に多くあるというふうにお伺いしておりまして、そういった場所についても調査官から情報をいただきながら、そういった場所にも出向いて、そういった課題点も洗いながら進めていきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○６番（藤原信悦議員）　確かに課長のおっしゃるように、いろんな方法はあると思います。具体的に申し上げると、復元しているところを近場で言うと、胆沢城は、城内の南大路、築地外郭南門の一部、途中切った格好にして示しております。盛岡は、財政が豊かなのか、志波城、外郭南門１、外郭南辺、築地塀252メートル、外郭櫓10、やぐら。それから、外大溝の橋が１、外郭南門前の木の橋、大路、外の大きな堀とか、政庁南門１、政庁西門１、目隠し塀とか、いろんなものをやっています。確かにおっしゃるように、これだけお金をかけて

やってしまうと、建物ですから、20年、30年たてば老朽化はするし、修理とか建て直しも必要でしょう。

ただ、私が申し上げたいのは、少なくとも塀とはこういうものだよと、徳丹城の場合には、北側以外は土塀ではなくて、柱なのです。だけれども、その柱の一定間隔でそこにやぐらを組んでいます。やぐらが組まれているというのが発見されたのは、徳丹城の発掘調査で初めて分かったのです。ですから、払田の柵だってそうなっているし、太田の柵だってそうなっています。ちょうど西暦で言うと800年前後のところでこの辺全部造られておりますので、同じ様式を取られていると。だから、その一角でいいのです。分かるようにしていただければ、もうちょっと理解ができるのではないかということと、ご心配なさっている老朽化した場合でも、そんなに費用をかけずに再生が可能ではないのかということでの考えがあるのですけれども、この辺については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　今まで徳丹城の復元整備となりますと、主にやはり路面の整備が中心となっております。そういった中でも、果たしてこれは何なのという説明板とか、大まかな全体像が足りないので、そこが一番分かりづらいというところだと思っております。そこは、これから最終年度になりますので、全体像をつくるか、それともそれも一緒に設置するか、そういったものもいろいろ検討しながら、皆さんが分かるような内容の史跡にしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「よろしいです」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　それでは、１問目の質問は終わりまして、次に２問目の質問を許します。

藤原信悦議員。

○６番（藤原信悦議員）　２問目でございます。中小企業振興及び企業誘致について、町長に伺います。

本町は、矢巾町中小企業振興基本条例によりまして、令和５年３月中小企業振興基本計画を作成しました。その中で、矢巾町中小企業ビジョンを打ち出し、３年後短期的に、６年後中期的に、10年後長期的にと分けて、それぞれごとに重点施策を定め、取り組むこととなっております。取組に当たっては、矢巾町地域産業育成お役立ちセンターを令和５年度内に立ち上げ、令和６年度から稼働ということになっております。また、企業誘致については、地

区計画制度の適地拡大も図り、取り組むことになっておりますことから、以下伺います。

１つ目、令和５年３月の一般質問での回答は、地域産業育成お役立ちセンターは、令和６年度をめどに立ち上げるということでありましたけれども、令和５年12月の一般質問の回答では、今後推進する事業は全て町として実施していることから、自主的にセンター事業として取り組めるよう、要綱制度や予算確保等の準備を進めるということでありましたけれども、具体的にどうなっているのか、どのように進めていくのか伺います。

２つ目、上記の事案から、そもそも矢巾町地域産業育成お役立ちセンターは必要であるのかという疑問が残ります。産業振興の背景には、強いものが生き残るという市場原理がある限り、皆同じように成長することはありません。市場に限界がある限り競争に勝つためには、強みを持つ企業が生き残り、弱者は脱落する。共存はあり得ないということです。産業振興も生き残り、成長発展がおのれの強みづくりと、それを武器にした差別化でしかないと考えると、画一的な施策はないと考えられ、センターは企業に個別に指導できない限り、個々の企業、産業全体の振興は難しくなると考えますが、お考えを伺います。

３つ目、地区計画制度での企業誘致の進捗状況はどのような状況にあるのか。最初の物件決定後、案件は未決定と認識しているが、現状はどうなのか。

また、いろいろと決定がなされるまで時間がかかるのは、手続等の問題があることは理解できますけれども、時間がかかり過ぎるのではないかと、もう少しそこを詰めないと、正直申しまして、地元の地権者さんたちは不安になっております、いつ決まるのだろうなと。言ってくれないのかもしれませんけれども、やっぱりちょっとかかり過ぎています。この回答をいただいたのは、去年の６か月以上前の話ですので、この辺も含めてご回答をお願いいたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　中小企業振興及び企業誘致についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、地域産業育成お役立ちセンター事業は、議員ご承知のとおり、矢巾町中小企業振興基本計画の目指すべき将来像の実現に向け、地域全体で中小企業の振興及び地域経済の好循環を図る施策であります。

具体的には、現在事業実施に係る要綱等の整備を進めており、４月に告示を行うこととしております。

また、企業間連携等を含めた各種施策を円滑に実施するためのコーディネーター設置につ

きましては、来年度当初予算に計上しておりますので、予算及び要綱が整い次第、事業に着手をしてまいります。

２点目についてですが、おのれの強みづくり及び差別化は、自社商品のブランド化と高付加価値の確立を図り、事業の成長発展に欠かせないものと捉えております。このような競争社会の中で、自社の経営に不安を抱いている経営者も多くいるとお聞きしておりますことから、お役立ちセンター事業といたしまして、そのような不安を抱く経営者同士の交流機会の創出のほか、競争社会で生き残るための知識や技能の習得、販路開拓及び生産性向上を図るため、研究機関や各分野の専門家とのマッチングを図り、悩みを抱える地域企業に対し、伴走的な支援ができるよう取り組んでまいります。

３点目についてですが、現在第２事業区において立地を希望する企業の審査を実施しているところであります。審査を経て、第１の立地候補者が決定した場合は、立地候補者と地権者との用地交渉が調うことを前提として地区計画決定に係る都市計画手続を進めていくこととしております。

なお、第２事業区につきましては、第１事業区の開発行為と並行し、地権者の意向調査を開始するなど、事業短縮に努めてきたところであります。今後も引き続き、地権者の意向を尊重しながら、事業期間の短縮に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問はありますか。

藤原信悦議員。

○６番（藤原信悦議員）　それでは、１点目について２つほど質問があります。地域産業育成お役立ちセンター事業については、事業実施に関わる要綱等の整備を進めており、４月に告示を行うということですが、具体的にどのような整備を行っているのか、表明できる分についてお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　具体的な要綱の内容についてお示ししたいと思います。

まず、目的についてでございますけれども、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、中小企業振興基本計画における目指すべき将来像の実現のために、地域全体で中小企業の振興及び地域経済の好循環を図るために、こういったセンター事業を実施するといったことを目的としているものでございまして、その事業内容につきましては、７つほどございまして、まず１点目は、お役立ちセンターは、相談窓口を開設いたします。

２点目に、中小企業の経営者と、あとその社員の人材育成並びに人材交流、そういった機会の創出を図るということにしてございます。

３点目は、経営基盤の強化あるいは経営革新を図るための研修会の実施といったことも備えてございます。

４点目につきましては、地域産業振興を図るための産学官の連携構築といったことが入ってございます。

５点目については、新事業の創出のため、あるいは地域課題解決のための研修会の開催が入ってございます。

６点目は、これは学校関係も入ってくるわけでございますけれども、次世代の勤労観及び職業観の醸成を図るための機会の創出、これは不来方高校とか、中学校とか、いろいろもう既にやっている部分ということで、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、一部は町が主体としてやっている部分、これをセンターに移行しながら、町でやれる部分は限界がございますので、そういったものはコーディネーターを入れながら進めていくといった内容となってございます。

最後でございますけれども、１から６点目の中でお話しした部分、それ以外で支援する部分、あとは課題解決する部分があれば、それについても取り組むといった７つの項目の事業内容となっているものでございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○６番（藤原信悦議員）　そうしますと、お役立ちセンターの今の７つの事業内容を聞くと、どっちかというと研修とか、それからみんなで何かつくり上げるというか、学ぶといったところのやっぱり研修主体の中身になるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　研修もさることながら、そこで学んだものをどう生かしていくかというのが、やはり企業の前進につながることであるというふうに思ってございますし、その研修を通じて企業同士で、今まで異業種間で会えなかった方々が、その研修を通じて会ったことによって、新たな事業を生み出すということも考えられますので、その中の一つの方策として研修を進めるというふうに理解していただければと思います。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○６番（藤原信悦議員）　各種施策実施のためのコーディネーターの役割と、その要員数、予定されているのはどれぐらいなのか教えていただきたいと思います。

もう一度言います。各種施策実施のためのコーディネーターを置くということですけれども、この役割と、それから要員数、人数、どれぐらい予定されているのか。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　今考えてございます役割についてでございますけれども、コーディネーターにつきましては、中小企業の基本計画あるいは条例のほうでもうたってございますけれども、町民と中小企業、あとは公的機関、あとは地域住民、あとは産学官ということで、そういったものの回りながら、好循環を果たしながら運営していくというような内容になってございますので、その受付窓口みたいなことでコーディネーターに中心に入っていただいて、それを地域住民だったり、中小企業だったり、そういったものの中間の連携を図るための役割を進めるものでございまして、今考えておるコーディネーターは、取りあえずお一人ということで予算的にも計上させていただいているものでございます。

また、運営していく中で、またコーディネーターが不足しているなり、もしくは充実させる必要がある場合には、またその時々で新たに追加等も考えていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問。

藤原信悦議員。

○６番（藤原信悦議員）　そうしますと、コーディネーターはどちらかというと調整役ということだと思うのですけれども、例えば特別な資格要件等は問うのでしょうか。例えば中小企業診断士であるとか、その辺をお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　今お話があったとおり、中小企業診断士とか、そういった資格のある方をコーディネーターに据えようというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○６番（藤原信悦議員）　２点目について、これも２問質問させていただきます。

自社の経営に不安を抱く経営者が多いことを踏まえ、経営者同士の交流機会の創出、それから２つ目に生き残るための知識や技能の習得、そして３つ目に販路拡大、生産性向上を図るための研究機関や専門家とのマッチングを図り支援するということですが、これは先ほど

出てきたコーディネーターの役割の一つですか。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　お見込みのとおり、コーディネーターの役割として考えてございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○６番（藤原信悦議員）　先ほど１点目で、その資格を問うたわけですけれども、３つ目のところで販路拡大、生産性向上を図るための研究機関や専門家とのマッチングも含めて、こういう業務にもある程度明るくなければいけないと思うということで中小企業診断士さんを、資格があれば、そちらのほうをお願いしたいということですけれども、外部コンサルタント等を使う予定はないでしょうか。要するに、独立して指導に回っている診断士さんもいます。常勤ではなくて、委託された案件ごとに、その道のプロの方をお願いする方法もあると思いますけれども、この辺についてのお考えを伺います。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　ただいま確定的なお話はできませんけれども、そういったご提案についても、やはりいいことだと思いますので、一人のコーディネーターでできない部分については、そういった部分も補っていければいいなというふうに考えてございます。

なお、今考えているコーディネーターの方につきましては、中小企業基本計画をつくる上で円卓会議、産学官連携でつくりました円卓会議というものがございます。その円卓会議にも参画している方でございますので、これまでの流れというものもご存じでございますし、矢巾町にずっと関わっている方でございますので、非常に私どもとしても有益な人材ということでお願いしているところでございます。

○議長（廣田清実議員）　藤原信悦議員。

○６番（藤原信悦議員）　やはり町内には見えないところでこういう資格をいろいろ持っている方、いっぱいいらっしゃいます。やっぱり業界によっても同じ診断士の免許を持っていても、得手不得手とあるみたいですから、例えば流通、小売とか、生産とかになると、やっぱりまた考え方とか、やり方がちょっと変わりますので、全産業を網羅できる人なんてありませんので、できるだけその道のプロの方を使うという方法がいいのではないかと思いますけれども、改めてもう一度確認します。この件については、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　ご要望ということで、ご意見ということで承りまして、当方としても、今後運営していく中で必要な場合には、そのご要望にお応えしていきたいというふうに思ってございます。

○議長（廣田清実議員）　大変貴重な意見だと思います。

その他ございませんか。

藤原信悦議員。

○６番（藤原信悦議員）　それでは、３点目についても２つほどご質問させていただきます。

現在第２事業区の立候補者の審査をしているということでございますけれども、審査日数に何か月を見込んでいるのか。というのは、この区には何人ぐらい来ているという話は、半年以上前にもちょっと情報をいただいているのだけれども、そこから先が全然動いていないので、この辺についてどれぐらいの期間を見込んでいるのかをお聞かせいただきたいのが１つです。

○議長（廣田清実議員）　吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君）　お答えします。

まず、審査には、実は内容について全て具備されて明らかになっていれば、約１か月ほどで終了するものだというふうに認識しておりましたが、まず提出された内容について、３者応募があったわけなのですが、１者は、そもそも該当しないという結果になっております。そのうち２者につきましても、内容に不備がありましたので、それを確認するためのヒアリング審査を行っております。そのヒアリング審査を行って、なおかつその対応状況を見てもらうために、またここでも時間を要しておりまして、実際のところ、ここの審査につきまして実際候補者選定１か月程度だったものが、現在５か月程度有している状況にあります。

できるだけ速やかに地権者様におつなぎできるようにしたいというふうに考えているのですが、このまま紹介しても、もう見込みが立たないというような内容でございましたので、お時間を要していることについては、大変申し訳なく思っておりますが、企業を速やかに、優良な企業を地権者さんにおつなぎできるように努力してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　以上で６番、藤原信悦議員の質問を終わります。

次に、３番、横澤駿一議員の質問を受けます。

横澤駿一議員。

それでは、１問目の質問を許します。

（３番　横澤駿一議員　登壇）

○３番（横澤駿一議員）　議席番号３番、強くやさしい矢巾、横澤駿一です。通告に従い質問させていただきます。

質問１、災害に強いまちづくりに向けて町長へ伺います。本年元旦に発生した能登半島地震や近年増加する豪雨被害など激甚化する自然災害から命を守る取組は、より一層求められております。本町では、町民の命と財産を守るため、自助、共助、公助、そして最近では近助という言葉を使いながら、それを最大限に発揮する総合的な取組が進められております。その中でも、実質的に共助の役目を果たす消防団組織の活性化が重要であると考えております。

消防団組織の活性化で必須なのは団員確保であります。本町の現状を見ると、分団ごとの団員数に偏りがあり、その背景として団員の職種がサラリーマン化し、多様化しているほか、少子化、そして人口減少社会への移行等が挙げられ、団員の確保が難しい現状です。また、新たに編成される自治会における未組織化等も課題であると考えます。

本町においては、高齢化が加速する地域もあれば、これから新住宅地が建設される地域もある現在において、地域防災の要である消防団組織体制の抜本的な見直しが必要であると考え、以下伺います。

１点目、藤沢第２地区、田中地区、下花立地区の新住宅地の消防を管轄する部はどうなるのか。

２点目、消防団員の充足率はどうなっているか。また、その現状について、本町の見解を伺います。

３点目、学生消防団の意義をどう認識し、どのように活用する考えでいるのか。

４点目、矢巾町消防団協力事業所制度の活用状況はどうなっているのでしょうか。

５点目、矢巾町消防団応援事業の実施状況は、どのような状況でしょうか。

６点目、前述に記したとおり、矢巾町消防団の組織体制を抜本的に見直す時期ではないかと考えます。本町全体の消防団組織力の向上を図るためには、必ずしも居住または勤め先がある管轄消防団部へ入部する必要はないと考えます。そのことから、人口が比較的多い地域から人口減少が加速し、実質的に団員確保が難しい分団へ優先的に団員の拡充を図るなど、団員数の偏りを是正する仕組みづくりができないでしょうか。

以上、町長へ伺います。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　３番、横澤駿一議員の災害に強いまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、藤沢第２地区、田中地区及び下花立地区において、新たな行政区となる地域は、現行の管轄区域内世帯数の急激な数、大幅な増加等の変化は予測されていないことから、当面の間は現行の管轄区域と同様に、藤沢第２地区を第１分団第１部が、田中及び下花立地区を第２分団第４部が管轄してまいります。

２点目についてですが、本年２月１日時点の消防団員の充足率は、約73％であります。近年の消防団員数は、横ばいの傾向にあり、充足率を高める必要があると捉えておりますことから、今後におきましても教育訓練や各種行事の抜本的な見直しや処遇改善等により、消防団の魅力化施策を推進してまいります。

３点目についてですが、本町では昨年度から学生消防団員認証制度を導入し、学生消防団員の方々には、消防演習や教養訓練及び広報活動等への参加を通じて積極的に消防団活動をアピールしていただき、町民の皆さんの消防団活動に対するご理解、ご協力を得るための一助として活動していただくこととしております。

４点目についてですが、本年２月１日時点で消防団協力事業所表示制度に加入していただいている事業所は１事業所あり、一般団員として消防団活動に従事していただいております。

５点目についてですが、本年２月１日時点で消防団応援事業所に登録をいただいている事業所は３事業所あり、各種割引サービス等を実施していただいております。

６点目についてですが、今後の矢巾町の消防団の組織体制につきましては、町としては必要な消防力を確実に維持していくことを基本とし、盛岡南消防署矢巾分署との連携をさらに強化しつつ、各分団各部の部隊運用や団員個人として必要な能力を育成するとともに、消防団員数や行政区再編後の各地区における世帯数の動向並びに少子高齢化や自営業団員の減少等の社会的課題を踏まえつつ、中長期的な視点をもって実効性ある消防団組織の再編成について検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○３番（横澤駿一議員）　１点目の質問から再質問させていただきたいと思います。答弁においては、もう既に配属部が決まっているということで、大きな人口動態の増減はないということで、このままでいくということなのですが、実際に能登半島地震が起きた後に、矢巾町の活断層があることは事実と知っていたので、その辺ももう一度再確認したところ、やはり西部地域に北上低地西縁断層帯があり、動く確率は低いと言われている断層ですが、能登地震においては、そのような断層がいきなり動き出して、４メートルも隆起するような現状がありました。本町においても、その可能性はゼロでないと考えており、そのような状況も想定すると、新しい行政区において、その消防団の管轄、編成は、現状のままでいくとのことですが、現状のままで、その管轄世帯の安心、安全は網羅できるという認識での選定なのか。それとも、今後の状況に応じて、その変更の可能性はあるのかという点をお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長（田村英典君）　お答えいたします。

まず、能登半島地震のような地震が千年に一度というような確率で起きたということですが、ただその千年に一度というのは、実は明日かもしれないという危険性は、確かにおっしゃるとおりだと思います。矢巾町においても、花巻まで延びる活断層が明日起きるかもしれません。そういった危険性は、確かに否定はできません。そういった中で、消防団の皆様の活動、本当に大切な活動で頭が下がる思いでございます。

消防団の枠組みにつきましては、第１分団、第３分団までございますが、ではその花巻まで伸びる活断層が何か起きたときに、第３分団だけ動けばいいのかと、そういうわけではございません。あくまで消防団全体、いや、それとも矢巾町全体として、これは対処しなければならないということになりますので、ある特定の消防団の活動のみを期待するものではございません。

ただ、ご質問でもございましたとおり、矢巾町宅地化、様々進んでおりまして、人口増加もありますので、これから消防団本部といたしましても、具体的な、ご指摘のとおり今までのような枠組みでいいのかと、それから配属でいいのかという検討課題として本部員も認識してございますので、これから時期を逸しないように早めにそういった分団、それから部の配置の考え方をしっかり持って、配置替えあるいは再編成などというものも念頭に置きながら、今活動しているという状況ですので、お時間をいただければと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○３番（横澤駿一議員）　やはり今日、明日、今来るかもしれないという災害においては、そういう整備を常日頃から行っていかないといけないと思うので、やはり常にその意識を持ちながら、新たに管轄に世帯数が増える地域においては、恐らく矢巾になじみがない人が来る状況もありますので、そういったところも踏まえながら、そういうふうな消防団の配置なども考えていっていただければなと思います。

そして、２点目の再質問に移らせていただきたいと思います。この充足率について73％と答弁がありましたが、この充足率というのは、出し方というところを聞きたいのですけれども、各部の平均ということなのか、それとも矢巾町全体の消防団員数の定員を基準にして、そこからの充足率というところなのか、そこの認識をちょっとお聞かせ願います。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長（田村英典君）　お答えいたします。

消防団の定数につきましては、矢巾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例で定められておりまして、全体の定員が410名と定められております。その中で、一般団員が240名、女性消防団員が13名含まれます。それから、機能別団員が60名、この中にラッパ隊５名も含まれます。この300名が410名で割りますと73％という平均にならしたという形になってございますので、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○３番（横澤駿一議員）　今の説明だと、やはり部によってはもう100％超えているところも多分あると承知しておるのですけれども、その逆で、もっと低い、その平均以下のところも、大体がそのところになるのかなと思うのですけれども、あるということで、そこら辺も含めると、やはり団員の募集というところを全体的にならしていかないと、ある一定のところだけが一人に対する負荷が大きくなってしまうのではないかと思います。

そして、その負荷というか、活動に関してなのですけれども、答弁に各種行事の抜本的な見直しや処遇改善とあったのですが、その内容や見直し時期について、具体的な内容があれば、分かる範囲でお答えいただきたいです。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長（田村英典君）　お答えいたします。

具体的な活動の見直しにつきましては、令和６年度の本部会議等で各部長あるいはそれぞれの部の消防団から意見も聞きながらということで進めたいと思っておりますし、令和６年４月から二、三か月かかるかもしれませんが、消防団皆様に今までの活動、これからの活動に係るアンケート調査をさせていただいて、そういった結果を基に、いろんな改善点、それからこれから将来に向かっての活動などについても取りまとめていきたいというふうに考えてございます。

その中で、消防団の皆様、かなりいろんな訓練とか、大会とか行事が多くて、消防団の皆様、それからご家族の皆様にも大変ご負担をかけているという事実もございますので、そういった部分についても、これからどのように対応していくかということで、そこら辺も本部のほうで検討させていただきたいというのが、これからの課題というふうに思ってございます。

ただ、消防団ですので、基本的な訓練につきましては、やはり訓練しない限り本番ではできないという部分もございますので、それはそれとして、ただそれ以外の行事とか、消防団の在り方については、若い消防団の皆様の意見も聞きながら取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○３番（横澤駿一議員）　アンケートを実施しながら、それを踏まえてというところで、アンケートの中に、今答弁にもあったような、やはり子育て世帯とか、今共働きで皆さん時間のないところを割いて、地域防災のためにという思いだけで多分団員活動に励んでおるので、貴重な皆さんの時間を有効的に使うためにもパフォーマンス的な行事の可否とか、あとはより実務に近い訓練内容にしていくとかというふうな項目や、その意見を聴取できるような体制が望まれると皆さん思っていると、住民の皆さん、団員の皆さん思っていると思うのですが、そのアンケートの中身はこれから検討していくという方向でよろしいでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長（田村英典君）　お答えいたします。

まさにこれからアンケートの中身については検討させていただきますので、今言ったご意見についても、盛り込ませていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○３番（横澤駿一議員）　やはり声が届きやすいようなアンケートや、そのような施策が反映されるような仕組みづくりで、その行事などの進め方、処遇改善も含めてやっていただければと思います。

３点目の再質問に移らせていただきます。学生消防団についての質問だったのですが、これは幅広い枠で団員確保に努めるというふうな施策の中の一つだと私も認識しているのですが、現状の位置づけだと、学生消防団員の活動内容が、訓練や広報活動がメインで、実際に災害が起きたときには、実動する部隊とは、あまり要綱には書いていなかったのですが、そういった災害が起きたときにも実動できるような体制も学生消防団にも取れないのかという点をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長（田村英典君）　お答えいたします。

やはり学生消防団の方々、昨年度までは２名の方、登録していただいたのですが、卒業されましたので、学生消防団は、その２名の方については卒業されました。今年新たに３名の方々が登録していただきました。医大生でございます。本当に感謝申し上げております。

学生消防団については、今ご指摘のあったとおり、火災現場やそういった場所についての応急の駆けつけはさせないようにしております。というのは、やはりそういった特別な訓練も受けてございませんし、何かあった場合の危険性が非常に高いですので、これについては、やはり学生消防団につきましては、そういった緊急時の対応については、しない、させないというようなスタンスで取り組ませていただいておりますが、消防活動についての教育訓練とか広報活動については参加していただきまして、消防団活動への理解、そして協力、そして周りへのアナウンス効果、そういった皆様の活動、それから将来は入っていただくのももちろん目途に入っておりますけれども、そういった部分でご協力いただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○３番（横澤駿一議員）　その安全を考えると、そういう実動部隊にはというところは理解できるのですが、やはり学生消防団は本部付という位置づけになっていると思うのですが、人

数も少ないので、それはしようがないのかなというところもあるのですが、団員増加が見込まれない部は、どうしてもありまして、今後学生消防団が拡大していったときに、そういったところへの配属等を考えていくことも全体的な団員確保というところで見ると、重要ではないかと思うのですが、そういった動きなど等はあるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長（田村英典君）　お答えいたします。

今のところは、入団されたばかりですので、ご本人からも意思確認はしておりませんし、あと実際に地域の消防団としての活動を全うできるかという部分で、ちょっとやはり消防団組織として、本部としての意思も統一しなければなりませんので、そこら辺の調整と確認はこれからになるかと思います。

ただ、そういった提言があったということについては、伝えてまいりたいというふうに思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○３番（横澤駿一議員）　いろいろな角度からそういった団員確保や、学生消防団の方たちもやっぱり地域との触れ合いを通して、矢巾に関わってくれるきっかけにもなると思うので、そういった点も含めて進めていってもらえればと思います。

４点目の協力事業所認証制度なのですが、これは現在１社というところであるのですが、これは今後増やしていく方向性なのか、それともこの制度ができてからずっとその１社だけだと思うのですけれども、そういった増やしていく活動はしないで、ここの社員さんとかを増やしていく、加入を促進する方向なのか、それとも事業所の数を増やしていく方向なのかというところをお聞かせ願います。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長（田村英典君）　お答えいたします。

ただいまは、第２分団第４部所属地内の事業所様が１社ご協力いただいてございます。消防及び消防団の活動のご理解をいただいて、地域活動にもご協力いただけるような、そういった事業所を矢巾町内増やしていきたいというふうに考えてございますので、ひいてはそういった事業所様が万が一火災だとか、緊急活動の際には、仕事をさて置いて出ていいよと言っていただけるような事業所の皆様ですので、１社ではなく、これからも増やしてまいりた

いと、そしてその活動も進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○３番（横澤駿一議員）　ぜひともそういう事業所が小さい単位でも増やしていければいいと思っております。

それと、先ほどの学生消防団の質問と少しかぶる部分があるのですが、これはこの協力事業所の制度の条例改定も必要かもしれないのですが、今後消防団協力事業所表示証が多分交付されると思うのですが、その交付を町内にある大学や学校などにその範囲を広げて、より学生消防団の呼び込みや、その地域と官学の連携を深めていく方向性もこの制度を使ってできるのではないかと思うのですが、そういった動きはできないのでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長（田村英典君）　お答えいたします。

学生消防団に登録していただいた学生の皆様には、矢巾町学生消防団員の活動認証状などを交付して、例えば今後の就職活動とかに役立ててほしいなというふうに思ってございますが、大学とか、そういった学校機関についても、そういった表示とか、認証制度ができるかどうかというのは、まず相手方の意思も確認したいと思っております。今非常にいいご指摘だったなと思いますので、そういった部分についても確認しながら、可能であれば取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○３番（横澤駿一議員）　やはり学生本人と町の関係もそうですが、全体として行政と学校という大きい幅で捉えていくことが、より効果的な取組になるのではないかと思います。ちょっと、少し調べたところでは、神戸市ではこの実施がされているという状況がありました。女子校だったのですけれども、あるということだったので、実際に何かある場合でも学生さんは動きやすいのかなというふうな、そういうところも考えられます。

次、５点目の再質問に移らせていただきたいと思います。これは、先ほどの協力事業所制度、ここことちょっと似ているけれども、似ていないような感じなのですけれども、消防団応援事業所、割引カードを持てば割引ができるというところなのですけれども、これもこの制

度が始まってから割と年数がたっているので、少し思ったよりは、この３事業所という答弁は、ちょっと少ない気がしていたのですが、これも今後増やしていく方向性なのか、それとも何かこの制度を事業所が取ることで課題があって、この３事業所というところにとどまっているのか、そこら辺お聞かせ願います。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長（田村英典君）　お答えいたします。

矢巾町消防団の応援事業所、取組当初は、実は５事業所ございました。コロナの影響あるいは店じまいという影響もございまして、２事業所様が脱退してしまいましたので、現在３事業所という答弁になりました。

消防団の活動に理解いただいて、３事業所さんはいずれも飲食店なわけですけれども、定食の割引とか、何％割引とかというような取組をご理解いただいて取り組んでいただいておりますので、町内の飲食業に限らず、こういった事業所を増やしていきたいというふうに考えてございますので、これからも継続して取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○３番（横澤駿一議員）　やはり何らかのインセンティブ的な分脈でこのような制度を追加していると思うので、やはり広げていく方向性でやっていただければと思います。

そして次に、６点目の再質問に移らせていただきたいと思います。これは地域の方、そしていろんな分野の方々からすごい声が上がっていまして、やはり人口が多いところは、もう既にキャパオーバーというか、団員数が多過ぎて困っているというか、その対応とか、ところもあったりして、その一方では、不動地区や３部や１部、徳田地域、団員確保に本当に地域の働く世代、現役世代のみんなに声をかけて選りすぐりのメンバーでやるというふうな状況が続いております。

団員数の偏りというのは、そのまま直接その団の負担になっているというか、その団員の方の負担になっておる問題でありまして、中長期的な目線、視点で今後検討していくというふうな答弁だったのですが、これは非常に逼迫している状況であることであります。そして、消防団の意義というところは、やはり自助と公助の間の、何か災害が起きたときに、公的な支援が来るまでのつなぎ役、共助の重要な役目を果たしているのが消防団であります。

ましてや施政方針の中に、防災士の育成等による自主防災組織の強化等もありました。消

防団だけではなくて、自主防災組織等、いろんな地域ぐるみでこのような取組をしていくことが、やはり町民の命と財産を守るセーフティーネットをつくることには、非常に重要なことだと考えております。だからこそ防災士の取組と、それと消防団の取組が大事なのですけれども、団員がいないところではもう既に疲弊し切っている部もあります。なので、今すぐにでも、来年度検討して、もう再来年度から実行するぐらいの勢いでやっていかないと、どんどん、どんどんその地域は疲弊していってしまう。その消防団も疲弊していってしまって、何か災害が起きたときに命、そして財産、守れないような状況が予測されております。

そのことから改めてお聞きしますが、今すぐにでもこの組織の再編成について検討、そしてその議論を始めることができないか、最後に伺います。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、まず消防団のこれからの再編成については、やっぱり長い歴史と伝統がありますので、横澤駿一議員のおっしゃるとおり、今すぐ右左と変えることはできない。それで、今消防団が一番大事なのは、今度の能登半島地震でもそうだったのですが、まず住宅火災とか、車両火災、これはもう盛岡南消防署矢巾分署で大きなものにならなければ、これは対応できる。今なぜ消防団を必要とするかということは、やはり大規模災害のときの、このときにしっかり団員の確保をしておらなければならないということで、あとはいろんな視点もあるわけです。今第１部から第13部まであるのですが、そして矢巾町の場合は分団が３つ。

だから、そういった各部、各分団のやはりいろいろな考え方もあるので、またそれも歴史的な、ご存じのとおり消防がスタートしたときは、今の部長制度の前には組頭というようなあれで、そういう制度を踏まえて今日に至っておるわけですので、そこでまず矢巾町の防災のまちづくりを考えたときには、まず１つは、消防団を中核とした、いわゆる防災強化、もう一つは先ほど総務課長も答弁しておったのですが、機能別団員の活性化です。３つ目は、まさに横澤駿一議員が今お話しなされた自主防災組織、これです。やはりこれを充実していかなければならない。

今防災士もおかげさまでこの間19名、それまで111名で19名あれして130名になったのですが、これをさらに増やしていきたいなということで、やはり一番大事なのは、それぞれの、いわゆる自治会、地域のコミュニティ、そこでしっかり自分たちの地域は自分たちで守るというような、そのためにはやっぱり防災士の資格を取っていただくことが非常に。

それで、この間の齋藤徳美岩手大学の名誉教授も話ししたのですが、東日本大震災のとき

も、防災士の資格をもって対応できたところと、そうでないところでは、いろいろやはり課題があったと。だから、今私どもとすれば、そういった防災士、そして自主防災。それで今、学生とか女性団員、団員にあれする前に、まず自主防災組織の中で女性の皆さんにも活躍できる場をつくっていきたい。

あとは、もう一つは、学生消防団とか、事業所にも今お願いしているのですが、やっぱりみんな一緒になって、災害は家庭だけではない、事業所にだって、企業にもあるわけですので、そこをもう少し私ら丁寧に説明して、そして防災というのは、やはり全体、町の中で、そして町ぐるみ、組織ぐるみ、町民ぐるみで対応していかなければならないということで、特にも今度の能登半島地震では、自分の家からも出られないで犠牲になられた方々もあるわけです。そういうことは、よそに行って助けてあげようと思っても、実際団員の方が、いわゆるはんてん着るために着替えしているのに被災して亡くなったと。だから、もう本当に自分の命は自分で守るという小さな単位。だから、私はそういった意味で、今後自主防災組織、ここを。

だから、昨日の代表質問、今日もそうなのですが、今日の皆さん方の質問、やっぱり最後は地域コミュニティ、そして地域の方々、お住まいになっている方々のお一人お一人の意識をやっぱり変えていかなければならない。だから、そういう中で、団のこれからの再編、改編の在り方は、今すぐ、明日にもやれるか、これはできない絶対歴史があるので、だからといってやらないということではなく、今の矢巾町の現状に合わせた仕組みづくりをぜひ考えていきたいなと思っておりますので、やらないということではなく、消防のことについては、やっぱり丁寧な対応をしていかなければならないということだけはご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「ないです」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　２問目に入る前に、ここで暫時休憩といたします。

再開を14時30分といたします。

午後　２時１５分　休憩

――――――――――――

午後　２時３０分　再開

○議長（廣田清実議員）　再開いたします。

引き続き、横澤駿一議員の一般質問を行います。

それでは次に、２問目の質問を許します。

横澤駿一議員。

○３番（横澤駿一議員）　２問目の質問に移らせていただきたいと思います。

再生可能エネルギーを利用した循環型社会の実現に向けて町長へ伺います。世界全体でエネルギーの自給自足への取組が加速する中、日本のエネルギー自給率は約12％で、世界と比較すると45か国中42位であります。ロシアのウクライナ侵攻に伴う原油高騰や円安も相まって、国策として地域資源を利用した再エネへの取組が推奨されております。本町においても再生可能エネルギーを利用した循環型社会の実現へ向けて地域資源を最大限活用した取組の充実が必要だと考え、以下伺います。

１点目、本町のエネルギー自給率は把握しているか。また、その現状について見解を伺います。

２点目、施政方針演述にて、いわて森林（もり）の感謝祭を町内会場で開催し、森林の公益的機能について理解を深め、森林が有する財産を次世代の子どもたちへ継承すると伺いましたが、現在本町のエネルギー資源である豊かな森林を管理している林業従事者を取り巻く環境は危機的状況にあります。この現状をどのように認識し、対応をどのように考えているのか伺います。

３点目、木質バイオマス発電等の再生可能エネルギーを利用した取組をする事業者への支援を行いつつ、一般家庭でも木質エネルギー使用する環境を促進する取組を行うことで林業従事者を守り、それによって森林が守られ、木質エネルギーを起点に地域経済が回り出し、地域資源を最大限活用した循環型社会の実現に向けた取組はもちろんのこと、身近にある木質燃料を使用することで住民の意識の醸成も相乗効果で図られるのではないかと考えます。

環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用した重点対策加速化事業で、主には自家消費型太陽光発電設備などの設置などの補助事業を行っていますが、民間または個人向けに木質バイオマス燃焼機器導入補助事業を行うことはできないでしょうか。

以上、伺います。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　再生可能エネルギーを利用した循環型社会の実現へ向けてについてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、エネルギー自給率として把握しているものはございませんが、環

境省地域経済循環分析によるエネルギー収支として本町では約80億円のエネルギー代金が町外に流出しているとの試算が示されておりますことから、エネルギーの地産地消を図る施策として重点対策加速化事業を実施しているところであります。

２点目についてですが、町内における森林面積は、全体の面積が1,603ヘクタールのうち国有林が988ヘクタール、そして民有林、これは民有林には町有林も入っておりまして、合わせて615ヘクタールとなっております。議員ご承知のとおり、本町における自伐林業従事者は少なく、林業を取り巻く環境は厳しい状況となっておりますが、町内には県が認定した「岩手県意欲と能力がある林業事業体」が３団体あり、それぞれ特色のある森林事業を行っております。しかしながら、伐期を迎えた高齢樹や管理が行き届いていない山林が多く存在していることを踏まえ、来年度に民有林の管理促進を図ることを目的に、森林環境譲与税を活用し、町が所有者と協定を結び、町が実施主体となり、保育間伐などを実施することとしております。

３点目についてですが、再生可能エネルギーである木質バイオマス燃料の利用は、環境負荷の低減に資するものであり、脱炭素社会実現に向けた取組として個人及び事業者の意識醸成の効果も期待できると考えており、事業メニューとしての需要の把握を含め、追加可能か検討しているところであります。

なお、重点対策加速化事業の絶対要件として再生可能エネルギー発電設備導入量0.5メガワット以上を確保しなければならないことから、これを満たすことを踏まえた上で計画額の範囲内での設計変更が可能となるか、環境省と協議をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○３番（横澤駿一議員）　まずは、１点目の質問から再質問させていただきたいと思います。

この答弁を見るまでエネルギー代金については、私も承知していないところでありましたが、やはり80億円が町外に流出しているというところで結構な額が外に出ているのだなというふうに認識をいたしました。そこで、現在町が行っている重点対策加速化事業の評価も、事業なのでこの事業評価もあると思うのですけれども、その評価の部分でエネルギー代金についての目標値等もあるのかどうかというところを端的にお答えいただければと思います。

○議長（廣田清実議員）　田中舘町民環境課長。

○町民環境課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、この事業、今年度、令和５年度から５年間の事業期間で行っているものでございますが、今お答えしたエネルギー自給率ということではなくて、代金の流出量ということで、しかも今公表されている数字がなかったので、そういう答弁といたしました。まず、重点加速化事業の中で、先ほど答弁でもあったのですが、必ず再エネによる発電が0.5メガワット以上というのが、これは絶対条件ということで、やはり国においてもエネルギーの自給自足といいますか、そういったことを主眼に捉えた事業だと理解して今進めているところでございますので、いずれこの最低条件の0.5メガワットを超えるように件数を増やしていきたいなと思っております。

これまで町単独で太陽光発電の補助もやってきたのですが、これはいわゆるＦＩＴ、固定買取制度によるということで、基本的には電気は町外に出ているという考えになりますので、ではなくて、売るのではなくて自分で発電したものは自分で使うといったのに町民の方を含めて意識を変えていかなければならないなと思っております。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○３番（横澤駿一議員）　やはり多分この事業の大枠の目標としても自家で、地場で発電したものを消費するというふうな項目だと思うので、そういう方向性には私もどんどん、どんどん進んでいってほしいと考えております。やはりエネルギー代金というところが、何が原料で発電されたエネルギーの代金かは分からないのですけれども、80億円町外に出ているとのことで、その元をたどると日本の全体のデータなのですけれども、一次エネルギーの供給構成は、経産省の資料を見ると、約８割がやはり化石燃料で賄われております。そして、その化石燃料の約９割が輸入に頼っている現状でありまして、矢巾町から出たエネルギー代金の80億円がやはり町外で、県内にとどまっていればまだいいと思うのですけれども、このデータを見ると、そのほとんどが多分国外へ出ている、私たちのお金が全部国外に出ているというところで、やはりその１割でも町内にとどめられるような仕組みづくりを考えていかないと、１割でもとどまればかなりの税収になりますし、皆さんの暮らしが豊かになるのは間違いなく目に見えております。

そういったことも踏まえて、やはり今再エネ、エネルギー政策がかなり叫ばれている中で、本町としてのエネルギー政策は、必然的に原料が再生可能エネルギーしかないので、そこに頼ることになると思うのですけれども、再生可能エネルギーの中にも太陽光や木質、また水素など、いろいろなものがあるのですけれども、どのような分野に重点を置いて進めている

のかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　田中舘町民環境課長。

○町民環境課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、冒頭今議員がお話ししたとおり、やはり国外に相当の金額が流れているということで、ちょっとこれは県が主催した会議での資料なのですけれども、国全体で約20兆円が化石燃料のために海外に支払いをしているという資料がございます。

まず、今国の資料を見ますと、おっしゃったとおり、化石燃料の割合、大体８割を超えていると。一昔は９割を超えていたけれども、今大体８割台まで下がってきているということで、化石燃料以外への依存が増えてきているというふうに解釈できるかなと。ただ、これも東日本大震災を機に、結局原子力発電が今低下しておりますので、その分が下がっているということで、また化石燃料の割合がちょっと増えた。なのだけれども、化石燃料以外の部分では、再エネの部分の割合からいくと、再エネだけはどんどん増えてきているという状況ですので、やはりそこは矢巾町としても取り組まなければならないということで、まず取り組んでおります。

では、矢巾町の再エネって何かというと、これも国のほうである資料を見ますと、再エネポテンシャルという資料があります。では、矢巾町にどういう再エネのポテンシャルがあるのかというと、例えば風力でいくと、ほぼほぼ我々矢巾町の中で民有地とかがある部分にはポテンシャルがもうないです。本当に西の国有林の雫石町境の山の上とか、そういうところ、多分ほとんど無理だろうというところしかありません。それから、水力は、その資料を見ると、岩崎川ぐらいしかない。当然地熱もない。となると何が残るかというと、やはり太陽光です。太陽光を考えたときに、２種類ありまして、土地にやる野立てタイプなのか、建物とかにやるオンサイトタイプなのかということになるのですけれども、今回我々が考えたのは、せっかくの土地は潰したくないということで野立てというのは、そこには政策として補助をしないというふうに判断しました。あくまで土地を潰さないで建物の屋根に太陽光、再エネポテンシャルのある太陽光パネルを設置していくということで、太陽光の部分を主にした今回の重点対策加速化事業ということになっております。

ただ、今後、先ほど水素というお話もありましたが、様々技術革新で今進んでいる状態ですので、そういったものがいろんな民間事業者さんの中でいろんなご相談があったときに、町としてこういった部分を支援していけるというのがあったらぜひ支援して、できるだけ再エネを利用したエネルギーの自給というのを図ってまいりたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○３番（横澤駿一議員）　今の答弁で、やっぱり太陽光が向いているというところで、そのポテンシャルを生かしたということで、やはりあと太陽光といろいろなエネルギーの第一人者、そういう学者さんとか、話を伺うと、やはり寒冷地帯だと、ヨーロッパを参考にしたほうがいいのではというふうな考え方がありまして、向こうだと熱エネルギーに関しては、電気を介してではなくて、直接火から熱エネルギーをもらえる木質バイオマスを併用して循環型の社会を構築しているという現状があります。やはり太陽光は太陽光で電気そのものを生み出し、そして熱エネルギーは熱エネルギーの効率がよい木質バイオマス等の活用も含めてこのエネルギー政策を進めていくほうが、より本町のポテンシャルを生かすことにつながるのではないかなと思うのですけれども、その方向性としてこういうのも考えていってはどうでしょうかというところを伺います。

○議長（廣田清実議員）　田中舘町民環境課長。

○町民環境課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたけれども、木質バイオマスの部分、今どうして重点対策加速化事業の中に追加しようかということを考えているかと申しますと、この重点対策加速化事業に取り組んでいるほかの市町村とちょっと意見交換をしておりまして、そんなに取り組んでいるところは多くないので、例えば県内だと県と２つの市、矢巾町の４団体しかないですし、お隣の秋田と１つの市しかないということで、みんなやっぱり試行錯誤しながらやっておりまして、各団体といろんな意見交換をしております。その中で、秋田のある市と意見交換をしたときに、このメニューの中で、いわゆるペレットストーブみたいな、こういったのにも補助制度として向こうは考えていて、制度として組み入れたという話を聞いて、当初これは我々も制度設計としての、そんなに、それこそ先ほどのポテンシャルの話ではないのですが、太陽光がメインというのばかり考えていたのですが、そういったのも可能なのだなという話を伺いまして、ただ向こうは山間部にある市ですので、比較的木材産業が盛んだということもありました。

矢巾町でそういったものができれば､結局木質ですので､化石燃料と違ってゼロカーボン、いわゆるそもそもの吸収があって、燃焼したとしてもゼロになるということでのゼロカーボンということですので、そういったので取り組めないかどうかを今検討しておりますので、そこの制度設計を今後詰めてまいりたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　それで、今の答弁にちょっと補足させていただきますと、実は今矢巾町も関係しているのですが、盛岡・紫波地区環境施設組合で台所ごみ、分かりやすく言えば残飯、これ将来盛岡広域環境組合との関係もあるので、今考えているのは、実はこの間ＮＴＴの研究所に私と田中舘課長と行ってきたのですが、今いわゆる台所ごみを、そのほかにも今フードロスから何から、いろんなものがあるのですが、それをバイオマス発電ができないかと、実際やっているのです。今東北であれば、十和田なんかではもうそういった。メタンガスを発酵させて、あとは電気を起こして実際それはできるのですが、ただ問題があるのです。一番最後に残った固液分離、いわゆる液体、私ども消化液と言っているのですが、これの処理、だからこれを今農林水産省がみどりの食料供給システムでこれを飼料の３要素の成分を調べて、それを使えないかと。ただ、ためなければならないわけです、貯留しなければ。だから、昔はどこの、皆さん、横澤駿一議員は分からないと思うのですけれども、肥だめと、畑の隅にあったのです、覚えているかな。私なんか小さいときけっぱりして、今も思い出すのですが、そういうものをできないかと。そして、それを常時使えるものではないから、そしてお金がかからないように、例えば今いわゆるタンクも使わないときは折り畳みをして、そういうふうなものを、そして消化液を使えないかと。

そうすると、本当にごみとしてではなく、今矢巾町というか、盛岡紫波地区でやっているのは高速堆肥化で、これは好気性発酵をしている。私らメタン発酵は、嫌気性発酵させて、これは発電ができるわけです。だから、そういう仕組みを今考えたいなということで。今紫波町でも新聞報道にも出たからあれですが、それをまず令和８年から取り組んでみたいと。うちらのほうも今調査、検討しているのですが、ただ消化液、固液分離したときの液体、消化液の処理、これがあれだと。

あともう一つは、小水力発電、落差、過去にもいろいろ検討したことがあるのですが、あの当時の発電効率からは、ちょっと採算性が取れないということなので、もう一度そこも、先ほど田中舘課長から岩崎川の話が出たので、そこをちょっとメインに考えてみたいなということで、そういったことでできるのであれば、そういった。

あとは、ここはまず私あれなのですけれども、能登半島地震で電柱が倒れてあれなのですが、あれがこれから地中埋設をしていかなければならないと、国でも今いろいろ検討を始めているのですが、私は大きい道路は別にして、国道、県道とか、市町村道でも、あまり車両のないところに太陽光発電の太陽光パネルできないものかどうか、そういうふうなものもこ

れから市町村から提案してみたらどうなのかなということで、どうせ道路の上は使っていないわけですから、電柱は地中埋設にして、上は太陽光パネルを、そういうふうなことをみんなで知恵を出し合って。

先ほど言ったように、昔はどこでも薪ストーブだったのですもの。だから、そういうことをやっぱりみんなでアイデアを出しながら、検討してまいりたい。80億と口では簡単に言うけれども、出ていくのと、自分たちで使えたら160億です。だから、その違いがありますので、これはみんな真剣にエネルギーのことについては考えていきたいと思いますので、何かいろんなアイデアをお互いに出し合いながら、検討していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○３番（横澤駿一議員）　町長からもお話あったように、これからの産業というか、そういう分野だと思うので、いろいろな角度からいろいろな意見を聞きながらつくり上げていければと思います。

そして、２点目の再質問に移らせていただきたいと思います。林業従事者を取り巻く環境についてご質問させていただいたのですけれども、やはり答弁には厳しい状況があるというところで、でも来年度から森林環境譲与税を使いながら、町が主体となって管理事業所さんにいろんな管理をお願いと推進をしていくというふうな答弁がありました。まずは具体的な管理内容等は策定をしているのか。それとも、これから検討していくのであれば、どのような方向性で、松くい虫とかの現状もあると思うので、そういったことも入っているのかというところをお聞きしたいです。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　まず、森林環境譲与税の関係の充当先というか、そういった内容についてお知らせしたいと思います。まず、この譲与税につきましては、町有林の立木の調査業務をやっております。そのほかに今お話がありました松くい虫の防除関係の業務もやってございます。あと松くい虫の枯死、枯れているかどうか、そういったパトロール的な状況も巡回業務、巡視業務としてお願いしているものでございます。

あと地域の林政アドバイザーということで林業に精通した方を雇用してございまして、その専門の方にもいろいろ見ていただきながら、森林保全関係の計画等も進めているところでございます。

なお、先ほど町長の答弁にもありました保育、間伐等の事業を町と所有者が協定を結んでやりたいといったお話がございましたけれども、これは新年度から始めようとしている中身でございまして、林地で間伐が必要な森林、荒廃している森林があった場合に、その所有者と協定を結びながら、適切な間伐を実施するということで、これについては森林環境譲与税を使いながら、所有者の自己負担はなしというところで進めたいというふうに考えてございますので、令和６年度から新たに実施する事業としてご理解願いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○３番（横澤駿一議員）　所有者負担なしでそのようなことを進めるということで、そういったことが林業従事者や事業所の支援に直接的につながると思います。それと、あと林業を取り巻く環境、これは農林、第一次産業全般なのですけれども、やはり担い手の不足、これが課題ではないかなというふうに現場を回っていると感じております。

その解消のための支援について、令和３年度に矢巾町では、森林整備計画を策定されておると思います。その中に、担い手に関するところの施策や、その現況もあるのですが、そういった点は今年度、２年ぐらい計画からあったと思うのですけれども、どのような現状になっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　当時整備計画を策定してからまた状況が変わってございまして、先ほどお話があった木質バイオマス発電の関係で、これは2025年、再来年の冬に一応稼働予定でございますけれども、そちらの木質バイオマス発電所が稼働した際に、木質ペレットを作る事業所が併設されますので、それについて従事者が新たに発生するのかなというふうに考えてございますし、あと昨年、盛岡広域森林組合、東と南に事業所がそれぞれあったわけでございますけれども、横澤議員のお膝元でございます室岡の環境改善センターのほうに、新たに町内に事務所を構えていただいたこともございますので、そういった矢巾町に非常に密接した仕事をしていただけるのかなというふうに思ってございます。そういった当時考えました計画とはちょっとまた状況が変わってございまして、いい方向に向かっているということだけお知らせしておきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○３番（横澤駿一議員）　やはり林業を取り巻く環境は、年々明るいような、矢巾町において

は、そのような動きがあるということでどんどん、どんどん推し進めていく必要があると考えております。やはり農業を基幹産業としている本町において、森の整備は密接に関わる非常に重要な課題だと考えておりまして、矢巾町の肥沃な大地をつくっているのは、やはり豊かな森林から流れる水、そしてその森から目には見えないものですが、たくさんの栄養がこの大地に流れていると。それが食べ物になって循環して人が育って、命の源はやはり原点をたどると、その森林にあるというふうな学識者の見解もあります。

なので、やはり森林を管理する環境が、事業所などが非常に厳しい状況にあると、やはり食糧危機も含めて危機感を抱いているところでありますが、この矢巾町においては、このような活動を踏みながら、明るい林業を実現していければと思います。

そこで、森林環境譲与税を利用した事業を推進することはもちろんですが、やはりこれは県とか国とかとも連携は必要だと思うのですけれども、小規模ではありますが、やはりＪ―クレジットの販売促進もそこには重要ではないかと考えるのですが、これまでの実績もあると思うのですが、今後の販売数なども予定がありましたら、方向性でもいいのでお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　Ｊ―クレジットにつきましては、CO_2の排出業者から買取りということで、そういった仕組みでございますけれども、今金融機関が間に入って、そういったＪ―クレジットの取組を進めてみないかということで町のほうに話がございますので、その話合いの進み具合によって、そういった取組も進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員）　吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君）　Ｊ―クレジットのほうにつきまして、私からもちょっと補足をさせていただきたいと思います。

前段横澤議員からお話がありました再生可能エネルギーを基本として循環をしていく、エネルギー循環をつくっていくというお話と、このＪ―クレジットのお話は、カーボンオフセットの話ですので、逆行する話なのではないかなと思っています。やはり町としては、環境に対してどのような方向性で持っていくのかというのは統一した方向性が必要だと思いますので、再生可能エネルギーの循環とカーボンオフセットの活用、そういったところは慎重に見極めながら取り組んでいきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○３番（横澤駿一議員）　その見極めもしながら進めていくのがいいかなと、首都圏からのＣＯ$_2$排出事業者とのそういう交流も含めての分野で、県内のほかの自治体などでやっていると思うのですけれども、やはり本町においては慎重な方向性も必要なのかなと改めて認識しました。

３点目の再質問に移らせていただきたいと思います。主には、重点対策加速化事業において、まず太陽光を進めているわけでありますが、やはりこの事業の中には、このメニューの中にはないですが、やはり先ほどもお話ししたとおり、木質のエネルギーの利用もそこにプラスすることで、やはりよい地域循環エネルギー、再生可能エネルギーの普及が図られるのではないかというふうな認識で質問しております。

この答弁書に、その事業メニューとしての需要の把握を含めながら追加可能か検討しているところというふうな現状も伺いました。やはりこれは、事業を推進するに当たっては、やはり需要があるかという基本的なところは重点を置くべきだとは思うのですけれども、やはりエネルギー政策に関しては、町としての政策の方向性とのマッチングという観点からも木質エネルギーに対しての何らかの支援をするかどうかというふうな議論をしていくことも必要かなと考えております。

その点を含めて、地域経済循環の分脈から町のエネルギー政策の方向性とのマッチングでの検討は、今後していくのか。それとも、やはり需要がなければ、これは採択できないというふうな方向性なのか、どの段階なのかというところをお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　田中舘町民環境課長。

○町民環境課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、ちょっと一般論になりますけれども、補助金を使って、補助金の制度というのは、そもそも何かというと、やはりこれというのは、行政の考える政策を誘導するための手法なのだろうなと思っています。そこに税金を投入することによって考える政策を実現していこうということだと思います。

やはりそこにどういう需要あるいは課題とかがあって、それをどういうふうに改善していきたいかというところ、それに対して補助金を投入するといったときに、需要とお話ししたのは、やはり確かに設置する方もいらっしゃるだろうけれども、あまりそう考えている方はいらっしゃらないけれども、先ほど議員がおっしゃったとおり、再エネの推進という部分と

かも含めて、例えば木質ペレットボイラーとかの導入を町として推進していきたいという政策を判断すれば、そこに補助金を投入してでもやっていこうということになろうかと思います。

我々としても、ペレットストーブが今どういう市場といいますか、そういったのはなかなか情報がなかったものですから、今そこをちょっと研究していきたいなと思っています。そこで、将来が見えるものであれば、やはりそこを補助金に加えてやっていきたいと思っております。

その中で、何で重点対策加速化事業にこだわるかといいますと、やはりやるからには、少ない補助金を長々とやるというのは、やはり効果が出ないと思っております。やるのであれば、今回重点対策は５年間というのなのですけれども、何で矢巾町は、この制度ができて２年目に手を挙げたかといいますと、やはり国は2050年の前に2030年、中間年があります。そこに向かって国もお金を出してやっていこうというふうなことで、やはり早く取り組みたいというふうに思いました。

やはり導入していただくためには、ある程度のインセンティブがないと導入していただけないだろうということで、国の交付金を使うことによって、やはりある程度の補助の額も大きい額でやることによってインセンティブを示せるというふうに思いましたので、ぜひ町の財政も厳しい中でやるからにはインセンティブを、導入したいなという気持ちになるようなインセンティブを示せる枠組みでやりたいということで、重点対策加速化事業の中でメニューとして加えていけるのだったら加えてやりたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○３番（横澤駿一議員）　重点対策加速化事業を採択しているという点で、１つお聞きしたいことがありまして、2030年に向けて、最終的には2050年までの多分スキームがあると思うのですけれども、この交付金の。やはり環境省が推し進めるのは、大体2020年頃からこの交付金がスタートしまして、2030年から全国津々浦々でこういうふうな事業を実施してきて、脱炭素導入の全国の各地域で起こしていって、2050年を迎えるまでには、脱炭素地域社会を全国で実現するというふうな目的で、この交付金があるのですが、様々な施策の中心にあるのは、やはり環境省が推し進めるのは、目的としては、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生へつなげるという分脈が一番真ん中にあるわけであります。

やはり本町においても、先ほど課長さんも熱意を持って取り組んでいるところであります

ので、その普及もしているという点で、国が2030年をめどに進んでいくイメージでありますが、本町の５年間の計画としての最終年度の目標値や、それの今どの段階にいるのかというところを確認させてください。

○議長（廣田清実議員）　田中舘町民環境課長。

○町民環境課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、冒頭議員お話あったドミノということなのですが、これは同じ交付金の中でも先行地域と呼ばれるメニューのほうになります。全国で100ほどの事例を国で採択して、ドミノを起こしていこうというのがまず先行地域。本県では、例えば隣の紫波町ですとか宮古市、あと県北のほうの市でも取り組んでいるところでございます。

本町の手を挙げた重点対策加速化事業については、比較的先行地域というのは、本当に表現がいいのか分からないのですが、ある程度とがったものでないと、なかなか採択されないものなのですが、重点対策加速化事業については、どちらかというと実走しやすいようなメニューで取り組めるということでございます。なので、矢巾町とすれば、やはりできるだけ、今回メニューの中でも、まず個人の方あるいは事業者の方に対する補助メニューをほとんど占めておりますが、そういった場合、やはり皆さんに実走していただけるものに対しての補助金を出していきたいなというものでまず行いました。

それから、今後の2030年とかに向けての部分なのですが、それがまさに今令和６年度の一般会計予算をご審議いただいているのですが、来年度取り組もうと思っている温暖化対策の区域施策編の策定でございます。この中で数値目標を含めて目標年度は2030年を、これは国の今の計画と同じにしたいなと思っているのですが、そこに向けて数字目標としてどういうふうなのをやっていきたいかというのを計画の中に盛り込んでいきたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員）　現状把握は、現状把握を聞いている。

田中舘町民環境課長。

○町民環境課長（田中舘和昭君）　現状把握というのは、現時点での５年間の事業の部分の中……

○３番（横澤駿一議員）　部分のどの程度できているかという、事業の……

○町民環境課長（田中舘和昭君）　なるほど。まず、今回５年間の計画の中でどれだけの事業量かというのをまず環境省に出しているのですが、やはり初年度というのは、先ほどお話ししたエネルギーの自給ということに、まずＦＩＴから意識を変えていただかなければならな

いということで、いきなり補助金の、前の補助金額に比べたら、すごく高額な金額ではありますけれども、そもそも意識を変えていただく必要があるというのが今回分かりましたから、その額自体は、初年度は低く抑えています。それが２年度目は、今年度の計画額よりも３倍近い金額を国に今後申請しようと思っておりましたので、今後２年目、３年目、４年目のところで大きく伸ばしたいという計画で今行っておりまして、現在今年度に関しては、個人の、今交付決定済みの件数でいくと７件行っております。今残り、今月だけなのですけれども、今お話が来ているのは、個人の方さらにもう一件と事業者の方ももう一件年度内に申請したいというふうにお話を伺っておりますので、まず今年度の想定したものは、ある程度申請が来ているなと思っておりますし、もうちょっと来るかなという予想もしたのですが、やはり先ほどお話ししたとおり、どうしてもＦＩＴでは駄目ですかというお問合せが結構来ました。ＦＩＴは駄目ですという話ですと、やっぱり、では申請しませんというお話もあったので、そこの意識の変化というのがなかなか図られなかった部分もあるのかもしれませんので、何度か補正でもお願いしましたが、直接事業で後年度にやる予定だった公共施設のＬＥＤ化というのを逆に前倒しでやることによって、省エネの部分は先にやると、個人の部分は、そこは後年度でもまだできますので、そこをやっていきたいなと思っているところです。

○議長（廣田清実議員）　まだ答えていないような気がするけれども、他に再質問ありますか。

横澤駿一議員。

○３番（横澤駿一議員）　やはり今年度、施政方針にもあったとおり、来年度矢巾町地球温暖化対策実行計画に、その数値が入るということで、それに期待したいと思います。

最後に、再度お聞きしたいのですが、やはり岩手県のほうで木質を利用する政策を第２期アクションプランに記されておりまして、いわて県民計画第２期アクションプランの44のところに、地球温暖化防止に向けた脱炭素社会の形成を進めますとあります。その基本方向に地球温暖化防止に向けて県民や事業者、行政が一体となった県民運動を展開し、温室効果ガスの非制限対策を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入や適切な森林整備等による森林吸収源対策の促進を図ります。地域経済と環境に好循環をもたらす脱炭素社会の形成を目指しますと明記されておりますことから、やはりこれは町内だけではなくて県全域、やはりそのポテンシャルを生かした取組が求められているのではないかと考えます。

その中でも、この施策の方向性に再生可能エネルギーの導入促進の項目の中に、これは県ではありますが、地域内の森林資源を熱利用等により持続的に循環利用する地域内エコシステムの構築に向けた取組を促進していくと明記されております。矢巾町においては、町民憲

章の１つ目に、みどり豊かな自然を愛し、清らかな町づくりに努めますとあります。やはり矢巾町の財産というのは、豊かな自然、そして森林ではないかと私も認識しております。そして、現代においては、様々な技術革新が進んで、豊かな自然が近くにもあるにもかかわらず、なかなか普通に暮らしていると、自然とはかけ離れた生活をしている人が大多数であります。建築資材も製材された状態で来て、プラモデルのように今はすぐに組み立てられてしまいますので、木は身近にあるにしても、その木と自然と一緒に暮らしているという感覚があまりないのが現状であります。

そんな中で地域の資源を活用した再エネの推進を行うと、やはり数字上はそのようなことが成り立つかもしれないですけれども、住民の、そして町民の意識として、やはり自分の町でエネルギーが循環しているという感覚が生まれないのではないかと危惧しております。だからこそ生活の一部に木をはじめとする自然エネルギーの利用が目に見える形であることが私は望ましいと考えます。

バイオマス発電所の稼働で一定数は、木材をはじめとする町内や県内の木を利用した発電や自然エネルギーの醸成は図られるかもしれないですが、やはりそれをマクロ的な分野とミクロ的な分野、小さい単位からそういう醸成を図ることで、やはり地域でお金が回る仕組みの意識醸成が図られるのではないかと考えます。

施政方針で掲げられた豊かな環境を守り伝えるまちづくりの実現がこれによってできるのではないかと考えるのですが、再度この木質バイオマス機器導入についての補助事業、これを町単費でも推し進めるような意気込みができないか伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君）　お答えいたします。

趣旨といたしまして、地域エネルギー、地域の中で循環するという前提でお話をしたいと思いますが、まず再生可能エネルギーの機器をそろえたからといって、地域内でエネルギーが循環するわけではまずないということだと思います。そこの中で、地域内でエネルギーを循環させるためには、させるための仕組みと併せてそこで使うための生み出す再生可能エネルギーをどのようにするかといったところがポイントなのかなと思って質問を伺っておりました。

その中で、生み出すといった話の中で、木質バイオマスの活用がどうあるべきなのかということなのですが、こちらにつきましては、どのように確保するかといった中の総供給量に対して、自由にアクセスできるよというのが、岩手県内では、なかなか供給が難しいような

数値も出ておりますので、一概にここですぐいいですねといって、域外から木質バイオマスを買ってくるようでは、本末転倒になってしまいますので、そういった需要と供給と、それに伴ってどんなエネルギーをどのような形で、幾らの家庭に届けることができるかというようなことにつきましては、大変いいことだと思います。

実は、農商工共創センターの中の官民連携型共創事業の中で会社を検討していくといった中には、実はそういったものができないかというものを検討材料にしていこうというふうに考えています。ドイツのシュタットベルケというモデルを参考にしながら、これを矢巾版に置き換えて、そういうことができないかということを実は考えておりまして、横澤議員がおっしゃるようなことが地域内でできるように検討してまいりたいと思いますので、直接今木質バイオマスについての賛否のお話にはなりませんが、ご理解いただければと思います。

○議長（廣田清実議員）　よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　以上で３番、横澤駿一議員の質問を終わります。

―――

○議長（廣田清実議員）　以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集されますようお願い申し上げます。

本日はご苦労さまでした。

午後　３時１７分　散会

令和６年矢巾町議会定例会３月会議議事日程（第４号）

令和６年３月７日（木）午前１０時００分開議

議事日程（第４号）

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１８名）

１番	髙　橋　　恵　議員	２番	髙　橋　敬　太　議員
３番	横　澤　駿　一　議員	４番	ササキマサヒロ　議員
５番	吉　田　喜　博　議員	６番	藤　原　信　悦　議員
７番	齊　藤　勝　浩　議員	８番	小　川　文　子　議員
９番	木　村　　豊　議員	１０番	小笠原　佳　子　議員
１１番	山　本　好　章　議員	１２番	高　橋　安　子　議員
１３番	水　本　淳　一　議員	１４番	村　松　信　一　議員
１５番	昆　　秀　一　議員	１６番	赤　丸　秀　雄　議員
１７番	谷　上　知　子　議員	１８番	廣　田　清　実　議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高　橋　昌　造　君	副町長	岩　渕　和　弘　君
政策推進監兼未来戦略課長	吉　岡　律　司　君	総務課長	田　村　英　典　君
企画財政課長	花　立　孝　美　君	税務課長兼会計管理者兼出納室長	佐々木　智　雄　君
町民環境課長	田中舘　和　昭　君	福祉課長	野　中　伸　悦　君

健康長寿課長	浅沼圭美君	産業観光課長	佐藤健一君
道路住宅課長	水沼秀之君	文化スポーツ課長	高橋保君
農業委員会事務局長	田口征寛君	上下水道課長	浅沼亨君
教育長	菊池広親君	教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長	南幅正勝君
子ども課長	田村昭弘君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田徹君	主事	渋田稀結君

―――

午前１０時００分　開議

○議長（廣田清実議員）　ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

―――

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

―――

日程第１　一般質問

○議長（廣田清実議員）　日程第１、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、質問を許します。

８番、小川文子議員。

１問目の質問を許します。

（８番　小川文子議員　登壇）

○８番（小川文子議員）　議席番号８番、日本共産党の小川文子でございます。３問の質問をさせていただきます。

１問目は、教育長にお伺いをいたします。児童生徒に芸術鑑賞教室をということでございます。教育行政方針の中に、豊かな心を育む教育の推進、自然や美しいものに感動する心を育てることがうたわれていることから、以下お伺いをいたします。

１つ、県内で音楽活動をされている個人、団体が多数あることから、学校に出向いた音楽鑑賞授業ができないか。音楽家と身近に触れ合える機会を授業の一環として取り組むことで学校の魅力が増すのではないでしょうか。

２番目、映画鑑賞や演劇鑑賞等も有効であると思われることから、これらについても授業の一環として取り組めないかを伺います。

３点目、本町には田園ホールがあります。そして、様々な公演が行われていることから、児童生徒用に座席の枠を設けて無料券を配布する等の取組ができないかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

（教育長　菊池広親君　登壇）

○教育長（菊池広親君）　８番、小川文子議員の児童生徒に芸術鑑賞教室をについてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、現在、町内小中学校では、特別活動や総合的な学習の時間を活用し、音楽鑑賞や演劇鑑賞を実施し、文化や芸術に親しむ活動を実施しております。県内には岩手県芸術文化協会に加盟する団体が多数あり、いわて芸術家派遣事業など活用できる資源がありますので、今後においても適宜学校へ情報を提供し、支援してまいります。

２点目についてですが、学習指導要領の特別活動には文化的行事が位置づけられており、多様な文化や芸術に親しみ、美しいものや優れたものに触れることによって豊かな情操を育てると示されております。各学校においては、この狙いに即して教育課程を工夫し、体験活動等を通して自然や美しいものに感動する心を育んでおります。児童生徒の実態は、各校により異なることから、それぞれの学校において育成したい資質能力に沿った芸術鑑賞を実施しております。映画鑑賞や演劇鑑賞も含め、文化的行事の狙いに沿った芸術鑑賞を継続し、児童生徒に豊かな心が育まれるよう取り組んでまいります。

３点目についてですが、田園ホールで開催する自主事業について、学校のニーズを把握しながら検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

小川文子議員。

○８番（小川文子議員）　それでは、再質問が２つほどありますので、まず１つ目でございますけれども、私はこの問題を７年前に取り上げました。そのときは、本町で痛ましい中学生の自殺という問題がありまして、このいじめをどのようになくしたらいいかということを議会でも議論いたしましたし、いじめ防止条例を制定するなど取り組んだところであります。その中で、子どもたちが学校でもっと余裕を持って心の豊かな状況にあれば、いじめは減るのではないかということで、私は質問させていただきました。ところが、その当時はカリキュラムがいっぱいいっぱいで、とてもそういう芸術鑑賞教室を取り入れる余裕はないというご答弁でございました。そして、その後コロナの状況もありまして、外部から人を呼ぶということが大変困難な時代となりましたので、私はやられていないのではないかなと思って質問させていただきましたけれども、今回このように実際にもう取り組まれているということでありましたので、ぜひ何か参考になるような、こんなことがありましたということが報告

できるようなものがありましたら、ぜひここでご披露をお願いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　お答えさせていただきます。

今年度の町内各学校における芸術鑑賞、その内容についてですが、例えば不来方高校の合唱部の皆さんにお越しいただいて合唱を聴くでありますとか、あとはチェロ、打楽器のミニコンサートの実施でありますとか、あとは演劇鑑賞、そういったものを実施している学校もございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○８番（小川文子議員）　さらにこういう取組を進めていただきたいと思います。

次に、田園ホールですけれども、私も田園ホールを利用して鑑賞させていただいておりますが、880入る田園ホールですけれども、入って300、200程度のことが多い。大変空席が多くて、もったいないなといつも思っております。しかし、例えばバイオリンにしてもチェロにしても、オーケストラが来ることもありますけれども、大体3,000円程度の入場料となっておりますので、子どもさんが気軽に行けるような料金ではありません。そこで、そういう枠を設けて無料券を配布するなど、やはり何らかの工夫をしていただいて、せっかく音楽専用ホールの立派な田園ホールがありますことから、子どもたちに矢巾町にいる間にぜひその経験をしていただきたいと思うのであります。

各学校のニーズを把握してという答弁でございますけれども、私も19歳で、自分のことでちょっと恐縮ですけれども、たまたま頂いた券でコンサートホールに行って、オーケストラを初めて生で聴きまして、19歳からバイオリンを始めました。そして、やや50年以上たちましたけれども、それが一つのきっかけで私も非常に楽しい音楽人生を送らせていただいております。先月25日も、東北農民管弦楽団のオーケストラにも所属しておりまして、青森公演をしてきたところであります。本当にそれはたった１枚のいわゆる切符から始まった私の音楽人生でありました。子どもたちにも、このすばらしい音楽ホールで何か１回聴くことが人生の何かのきっかけになるような気もいたしますので、子どもたちに行きたいかどうかと聞いても分からないと思うのです、実際体験してみないと。なので、むしろせっかくのこのホールが空席が目立っているというのももったいない話でございますので、積極的に働きかけ

ていただきたいと。駄目もとで、一度聴いてみたらどうだというような、そういうふうな工夫も必要なのではないかと思って、そこを質問いたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　教育長答弁でございますけれども、田園ホールに関することですので、私のほうから答弁をさせていただきます。

今議員おっしゃるとおり、田園ホールは音楽がすばらしくよく聴こえる田園ホールとして有名でございます。やはり小さいときからこういったところで音楽を聴くというのはとても重要なことというふうに捉えてございますので、教育長答弁にもありましたとおり、指定管理者と協議をしながら、自主事業でそれができるかどうかも含めて進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　１問目は終わりましたので、次に２番目の質問を許します。

小川文子議員。

○８番（小川文子議員）　では、２問目に移らせていただきます。

２問目は、脱炭素、ごみの減量、資源化の計画と取組について町長にお伺いいたします。今年の冬は、２月下旬までほとんど雪が降らない極めて異例の事態となりました。地球温暖化が一層加速していることを示しました。私たち一人一人が生活様式を見直すとともに、町としても脱炭素の取組を強めることが求められていることから、施政方針で示された施策について以下お伺いをいたします。

１番、ゼロカーボンシティの取組について、具体的な内容を伺います。

２番、矢巾町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定に当たり、町民から委員を公募する等、協働の取組ができないかについて伺います。

３番目、ごみの減量化、資源化のさらなる取組についての考えを伺います。

４番目、本町も参加している盛岡広域環境組合の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画では、分別は各市町で取り組み、焼却を広域で実施することとなっております。生ごみは、本町や紫波町、盛岡市の都南地区、そして葛巻町などを除くほかは焼却する計画となる見込みであります。これまで分別して収集してきた本町の生ごみについて、今後の分別収集、処理方法についての見通しをどう捉えているかについてお伺いをいたします。

５番目は、盛岡広域環境組合の基本計画案に対するパブリックコメントの案内が町の広報

で示されました。本町からは６人、16件のパブリックコメントがありました。また、全体では103人、360件の意見が寄せられるところであります。その多くの内容が計画の見直しを求めるものでありました。今後同様にパブリックコメントの結果や盛岡広域環境組合の現在の事業進捗等の状況を町の広報等で示していただくことはできないかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　脱炭素、ごみの減量、資源化の計画と取組についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、ゼロカーボンシティに向けた取組のスタートアップとして、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用した重点対策加速化事業により今年度から５年間の集中的な事業投資に着手をしております。脱炭素社会の実現には、公共の事業だけでは実現不可能であり、町民の皆さん、そして事業者と一体的に取り組み、それぞれの行動変容による実現を目指すものとなることから、来年度には地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定することとしており、計画の中で町民の皆さん、そして事業者を対象とした町内の温室効果ガスの排出抑制等を行うための施策に関する事項を定めることとしております。

２点目についてですが、計画策定に当たりまして、矢巾町人と自然にやさしい環境基本条例に基づく環境審議会において審議いただくことになりますが、現在環境審議会委員のうち公募の委員を募集しているところであります。計画の内容は、パブリックコメントにより公表し、町民の皆様からもご意見をいただくこととしております。

３点目についてですが、町民の皆様がごみの減量化、資源化に無理なく継続して取り組むことができる環境づくりが必要であると考えており、民間企業と連携した資源物の拠点回収品目を増やすことで分別や資源化への興味や意欲を引くことに努めております。また、自治会等の集団資源回収、リサイクルモア及び小売店等の店頭回収など資源回収拠点が増えており、それぞれ資源物の有価物としての価値が地域や自らに還元される仕組みとなっております。これらの積極的な利用を推奨することで清掃センターでのごみ処理量の低減につながるものと考えております。

なお、事業系のごみにつきましては、昨年の４月から実施しております事業系古紙類の清掃センターへの搬入規制により、本年１月末時点での前年度比較で約500トンの減量効果が現れていることから、引き続き取り組んでまいります。

４点目についてですが、ごみ処理広域化に当たっては、本町のごみ分別を後退させることなく取り組む方針であり、生ごみ分別収集は今後も継続したいと考えておりますが、処理方法につきましては、盛岡・紫波地区環境施設組合のコンポストセンターによる処理から民間事業者を活用した処理に移行することを検討しており、引き続き組合構成市町と協議をしてまいります。

５点目についてですが、盛岡広域環境組合に関する情報発信は本町単独ではなく、構成８市町で、この３市５町で足並みをそろえて行うべきものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

小川文子議員。

○８番（小川文子議員）　まず、１番のゼロカーボンシティの取組についてお伺いをいたします。

この中で、ゼロカーボンという新しい言葉が施政方針でも述べられまして、私は昨年ごみゼロ宣言ができないかと申し上げましたけれども、無理ない取組をしたいということで答弁でございましたが、今年はゼロカーボン、いわゆる二酸化炭素を出さない取組をやるのだという決意が示されたものと理解しております。この中で、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用した重点対策加速化事業によって５年間集中的な事業投資をしていくということで、昨日の横澤駿一議員への答弁とも関連しますけれども、本町の場合は、いろいろな再生可能エネルギーがあるけれども、一番は太陽光発電が現実的であると。それ以外についても検討の余地はあるということで、木質バイオマスを使ったいろいろな取組の可能性についても議論がされたところであります。

私も会派研修で一緒に山形県の小国町のチップボイラーの視察をすることができました。今チップボイラーは大手の企業も造っておりまして、今までであります本県では村田製作所でございましたけれども、いろんな事業者がこのチップボイラーを造っております。そして、多様性も富んでおりまして、灯油のように自動的に流れていって、24時間燃焼が可能であります。なものですから、いちいち入れてというような作業がなくてもできる状況でありました。そして、非常に熱効率もいい機械になっているという説明でありまして、特に山形県の場合には力を入れておりまして、県もチップボイラーの導入に補助を出し、小国町も補助を出すという状況で、大変普及しているという状況を伺ってまいりました。

そして、その基になるチップでございますけれども、現在は２種類あるということで、岡

山にあります大手のチップボイラーの造っている会社がありますが、ここはいわゆる海外からのパイン材、松の端材、切れ端、そういうものを加工してチップボイラーにしていて、大変効率がいいもので、ホワイトペレットと呼ばれております。そして一方で、山形県内で、解体する家の柱とかはりを使って、それを分解して、粉砕してペレットにして燃やすブラックペレットというのがありました。このホワイトのほうが効率はいいのだけれども、ブラックのほうは出てくる灰が多いというようなことがありましたけれども、その一番いいところは、海外からのものではない、地元の廃材から作っているということが私は大変いいことであると思いました。今度矢巾町でもチップを活用したバイオマス発電がなされて、その中にはチップを作る工場もあるということをお聞きしましたので、この身近にチップがあるかどうかというのがチップボイラーを進める上でまず大変重要なことでもあります。

しかし、今ホーマックに行っても買えます。10キロ単位でホワイトペレットを買えます。ちょっと前まではアマゾン等を通じて購入しなければなりませんでしたけれども、今はもう町内のいわゆるそういうところで、ホームセンターで販売をしておりますので、身近に手に入るような状況でもあります。そんなことも含めまして、このチップボイラーを本町で推奨していくことが脱炭素につながり、そしてエネルギーの自給率を上げることになるのではないかと考えますことから、昨日十分答弁もされておりましたけれども、私のほうからもお聞きをしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　田中舘町民環境課長。

○町民環境課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

昨日の答弁の繰り返しになるかもしれませんけれども、重点対策加速化事業の中で補助事業のメニューとして導入できるかを今検討しているというところでございます。昨日もお話ししたかもしれませんけれども、木質系のペレットなりチップを使うということは、いわゆるゼロカーボンですよね。木が成長しているときには、二酸化炭素を吸収しているから、この木が二酸化炭素を減らしている。だけれども、ボイラーで燃焼すれば二酸化炭素を出す。このバランスがプラス・マイナス・ゼロだから、ゼロカーボンということです。それだけだと脱炭素社会の実現というのは不可能だと思うので、昨日もお話ししたとおり、太陽光をベースとした、太陽光の場合はそもそもゼロがプラスにしか作用しないということがあって、化石燃料もゼロにはできないから、それらも全部含めてゼロカーボンを目指そうということでございますので、それは全体のバランスを考えてメニューというのは考えていかなければならないと思いますので、この木質系のことに関しましても検討していくということになり

ます。昨日と同じ答弁で申し訳ございませんが、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○８番（小川文子議員）　今後も、まだ５年間のうちの１年がたったところでありますので、長いスパンの中で取組を進めていただきたいと思います。

私も思いますけれども、ごみをいかに減らしていくかということが二酸化炭素の排出につながります。燃焼ごみをどう減らすかということは、本当に大きな課題であると思います。そして、私も自分のことで言いますと、これだけ地球がおかしくなってきて、昨年は世界で一番気温が高い年になりました。そして、ＣＯＰでもグテーレス事務総長も、地球はもう温暖化ではない、沸騰しているというような発言もあって、非常に世界が今大変な状況になっている中で、一人一人がやっぱり考えていかなければならない。そして、行政はまた行政としてしっかり取り組んでいく。その指針を示すことが重要であると思います。

そういう点では、私ども昨年の７月には徳島県の上勝町に行ってまいりましたけれども、リサイクル率80％ということで、非常に皆さんが努力して頑張っている。そのことがまた町の財政を豊かにしていると。そういうこともありまして、本町でもごみ関連の焼却に関しては４億円ぐらいは出ておりますので、町長もいつもおっしゃっていますように、ごみは出さなければ、その分のお金が町に入ってくると。そういうこともありますし、本当に相乗効果があるごみ対策でございますので、本当に町としても取り組み、私たち一人一人も取り組まなければならないと思いますけれども、このキーワードは、町がどう町民に対して啓蒙していくか、これが大きい部分だと思います。今度ゼロカーボンという言葉を出しましたので、これは一つの特徴的なことであります。もう一つは、日常的に町民に関心を呼ぶような、そういうふうな事業を立ち上げていただきたい。いわゆる啓蒙するような活動をしていただきたいと思いますが、その考えについて伺います。

○議長（廣田清実議員）　田中舘町民環境課長。

○町民環境課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、町民の皆様、事業者の皆様も含めて、これは行政だけで全く解決しませんので、皆様のご協力があって解決することだと思っておりますし、議員おっしゃるとおり、脱炭素の問題はいろんな分野に影響していると思っておりまして、その一つがごみのことなのかなと思っております。本当に無理なく、例えばごみの分別疲れとか、そういうことにならないように、ふだんの生活の中で継続してずっとやっていけるようなことができれば

いいなと思って今いろいろ取り組んでいて、その一つの取っかかりとして、例えば去年ですとコンタクトの空ケースの回収ですとか、今年ですと、体育館のほうに置いているのですけれども、パウチタイプのゼリー、その回収とか、ちょっとしたところで自分はこういうのに協力できるのだなというのが、小さいけれども、数を増やしていきたいなと思ってやっておりますし、あと今当課で考えておりますのが、先ほど言ったとおり、環境だけで解決するものではございませんので、環境と例えば健康、環境と何かというので、いろんなほかの取組とタイアップしてやれるものがないかなと思って、令和６年度からそちらも検討して取り組んでいきたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員）　啓蒙活動は何をしているかと聞いているのだよ。これからの啓蒙活動、分別の。

田中舘町民環境課長。

○町民環境課長（田中舘和昭君）　ごみということではなくて、ごみプラス何かで無理なく取り組んでいくというのが我々はこれから重要だと思っておりますので、そういったことを町民の皆様に当然広報等を通じながらお知らせしていくように考えております。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○８番（小川文子議員）　４番目の再質問でありますが、本町も参加している盛岡８市町、広域環境組合でございますけれども、私も議員として11月に一般質問させていただきました。ここで一端だけをご紹介したいと思いますけれども、現在その施設では施設規模とどういう焼却方法にするかについて議論をしておりまして、その施設の焼却方法には、環境施設組合でも取られております溶融炉と、そしてストーカという方式と、そしてその当時は、生ごみはメタンガスにして発電をする、そして残ったものを焼却するという、この３案がございまして、私はその３番目の案、せっかく生ごみを分別しているのであるから、生ごみをメタンガスにして、残ったものを排出することができないかについて質問いたしました。当時、溶融炉、あるいはストーカにしても、建設費は約1,000億円でございました。そういう中で、この高い建設費をどういうふうに減らすべきかということを私は考えまして、生ごみをメタンガスのほうでやれば焼却量が減ってくるので、この規模を縮小できないかについて質問したところでありますが、そのメタンガスのほうの生ごみのをまだやっているところが少なくて、前例が少ないために、これは採用しませんということになって、今はストーカか溶融炉化についての議論をしているところであります。

そういう中で、昨日町長が今後生ごみは環境施設組合では燃やさないと。今までどおり分別をしていくと、そういう見込みが示されたことは大変いいことだと思います。そして、今はいわゆる嫌気性の発酵によって堆肥を作っているけれども、今度は好気性によって、いわゆるメタンガスを発生したバイオマス発電も考えているというような一端も紹介されましたので、やはり今後は、生ごみは大切な資源でございますので、例えば肥料にしても、これは肥料として非常にこれから重要な部分でありますし、そしてまたそのように発電するということも、紫波町でも今業者から排せつされる生ごみについて、えこ３センターですか、そちらのほうでメタンガスによる発電をするという取組が始まるということでありますし、この方向性も含めながら、やはり私は本当に何とかこの生ごみを分類できないかということを議会でも強調したところであります。時間はまだありますけれども、この機運をやはり高めていきたいと。特に本町の場合は、環境施設組合ではこのように実施しておりますけれども、私がそこで盛岡市の皆さんに、盛岡市でも何とかこれを取り組んでいただければ、人口の多いところで取り組めば生ごみが減るのではないでしょうかという質問をしたところ、盛岡市さんでは市民の理解が得られない今状況であると。そこで、盛岡市では、一絞り、もう一絞り運動をして、水分だけ減らすための努力をしているというご説明がありました。本町は非常に進んでおりまして、そんなに難しくないということを本町からぜひ８市町に向かって発信をしていただきたいと、このように考えますが、その考えを今ここで聞いていいかどうか分かりませんが、本町の立場として、そういう８市町だけではなく大変難しいと思っている人が多いのです。ところが、やってみればそうではないと、そういう実例を発信していくことが非常に大事だなと思います。そのことについてだけお考えをお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　田中舘町民環境課長。

○町民環境課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、生ごみは盛岡広域の中で一部の市町でしか取り組んでいないと。その生ごみに限らずの話をちょっとさせていただきたいのですが、この盛岡広域環境組合の今後の整備、あるいはいろんな施策に関する議論する構成団体の主管課長会議というのがございますけれども、その中で私もちょっと発言したことがあるのですが、ほかの市町で取り組んでいないものを取り入れてごみの減量化というのにつなげていくというのは、せっかく広域として取り組むのだから、やっていけるのではないかという発言をしたことがございます。それは、先ほど言ったとおり、生ごみに限ったわけではなくて、ほかの例えばいわゆる資源物と呼ばれるものもそうです。資源物も、例えば盛岡ですとか、矢巾に比べてまだ分別が進ん

でいない地域もございますので、そういったところも含めてどんどん、どんどん取り組めることはそれぞれの構成団体が取り組むとよりいいのではないかというふうに発言しましたので、そういうことを今後も広域の組合全体としての取組として、矢巾町からの発信として私もやっていきたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員）　議員として出ている部分もありますので、ぜひ指導的な部分の発言をしていただければと思います。

他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○８番（小川文子議員）　この基本計画に対するパブリックコメントが広報に掲載されたということは大変いいことだと思います。そしてまた、その基本計画も簡単に示したものが庁舎の中に置かれて、町民が見ることができる環境下にあったということも大変私は喜ばしいことだと思います。これだけ大きな計画が進んでいるのを町民がほとんど知らないというのは問題だと思うのです。令和15年ぐらいの計画ですので、今は令和６年ですから、まだ七、八年先の話でございますけれども、やはりこのごみの問題、いかにごみを減らして、燃焼させる量を減らすか、CO_2を出さないかというのは本当に喫緊の課題でありまして、まだまだこの議論を進めていく必要があるだろうと思います。やっぱり町民の関心もそこら辺にあるのではないかと思うのです。ですので、できることとできないことがあるかと思いますけれども、８市町でぜひ足並みをそろえまして、各市町にも情報提供をできるような仕組みにしていただきたい。今後ともそのように思いますが、その考えについて伺います。

○議長（廣田清実議員）　それは、あなた自身が議会に出ているから、話すことではないですか。

○８番（小川文子議員）　私も議員として皆さんにお話をしたいと思っております。今回も、一般質問ではありますけれども、その一端を紹介させていただきました。私も広域組合の本町選出の議員として議会にも参加しておりますので、ぜひ私も議員として発言をしてまいります。そして、町としてもぜひ町民への情報提供をしていただきたいと、そういう考えでございます。

○議長（廣田清実議員）　田中舘町民環境課長。

○町民環境課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、これに関しては当然盛岡広域環境組合が主体となって行うことであります。今回のパブリックコメントもそうなのですが、広域８市町で取り組むということで、一

部事務組合のホームページでやるのが根本でございますけれども、構成団体でも、例えば広報だとかホームページを使ってお知らせするとか、そういった取組をやっておりますので、これからも重要な部分というのは、そうやって組合本体、それから構成団体ともに、それこそ町長答弁にございますとおり、足並みをそろえてやっていくものと理解しております。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　ちょっと補足させていただきますが、私この間の盛岡広域環境組合の議会で小川議員が本当に舌鋒鋭く当局を追及された姿を目の当たりにしているのですが、この盛岡広域の３市５町の焼却処理を中心にしたことについては組合規約があるわけです。そこには、組合規約には必ず共同処理処分する事務が明記されておるわけですので、パブコメもその共同処理する事務に関係するものなわけでございますので、そこはせっかく組合議会の議員として本町から選出されておるわけですので、そこで堂々と発言をしていただければなということで、あともう一つは、先ほどからいわゆる堆肥化の話とかバイオマスの話もありますが、ご存じのとおり、いわゆる建設費と運転していくランニングコスト、イニシャルコストとランニングコスト、イニシャルコストの建設費は均等割と人口割で、それからランニングコストは利用割、全部お願いする量によってやる負担金が決まるわけですので、だからその一環として矢巾町としては堆肥化なりバイオマス発電、どちらが町民の皆さんにとって利益になるか、それから脱炭素、先ほどからゼロカーボン、これは環境省が2050年実施する、二酸化炭素がゼロになると、そういう視点から考えて取り組んでいきたいと。だから、このことについては、小川文子議員には町議会と組合議会の立場でそれぞれご議論していただくように、そして私らも当然３市５町の構成の一つに入っているわけですので、皆さん方からいろいろな意見とかご提言があるときはその場を通して発言をさせていただきたいと思いますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　２問目はこれで終わります。

次に、３問目の質問を許します。

小川文子議員。

○８番（小川文子議員）　それでは、３問目に移らせていただきます。３問目は、西部系配水施設整備事業について町長にお伺いをいたします。

西部系高区配水塔の廃止と新たな配水施設の建設計画が示されて２年になります。当時の

提案理由として示されたのは、高区配水塔のある場所が県の土砂災害警戒区域にあり、事前防災及び国土強靱化の観点から実施するということでありました。平成25年の大雨では、同地域は大きな被害を受けました。そして、その後28年には、上部に県が２基、国の林野庁が１基の３基の治山ダムを建設して、同じく事前防災及び国土強靱化の目的を果たしているものと認識しております。今回新たに来年度からの取組として示された計画は、西部浄水場内に配水池及び非常用の自家発電装置１基ほかを整備するもので、総事業費は９億9,000万円を見込んでいるとの説明でございましたので、以下お伺いをいたします。

１点目、以前の説明では、建設費は当初は６億円、そして１年前は４億8,000万円でございました。国からの補助金はないということでありました。今回９億9,000万円、約倍加したわけですけれども、倍加した要因を伺います。

２番目、同じく以前の説明では、高区配水塔の解体費用は約４億円で、１年目では国の補助はないという説明でございましたが、２年目の段階で解体を急がないと、数年後に解体をすると、そういうことが示されまして、国の補助の対象の可能性が示されたということでありました。現段階ではどうかについて伺います。

３点目ですが、高区配水塔から水道水の供給を受けている人数を伺います。

４点目、本町は簗川ダムの利水権として約３億円を岩手県に支払ってまいりました。施政方針で今回示されたのが、簗川ダムからの利水活用を行うべく、関係機関とともに計画を策定しており、整備に向けて前進しているとありましたことから、新しく建設する西部浄水場の配水池からのポンプアップではなく、同地域と同程度の標高で隣接する盛岡市から高区配水塔分の世帯に給水できないかについてお伺いをいたします。

６番目、この計画を進めた場合、現在盛岡広域圏の中でも高い水道料金の本町がさらに値上げをする事態にならないか、このことについてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　西部系配水施設整備事業についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、当初試算いたしました総事業費が増額になった要因は、今年度行っております実施設計業務において、施工予定地の地盤調査の結果、支持地盤が当初の想定より深くに位置することが判明し、くいの基礎が必要となったほか、配水池の容量の根拠となる計画１日最大給水量の精査により、総事業費が増額となったものであります。

２点目についてですが、高区配水塔の解体費用につきましては、現時点では国庫補助の対象となりますメニューがないところでありますが、引き続き国庫補助の対象となるよう、日本水道協会岩手県支部や県を通して国に要望活動を継続してまいります。

３点目についてですが、高区配水塔から水道水の供給を受けている人数は令和４年度末時点で882人であります。

４点目についてですが、西部系高区の給水区域で最高地点は標高255メートル程度であり、隣接する盛岡市の湯沢配水池が標高232メートルであることから、自然流下による西部系高区全域の給水ができない状況であります。また、湯沢配水池の容量は1,000立方メートルと、高区配水塔と同じ規模であり、盛岡市湯沢地区や盛岡市羽場地区などの広範なエリアの給水を担っていることから、容量や供給体制を考慮すると難しいものと捉えております。

なお、簗川ダムからの利水活用につきましては、関係機関との協議を重ね、方向性が確定した際には、議員各位及び町民の皆さんにご報告をさせていただきます。

５点目についてですが、現時点では本計画の事業を進めることで水道料金の値上げを行う予定はないところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問はありますか。

小川文子議員。

○８番（小川文子議員）　再質問、何点かありますけれども、その前にこの私の２年間の議論を皆さんに多少紹介をしたいと思います。

この高区配水塔の廃止と配水池の建設が出されたのは令和４年２月の全員協議会でありました。その当時は、建設費に６億円、解体に４億円、合わせて10億円ということで、国の補助は認められないというものでございました。私は、３月議会でこれを取り上げて、まだ耐用年数が６年ほど残っている。一般に鉄筋コンクリートの場合は50年でございますので、残っているのに、なぜこんなに急がなければならないのかということを質問した結果、４年度には県が調査をすることになっている。したがって、その調査が済んでからでも遅くないのではないかということで、当局も調査をして、その結果によってまたやりますということで、一旦この事業は進まなかったわけでございます。そして、去年の３月に示されましたことから、私は３月にまた一般質問をいたしました。その段階では、その６億円のうち、水道管なんかの場合には国庫補助があることから、６億円と試算したけれども、実際には４億8,000万円で済むと。そして、解体を同時進行しようと思ったけれども、解体を数年遅らせると。そ

のことによってかどうか分かりませんが、国の補助の可能性が出てきたということでございました。そして、私が県の評価はどうだったかということをお聞きしたところ、土砂災害警戒地域プラス急傾斜地という評価が加わったということでございました。このリスク評価はどうなっているかということでございましたが、イエローゾーンであるという評価でございました。西部系の山には沢が幾つかありまして、その６本の沢は全部いわゆるレッドゾーンになっております。しかし、この沢は３基の治山ダムができたことによって現在はイエローゾーンになっているのでございます。そういうこともあります。そういう経過の中で今回出てきたのが、いわゆるまた４億8,000万円が９億9,000万円になったということでありまして、地盤に問題があったということでありました。５年度に、いわゆるこの基本設計といいますか、これらの概略設計といいますか、これらの予算が既に数千万円使用されておりますから、本体の建設に関して言えば、もう既に10億円を超えているということで、10億数千万円になっているということになります。そして、４億円の解体費用についても、当初は国からの補助があり得るということで説明がありましたけれども、現在はそのメニューがないということで、また振出しに戻ったような感じでございます。

こういう中で、私が一番言いたいのは、まだ耐用年数が残っている。あれから２年たちましたけれども、あと４年ぐらいは残っていると思います。国も、鉄筋コンクリートだからといって、厚生労働省ですが、50年たったからといってすぐに建て替えなくてもいいよという通達を出しておりますよね。70年ぐらいまではもたせられますよというような、そういうことを配慮してもいいですよというような通達を出しておりますことから、50年たって変えることさえ、そんなに急がなくていいと言っているのに、まだ４年もあるのに、なぜ今ここまで急いでやらなければならないのか、そのことが私が一番今回は大きな自分としての課題であり問題だと思っております。しかも、この施設は国の補助を受けて当然造られていたと思います、四十数年前には。補助をもらって造ったものを耐用年数がたたないうちに壊すということになりますと、私が国であれば、そういうものには補助は出せないと思います。補助メニューがあるかどうかは別にして、そういうふうに考えますけれども、だから私はとにかく急ぐことはないと。今もう既に２年経過をした。何とか今の配水池を使って、もうちょっと延命できないか、そのことをまず最初にお聞きをいたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、これは小川文子議員のご質問の内容もまさにそのとおりです。ただ、平成25年の８月９日、大雨洪水、あのとき私らが一番心配したのは、

高区の配水塔はどうなのか。保養センター、あそこには今で言う老人ホームみたいなものだから、まず私が一番あれなのは人の命です。人の命を守ることが一番大事なわけです。そういったことで、あと４年あるではないかとか、もう50年、これ使ったらどうなるかということですが、横澤駿一議員の昨日の質問で、あそこは分かりやすく言うと南昌山断層帯というのがあるわけです。だから、そういういわゆる南昌山断層帯、それからあとは今言うようにもう実際大雨洪水で平成25年の８月９日、それで治山ダムを造ったといっても、治山ダムで受け入れるというのは限られている。山が崩落したらとても。小川文子議員さんもあそこへ行ってみたことがあると思うのですが、山が荒れているのです。だから、そういうことも含めて、いずれ私どもは、あと今回の能登半島地震でも、ああいうような地震が来たらもう間違いなく崩落すると思うのです。そのときに、今あそこの能登半島で困っているのは水道水の断水です。だから、私らはそういうことにならないように対応していきたいと。そこでご理解をしていただきたいということで再三再四お願いしている。

それから、今この所管が厚生労働省なり環境省から、一部環境省が絡むのですが、いずれ国土交通省と。それで、そこに何とかお願いして解体する。解体撤去費用をお認めになっていただく、今そのことも要望させていただいておるところなわけです。だから、私どももしここで分かったといって、４年先送り、50年そういうようなことでやって災害が起きたとき、誰が責任を負うかということです。だから、そこのところは、やっぱり私どもは町民の皆さんの命を守るのが最優先課題、そしてああいうような能登半島みたいな地震があったときに水道水が供給できないようなことのないように、そのほかにも、いずれ東部、西部にも、先ほどの簗川ダムの関係の水利権、今盛岡を含めていろんなところと協議させていただいて、連結管をつながせていただいて、何かあったときに水道水を安定して供給できる安全な道、そういうことに取り組みたい、その中の一環としてご理解をしていただきたいと思います。あと詳細は担当課長から答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員）　浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼　亨君）　私のほうからもお話をさせていただければなと思います。

まず、今の高区配水塔が国の補助で造られたかという点に関しては、水道は当初から企業会計、要はお客様からの収入をもって造るというのが基本原則です。そのために、今の高区配水塔に関して国費が入っているということはありません。これだけはちょっとはっきりさせていただきます。

あと、今治山ダム、治山施設の案件の話がありました。治山施設というのは、確かに砂防

施設と同様な形態をしています。現地には高さ８メートルぐらいの大きなコンクリートの塊があります。ただ、治山施設の目的というのは、渓流が深くなってくると山の表土がぼろぼろと崩れ落ちると。そうすると、山の表面にある木が倒れてしまって、山が保存できなくなる。ですので、山を治める施設、治山施設というのが、治山施設の本来の目的です。確かに砂防ダム、砂防施設みたいに土石を止めるというのが全くないというわけでありませんけれども、本来の設計目的、設計思想は、先ほど言ったように、山の緑を守る、そのために擁壁の裏に渓流からの土砂がたまって、それで渓流が勾配が浅くなって、そのために侵食が収まるというのがそもそもの治山施設。一方、砂防施設というのは、ご存じのとおり、砂から守る、これは人命を守るための施設。砂防施設は、大きな土石をブロックするため、または安全に流下させるための施設が砂防施設といいます。

先ほど言ったように、治山施設だから土石を止められないというわけではないですけれども、現状として、県の基礎調査の見直しにおいてもイエローゾーンには変更がないという判定になっております。この理由というのは、将来大雨等によって山の地表が崩れることにはまだ変わりはない。例えば山の地表を全部カットすれば、移動する土塊がなくなるので、イエローゾーンがなくなるという可能性はあるかもしれませんが、現状山をそこまでいじめるわけではありませんので、山に土は残っている。それで、イエローゾーンには変わりはない。そういう現状については変わりはないということです。この辺はちょっとご理解をお願いしたいです。確かに施設を造ったからもう未来永劫何も起こらないというわけではないです。現状その施設があるというのは確かで、今の高区配水塔がすぐ壊れるというわけではありません。ただ、そういう危険が生じるであろう地域に水道水をためる構造物がある。万が一災害が起きたときには、その配水塔の構造物が壊れる。壊れるということは、その下のほうにある人家や温泉等に被害を与えてしまう。それを未然に防ぎたいという考えでこの事業化を考えております。

本来であれば、イエローゾーンに設定されました平成25年、その時期にこういう話をするべきでしたけれども、我々のほうでもまだそこまで危機管理が至っていなかったのだと思います。そのことに気づいた現在においては、今はそういう土砂災害は起こらないであろうと思いますけれども、将来的に未来永劫起こらないというのは、今の科学技術で分からないです。起こるであろう自然災害に備えるために、高区配水塔については機能移転をしたい、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○８番（小川文子議員）　昨年もそのような説明でありました。昨年の場合は熱海の土砂災害を例にされました。私もそれは重々認識しているつもりであります。しかし、今思うのは、あの当時やまゆりハウスは、ハザードマップの表紙にもありますように、床に１メートルほどの土砂が流入して壊滅的な状況となりまして、建て替えることになりました。そして、どこに建て替えるかというときに、私は同じところは危険なのではないかと質問したところ、町当局は、上に治山ダムができたので、安全が確保された、同じ場所に建て替えますということだったのです。そういう経緯がございます。

そしてまた、私は直接林野庁に問い合わせましたところ、治山ダムにいわゆる耐用年数はあるのかと聞きました。そうしたら、去年もご紹介申し上げましたけれども、盛岡事務所では、一般的に鉄筋コンクリートの耐用年数は50年でありますが、治山ダムには耐用年数がありませんと。つまり少しぐらい壊れても機能を十分果たせるからですという説明でありました。そして、現在もその事前防災及び国土強靱化の目的は十分に果たしているという説明でありました。私は、林野庁がそう言っているのに、何で本町が１％の可能性がないわけではないような話をして、今これを進めなければならないという状況になっているのか理解できないです。そして、そういう状況であればなぜやまゆりハウスをあそこに建てたのか、これも大きな問題となります。

そして､次の質問にもありますけれども､料金が倍になっているわけですから。４億8,000万円が９億9,000万円に倍額になって、しかも今物価高ですから、この物価高のことは想定されておりません。だから、やってみるともっと増えるかもしれない。そういう状況でこのままやることは、ちょっと私は無謀だと思います。ここの戸数は380世帯、そして１日の給水は360立方ぐらいでございますので、ここに10億円以上の金をかけるということが本当にいいのか、企業経営としていいのか、もっとほかに道はないのかをやっぱり私は模索する必要があるだろうと思います。

そこで私が考えたのが、羽場からの給水ができないかについてであります。羽場は二百三十何メートル、矢巾町の場合は255メートルで、23メートルの差があるから無理だということなのでございますけれども、もともと羽場の配水池から、あそこにはつどいの森もありますので、ポンプアップをして動力アップをしておりますから、その23メートルの例えば同じ地域の水が静止しているのであれば上がることはできないと思います。しかし、そこは水圧

がかかっている水ですから、動力で水圧を上げている関係上、23メートル本当に上がらないかどうか、これは実験してもらいたい。そして、両方とも1,000立方の規模であるから無理だと。そこまでは補完できないという話でございましたけれども、西部系も大分人口減少の状態だと思います。当時1,000立方で造った規模でありますが、昨年聞いたのでは１日360ぐらいですよね。そして、最大で575立方だったということです。そして、私も羽場地域を見に行ってまいりましたけれども、あそこに湯沢団地の県営住宅が10棟ほどございまして、ほとんど空いているところが多いのです。ですので、当時と人口動態が大きく変わってきている。そのことも含めまして、これは再検討することは十分に可能であると。十数億のお金を使うよりも、まずこの検討に入って、それで少しその経過を見てみたらどうかと思いますが、そのことについてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　小川文子議員さんとこのことについてはどうも交わることがないようで、私もちょっと残念というか、情けないのですが、例えば水分と岩清水の間に四分の一川という川があるのです。ここは、治山ダムで何回もやって、雨が降るたびにすぐ。いつか私がご案内してもよろしいですので、実はその一方で田沢のため池、和味のそこにも土砂が堆積する。水分と岩清水の間の四分の一川は、その川に治山ダムを造っても、もう今３基目のあれです。私が県議会でお世話になったとき２基目で、その後に今３基目。３基のダムを造って、そして四分の一川から私らであれば太田川にも土砂が流れてきていると。だから、現実いつか四分の一川の状況を見ていただければ納得できるということで、あとはやっぱり盛岡市さんの水道の水源とかお水を今湯沢団地が人口減少しているから、そういうことは私らはできないわけですので、もしどうしても交渉していただきたいのであれば、まず小川文子議員さんに。ただ、自治体間でもやっぱりお互いルールとかマナーとかあるわけですので、やっぱりそういったことをしっかりわきまえながら対応しなければ解決のできない問題なので、そして二十何メートルぐらいなら大丈夫だと。ただ、二十何メートルといったらすごい落差です。それでできるということは私らも言いかねるわけですので、だからこの際もう一度原点回帰をしていただいて、私らも小川文子議員さんも、そして何か解決策をあるのであれば、お互い検討し合って、また調査をし合って検討していこうではありませんか。そこのところをひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼　亨君）　私のほうからもお話をさせていただきます。

確かに湯沢の配水池から高区までの高低差が30メートルぐらいある。現実的に実験してみてやってみたらどうですかという話については、確かにポンプを容量の大きいものに入れ替えてやるということもやれば、可能性がないとは言いませんけれども、現実としてそれであれば、今の矢巾町が考えている西部系から高区へのポンプによる配水と基本的には同じ考えだと思っています。確かに容量が違うかもしれませんけれども、基本条件は同じだと思っております。例えば盛岡市から矢巾町に給水をさせようと、議員さん提案の話、それは確かに一つの案ではありますけれども、それは盛岡市と矢巾町だけでやろう、そうだねというわけでもなくて、実際にそれが矢巾町と盛岡市それぞれの水道経営において満足するものであるか、それを確認した上で国なりの審査、認可が必要になります。現状としては、水道については各事業体で責任を持って行うべきもの、ただ災害時等においてはお互い連携をして、断水等が発生した場合には、両方の自治体において協調し合いましょうというのが現状です。確かに盛岡市の水量を矢巾町で勝手に計算するというのは、町長答弁にもありましたように、それについてはちょっとやり過ぎな話かなと個人的には考えます。やはり正攻法で、高区経営につきましては、矢巾町の西部浄水場から安定して高区の皆様のほうに水道水を供給させていただきたい、ぜひこれはお願いしたい事項であります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○８番（小川文子議員）　いろいろ説明がございましたけれども、私も四分の一川は見てまいりまして、あそこは治山ダムではなく砂防ダムでございます。そしてまた、国の補助がないというお話でございましたが、医大の前に16億円で造った井戸付配水場には１億円の国庫補助がありましたことから、まるっきりないわけではないというふうに認識しております。このようなこともございまして、まだ国庫補助の可能性をやはり考えると、一方で。そして、この倍になったものをこのままやるという、私はその感覚がちょっと信じ難いところがあります。倍になったときには一旦考えてみると。１割とか２割なら別として、倍です。そしてしかも、物価高で、もうこれを上回るということは明らかです。資材費が1.5倍に上昇していますから、それらを全部考えた上でこれを６年度から実施するということについて私は大変危惧を感じております。これを判断するのは最終的には議会ということになりますけれども、ぜひこれは、私はやっぱり当局の側がちょっと待って、１年待ってみる、そのことによって状況が変わってくるのではないかと、そのことを申し上げておきます。これに対して答

弁がもしあったらいただきますが、なければこれで終わりいたします。

○議長（廣田清実議員）　浅沼上下水道課長。

○上下水道課長（浅沼　亨君）　まず、想定事業費が増額になった、これについては、矢巾町というか、私たちのほうでの精査が甘かった、それは確かです。当初において、例えば基礎地盤が初めから50メートル、60メートルぐらい、そのくらい深いところにあるだろうというふうに想定をしてやるとか、どうしても安全パイで考えてしまうというところもありましたけれども、そういう出た数字が、本当にそれが正しいのかどうか、根拠を持っている数字なのかどうかというのをその当初の時点で考えられなかったというのは私たちの至らなかった点だと思っております。その点については、これからの事業については、本当にその数字が正しいのかどうか、それを疑う視点を持って取りかかりたいと思います。

なお、事業費につきましては、確かに今物価高になっております。それは私でも分かります。ただ、物価高になってきている、それでは来年度になると２割、３割削減されるかというと、なかなかそれも厳しいものだと個人的には考えます。そういう状況ですので、やはり町民の方々の安全を確保したいと。安全で安心な水道水を供給したい。それについては、早めにとは言いませんけれども、当初の計画に沿って安全な環境と安定した水を多くの皆様に配りたいと思います。ただ、その対象の人数が少ないから、ではやめようと、そういうのは考えることはできないと考えております。町民の方については、皆さん平等ですので、町民の方の皆様に安定した水を配って、安心した水を供給したい、そのためにぜひ令和６年度から事業化を行いたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　以上で８番、小川文子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を11時半とします。

午前１１時１８分　休憩

――――――――――――――

午前１１時３０分　再開

○議長（廣田清実議員）　再開いたします。

引き続き一般質問を行いますが、ちょっと聞きづらいという話、このマイクを高くすると

ちょっと今は危険なので、答弁のほうも答弁するときマスクを外していただいて、あとマイクの角度を調整していただかないと、ちょっと後ろのほう聞こえないという話がありますので、ぜひ大事な一般質問でありますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、11番、山本好章議員の質問を受けます。

山本好章議員。

それでは、１問目の質問を許します。

（11番　山本好章議員　登壇）

○11番（山本好章議員）　議席11番、新誠会、山本好章でございます。通告に従いまして質問をしたいと思います。

まず、１問目、矢巾町教職員働き方改革プランについて教育長に質問いたします。昨日、文部科学省が令和５年４月に公表した教員勤務実態調査、速報値ですが、をベースにした報道によると、国が残業の上限として示している月45時間を超えると見られる教員の割合が小学校で64.5％、中学校で77.1％となり、中学校教員の36.6％が過労死ラインを超えて働いている等、依然として苛酷な労働環境に置かれている教員の実態が明らかになりました。また、病気休職者の増加や教職希望者の減少等により、深刻な教員不足にも陥っています。本町において教職員働き方改革プランを令和５年３月に策定していますが、令和５年度のこれまでの状況についてお伺いします。

１、教職員で超過勤務時間が月45時間以上の人の割合及び超過勤務時間が月100時間以上の人の人数と病気休職者の状況はどうなっていますでしょうか。

２つ目、学校安全衛生委員会が何回開催され、会議の内容はどのようなものであったか。

３つ目、業務改善の推進で成果があったと思われる具体的事例はどんなものがあったでしょうか。

４つ目、学校を支える人員体制の確保で、スクールカウンセラー等の専門スタッフの活用促進における適応支援員及び特別支援員等の配置の拡充はなされておりますでしょうか。

５つ目、このプランの期間が令和５年度の１年間となっておりますが、令和６年度以降はどのようになっているのでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

（教育長　菊池広親君　登壇）

○教育長（菊池広親君）　11番、山本好章議員の矢巾町教職員働き方改革プランについてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、教職員の時間外勤務が月45時間を超えている教職員は、昨年４月時点で52.48％、月100時間以上の人数は６人となっております。また、病休者につきましては、昨年４月時点で病気休暇者２名、病気休職者が１名となっております。

２点目についてですが、学校安全衛生委員会は年２回開催しており、直近では２月28日に開催しております。内容につきましては、働き方改革プランに基づいた実施状況の成果と課題の報告及び改善方法の共有を図り、各学校でできること、教育委員会でできることを相互に確認し、本町としてできる働き方改革に取り組んでいるところであります。

３点目についてですが、各学校で工夫を凝らした改革を進めております。具体的には、超過勤務過多の教員にその原因を自己分析させるほか、超過勤務の実績を個人ごとにグラフで見える化し、学校全体で共有するなどの取組を行っているところです。

４点目についてですが、適応支援員として６名、特別支援教育支援員として９名を配置しており、来年度からは特別支援教育支援員を１名増員して10名で対応することとしております。

５点目についてですが、県教育委員会が本年２月に策定した岩手県教職員働き方改革プランを参酌し、本町においても先月作成したところであり、引き続き教職員のワーク・ライフ・バランスを確保しながら教育環境の充実に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問はありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員）　まず、１点目についてですが、本プランの目的として、教職員の長時間勤務を縮減し、多忙感を軽減することにより、教職員がワーク・ライフ・バランスを確保しながら、授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きとやりがいを持って子どもたち一人一人に向き合うことができる時間を少しでも多く確保することを目指しますとあります。答弁では、７月時点の状況で全国の勤務実態よりは低い数値でありますが、今年度の状況として、働き方改革プランは生かされたもの、いわゆる時間外勤務が減少傾向にあるのか伺いたいと思います。あわせて、教員の時間外勤務には中学校での土曜日や日曜日に行われる部活動指導は含まれているのかを確認したいと思います。

○議長（廣田清実議員）　南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　お答えいたします。

今年度の時間外勤務の状況でございますが、12月時点での速報値となります。月80時間以

上の時間外勤務の職員数でございますけれども、12月時点で19名となってございます。また、中学校におきましては73名というふうなことになってございます。昨年度と比較してということになりますけれども、昨年度はまだコロナ禍であったということで、今年度の５月から５類移行に伴いまして、昨年度まで自粛されていたものが復活といいますか、持ち方が工夫されてはいると思うのですけれども、そういった状況も昨年度と今年度と大きな違いがございますので、単純にこの比較はできないのかなというふうには見ておりますけれども、昨年度の同時期と比べると、数字だけで見ますと若干減っているかなと、そういった状況でございます。また、中学校の部活動指導につきましては、その時間も含まれているというようなことでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　皆さん、大丈夫ですか、声の聞こえ方は。

（「大丈夫です」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員）　若干改善されているということで、いいことだと思います。

現時点でも半数以上が、文部科学省策定の公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの目安時間、１か月の在校等時間、超過勤務45時間以内が目安となっていますが、達成できるものなのか、現状としてどうか伺いたいと思います。

また、月100時間以上が６人いたということですが、その超過勤務について内容を把握しているのかについて伺いたいと思います。100時間以上というのは、時間外勤務は過労死ラインと言われているので、その方についての体調はいかがだったかということも併せて伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　お答えをさせていただきます。

45時間を超えないようにということですが、粘り強くそうなるように努めていきたいと。先生方に意識化を図っていただくということと、業務改善といったところ、また教育委員会といたしましても、人的な配置の部分でサポートしながら、少しでもその目標達成に向けて努力してまいりたいと思っております。

また、超過勤務の多い先生方の状況でございますが、どうしても校内での業務分掌、何を

持っているかといったものでありますとか、内容でありますとか、あとはその業務がどの時期に多忙となるか、そういった時期の面もございます。どうしても時期による多い少ないも出てまいります。年間を通じて多忙感を持っているというような状況ではないという認識はしてございます。そういった先生方におきましても、現状は通常業務ができているというような状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員）　病気休職者についてお伺いします。

病気休職者が１名ということですが、精神疾患によるものなのか、全国的にも増えているというふうな話は聞いておりますが、どうなのかということ、それから病気休暇者が２名ということですが、その後のこともあるかと思いますが、現在病休した場合の補充者等は入っているのかどうか。補充者が入らないと、学校現場としては非常に忙しい思いをするというところがありますので、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　お答えをさせていただきます。

病気休職者、病気休暇者、その内訳につきましては、個人の特定につながりかねないというようなこともございますので、この場ではその詳細につきましては控えさせていただければというふうに思います。ご了承いただきたいと思います。

また、補充については、病気休暇者につきましては制度上必ず配置となるものではございません。要望はしてございますけれども、なかなかその補充がすぐつくというような状況にはないと、そういう状況でございます。また、病気休職者につきましては、粘り強く要望等して、穴が空かないように配置をしていただいている、そういった状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員）　なかなか今人材不足というか、人手不足の中なので、難しいのかなという部分もありますけれども、そこはぜひよろしくお願いしたいと思います。

ちょっと確かめたいことがあるのですが、先ほど答弁の中にも出ていました岩手県教職員

働き方改革プラン、令和６年２月に岩手県教育委員会が作成したものですけれども、その中に、今現在のところですが、市町村教育委員会が取り組んでいる中で、ちょっと分かりづらいかもしれませんが、令和５年10月１日時点で、客観的な方法で在校等時間の把握が不十分な教育委員会ということで矢巾町が載っていて、令和６年度中に準備の上、令和７年度中に開始するというふうになっていましたが、これについてちょっと分かりづらかったので、もし解説できる部分がありましたらば。

○議長（廣田清実議員）　もう一回資料の名前を言って。

○11番（山本好章議員）　２月に岩手県教育委員会のほうで発行した教職員の働き方改革プラン、2024年度から2026年度の、先ほど教育長の答弁の中にありました計画の中の、ちょっとページ数は載せてこなかったのですが、分かっているものと思って、すみません。ちょっと詳しくは持ってこなかったのです。

○議長（廣田清実議員）　今年の２月に出したと。

○11番（山本好章議員）　今年の２月に県の教育委員会で出した今まで取り組んできた経過の中で矢巾町の名前があったので、ちょっと出したのですが、すみません。分かっているものと思ったら分かっていなかったのですね。もし持っていればですが、10ページのところに、市町村教育委員会、市町村立学校の取組のところの（１）で市町村教育委員会独自の学校働き方改革にプランの策定状況というのがあって、（２）に令和５年10月１日時点で客観的な方法で在校等の時間の把握が不十分、米印がついていて、その下に在校等の時間の把握が不十分、校外において校務として行う業務の時間について、客観的に把握していない、または土日や祝日などに校務として行う業務の時間を客観的に把握していないことという問いの中で、回答自治体のところに、令和６年度中に準備の上、令和７年度中に開始するというところに矢巾町と書いてあるのですが、そのことについて分かりませんか。どういうことなのかご説明願いたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　お答えさせていただきます。

大変申し訳ございません。今私も同じ資料10ページのところで確認をしたところでございます。本町の実態といたしましては、先生方が客観的に勤務時間、在校時間が把握できるように、全ての学校にタイムカードを導入してございます。したがいまして、実態としてはそういう状況でございます。回答につきましては、県教委のほうに確認をさせていただきたい

というふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員）　把握はしているということで、タイムカードは入っていると。

他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員）　これは、矢巾町が回答したものではないということですね。それは後でまた。別にここで問い詰めるわけではなくて、ただ勤務実態がきちんと把握されているかどうかという部分を確認したかったので、これで見ると把握されていないというふうな書き方になるので、どうだったのかなと思って聞いたところでございます。

それでは改めて、併せてその改革プランの中で、中学校の働き方、これからのことにはなるのですけれども、部活動の在り方について提言があります。提言というか、プランがありまして、県のほうでは部活動指導員の配置を行うというふうになっています。それから、適切な部活動休養日及び活動時間の徹底ということで、中学校においては週当たり２日以上の休養日を設ける、それから１日の活動時間は、長くても平日は２時間程度、学校休業日は３時間程度とするというふうなことが記載されておりますけれども、実態としては、これは行われているものなのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員）　南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　お答えいたします。

町内の各校におきましては、県が示しておりますガイドラインにのっとって活動しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　中学校の部活動の指導の関係につきましては、スポーツのほうで担当しておりますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

指導者につきましては、体協の関係する競技団体も含め、あとは芸術文化協会、それも含めて今アンケート調査を行っておりまして、生徒の部活動としての受入れが可能かどうか、そういったものをアンケート調査している段階でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員）　確かに地域に移行するということもあり、その辺のところはよろし

く取組をお願いしたいと思います。

次に、２点目のほうに移っていきたいと思いますが、学校安全衛生委員会というふうにしたのですが、プランのほうを見ると労働安全衛生委員会を整備しますとありました。矢巾町教育委員会職員安全衛生管理規程の中の矢巾町立学校教職員衛生委員会というものがあって、その組織が書かれているのですが、その中に教職員のうちから教育長が指名した者とありますけれども、それは誰なのか、また職員団体から推薦を受けた者とあるが、教職員組合から推薦された者が入っているのかどうか確認したいと思います。またあわせて、会議の内容は学校の教職員のほうにきちんと公表されているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　お答えいたします。

構成員につきましては、各学校の管理職、また町職員団体からの推薦を受けた先生、それと養護教諭、それと校長会を構成員として会議を持っております。また、各校への周知につきましては、会議を基に各校で伝えていただく、また確認をしていただくと、そういった流れを取っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員）　改めてちょっと私も確認しながら、今のメンバーについてはよく分かりました。ぜひ職員のほうに伝えていただきたいと思います。

安全衛生規程、ちょっと資料が古いかとは思いますが、岩手県教育委員会で平成22年４月付の部分で安全衛生管理の手引というのが出されております。その中に安全配慮義務という部分について書かれています。ちょっとそれを読み上げたいと思います。安全配慮義務とは、民法、労働基準法、労働安全衛生法などの法令に基づき、事業者が労働者に対して負う義務、雇用契約に付随する義務の一つで、事業者に対して労働者の生命及び健康などを危険から保護するよう配慮を求めたものです。事業者が安全配慮義務を怠ることによって労働者が損害を被ったときは、下記のような損失負担が発生します。１つ、民事上の損害賠償責任、２つ、業務上過失傷害などの刑事責任、それから貴重な人材の損失、事故等による営業、操業停止に伴う経済的損失、それから社会信頼の失墜、訴訟等の準備に伴う経済的、時間的損失、それからさらに過労死等が発生した場合、億単位の賠償金の支払いを命ぜられた事例もあり、多大な損害を被ることがあります。安全配慮義務は、リスク管理という観点からも事業者が

真剣に取り組む必要のある問題です。

安全配慮義務は、従来物的環境の整備を基本として、安全教育の実施など、幅広く労働者の生命、身体の安全を保障するための措置を講ずる義務とされており、精神衛生の問題は職員の個人的な問題として、事業者の責任が問われることはありませんでしたが、近年社会経済全体の変動に伴って安全義務の内容も大きく変化し、職員の精神衛生が正面から取り上げられるようになってきており、判例においても、これは古かったのですが、電通事件、最高裁平成12年３月24日判決以降、精神的側面での安全配慮義務が問われる事例が増加していますというふうなことが書かれており、労働安全衛生は安全配慮義務を具体化したもので、労働者の健康を損なう危険の回避の配慮、健康の保持増進を図るための配慮、業務を適正快適なものにするための配慮、危険状態にある人の安全のための配慮を規定しています。事業者が安全配慮義務を尽くすためには、労働安全衛生法を完全に履行することが必要になりますというふうに書かれております。

直近のところでいきますと、富山県の例があったのですけれども、男性教員が16年度、３年生の学級担任と理科の教科担当、女子ソフトテニス部の顧問を兼務、同年７月21日にくも膜下出血を発症し、８月９日に死亡した。発症前日までの３か月の時間外勤務は１か月平均116時間で、国が定める過労死ライン月80時間を大きく超えていた。５月末以降、25日以上の連続勤務も２回あったというふうなことが公務災害に認定されました。市としては、訴えられたので、部活動の顧問は行うか否かの判断を含めて教員の自由裁量と主張した上で、男性教諭の役割は監視や声かけが主で、技術指導はなかったとしておりました。これに対し、裁判長は、男性教諭の中学校では基本的に全職員が部活動の顧問を担当していることから、全くの自主的活動の範疇に属するとは言えないと指摘、役割についても、生徒の健康や安全管理には相当の緊張を強いられ、技術指導の有無で左右されないとして市側の主張を避けました。さらに、校長が部活動の勤務実績に押印するなど過剰勤務を把握することは可能だったのに是正措置が取られていないと。校長に安全配慮義務違反があったとして、市と県に対して損害賠償請求がされて、8,300万円ですか、されております。学校は、もちろん子どもたちにとって安全で安心できる空間が第一なのですけれども、そういった部分は非常に重要な問題だと思われます。

そこで、３点目についてですが、超過勤務過多の教員がいたということで、教職員の意識改革をする方法としてはいいのですが、その原因を自己分析させているという。このことについては、自己分析するのではなくて、先ほどの安全配慮義務からすると、事業者、教育委

員会なり校長になるかと思いますけれども、その教員がどのような仕事をして、どのような部分が多かったのか、そういう部分について校長自身もちゃんときちんと把握する必要があるのではないかと、そういうふうに考えます。また、先ほどのプランの中にも、具体的な取組について、管理職員は所属職員の勤務の状況を把握するとともに業務改善を進め、所属職員の長時間勤務の改善に努めるようマネジメントの強化を図りますとうたっております。そういった部分については図られているのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員）　自己分析の部分と今の部分と２つ聞いているの。

○11番（山本好章議員）　自己分析をさせたということについて、本人ではなく、本人もすることは必要ですが、管理職、要するに校長、副校長等がどういう勤務内容なのかという部分を把握できているのかということをお尋ねします。

○議長（廣田清実議員）　ちょっと長くて、それが質問になっているのか分からなかった。

菊池教育長。

○教育長（菊池広親君）　ただいまの質問にお答えいたします。

まず、安全配慮義務違反、これは学校に限らず、例にあったように、事業所、労働者との関係でももちろんあることで、そしてこれはいわゆる働き方改革、つまり超過勤務のみに当てはまるものではなくて、例えばけがが予見できるような状況で体育をやった、または理科の実験で、これをきちんと予防していなければけがが起こるよというふうなことも安全配慮義務違反ということになります。なので、予見できることをきちんとサポートしていくということがこの安全配慮義務をきちんと遂行することと、まず捉えとすればそういう捉えであります。

そして、先ほど例示として超過勤務が多い教員に自己分析とありました。前提は、これは管理職が分かっている前提であります。つまり本町で行っている教職員の衛生委員会は、先ほど次長が答弁したように、管理職が参加しているわけで、そのデータは管理職が全て分かっているわけです。そして、実態として同じ方が毎月ずっと超過勤務をしているわけではない。なので、ではこの月に何が多かったのか、何をどうすればいいのかということを双方で考えて、その改善策を取っていくというのが先ほどの答弁で申し上げた趣旨でございます。よって、一義的にいわゆる服務監督者である管理職がその職員の実態を把握していると。ただ、その中で多くなっている職員に対してどのように指導していくかと。そのときにその原因がきちんと分かっていれば、その対処方法を両方協議し合いながら、よりよい解決策を得ていくと、そのような趣旨でお話ししたものです。

以上、答弁といたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員）　そのように面接等を行うというふうなことも書かれておりましたので、そこは十分やられているのだと思いますけれども、ちょっと小中学校のホームページを見て、各学校の教職員働き方改革アクションプランというものを見たのですけれども、目指す姿のところに、管理職が率先垂範を基本とし、自ら業務軽減と定時退庁を実践すると書いてあります。定時退庁した場合、管理職も同じ労働者なので、それはそれで構わないのですが、定時退庁していることによって、超過勤務している職員の働きぶりとか働いている状況について把握できるのでしょうかというところをお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

○教育長（菊池広親君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、各学校でも働き方改革プランというものをつくっております。今ご紹介されたのは目指す姿ということで、ここを目標にしましょうということで、管理職が率先して全て帰っているというふうな実態ではございません。実は今回、２月28日、新しい矢巾町の働き方改革プランというものの案を出して、各学校に持ち帰っていただいて、そして意見を吸い上げて、それを今度成案にする予定でおります。あわせて、その基礎データとして、県が働き方改革プランをつくるに当たって実施したアンケートと同じアンケートを本町でも実施して、その実態を捉えました。

一端を紹介しますと、例えば本町教職員がやりがいを感じるときはどんなときかといったときに、子どもたちの成長、笑顔が見られたとき、９割くらいの教職員がそう書いております。やはりこれは教職員の本務だと思います。そして、あなたの職場は働きやすい環境ですかということに対して、働きやすい、まあまあそう思うというのが、70％を超える職員がそのように回答をしております。これは、県の回答よりも多い回答になります。よって、町全体とすれば、子どもたちの姿に生きがいを感じて、そしてある程度働きやすさも担保できているものというふうにこのアンケート結果は捉えられると。

加えまして、ではどんなときに、時間外勤務の要因は何でしょうかといったときに、一番多かったのは、担任の業務とか、学校の事務分掌の業務、つまりこれは学校の中の事務的なところ、これを解消する必要が多分あるのだろうと。このパーセントは34％ですから、３人に１人ぐらいです。その次に多いのは生徒指導です。つまり問題行動等があった場合、放課

後を含め、あるときには夜も含め対応しているわけです。そういうときがやっぱり多いと感じる。また、時間ではなくて気持ちの問題で、どんなときに疲労感を感じますか。一番多かったのは生徒指導です。これが34.5％あります。よって、今までの中でも、心豊かな教育、育む教育をということもありました。この生徒指導の部分に働きかけるには、そのような子どもたちの心を耕すということもきちんと行いながら、そして時間の管理もしながら、両者協議しながら、よりよい学校生活を子どもたちが送れるように、そして教職員もライフ・ワーク・バランスを取りながら、そのようなものを理想にしながら今ある課題を一つ一つ解決していくべきというふうに考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員）　今教育長がおっしゃったとおり、ぜひ進めてというか、そういう職場が改善され、やりがいのある職場になってほしいなというふうに思っております。

時間も大分たってきたので、４点目についてですが、学校を支える人員体制の確保で、来年度から特別支援教育支援員が１名増員になるとのことですが、この増やすことができた要因は何なのか、また特別支援学級の中で、特別支援学級の平均人数、それから逆に言うと最大１クラス何人のところがあるのかをちょっとお伺いしたいと思いますし、学年のばらつき具合、要するに特別支援学級なので、極端な話をすれば、１年生から６年生までみんな入っているというような状況があるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　お答えいたします。

特別支援教育支援員を増やすことができた要因でございますけれども、まず大きい部分といたしましては、やはり配慮が必要な子どもたちが増えていると、そういった実態、そこに何とか応えたいというものがございました。そうなったときに、各校のニーズでありますとか、あとこれまで図書館運営に関わる支援員を本町独自で任用していたところでございますけれども、その方々に対する学校の思い、捉え等々も総合的に見まして、そちらから特別支援教育支援員のほうに予算的な部分を回すと。そういったことの工夫でもって１名増員というような形を取ったものでございます。

また、特別支援学級の状況でございますけれども、各校に特別支援学級、障がい種は様々でございますが、現在各校に設置されている状況でございます。また、その人数ですけれど

も、制度上、１学級、上限８名というふうに決まってございますので、最大でも１学級８名というような状況になってございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員）　実態は知っているので、特別支援学級なので、先ほど言ったとおり多分学年がばらついて入っているのだろうなというのは想像つくので、そこは省きますが、それで１つ、その支援員さんたちは会計年度任用職員だと思われます。最近の最低賃金の問題とか、そういう部分、給与面とか考えるとなかなか難しい状況であるかなとは思うのですけれども、そういった部分の給与面の改善等という部分はあるのか。ちょっと前に聞いたときには、勤勉手当がつくというようなこともありました。働く人たちについては130万円の壁とかという部分もあるので、そこまでは届いていない状況であると思いますけれども、そういった部分を超えての支給ということはこれから先考えられるものなのでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長（田村英典君）　お答えいたします。

ただいま議員からご指摘のとおり、令和６年度から期末手当と勤勉手当ということで給付が増えます。それから、給与面に当たりましても、令和６年４月から一般職員と同等な給与に当たるように見直しをするということで準備しておりますので、そこはしっかり対応したいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員）　あとあわせて、この中にはなかったのですが、専任の学校図書館司書の配置はあるのかどうかお伺いしたい。要するにそれだけのため、図書館司書としてだけ配置されている職員はいるのかどうか。

○議長（廣田清実議員）　南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　お答えいたします。

本町におきましては、専任の方はおりません。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員）　では、これで最後にします。

５点目ですが、新しい改革プランを作成して、今学校のほうにいろいろ今意見を聴取しているということでありましたけれども、今年度とプランと比べて何か新しいもの、それとも中身はあまり変わらず、時間の削減等だけになっているのか、そこについてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　お答えいたします。

先ほど教育長答弁の中でも触れましたけれども、今回のプラン策定に当たりまして、県で行っているものと同じ内容のもので本町の先生方にもアンケートを取りました。その中で、本町の実態として、県と比べてということになりますが、大きく弱い部分と言ったらいいのでしょうか、そういった部分、例えば先ほどもございましたけれども、働き方改革に関わる管理職の関わりという面で本町は若干弱いという部分が見えてございます。そこを何とかリーダーシップを管理職には執っていただきたいということから、そこに関わる文言を入れておったりでありますとか、あとは個々の職員の中で、働き方改革に関わる意識の面で若干弱い部分、働き方改革という言葉は分かってはいるのだけれども、自校のプランでどういった目標が示されているのか、その認知の部分で若干弱いのかなと、そういった実態も見えました。やはり推進するに当たっては、どういった目標が掲げられているか、そこが分からないと意識化が図られないだろうということから、そういった部分につきましてもプランの中に改めて明示をしたところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　これで１問目の質問を終わります。

これより暫時休憩といたします。

昼食のための休憩といたしまして、再開を13時といたします。

午後　０時１０分　休憩

――――――――――――

午後　１時００分　再開

○議長（廣田清実議員）　再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

次に、山本好章議員の２問目の質問を許します。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員）　それでは、２問目に入りたいと思います。

西部地区の観光活性化について町長にお伺いしたいと思います。矢巾温泉や町営キャンプ場、煙山ひまわりパークのほか、城内山、南昌山など自然景観を生かした地域の活性化が求められ、観光スポットとして人を呼び込む地域づくりを進めることとなっていますが、関係人口を増やすためにはリピート率を上げることも必要と考えます。特にひまわりパークは、全国的にも取り上げられることがありますが、見て楽しむだけではなく、コラボイベント等を行ってもよいのではないかと考えることから、以下伺います。

１つ、ひまわりパークで人を呼び込むためにはどのような取組があったのか、またその成果はどうだったのかを伺いたいと思います。

２つ目、ひまわりパークについて何か新しい企画を検討しているのか、例えば矢巾温泉や民間事業者とのコラボ等は考えていないのか伺います。

３、西部地区の観光スポットのＰＲを今後どのように盛り上げていく予定なのか伺いたいと思います。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　西部地区の観光活性化についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、毎年５月上旬に菜の花、８月中旬にはヒマワリが見頃を迎えるよう管理しており、この畑の中央部の東西と南北に回遊コースとして通路を設置したほか、見晴台や特別空間を表現するドア、幸福の鐘を鳴らす器具を設置するなど、写真撮影スポットとして来場者から好評を得ているところであります。

２点目についてですが、来年度の新しい企画として、子どもさんたちが楽しめるヒマワリの迷路の作り込みや、部分的に背丈の異なったヒマワリを配置し、写真撮影スポットに工夫を施すほか、大人が夜に楽しめるライトアップなどを検討しております。また、夜間にキッチンカーの出店と併せて夜のヒマワリ祭りなどの開催を検討しております。

３点目についてですが、本町の自然環境を生かした取組を念頭に、例えば町営キャンプ場利用者に南昌山登山を併せて提案するほか、ひまわりパーク訪問者に対し近隣の民間アスレ

チック施設の利用を提案するなど、複数施設での取組により相乗効果が図られるよう企画して、西部地区の魅力ある観光スポットを町の地域情報発信ステーションやＳＮＳで周知するなど盛り上げてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員）　１点目についてです。１点目というか、この間の会派の視察で山形県の南陽市のラーメン課を視察してきたところです。ラーメン課というのは実際はないのですけれども、その中で、約３か月というちょっと長期の期間ではあるのですが、南陽市内のラーメン店を巡るということで、約40店舗でしたか、カードを支給し、そのカードを集めることによって、いろんな景品とか、あとそういったコラボ商品、「ラーメン大好き小泉さん」という漫画の作家の方がいまして、それとコラボして、その方がデザインしたＴシャツを配ったりとか、そういうことをやっているということを見てまいりました。そのことを参考に、矢巾町の場合、ヒマワリだけの期間だと２週間、長くて１か月かなと思うのですが、そういった中で今回見ると、いろいろ昨年に比べ工夫はされているようですけれども、さらに工夫する上で、１か所だけ見るのではなくて何か所か見るような形で、今言ったようにいわゆるスタンプラリーみたいな形で、ひまわりパークとか、町営キャンプ場とか、保養温泉とか城内山、それとあと水辺の里はちょっと今どういうふうになるかあれですが、そういった部分を回ったらばスタンプなりチェックするような形で、それを回ってきたよという人には何らかの景品をあげてもいいのではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　ご提案、誠にありがとうございます。

ヒマワリにつきましては、昨年は今まで定番でやっておりました煙山ひまわりパークのほか、これも数年前からやっていますが、和味フラワーパークもございます。それに加えまして……和味フラワーパークご存じないですか。石切茶屋という渋田商店の裏側、町長の自宅の入り口のほうにあるのですけれども、そこもぜひ御覧いただきたいと思いますけれども、その２か所目に加えて、３か所目として、昨年から駅西、岩崎川の通りのさつき公園というところで、要は電車に乗った人がヒマワリを見られるというような形で、時期を若干ずらしながら、なるべくヒマワリを鑑賞する機会を増やそうということで、そういう取組もやっておりますので、皆さんにちょっと周知が足りなかった部分がありましたらば、そこは大変申

し訳ございませんでした。今お話がございましたカードを集めるというか、スタンプラリー的な発想かなと思うのですけれども、周辺の関係施設とそういったコラボを実施することも一つの方法かなというふうに思いますので、前向きに検討させていただきたいというふうに思ってございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員）　ぜひ検討していただいて、ちょっとお金かかったりするので、いろいろ財政的な面もあるかなとは思うのですが、ご検討いただければなと思います。

あと、町内の人は今の場所的な部分とか分かるのかなと思うのですが、昨年のことだからあれですが、ちょっと行ってみたらば、案内板もなくちょっと分かりにくいような、ひまわりパークに行ってみても、ここがひまわりパークだよという表示が全くなかったので、時期がずれていたせいもあるのかなとは思うのですが、そういうところでやっぱりもうちょっと宣伝というか、兼ねるのであれば、もうちょっとここがひまわりパークですというようなものがあってもよかったのではないかなというふうに思いますし、あとちょっと注文をつければ、細かいことですが、ドアがあるのですけれども、ドアを中心に撮影スポットという形でやられているのは非常にいいのかなと思うのですが、あれだと私的には扉を開けたらヒマワリ畑があったみたいな形になってくれればいいのかなと思うのです。そのためには、もう少し周りを見えなくするような形で、入り込まないような形にすると。扉を開けたらばヒマワリがいっぱい咲いていると、そういうふうな工夫とか、そういった部分のもうちょっと来てもらって困らないような形、困らないというか、もうちょっと分かりやすい、あと駐車場も本当にここ駐車場なのかなと思うような形であったので、そういうことを考えていることはないのか、よろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　ただいま案内板のお話がございました。案内板につきましては、常設の案内板は各所にありますけれども、恐らく目につきづらかったのかなというふうに思いますので、そこは工夫をさせていただきたいと思いますし、もちろんその期間、見頃の期間につきましても、工事用看板を使いながら臨時の案内する看板を設置しておりますので、もう少しそれについても工夫をしながら、皆さんが目につきやすいところに配置するように心がけたいというふうに思います。

あと、ドアのほうでございますけれども、これは多分撮影者の工夫の仕方によって写り込

まないようにもできるのかなというふうに個人的には思うのですけれども、やはりそこは素人の方々が撮影するわけですから、その撮影方法も、こうやったらうまく撮れるよというような仕方も提案させていただければいいのかなというふうに思ってございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員）　もう一つ、あとＰＲの部分についてなのですが、ひまわりパークの部分ももちろんではございますけれども、町のホームページも変わったということで、昨年度のを見ると、ひまわりパークしか見なかったからあれですけれども、パークだけ見ると、１週間に１回ずつ、それで今配置されています、見頃です程度しかなかったので、せっかく宣伝するのであれば、専用のページ、バナーで見られるような形とか、そういう形で進めていただきたいし、あとこの期間、ここからここまでの期間はこういうことをやっていますみたいな、例えば今回やるような、夜企画するというようなキッチンカーの出店とかというヒマワリ祭り、やるかどうかあれですが、そういうことを企画しているので、そういうところについての宣伝をしたほうがいいのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　ホームページのリニューアルによって、どの程度まで周知を図れるかというのは、担当課である企画財政課と相談しながら進めたいと思います。去年につきましては、１週間に１回というわけではなくて、もう少し頻繁にホームページを更新いたしまして、今日はこういう見頃の日ですよとか、枯れてきました等、結構短めに紹介はさせていただいたところですけれども、遠くから来る人に関しましては、ちょっと時期早かったかなとか遅かったかなとか、ちょっと残念がってその場所を去る方もいらっしゃったものですから、その辺はもう少し効果的なＰＲの方法に努めてまいりたいというふうに思ってございます。今専用ページ、バナーの話もございましたけれども、それも大事なのですけれども、多分今一番いいのは、ＳＮＳで発信することがホームページに行ってもらうよりも、Ｘとか、あとインスタとか、そういったものの活用方法というものも積極的に取り入れたいというふうに思っております。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　ホームページについてちょっとだけ補足させてください。ホームページをリニューアルさせていただいたわけなのですけれども、新たにトピックスというふうなところを設けてございます。ただいまの期間であれば、確定申告がそのトピックス

というところで載っているところでございます。ヒマワリの時期につきましては、ぜひ特集をさせていただいて、ＰＲをさせていただきたいと思っています。よろしく願います。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員）　それをやるに当たって、ちらっとさっきありましたが、特産品、どういうものを挙げるかによりますけれども、その辺のＰＲとか、あと先ほど言いましたスタンプラリーの景品に矢巾町の特産品を使うとかという宣伝をするという方法もあるのかなと思いますので、そこら辺をぜひご検討願いたいということで最後の質問にしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　この点につきましても前向きに考えていきたいと思います。代表質問で水本議員さんからも西部活性化についていろいろご意見賜りましたし、ただいま山本議員さんからも西部活性化についてご質問を頂戴いたしました。いろいろご提案いただいた内容につきましては、前向きに行っていきたいというふうに考えてございますので、まだこれからいろいろアイデアあるかと思いますけれども、そのときにはぜひご意見を賜りたいと思います。ありがとうございます。

○議長（廣田清実議員）　よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　　次に、３問目の質問を許します。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員）　では、３問目に入りたいと思います。

一般国道４号盛岡南道路について町長にお伺いしたいと思います。一般国道４号盛岡南道路の整備促進について、地元と国の橋渡し役として、国土交通省岩手河川国道事務所と連携し、早期着工、早期完成に向けて最大限の支援を行っていくとのことであります。該当地区においては、意見、要望聴取も行われているようです。現時点で地元への要望はどのようなものがあると捉え、どのように橋渡ししていくのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　一般国道４号盛岡南道路についてのご質問にお答えをいたします。

現時点における地域の皆様からの要望につきましては、昨年10月に今度の対象になる沿線

８つの自治会から意見聴取をしており、特に児童生徒の安全な通学路の確保について強く要望されております。ほかにも一般国道４号が整備されることにより地域分断の回避や農業用道路の確保などについて要望が出されており、岩手河川国道事務所にその旨をお伝えしているところであります。今後も引き続き地域の皆様からの意見を吸い上げ、国との橋渡し役として最大限の支援を行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員）　地域の意見を吸い上げていただき、伝えていただいているということは理解いたしました。

８次総合計画の中においても、国道４号盛岡南道路の部分について記載がところどころにあり、これが決まらないと結局計画ができないというような状況になっていると思いますけれども、そういった部分で今の段階として、前に聞いたときには３月には素案ができるかもというお話でしたけれども、そういった部分については今お話しできるでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君）　お答えいたします。

現時点におきましては、まだ岩手河川国道事務所のほうから、設計というか、まだお示しできるものは発表になっておりません。ただ、おおむねのコースのところは、以前のところとそこまで変更はないものと理解しております。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員）　はっきりしない中で、この間の町長の施政演説のときの中では来年の３月には計画ができるのではないかというふうなお話がありましたので、ぜひともそこのところ、その途中経過も含め知らせてもらえる部分がありますならば、できるだけ知らせていただきたいと思いますし、そういう部分の吸い上げの機会はまだこれからもあるのか。意見の吸い上げの機会はあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君）　お答えいたします。

本年度中に説明会があるものと私どものほうでも考えておりましたので、随時内容等が分かりましたらば情報提供のほうをさせていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、この盛岡南道路については、今まず一番あれなのは、やはりこれからあれなのが用地買収、その前の予備設計を含めてです。だから、今のところ国からの情報では、まだ漠然としたあれなのですが、いずれ設計が終わると、もうこの用地交渉、そこが大きな山になって、そこにお金がシフトできれば、あとはもうどんどん前に進めていくと思いますので、そこで実は、この間代表質問の冒頭でもちょっと時間をいただいてお話ししたのですが、今できるのであれば２工区、西バイパスからここは渋滞緩和と。矢巾スマートインターチェンジからは、救急車両の受入れ、いわゆる命の道路として、今のところその要望をさせていただいておりますので、このことについてはしっかり取り組んでいかなければならないと。

あともう一つは、実は昨日、達増知事が徳田橋の開通、今月23日で、議員さん方にもぜひご出席いただきたいと思っておるのですが、いずれそういった命の道、命の橋、そういったことをしっかり構築しながら、これがやっぱり企業誘致とかに一番大きく関係性が求められるところになってくるので、そういうことでしっかり取り組んでいきたいと。これからも県、国に対して皆さんと一緒になって要望してまいりたい。できれば一日も早い実現、これに取り組んでまいりますので、あと地域でも何かお話があったときは、全部100％とはいかないと思うので、まずいろんな形でご支援していただければなということで、そこのところも地域に帰りましたらば、ひとつ地権者の方々をはじめ実際利用される方々にもご理解いただくように、みんなで一緒になって取り組んでまいりたいと思いますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員）　今のとおりぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それで、ちょっと気になるところで、児童生徒の安全な通学路の確保、あと農業用の道路の確保などがいつも要望されているわけですけれども、ちょっと考えるに、南道路の高台になっているところ、ああいう高台になると、通学路の確保といっても、道路の上、あそこを通る人はほとんど見かけることはございません。それを考えると、ぜひそういう観点も見ながら、町としての要望みたいなものも含めて考えていただきたいと思いますけれども、そういうことをお願いして、その辺についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君）　お答えいたします。

今の盛岡西バイパスのイメージがやはりありますので、そちらがあると思うのですが、あの道路は上に歩道も自転車も全部ついておりますけれども、それ以降造られている県内の国道等を見ますと、もう上に盛土しているのは車道のみで、歩道部分とかはもともとないか下のほうにあるかというふうな形になっておりまして、車道部分とは分離されるような形で今は進んでいるものが多いと認識しております。そのほうが車と離れることでの安全性の確保も取られるものですから、その方向で進めていければと考えております。

あと、平面交差と立体交差とございまして、平面交差になりますと、現状の交差点も見ていただければ分かるとおり、走行車線が２車線、それに左折レーン、右折レーンがついたりすると８車線分になりまして、実際子どもたちが横断するというのにも非常に困難を伴う部分がございます。また、立体交差も、本当の立体交差と単純立体交差といいまして、通り抜けるだけの立体交差もございます。そのほうが子どもたちにとっては安全な形というふうにはなりますので、場所に応じて適切な交差の方法を要望してまいるところでございます。

○議長（廣田清実議員）　現状はまだこれからということで、要望は出ているみたいなので。

その他再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　以上で11番、山本好章議員の質問を終わります。

次に、７番、齊藤勝浩議員の質問を受けます。

齊藤勝浩議員。

それでは、１問目の質問を許します。

（７番　齊藤勝浩議員　登壇）

○７番（齊藤勝浩議員）　議席ナンバー７番、矢巾未来の会、齊藤勝浩でございます。どうぞよろしくお願いします。通告に従いまして質問をさせていただきます。

質問１、質問事項、2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けた取組について、町長に答弁をお願いいたします。矢巾町は、2022年６月29日にゼロカーボンシティを表明し、国の指針に沿うべく、環境省の重点加速化事業への取組を開始されております。令和６年度の施政方針では、さらなる温室効果ガスの排出削減を図る指針を表明されましたが、その取組について以下お伺いします。

１、宣言における温室効果ガスの排出量計測について、排出量の算出の可視化を行いと明言されておりますが、宣言時より１年９か月経過しました現在、観測、計測、評価の状況は

どのようになっておるのでしょうか。また、どれだけの排出量が削減されたか把握されておりますでしょうか。

質問２、CO_2排出については、６割がライフスタイルに起因する、衣食住を中心とした家計消費のものと分析されております。今後継続的に削減を進めるために、前提条件であるライフスタイルの脱炭素促進に向けた変化（一人一人のアクション）へ力を注ぐ必要があると思いますが、促進へどう取り組むかお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　７番、齊藤勝浩議員の2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けた取組についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが､町内全域の温室効果ガスの排出量に関する把握方法等については、来年度に策定する矢巾町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に定めていくこととなります。事業所としての矢巾町の二酸化炭素排出量は、昨年度において年間約3,900トンと把握しており、2013年度比で約23％の削減が達成されております。

なお、削減に資する効果的な取組の傾向を各施設単位で分析する上で協定を締結いたしましたゼロボードを活用し、令和４年９月から町内公共施設19か所の試算を進めておるところであります。また、他の削減された排出量につきましては、町が行った事業に限りますが、令和４年度以降の４つの事業の実施により、年間約94トンの削減効果があったものと試算しております。

２点目についてですが、温室効果ガス排出量を継続的に削減し、目標を達成するために、公共部門だけの取組では達成できないと考えており、町民お一人お一人のライフスタイルにおける行動変容の積み上げが重要になると考えております。そのためにも、施政方針でも述べさせていただきましたが、エネルギーの地産地消という認識への変化や、生活習慣、既存イベントなどの他分野とのタイアップによる相乗効果を狙った事業を積み重ねることで、町民が環境問題に無理なく、かつ持続的に取り組めるように努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○７番（齊藤勝浩議員）　ご答弁いただきました。この取組は、地球環境の改善確保に対する全世界的問題であるのは皆さんご承知のとおりだと思いますけれども、施策の目標は、気候

変動を抑制し、地球環境維持であり、政策分野を問われない横断的課題であるということも取り組む観点の中にあります。

国は、2050年カーボンニュートラル実現に向けて、2030年までの10年間が重要期間と位置づけております。そして、2020年から2025年の５年間に政策動員集中期間という期間も設けられております。そのことにより、二酸化炭素の排出実質ゼロを国として対策を練っていくというような流れの中で、岩手県においては県内事業者までの温暖化対策の公表を始めておるような次第でございます。

ここで、矢巾町においても環境省の重点加速化事業にのっとり、様々な施策に取り組んでおられるのも承知ではありますが、答弁において、町内の排出量の把握については来年度策定する計画に定めるといただきました。元来スタート基準の数値を把握し、数値を公表していただかなければ、自分たちは今どこにいるのか、そしてどのくらいのことをしなければならないのか判断できないと考えますが、それはどうお考えでしょうか。また、消費効果があったというお話もありましたが、これは事業系のお話だけで、事業者に対する基準はどのようなものだったのか、お知らせ願います。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　田中舘町民環境課長。

○町民環境課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、スタート地点での数値、いわゆる基準になるかと思うのですけれども、先ほど町長答弁の中にございましたとおり、どうしてもスタート地点をどこに捉えるかというのは数字を把握するのがすごく困難でありますので、まず来年度策定する計画の中でどういうふうに把握していこうかということを含めて数字を把握していきたいなと思っておりまして、そこからどういうふうに事業者の方とか、あるいは個人の方が取り組んでいくことができるかという手法をお示ししていきたいなと思っております。というのも、この二酸化炭素の量というのは、本当に１個１個具体的に把握するのが非常に困難で、これは議員もご承知かと思いますが、どうやって可視化していくかというのが本当に困難な数字でございます。先ほど答弁にございましたゼロボードとの提携を行って、システムを使って、今我々矢巾町としても取り組もうとしているのですが、これらも含めて見えてきたものは、事業者としての矢巾町として見えてきたものがございます。その中でそれを分析して、どこを工夫すれば二酸化炭素を削減していけるかというのを我々も取り組んで、それを例えば事業者に皆様にお示しして、こういうふうに取り組めるのではないでしょうかというのを我々は公表していきたいな

というふうに考えております。

それから、２番目の事業者に対する……すみません。その基準というところが。

○議長（廣田清実議員）　では、もう一回。

○７番（齊藤勝浩議員）　答弁のほうで、削減の効果があったということで、何を基準に測定して効果があったと判断されたのかというところです。

○議長（廣田清実議員）　田中舘町民環境課長。

○町民環境課長（田中舘和昭君）　すみません。ありがとうございます。

これは、例えば役場等で使っている重油ですとか、あるいは電気、それらを全部集計いたしまして、国のほうで示している率があるのですけれども、それを二酸化炭素排出量に換算した推計値でございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○７番（齊藤勝浩議員）　なかなか田中舘課長も苦しいような、算出するのは苦しいと私も思いますが、ただやっぱり基準がないことには始まらないし、適当になってしまうのかなと思います。私も廃棄物とかスクラップ絡みの仕事に携わってきたので、なかなかそういうところは苦しいところもあると思いますが、何とかよろしくお願いいたします。

続きまして、ゼロボードの部分も「やはぱーく」のほうで私も確認させていただいておりました。すばらしいことをやり始めたなと私は思っております。また、昨日は横澤議員や、本日は小川議員のほうからもお話があったところで、ダブる部分もあるのですが、Ｊ―クレジットの話もありましたけれども、先ほど田中舘課長のほうは、森林のほうに二酸化炭素を吸収させるというところもあるのですが、釜石なんかではワカメでＪ―クレジットを売っているような流れも今は出てきているので、そういうところも多岐にわたって進めていければと思いますが、次の質問なのですけれども、全世界的問題の中で、地区で個人個人のリユースの周知をしていく中で、視察してまいりました四国、神奈川、東京足立というところの中では、四国ではゼロ・ウェイストということで、焼却ごみや埋立てごみをなくすという活動で80％、これは小川議員がお話しされました。神奈川におきましては、藤沢市でリサイクルの推進ということで、市民への周知、ごみの回収は自宅前の回収と。もう全く個人責任で分別したものを出してくれというふうな、また焼却炉におきましては、最新の99.9％、可燃物は化石燃料を使わないというふうなところで、１基、２基とあるうちの１基においては１億円、タービンを回して１億円の電気を発電し、市民のほうに供給しているというふうな流れ

の施設もございました。足立区におきましては、ちょっと観点が違うのですけれども、おいしい学校給食というような流れの視察だったのですけれども、区長は学校給食の残す率が７割あると。健康と掛け合わせて、おいしい給食で完食させるのだと。なおかつ焼却CO_2の削減をするのだというふうな取組で、15年くらいかかったようですけれども、７割減というふうな結果を残されておりました。

そんな中で、これもちょっと難しいお話なのですが、CO_2の排出は、ライフスタイルの中から排出されるものが６割もあるという中で、町民のほうに今後どういうふうな発信をして、どのくらいのCO_2を削減していく運動を進めていくのかという計画も課長のほうにちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　それでは、詳しい詳細は担当課長から答弁させますが、今お話があったとおり、ライフスタイルの問題からいろいろ、例えばごみのあれでいろいろやってきたのですが、循環とサイクルと。今ＲＥのリサイクルだけが中心になって議論されるのですが、できればプレサイクルと。前もってサイクル、循環をさせる、このことが大事ではないのかなと。だから、例えばリターナブル、昔だったら一升瓶ですね。おやじに酒買ってこいと言われて、はかりであれでした。一升瓶、本当に貴重なあれだったわけです。そういうふうなものを使って、今でもボトルｔｏボトルとかいろいろです。だから、サイクルでも、リサイクル、ＲＥとプレサイクルと、この考え方を。今まではリサイクルだと、そういうことだったのですが、これからは前もって循環させる仕組み、これが非常に大事になってくるのではないかと。それからあと、フードロスのお話もあったのですが、今例えば私は矢巾観光開発で仕事をさせていただいているので、必ず持ち帰り。残ったらば、それを風呂敷に包んで持ち帰りをしてもらうように、ごみとしてあれするのではなく。だから、折にちゃんとあれしたらば、なるべくそれ以外のものはつけないようにして、そういう一つ一つの工夫というか。だから、これからいわゆる環境問題は、どのような物差しを当てて考えていくか、どういう仕組みづくりをしていくか、非常に環境問題というのは奥が深いのです。だから、田中舘課長のさっきの答弁は私に言わせればまやかし答弁で、担当課長だったら、この物差し、仕組み、これを町民の皆さんにいかに訴えていくか。

それから、今矢巾町では、ごみの集積所、私はごみ集積所と言うなと言っているのです。あるときはごみのステーション、あるときはリサイクルのステーションにもなるのだと。そこが地域の人たちが決めた場所だと。だから、これからもうコロナも落ち着いたので、青空

教室を開いて、そして町民の皆さんに。今私が一番あれなのは紙おむつ。これから盛岡広域環境組合に10割ですから、いかにしてごみを出さないかと。今一番最後の課題は紙おむつなのです、家庭系でも事業系でも。今度、富良野で今いいものがあると。うちの田中舘課長の情報ですから、正しい情報かどうかあれですけれども、行ってみてはどうかということで、まず富良野で。あと、ラベンダーがあるのです。だから、先ほどの山本好章議員のヒマワリばかりではなく、菜の花だけではなく、ラベンダーなんかもみんなで一緒になって考えていきたい。だから、そういうことを一つ一つ。あと、堆肥も今あれなのです。昔だったらレンゲソウとか何かいわゆる緑肥に使った、そういうようなものも考えていくということで、環境問題は物すごく幅広い、ライフスタイルだけではなく。だから、このことについてはこれからみんなで知恵を出し合ってやっていきたいということで、あとは担当課長のほうから答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員）　田中舘町民環境課長。

○町民環境課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問についてお答えいたします。

今町長がお話ししたとおり、環境問題というのは本当に幅広いです。少しお話しさせていただきましたが、脱炭素もいろんな分野に影響いたします。昨日もお話ししましたが、エネルギーの自給自足ということも脱炭素につながりますし、焼却するごみを減らすことによって、そもそもの発生する二酸化炭素を減らすということも非常に大切なことでございます。町民の方お一人お一人取り組める部分という中で、例えばごみの部分で言った場合なのですが、これが恐らく一番取り組みやすいのかなと思っております。例えば焼却するごみを減らしていこうかといったときに、それぞれの家庭で今生活している中であるものを減らしていくのはかなり難しくなってきている。いろんなメーカーが、例えばペットボトルを薄くしたりとか、あるいは包装を簡易にしたりとか努力をして、そうやって焼却するものを減らすという努力もありますけれども、やはりそもそも使っているものをどうやって減らすかということだと思っております。これは、当課で今どういうことに取り組めるかというのをそれこそ次の計画に盛り込みたいなと思っているのですが、例えばですけれども、いろんなイベントで、例えばコップですとか箸とか皿とか、そういったものを使いますけれども、先ほど町長からリターナブル瓶というお話があったのですけれども、何回でも使えるものを使うことによって、例えばカップならカップを、飲物を飲んで、それをそのまま１杯で捨てるのではなくて、何回も使えるようなものを導入できないかとか、そういうことによってそもそも排出するごみを減らして燃えるごみを減らすということも一つの方法なのではないかなと課

内では今議論しておりますので、そういった本当に町民の方が取り組みやすい部分を考えながらお示ししていければなと思っております。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○７番（齊藤勝浩議員）　町長のほうから、最終的な処分のものが紙おむつというふうなお話もありました。確かに四国の上勝町、ゼロ・ウェイストのほうを訪問したときは、80％到達しているのだが、残り、その紙おむつと、あとゴム製品、革製品に困っていますと。ただ、瀬戸内海の向かいのメーカーのほうには今問い合わせて、処理のほうは可能な流れになっているというふうなお話も聞いてまいりましたし、北海道のほうにもあるのであれば、ぜひそういうところも視察していただいて進めていただければと思います。

そんなところで、私のほうは各家庭の個人のほうの処分のところ、なかなか大変な作業になると思いますけれども、ただ矢巾町においては分別した回収をされています。ましてや肥料も作られております。東京のほうの給食につきまして話を聞いて、成果を上げた、なおかつ学校給食の予算のほうにも回せたと言っていますが、まだ３割残飯が出ると。その残飯はどうしているのですかと聞いたら、やっぱり焼却だと。矢巾町が勝ったなと。一言お話をさせていただきました。当町は肥料にしておりますというふうな話をさせてもらいました。向こうは何か興味津々、ああ、そうですかということで、何か考えをただすような話もしておりました。そんなこんなでいろいろと交流しながら、またこれも進めていければと思いますし、ぜひ日本一になれるよう田中舘課長を盛り上げていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員）　質問になっていない。一般質問は、意見を述べる場ではなくて一般質問をする場なので、質問に変えてください、最後には。

これでいいですか、１問目は。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　それでは、１問目の質問を終わります。

次に、２問目の質問を許します。

齊藤勝浩議員。

○７番（齊藤勝浩議員）　では、２つ目の質問をさせていただきます。

質問事項、町民の健康と人口減少対策について町長に答弁をお願いいたします。我が国の総人口は、2004年をピークに人口減少過程に入り、現在毎年減少の報告がなされ、国立社会

保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口、平成24年１月推計によると、今後2048年には１億人を割り、80年後には120年前の水準、5,000万人まで減少するとの推計があります。矢巾町もその例外では決してございません。現在少子高齢化に歯止めが利かない中、今後生産年齢人口の減少により、長期的には税収などの歳入の減少が予想されます。一方、高齢化はさらに進むことから、社会保障関係費が増加することが見込まれます。

矢巾町は、令和６年度施政方針において生涯を通じた健康づくりの推進を掲げ、町民は自分の健康は自分で守るという意識の醸成を図り、健康寿命の延伸を目指すとした施策について、以下お伺いします。

１、矢巾町の健診事業レベルは高い水準に位置すると認識しておりますが、施政コメントでの自分の健康は自分で守るのごとく、健診を受け、フォローを受けるまでの現行の受診者の自己責任に依存する割合が大きい流れでは、健康寿命の延伸はなされないのではないでしょうか。自分の健康は自分で守り、つくるに関し、もう一歩踏み込んだ指針が必要ではないかと思われます。

２、事実、予算決算報告において、国保会計の保険給付、高額療養費部門において、この３年間、当初予算に対し最大6,000万円強の補正がなされております。この社会保障費の減少を図るために、健診統計の分析を強め、総花的な健康対策から、町民が罹患する割合の高い疾病のピックアップを行い、それに特化した対応を推し進めることも必要ではないかと思われますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　町民の健康と人口減少対策についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、町では現在、すべての町民が健やかで心豊かに生活できる健康なまちづくりの推進を基本理念とした、町民の健康づくりの行動指針となる健康やはば21（第３次）の策定を進めているところであります。計画の基本方針といたしましては、健康長寿を目指し、生涯を通じた健康づくりの推進、町民が主体の健康づくりの推進、地域との協働の健康づくりの推進、この３つの推進を掲げ、生活習慣の改善を含めた効果的な健康づくりのため、個人の意識や行動だけではなく、町民の皆さんを取り巻く社会環境が整備改善されることも重要と捉え、関係機関や団体など、それぞれの特性を生かし、町民の皆様が主体的に健康づくりに取り組めるよう、総合的に環境整備に努めてまいります。

また、生涯を経時的に捉え、町において、人間関係、仕事や家庭など、あらゆるシーン、

このあらゆるシーンというのは、ライフスタイルにおいて、健康づくりのためのポジティブな心理状況や行動をつくることの積極的な手助けをするライフコースアプローチを踏まえた健康づくりを基本的な方向の一つとして、健康づくり運動を着実に進めてまいります。

２点目については､国民健康保険では､国保中央会が開発いたしました国保データベース、これは通称ＫＤＢと言っているのですが、このシステムを活用し、健康医療情報等のデータ分析や事業計画等への反映を行っているところであります。当該システムの活用により、疾病別医療費の分析や特定健診などの受診、未受診別の医療費分析が可能となり、より罹患リスクの高い方などを抽出し、生活習慣病の重症化予防対策事業を展開しているところであります。また、被保険者ご自身が健康状態を知っていただく機会といたしまして、特定健康診査の受診が大前提となることから、健診未受診者対策事業も継続して行っているところであります。

なお、社会保障制度を持続可能なものとするため、現在策定を進めております矢巾町国民健康保険第３期データヘルス計画・第４期特定健康診査等実施計画に基づき、引き続き詳細に分析を行い、生活習慣病の発症予防及び重症化予防を極めて重要な取組として、戦略的に事業を実施してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○７番(齊藤勝浩議員)　矢巾町の取組もレベルが高いものと私は判断しておりますけれども、そんな中で守りということだけであれば、なかなか健康長寿、そして健康寿命の延伸はなされないのではないかというふうに思っております。国でも「健康日本21」３次計画に入り、スマート・ライフ・プロジェクトということで、健康寿命を延ばしましょうというのが厚生労働省のほうで発表されております。その中では、健康寿命の延伸と健康格差の縮小、主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、健康を支え、守るための社会環境の整備、それが健康寿命の長さ、真の健康、幸せのあかしというふうな文言を発しております。そんな中で、矢巾町のほうでは健康をつくるという取組について今後どのようにお考えになるか、お話を聞かせてもらえればと思います。

○議長（廣田清実議員）　浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、施政方針にありますとおり、自分の健康は自分で守る、それはまず個人の大前提と

いうことで、今回国のほうもこの健康づくりの計画の中の一つのキーワードは誰一人取り残さないです。それが社会環境の整備とライフコースアプローチということで、いわゆる生涯に応じた健康づくりのアプローチをしていきましょうというのがキーワードになっています。そういう内容を我々も今回「健康やはば21」の中に盛り込みました。

誰一人取り残さないという点で、先ほど社会環境の整備という点がございましたが、それは様々な専門の先生方の研究の中で、人とのつながりは禁煙をすることと匹敵するというような文献もあるようです。ですので、我々が健康づくり、高齢者の様々な居場所づくりもそうですが、そういう場をしっかりつくり上げていきたいなということを思っております。また、ライフコースアプローチも、対象年齢として、やっぱり幼少期からの暮らしの積み重ねが後々の健康課題につながる場面もありますので、そういう部分をしっかりいろんなところとつながり合って進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○７番（齊藤勝浩議員）　浅沼課長のほうから今幼少期の頃からというふうなお話をいただきましたが、視察してまいりました、これも足立区ですけれども、東京足立区のほうは、糖尿病疾患を特定し、それに特化して、10年ほどたったらば、かなりの社会保障費の圧縮がなされたと。また、もう一つは、企業のまちであったということと、かなり治安が悪かったというような流れの中で、子どもに対する目線がちょっと低かったのだというところで、学校給食、それから貧困の解消ということに取り組まれて、子どもさんたちには、学校教育の中で中学校卒業までに御飯を作れる習慣を、そしておいしい給食をというふうなレシピまで作って、ご自宅で作らせるような流れを取っておりました。若年者に若いうちから健康に関心を持たせるというふうな取組をなされておりましたことに共感を受けてまいりました。

そんな中で、足立区は東京都レベルに達するまではというような強い意気込みを持ってやっておりましたが、矢巾町においても、比較、勝った負けたではないのですけれども、レベル感というものを図って公表していくのもいいのではないかと思いますが、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　どこのレベルって、そのレベルのところが答えられない、きっと。

○７番（齊藤勝浩議員）　市町村レベル、県レベル、全国レベル。

○議長（廣田清実議員）　矢巾町のレベルを示してという意味ですか。

○７番（齊藤勝浩議員）　はい。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　それでは、今齊藤勝浩議員から鋭い質問が出たのですが、先ほどの答弁の中で、国保データベース、私どもは分かりやすくＫＤＢと。このデータベースが非常に大事なのです。いろんなものが盛り込まれて、本町の位置づけというのがこのデータベースで分かるのです、何が足らなくて、何がうまくいっているか。だから、先ほどの私の答弁の中にもあるのですが、そういった国保のデータベース、これをしっかり精査して、本町のこれから進むべき道筋がどうなのか、それが先ほどのいわゆるデータを用いたデータヘルス計画、あとは特定健診、特定保健指導につながるのです。統計はうそをつきませんので、今矢巾町のレベルは県内でどのくらいなのか、全国でどうなのか、それが分かりますので、どこに強みがあって、どこが弱いか、これをしっかり分析していきたいと。

それで、私らの先人、先輩たちが過去には保健文化賞というすばらしい賞を出しているのです。受診率も全国ですばらしい取組をしたと。それから、平成15年２月には矢巾町は健康長寿の宣言もして、それはそういったものをこれから集大成して、そのときにも健康と幸福、その健康と幸福の健康のまちづくりをうたっているのです、この健康長寿は。そういった足跡があります、うちのほうでも。そして、何が一番大事かというと、これまでコロナ禍で出向いて歩くことができなかったのですが、やっぱり一番あれなのは訪問指導です。これは、地域の保健推進員とか、それから民生児童委員とか、今ひきこもりも分からないです。虐待とか、歩かなければ入ってこない情報もあるわけです。このレベルは、ここではちょっと時間がないので、後で担当課に行けば矢巾町のあれは全部分かります、データ的に。そこをこれから健康長寿課を中心に、特に今度のこども家庭センター、これは矢巾町ではいち早く取り組んでやっていきたい。揺り籠から、生まれる前から、これから大事にしていかなければならない。だから、保健衛生と児童福祉、ここに力を入れていきたいということで、これから計画もつくり上げるところですので、議員さん方にも、共通課題もあるし、理解もしていただいて、前に進めさせていただきたいと思いますので、あと詳細は担当課長のほうから答弁させますので、よろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員）　浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君）　様々なレベル化を図ってという部分に関しましては、今回の健康やはば21（第３次）計画の中でも、様々な統計、指標を入れております。この中で、先ほどの幼少期からという話の中で、学童に関しましての統計も掲載しておりまして、令和３

年度の学校保健統計、文科省からのデータとなりますが、肥満の出現率を全国、県、矢巾町ということで比較しております。コロナ禍の現象もあったかもしれませんが、全国、岩手県に比較して高い年代、例えば小学校１年とか小学校３年、４年というところが高い数字も出ております。そういうものをそれぞれ比較しながら、ある意味公表という点で数字を定点で押さえながら見ていくということが１つ公表の部分になるかなというふうに思っております。

また、今回私どものこの計画は食育計画も一緒に盛り込んだ計画になっております。それが栄養の部分に入っておりまして、この栄養に関しては、私ども矢巾町独自で保護者さんと子どもにもアンケートを取らせていただいての中で、朝食を食べない小学生とか園児とかという状況も見えてきました。ですので、先ほど町長が申し上げたとおり、いわゆる食育、小さい頃からの食事の大切さ、そして食事は人をよくすることと書きますので、本当に人をよくするための食事の意味をしっかり伝えながら、コロナ禍でなかなかできなかった、ここからしっかり私どもも連携しながら進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君）　私のほうからも補足をさせていただきたいと思います。

ＫＤＢシステムのデータを見ますと、矢巾町は、全国、あるいは岩手県においても、一定の疾患が多いという傾向が見受けられています。医大の先生方には、軽い高脂血症と軽い高血圧、そしてそれによって合併して健康を害するのが一番怖いよというお話をされているところでございまして、それを具体的に解決する手段という位置づけといたしまして、岩手医大の敷地内にウェルベース矢巾というメディカルフィットネスジムを地方創生で造らせていただいたのですが、そこが厚生労働省認定の指定運動療法施設というものになりました。これはどんなものかというと、そこのジムの月額会費が医療費控除の対象になります。自ら気づいて自ら健康をつくっていこうという人たちの大きなインセンティブになるものと期待しておりまして、守りの部分ということに加えて、そういう攻めの部分も今後積極的に展開してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○７番（齊藤勝浩議員）　先ほど質問２のほうでさせていただいた高額療養費の件です。ここ数年、増加傾向にあるというふうに確認させていただいていました。令和４年におきましては、１億9,200万円の当初予算に対して補正は6,800万円、令和５年におきましては、２億1,700万円の当初予算に対して補正は6,200万円、令和６年におきましては、２億5,800万円の当初予算に対して、並みであれば6,000万円ぐらいのまた補正になるのかなと。４年から６年までかけますと、差額は5,800万円増と。令和７年の先を見ますと、１億円に近づかないにしても１億円近くになれば、学校給食無償化代ぐらいは出るのかなと、勝手な臆測もしておるのですけれども、この高額療養費が増えている原因、要因というのは何なのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（廣田清実議員）　浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君）　高額療養費について、私どもも改めてそれこそＫＤＢを使ってちょっといろいろ調べてみました。まず１つ、ここ数年の当初予算に対する高額療養費の補正に関しましては、１つはやはりコロナで受診控えの反動、全体的に給付費が伸びています。そのうち高額も同じような伸びになっております。今回私どものほうで高額レセプトの80万円以上の方がどういう状況かということを見てみましたが、３年間の部分をちょっと見たのですけれども、やはり年々直近のデータでも増えています。それは、件数、また人数、費用とも増えています。ということは、いろんな要因があると思うのですが、１つは国保加入者の方々の高齢化というのもあると思います。被用者拡大に令和４年の10月からなりましたので、そして被保数も下がってはきているのですが、１つは被保険者の方々の高齢化、それから高度医療です、やはり。あわせて、ここ一、二年を見ると、コロナの医療費の費用助成が変わってきております。今年の３月までででコロナの国の制度が変わってきますので、ここでまた感染によって、ちょっとこの医療費のところが見え隠れというか、ちょっと影響が出るかなと思っています。

　また、病気で見ますと、やはり高額療養費の多いものはがんです。入院で多いのはがんです。それから、心疾患も多いです。今回高額療養費が医療費のどのくらいを占めるかなと見たら、４割ぐらいを占めています。そうすると、私どもがやれること、この国保ＫＤＢシステムを使うことで、先ほどお話があった高額レセプト80万円以上という方が見えてきますので、そうするとこの方が健診を受けているか否か、どこでどういうエピソードがあったか。以前調べたときには、健診を受けた人と受けていない人だと４倍の医療費の違いがあるということも分かって、広報にお知らせをしてきましたが、やはりしっかり健診を受けていただ

く。それは、特定健診もですし、がん検診も同じだなというふうに思っています。そうすると、私どもの国保もですし、いわゆる産業保険、協会けんぽさんとか、様々なそういう部署との連携をしながら、それが後期高齢者医療につながっていきますので、しっかりそういうところを予防的な視点でやっていくことが私たちに課せられていることかなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、高額療養費、これを減らすためのいろんな取組があるのですけれども、ただ今医療の高度化でどうしても高額療養費はかさむと。そこで、今ちょっと気になった質問があったので、学校給食の無償化ができないかと。これは、高額療養費よりも、先ほどの小川文子議員もそうだし、今の齊藤勝浩議員もそうなのですが、ごみの負担金、盛岡・紫波地区に４億4,000万円出しているのです。これを１億円減らしたらば学校給食の無償化ができるのです。この間の試算では１億1,500万円ぐらいです。だから、みんなでこのごみを出さない工夫、これをやったら学校給食の無償化。だから、合い言葉はそういったことで、キャッチフレーズは間違っても高額療養費を減らすというのではなく、ごみを減らしてこの環境組合への負担金を減らすと。ただ、今矢巾町でも第３子は無償化をやっているところなので、できるのであれば、お隣の自治体ではちょっと右往左往しているような状況があるので、そういう考え方もあるということを１つ、今そういうお話があったので、提案させていただいたところでございますので、よろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　これで２問目の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を14時25分といたします。

午後　２時１３分　休憩

――――――――――――

午後　２時２５分　再開

○議長（廣田清実議員）　再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

それでは次に、齊藤勝浩議員の３問目の質問を許します。

○７番（齊藤勝浩議員）　それでは、３問目の質問をさせていただきます。

質問事項、矢巾町都市計画マスタープランと持続可能社会の確立について町長に答弁をお願いいたします。矢巾町は、令和５年より矢巾町都市計画マスタープランを立ち上げ、それを遂行されようとしております。このたび一般国道４号盛岡南道路の事業化に伴い、マスタープランの一部を改定されました。町の関連計画の骨子となるこの計画にもう一点、ＳＤＧｓの持続可能な開発目標の視点による取組も追加する必要があると考えられます。矢巾町のまちづくりの理念「未来につながる安心快適なまち　やはば」は、現在世代の要求を満たしながら、将来の世代が必要とする環境や自然を損なわない社会の確立を可能にすることであると思われます。今回、環境のこと、人口減少についてさきに問いましたが、気候変動が顕著に感じられる昨今、また人口が減るという現実を鑑み、その動向をも推測したコンパクトシティの考察、計画もプランに入れ込み、同時進行思考しつつ対応していく必要があると思われますが、どうお考えでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　矢巾町都市計画マスタープランと持続可能社会の確立についてのご質問にお答えをいたします。

本町の最上位計画であります第８次矢巾町総合計画は、ＳＤＧｓの達成に資する内容となっており、その下位計画に位置づけられます矢巾町都市計画マスタープランの基本理念であります「未来につながる安心快適なまち　やはば」にもその考え方が引き継がれているところであり、都市づくり、またまちづくりの目標において、環境に配慮し、次の世代に継承できるまちづくりを掲げているところであります。

コンパクトシティにつきましては、持続可能なまちづくりに資する有効な考え方であり、効率的な土地利用や交通インフラの整備により地域の魅力を向上させつつ、環境への負荷を軽減することが期待されます。矢巾町都市計画マスタープランに掲げる土地利用につきましては、コンパクトシティを形成する内容でありますが、次年度以降は、企業誘致に係る適地調査、産業用地開発手法の検討、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画等の策定及び関連施策の実施により持続可能なまちづくりを進めてまいります。

また、同時進行思考の必要性でございますが、諸計画の多くは法律に策定根拠があり、ご指摘の内容につきましては、地球温暖化対策の推進に関する法律に、都市機能の集約の促進、

公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項を定めることとされておりますことから、今後策定します矢巾町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に規定し、横断的かつ同時進行的に政策を展開してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○７番（齊藤勝浩議員）　現在矢巾町には100年に１度の事象が起こっていると私は思っております。岩手医大の移転、国道４号盛岡南道路の建設、そして少子高齢化による人口減少や顕著な気候変動、これらの事象を鑑み、今後有益的な施策を考察しながら未来への歩みをコントロールしていく必要があると私は思っております。

他方面においては、これらに似た事象に早期に気づき、対象を練り、実行に移している地区がございました。会派、総務常任委員会でおのおの見てまいりました新潟県見附市や足立区、藤沢市においては、こういう少子高齢化、気候変動に対して早期に対応するべく、いろいろ仕組みを整えておりました。コンパクトシティにおきましては、健康まで加味し、10年がかりで１人当たり年間医療費を約10万円削減するというふうな、市民は全員歩くのだと、そしてコンパクトに暮らすのだというふうな施策を練っておりました。矢巾町でもこれから先の時間に特に注意していかなければならないこととしまして、国道４号南道路の建設があるにせよ、2040年には建設業の就業者が３分の１に減る。農業従事者も３分の１に減る。人口減少による歳入減少や、仮に建設業者に依頼しても対応遅れによる利用の不能というふうな形で、インフラの整備、特に道路、橋梁におきましては、水沼課長から57か所の順番待ちがあるというふうなお話も先日聞きました。それから、水道のメンテナンスも必須というふうな流れで、そんなことを鑑みますと、やっぱりコンパクトシティのことも、今のマスタープランのもう一枚上に、今のマスタープランが青図とするならば、諸課題に対応した赤図があってもいいのではないかと私は思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君）　お答えいたします。

まさしく齊藤議員おっしゃるとおりだと思います。都市計画マスタープランにつきましては、都市計画法に基づく法定計画でございまして、当然都市計画のことを中心に据えた中でのまちづくりの理念を申し上げていますが、まちづくりというのは広範にわたります。今お

っしゃるような事象はまさにまちの中で起きていますので、それをどのように解決していくのかというのは非常に重要なことだというふうに認識しております。私どもといたしましては、この都市計画マスタープランを策定いたしまして、コンパクトシティの話が出ましたので、このコンパクトシティをどのように形成していくのかという話になりますが、基本的に私どもの都市計画マスタープランにも言及させていただいておりますように、これまでもこのコンパクトシティを目指したまちづくりを進めてまいりました。しかし、この人口減少の中で中心市街地をどう再形成していくのかであるとか、今後企業の誘致を図っていく中で、まちづくりの中でその企業の配置をどうしていくのかといったところにつきましては、実は今まで作戦が弱かったなというふうに感じているところでございまして、答弁で申し上げておりますように、今後立地適正化計画というものがございまして、そちらはおっしゃるようにかなり赤図に近い。かなり詳細な調査をしてつくり上げていくもので、単年でつくり上げるようなところはない。二、三年かけてつくっていくような計画になるのですが、今後その策定を視野に、代替するものでよければそれでもいいかもしれませんが、議員おっしゃるとおり、そのような具体策を練る計画を進めてまいりたいと思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　それでは、３番目は終わりました。

以上で７番、齊藤勝浩議員の質問を終わります。

次に、15番、昆秀一議員の一般質問を許します。

昆秀一議員。

それでは、１問目の質問を許します。

（15番　昆　秀一議員　登壇）

○15番（昆　秀一議員）　議席番号15番、新誠会の昆秀一でございます。まず初めに、持続可能な地域コミュニティの形成についてお伺いいたします。

令和６年度は、第８次総合計画が始動する大事な年度となっていまして、各施策をスタートさせる年ともなっています。その中で、新しく宅地造成もされていて、新しく行政割も行われているところであります。多様化する地域コミュニティは、地縁団体が主な担い手でありましたが、社会環境が変化する中、様々な機能団体が地縁団体と共存するようになってきています。本町では、全国に先駆けて昭和55年にコミュニティ条例を制定し、地域コミュニ

ティ活動の推進に努めてきているところであります。しかし、地域コミュニティの現状はコミュニティ条例が制定された当時とさま変わりしているように思われるところから、以下お伺いいたします。

１点目、新しい地域コミュニティをどのように構築していくつもりなのでしょうか。

２点目、地域コミュニティの担い手の育成についてどのように考えているのでしょうか。

３点目、既存の地域コミュニティへの支援をどのように考えているのでしょうか。

４点目、現在の矢巾町コミュニティ条例を改正する考えはどうなっているのでしょうか。

５点目、各コミュニティ組織におけるコミュニティ計画の作成状況はどうなっているのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　15番、昆秀一議員の持続可能な地域コミュニティの形成についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、各地域コミュニティ組織におきましては、担い手不足をはじめとする様々な問題に直面しているものと捉えております。複雑化する地域課題に対応し、持続可能な組織を構築することが求められることから、各地域コミュニティ組織が近隣の地域コミュニティ組織や関係団体、支援団体等と連携して地域課題を解決する体制を構築し、強固な住民自治を推進するための支援に努めてまいります。

また、新たに宅地開発が行われております地域では、今後徐々に転入世帯が増加することから、近隣地域コミュニティの皆様からのご支援により、地域コミュニティ運営のノウハウをご教授いただき、町といたしましても、地域コミュニティの目的や役割、重要性等に関する説明会を継続して開催するなど、新しい地域コミュニティの構築が円滑に図られるよう、協働により進めてまいります。

２点目についてですが、担い手を育成する上で住民の把握が重要と考えており、町から住民情報を取得するのではなく、地域住民相互の交流を通して、顔の見える関係性、支え合える関係性が構築されることが望ましい姿だと捉えております。このことから、町コミュニティ連合会と連携しながら効果的な取組を考察し、また新たに担い手を務める人材がいち早く地域運営に必要な知識を学べるよう、研修会等の機会を確保したいと考えております。今後も人口減少に歯止めが利かない中で、担い手候補者そのものが減っていく状況が危惧される

ところでありますが、地域間の広域的な連携や支援団体と連携を図るなど、限られた人材で効率的な課題解決を促進する必要があると捉えております。

３点目についてですが、これまで実施してまいりました財政的な支援につきましては、今後も可能な限り継続したいと考えております。今後は、さらに住民自らが地域課題を解決できる知識や仕組みを習得することが求められており、町といたしましても支援が必要と考えております。このことから、住民同士の話合いの機会の提供や必要な情報提供に継続して取り組んでまいります。また、町として適切な支援体制を構築できるよう、地域コミュニティに関連する部署の職員間の連携を促進し、地域が抱える課題を整理した上で、適切な支援が行えるよう、職員の学習機会の確保にも努めてまいります。

４点目についてですが、本町のコミュニティ条例は昭和55年に制定され、これまでに改正等はなされておりませんが、町として住民自治を促進するという基盤となる方向性は変えることなく、より時代に即した内容で各コミュニティの立ち位置や方向性を定めることが望ましいと考えております。このことから、町コミュニティ連合会をはじめ多くの町民の皆様のご意見をお伺いしながら進めるべきものと考えておりますので、機会を捉えて町民の皆様との議論を重ね、慎重に検討したいと考えております。

５点目についてですが、現在のコミュニティ計画は令和３年度から令和７年度までの計画となっており、行政区を単位とした全41のコミュニティ組織が計画を作成しております。この計画は、地域運営の方向性を定め、地域運営と行政支援の双方に活用するものであり、今後も次期計画の作成に向け、掲載する項目等を精査しながら、引き続き全てのコミュニティ組織において作成されるように支援をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　かつての新興住宅地であった、盛岡でいえば松園地区、紫波でいえば古館地区、本町でいえば高田ニュータウンは50年近く、その人口構造等もがらっとさま変わりしてきているようでありますが、そのような中、今新しく３地区の造成も終わり、新住民の移住が期待されますが、その新住民もやがて現在のかつての新興住宅地のような状況になっていくことも考えられることから、地域コミュニティの活性化を今から考えていく必要もあろうかと思いますが、今後の将来についての考えがあればお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　お答えいたします。

まず、今後の将来と申しますか、町長答弁にもありましたけれども、新しいコミュニティをまずは設立していただけるような、うまくやっていただけるような支援を今後数年かけてやっていきたいと思っています。まず、軌道に乗るまでが肝腎というふうに考えます。その後は、ほかのコミュニティと同様に、横のつながりも含めながら活性化のほうを図っていきたいというふうに考えます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　そこで問題になるのが、各コミュニティ自治会の会長や役員の成り手についてなのですけれども、私のところでは会長の成り手を各班で持ち回りするよう規定しているのですが、それが私のところの班に来年度を回ってきていて、この年の初めからああでもない、こうでもないと検討を進めていたのですが、その自治会長の成り手について町としてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　お答えいたします。

今昆議員から提案ございましたように、地域によりましては輪番制といった形でやっているところもございます。こういったことを横のつながりで情報交換する機会を今年度は２回ほど持ってございました。そういった中で、自治会としてどういった結論を出すというのはちょっと分かりませんが、私どもとしては、自治会そのものは、会長を私たちが決めるというふうなものではないというふうに考えてございますので、そこはいろんな研修を通して、自治会とはどういうものであるかというのを自治会の方々に理解をしていただく、まずはここからスタートだというふうに考えまして、今年度、自治会のハンドブックと自治会運営のマニュアル、こちらを今回総会時期に間に合うように作成して、先日配布したところでございます。こういったところからスタートして、今回の総会に間に合うかどうかといいますか、今困っているという状況もあるかとは思うのですけれども、いずれ少しずつ取り組んでいかなければならないと思ってやっておりました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　先頃ある研修を受けまして、それはＮＰＯと行政との連携協働に向けて行政の仕組みを知ると題して県立大の先生がお話しくださったのですけれども、そこで私はストレートに質問したのですけれども、今コミュニティの担い手が深刻になってきていると思うのですけれども、担い手不足の解消方法があればお伺いしたいですと。そうしたら、講師の先生からは、10年くらい前からそういう成り手になりそうな人をコミュニティ活動に誘って唾をつけておけというふうに言われたのですけれども、このように10年も前から準備していても、もしかしたらうまくいかないこともあるようで、では一体どうすればいいのかというところなのですけれども、やはり早いうちにあらゆる策を練っておいたほうがいいと思うのですけれども、いざ役員を決めるときに焦っても何にもならないわけでして、そういう準備に対して町でも相談に乗ってもらえるとありがたいと思うのですけれども、そのような相談についてはどういうお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　お答えさせていただきます。

自治会に対しての理解を深めるというふうなことでまず先ほどマニュアル等を配布したというふうにお話しさせていただきましたが、とにかく早い段階からと。極端な話を申しますと、子どもの頃からとさえ申し上げてもいいかもしれません。地域でどういうことが行われているのか、何をやっていくのがいいのか、どういう方がそれをやっているのかというふうなことを少しずつ少しずつ意識に植え付けるというふうなことが大事だと思います。実際、自治会長、これが一番やはり難しいというふうに皆さん考えると思うのですが、何をすれば自治会長をやっていけるのかというふうな理解を深めていただくことも大事かと思いますので、自治会向けの研修を来年度も計画してまいります。そして、役員の方々に気軽に参加いただいて、将来担っていただけるような方を育成していくということに努めていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　まず、町内会、自治会など地縁団体だと私は思っているのですけれども、もしかしたらそこのところの認識が町当局とずれているのではないかと思うのですけれども、地縁団体としては、町としてはどのように定義なさっているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　自治会だけではなくて、例えば消防団もこれはある意味、地

縁団体というふうに考えます。ある程度の地域において目的を同じくする団体、例えばこれは私の実体験ですけれども、消防４部におきましては、地縁団体として後援会というものを設けてございまして、10の行政区で１つの後援会を構成してございます。これも地域コミュニティというのとはまたちょっと違うかもしれませんが、一つのコミュニティであると思いますし、地縁団体ではないかというふうに考えるところです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　そこが私と定義の仕方が違っていると思っているのですけれども、地縁団体というのは、定義は、町または字の区域、その他市町村の一定の区域に住所を有する者の地域的つながりによってつくられた団体ということで、つまり町内会や自治会のことです。特定の目的のみ持つ防犯組織や消防団、それからスポーツクラブや福祉ボランティアは地縁団体ではないそうなのです。そこら辺が認識が違っていると思うのですけれども、そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　お答えいたします。

確かに消防団そのものは地縁団体ではないかもしれませんが、消防団の後援会は地縁団体ではないかというふうに考えます。議員おっしゃるとおり、同じ地域にいて同じ目的を持ってというふうな形の団体、それが地縁団体ではないかというふうに思っているところです。ちょっと私の認識と、確かに議員の認識、異なっていた点はあったかもしれません。その点はおわび申し上げます。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　そこで、各地域コミュニティによって、その持っている課題、地縁団体についてもそうですけれども、対応も様々でありますけれども、まず共通した課題も含めて問題の洗い出しをしていかないといけないと思います。その課題の洗い出しをどのように行っているのか。数ある行政区からの課題をまとめる作業もまず必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　お答えいたします。

先日、水本議員でしたか、煙山小学校区の自治会、コミュニティの方々に集まっていただきまして、地域カルテというものをお作りしたと。ワークショップを今年度６回行って、一つの単一行政区だけでは解決できない互いの問題点であるとか解決するにはどうすればいいかというふうなところで、人口減少問題もありまして、いずれ一つの単一コミュニティでは解決できないということが今後たくさん生じてくると思います。こういったところを近隣のコミュニティで協力して、もうちょっと大きなコミュニティ同士で協力していくというふうなところを今年度から少しずつ少しずつ拡大していきたいというふうに考えてございまして、来年度も残りの３つの小学校区で同じような地域カルテというものを作成する予定でございます。こういった取組を通じまして、お互いの困り事の共有、そして問題解決はどうしていったらいいのかというところの解決の糸口となっていければいいなというふうに考えているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　地域カルテもいいのですけれども、これコロナ禍の影響が地域コミュニティに暗い影を落としていて、この４年間、私の地域では行政区の催し事など軒並み中止となっておりまして、現在もその状況は続いているわけです。行事がなくなったおかげで助かったという方もいらっしゃるのは事実でありますけれども、しかしながら地域の結びつきとか、そういうものが徐々に薄れているのではないかと思います。

そこで、地域コミュニティの再構築が必要になってきますけれども、そのためには地域の声を十分に吸い上げることが必要なのではないでしょうか。ですから、地域カルテ、町民懇談会で声を聞くのもいいのですけれども、もっと地域に入り込む職員になっていただければいいのかなと思うのですけれども、その辺の考えについてお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　お答えさせていただきます。

地域に入れ、これは町長の本当に口癖のように私も常日頃言われているところでございます。地域懇談会が真っ先に思い浮かぶところですが、地域懇談会を希望されない地域も最近出てきているところでもございまして、いずれ何らかの方法を取りまして、地域の方々と協議を進めていきたいというふうに考えてございます。もしワークショップという形式がいい

のであればワークショップという方法で、懇談会がよければ懇談会で、いろんな方法を試していきたいと思ってございますので、いずれ地域の声を聞いて、中に入って支援できるものは支援をというふうな形で進めたいと考えます。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　地域コミュニティの代表、それから現在の行政区長、コミュニティ会長、これが１つになるということですけれども、このことについての町の考えはどう思っているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　先ほど成り手不足のお話を頂戴しましたが、成り手不足の解決の一つとして、行政区長とコミュニティ会長の統合を図るという部分がございます。そして、今まで行政区長は正直連絡員というふうな形だったわけなのですけれども、よりコミュニティとまちをつなげるためにコミュニティに直接支援するほうが望ましいのではないかということで、今まで区長さん方にはそれぞれ業務委託というような委託料でお渡ししていたのですけれども、そうではなくコミュニティに直接支払うというふうな方式に改めるものでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　行政区長とコミュニティ会長への依頼業務というのは、各21項目、合わせると41項目にもなるわけでして、これをこなすのは非常に大変だと思うのですけれども、これを今後減らすようなことはできないものなのでしょうか。このことについてお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　お答えいたします。

まず、お願いしている一番大きなものというのは文書の配布業務だったのではないかと思いますが、こちらにつきまして今ちょっと広報のリニューアルを考えているところなわけなのですけれども、チラシ類の廃止を極力していきたいというふうにまず思ってございます。これは割と大きな変更ではないかというふうに考えるところです。そのほか、集金業務等、

様々あるわけなのですけれども、こちらにつきましては、お願いしている団体との兼ね合いもあるので、なかなかこれから検討が必要な部分かとは思います。

あと、そのほか地域の清掃をお願いしている部分とか、河川の清掃、そういった部分は、やはり自分の地域の部分については自分たちでというふうなところもありまして、区長さんないしはコミュニティ会長さんだけが負担に生じていただく必要はないのではないかと。地域みんなで考えていただくものかというふうに考えるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　その負担というのが大変で、成り手もなくなってくるような気もしますので、そこら辺はお願いしたいと思いますけれども、地縁団体についてちょっと話を戻したいと思うのですけれども、８次総では、新しいコミュニティへの支援として、地縁によらないコミュニティを連呼しているように感じたのですけれども、地縁を大事にしないと地域コミュニティは成り立たないと思うのですけれども、そこら辺の考えについてお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　今様々なコミュニティがございまして、ネットの中でも目的を同じくする集団を一つのコミュニティというふうに考えるのですけれども、確かにおっしゃるとおりです。町で支援すべきは、地縁によるコミュニティ、地域コミュニティかと思います。いろんなコミュニティがあるということで、そういった書き方といいますか、施政方針になっているかと思うのですけれども、実際我々町のほうで支援していくべきは地域のコミュニティと考えておりますので、そこのところはぶれないように進めたいと思います。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　地域コミュニティとしての地縁団体の重要な役割としては、先ほど申し上げたように、行政との連絡等の行政補完機能を担ってもらっているのですけれども、地域コミュニティの成り手が不足すると、そういう先ほど言った42項目の依頼業務もできなくなってしまうことになりかねません。ですから、そのような地域コミュニティの機能を失うことはあってはならないことでありますので、何とかしなければならないということで、

その解決は容易なことではないと思うのですけれども、各地域コミュニティの自主性、これは維持しないといけないと思うのですけれども、こういう危機的状況に対しては、町としてもある程度コーディネートするなどサポートが必要なように思うのですけれども、そこら辺の考えについてお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　コーディネートする、以前地域担当職員というふうな制度もございましたけれども、ちょっと今はもうやっていないわけなのですが、そういったところも含めて改めて検討していくというところが必要かと思いますし、どうやったらそれを実現できるかというふうな研修のほうも引き続き行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　それで、先ほど成り手も子どもの頃からということで、小中学校での教育でも市民活動教育というのを積極的に取り入れていかなければならないと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　お答えいたします。

まさに小中学校からのまず自治会云々よりも地域に愛着を持っていただくという教育、これが一番大事なのかなと思われます。自分の住んでいるところを大事にしたいという気持ちが結果的にはコミュニティのほうで成り手不足というものの解決につながるのではないかと。これはかなり時間がかかることでありますけれども、よって若い頃からかなり時間をかけてというふうなことで、簡単にできることではないのですが、今後少しずつ取り組んでいきたいというふうに考えます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　何でも時間のかかるものですので、簡単にはいかないと思いますので、それから企業や社会福祉法人からも市民活動に対する教育や啓蒙を進めてほしいと思うのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　これまで私どものほうから確かに企業に対して問いかけをしていったことは正直あまりなかったのではないかというふうに考えます。いいご提案を頂戴したと思っております。例えば分野が違って、福祉の分野であるとか商工関係、農業関係とか、様々な分野でそれぞれ今まで問いかけしたり協力要請をお願いしたりしてきている分野はあると思いますので、ぜひコミュニティと連携してお願いしたいというふうな形に役場のほうも連携して今後取り組ませていただければと思います。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　とにかくあらゆるところを引っ張り込んで地域コミュニティの活性化を行っていかないと、本当にこのままでは地域コミュニティが崩壊してもおかしくないところに来ているのではないかと思いますので、青松学園など、もっと市民活動、ボランティア活動などの認識を深められるような講座とか、ボランティア育成、相談員育成、リーダー育成の講座などを開催して取り入れていくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　青松学園等についてですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

正直な話、青松学園の会員が少なくなっているのは事実でございます。といいますのも、高齢化で外に出なくなったとか、そういった方も多いのが要因だと思いますけれども、むしろ青松学園に入れる年齢層がまた増えてきていると思いますので、各老人クラブに限らず、一般会員というような形で募集を進めていきたいというふうに思ってございますし、あと子ども会活動につきましても、親御さんのご理解が必要ではありますけれども、子どもたちが長期休暇など、そういったところで参加できるような企画を催していきたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　それから、地域コミュニティを活性化するには地域住民との情報の共有が重要であります。そのために、地域の活動内容や事業のＰＲを考えていかなければなりません。例えば事前にマスコミに知らせるプレスリリースをして、マスコミに取り上げていただく、広く地域に知らせるような仕組みを構築していってもいいのではないか。いろん

なアイデアを出す場があってもいいと思いますので、そのＰＲのアイデアについて何か考えがあればお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　お答えさせていただきます。

これまで町の広報紙等であまり地域にクローズアップして記事を作ってきたことというのはないような感じがします。今我々は広報の媒体として、様々な媒体がございます。これを総動員して、地域にクローズアップ、そしてラジオでもその人たちにインタビューして声を聞くとか、こういった取組は様々展開できるというふうに考えます。ホームページのほうも写真とかも随分掲載できるように変わりましたので、ぜひ地域でご紹介できる案件がございましたら、もしよろしければ議員さん方からも私どもに情報提供いただければ幸いでございますし、我々もそこに関しましてぜひ紹介させていただきたいというふうに考えます。よろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　ぜひアイデア等を出していきたいと思っておりますので、今言ったようなアイデアとか、例えば地域住民が魅力を持てる事業の実施があるのですけれども、今まではどうしても毎年同じような行事をこなしているような感じでしたけれども、発想をちょっと飛ばすような事業を考えてもいいのではないかと思います。要はマンネリ化しないように絶えずアンテナを高く立てておくことが大事であると思いますので、子どもや高齢者の方が安心して安全に楽しめて、なおかつ参加しやすいことが大切になってくると思いますので、このマンネリにならない事業についての考えがあればお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　私のほうからお答えをさせていただきます。

今まで文化スポーツ課の事業としましては、主な主要施設、公民館とか「やはぱーく」とかが会場でメインとして行っておりましたけれども、来年度１つ考えているのは、今まで開催していた映画会、これは公民館で行っておりましたけれども、これを出前として各自治公民館で行うですとか、これは一気にできませんので、要望を取るとか、そういった形で皆さんが参加しやすいような、そういった事業展開を図っていきたいと考えてございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　それから、地域コミュニティについて重要な視点として地域包括ケアシステムにちょっと触れておきたいと思うのですけれども、改めて地域包括ケアシステムとは何かと申しますと、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで続けることができるように地域内で助け合う体制のことです。いわゆる高齢者を地域で支えていくということですから、地域コミュニティと密接に関係しております。これからの超高齢化社会を考えていく上で大変重要であると思いますので、そこでのこの地域包括ケアシステムの構築と地域コミュニティの関係については、町としてはどう考えて地域コミュニティを形成していこうとされているのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君）　ただいまのご質問にお答えします。

今議員もお話あったとおり、今回我々のほうで、矢巾町高齢者福祉計画、第９期の介護保険事業計画の中でも、地域包括ケアシステムの深化を目指すということを掲げております。これから超高齢化社会、そしてこの矢巾町も、人口推計を見ますと、ここからがさらに高齢者が増えていくということで、2040年、38％ぐらいになっていくだろうということで、そこに向けてどういうふうな動きをしていくかということが本当に重要な課題だと思っております。また、紫波のエリアとしても在宅医療・介護連携です。多死社会がやってくると思います。そういう意味で支えていく仕組みをどうやっていくかということ、そしてその中で地域と、いわゆるコミュニティとどうつながるかという一つのキーとしては、生活支援体制整備事業の地域の支え合い推進員、そういうコーディネーターを上手に生かしながら、我々町側と一緒に地域の皆様と進めていく必要性があるというふうに捉えております。今年度から生活支援体制整備事業の打合せ会、協議会の中に企画財政課のコミュニティ係の担当係長も入って、それから福祉課のいわゆる地域福祉担当のほうも入って、協議会の委員の皆さんと先日も会議を持ちました。そういう中で、先ほど来からあるような地域の課題、様々お住まいのところによって課題が違いますので、そういうものをどういうふうに進めていくかということが本当に課題として挙げられております。我々がまずしっかりとつながっていく、そして縦割りではなくて、地域の再構築ということで令和６年度は掲げておりますので、そこをしっかり進めていくことが必要だというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　地域包括ケアシステムで重要なことというのは、住み慣れた地域で自分らしく生活ができることであります。そのために、町でも言われているとおり、近所の助け合いという、いわゆる地域コミュニティでの助け合いというのが必要なのではないかと思っておりますので、ですからやはり近所の結びつきをより大切にしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君）　まさしくそのとおり、近助ですね。お互いに地域の方々とどうつながるか。今回の議会の中でも、つながりの構築をどうしていくか、つながりの場をどうつくっていくか、それがそれぞれの切り口で必要だなというのは私も本当に感じております。先日、生活支援体制整備事業の会議の中で、我々が今やっているものの一つとして、支え合いマップ、第１層を中心に、先日２つの行政区で、本当に集まっている皆さんの中で、ここにこういう方がいるから見守ろうねというようなマップづくりをしました。ある意味、万が一のときにお互いを知る、そこにはもちろん情報を守っていくということも必要だというふうには思っておりますが、そういう積み重ねをしっかり進めていく必要性があるかなというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　地域の結びつきを強めるためには、地域コミュニティの活性化が必要となってくるということは言うまでもないと思いますけれども、そこでいろいろお伺いしたわけですけれども、今まで地域コミュニティの形成に必要なこと、言ったことをまとめてみますと、まず人材の発掘と育成、それから情報の共有、魅力ある事業の実施、いわゆる技、知恵、それからお金、金銭的支援について必要ではないかと申し上げますけれども、これらを行政として地域コミュニティに対し惜しみなく支援をしてもらいたいと思うところでありますけれども、この考えについて何か見解があればお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　お答えさせていただきます。

技術的なもの、知識的なもの、こちらに関しましてはこれまでも取り組んでおりますが、これからもさらに継続して取り組ませていただきたいと思いますし、人的に必要だという場合は、場合によっては職員を増員して、やれるものはやらせていただければと思っておりま

す。財政的なものにつきまして、こちらも、我々のできる限りではありますけれども、引き続き支援のほうを続けさせていただければと思っておりますので、コミュニティが衰退するのは町が衰退するのと同様ですので、できる限りの支援を続けていければというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　そして、矢巾町コミュニティ条例についてなのですけれども、これはいわゆる理念条例であるわけですけれども、昭和55年に制定されてから一度も見直されることなく、今ではコミュニティ組織も形骸化しつつあります。地域コミュニティ再編の年と言うなれば、このコミュニティ条例を見直すべきでありますし、８次総では地縁によらないコミュニティの在り方の支援も検討するということなので、その辺を網羅したコミュニティ条例にしてもよいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　お答えいたします。

コミュニティ条例につきましては、６年度中の改正を目指して今着手をしているところでございますので、もうちょっとお時間をいただければと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　そこでもう一つ、地域コミュニティ条例で、他地域のコミュニティとの連携であったり交流があまりうたわれていないので、そこら辺も盛り込んでいくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　ありがとうございます。そういったところも含めて、いずれ全面的に見直しを図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　これら今言ったことを現状に合ったコミュニティ条例にしていただ

いて、この条例を基に地域コミュニティ再編をしてほしいと思うのですが、最後にご見解をお願いします。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　大変いろいろな提言を頂戴しました。大変ありがとうございます。本日提言いただいたことを基に条例のほうに盛り込んでいきたいと思っていますし、今後の活動のほうにも生かしていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　ちょっと次が中途半端になるので、ここで暫時休憩といたします。

再開を15時25分といたします。

午後　３時１５分　休憩

――――――――――――

午後　３時２５分　再開

○議長（廣田清実議員）　再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

次に、２問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　次に、広聴広報活動の充実についてお伺いいたします。

広聴とは、広く意見や要望などを聞くことであります。行政にとって住民ニーズを把握することは行政施策を推進する上で欠かすことができません。また、広報とは、より迅速に住民に行政情報を伝えることにより、住民と行政の間によりよい信頼関係を築いていくものであります。この広聴と広報はどちらも大事なことであり、両方ともおろそかにできないものであります。町では、来年度持続可能な地域づくりへ町民懇談会を展開するとしています。また、広報活動においては、令和６年度製作分の町広報紙をリニューアルするとしていて、よりよい広報活動が求められるところから、以下お伺いいたします。

１点目、広聴活動の考え方と今後の広聴活動の予定はどうなっているのでしょうか。

２点目、各学校で開催の町長と語る会の実績はどうなっているのでしょうか。

３点目、広報紙リニューアルに対する町職員及び町民の意見や感想はどうなっているので

しょうか。

４点目、本町のパブリックコメントや説明会の参加などの人数が少ないと感じますが、町としての見解と今後の方向性をどう考えるのでしょうか。

５点目、町ホームページを全面リニューアルしましたが、町職員及び町民の意見や感想はどうなっているのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　広聴広報活動の充実についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、町民のニーズを把握する広聴活動は今後の本町の発展に欠かすことができないものと認識しております。今後の広聴活動といたしましては、現在行っております町民の声ボックスや町ホームページのお問合せフォーム、広報やはばの投書用封筒での広聴活動の継続に加え、町民懇談会など対面での広聴活動を開催時期等も含め検討し、実施してまいります。

２点目についてですが、町長と語る会につきましては、令和３年度は矢巾中学校の２年生を対象に、令和４年度は矢巾北中学校の２年生を対象に、今年度は矢巾東小学校の６年生を対象に、それぞれＳＤＧｓをテーマにこれまで11項目について児童生徒との意見交換を行ったところであります。

３点目についてですが、紙面が大きくなることで広報紙に情報を集約することが可能となり、配布しておりますチラシの削減が図られる、文字が大きくなることで見やすくなるとの意見をいただいております。また、現在３月末まで、役場１階ホール、「やはぱーく」などの公共施設や各自治公民館に見本の紙面を展示し、町民の皆様からのご意見、ご感想を受付しているところでありますので、その結果も参考に広報紙リニューアルに取り組んでまいります。

４点目についてですが、パブリックコメントにつきましては、矢巾町パブリックコメント実施要綱に基づき、町のホームページ及び担当課における閲覧により公表しており、パブリックコメントの実施や説明会の開催についても、広報やはば、町ホームページで周知しているところであります。

なお、町民の皆様から寄せられるご意見等の数や説明会の参加人数につきましては、これらの周知を図った結果と捉えておりますが、パブリックコメントは町民の皆様からの貴重な

ご意見、ご提言を町政に反映するための重要な制度であると認識しておりますことから、広報やはば及び町ホームページでの周知に加え、「やはラヂ！」、ＳＮＳ等を活用して積極的にパブリックコメントについて周知を図ってまいります。

５点目についてですが、新着記事とは別に新たに表示することが可能となったトピックスについて、時期を捉えて適切な記事を掲載してほしい、詳細をＰＤＦで確認する記事が多いが、ＰＤＦを確認しなくても分かるようにしてほしいというご意見、ご要望をいただいております。新規に掲載する記事につきましては、基本デザインを統一するなど、情報を整理して見やすい記事の作成に努めるとともに、トピックス表示も活用しながら、知りたい情報にアクセスしやすく、見やすく分かりやすいホームページとなるよう引き続き取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問はありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　町広報紙についてお伺いしますけれども、リニューアルによる予算の削減が見込まれているということでありましたが、予算は下がったが、紙面全体のクオリティーが下がっては元も子もありません。そこのところ、クオリティーを下げない努力はどうなっているのかということで、クオリティーを下げないということは、見やすさだけを追求するのではなく、全体的なバランスも大切になって、今まで小さい紙面で、写真やイラストなど図版が少しでもあれば、その比重が重くなっていましたけれども、紙面が大きくなることにより、図版が入らないと、文字ばかりが目につくことになって読みにくくなります。そこのところをよく考えてレイアウトを組まないといけないと思うのですけれども、そこのところはどう考えてレイアウトをつくるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　お答えいたします。

今日サンプルのものを持ってきました。御覧になった方もいらっしゃるかと思います。サイズ的には、Ｂ４サイズって最近あまり見ませんけれども、Ｂ４よりちょっとだけ大きいサイズというふうな形のものになっています。開けてみますと、多く写真が使われておりましたし、例えばこれ11月のサンプルのカレンダーです。この中にもたくさんの情報を入れることができるようになりました。こういった形で、クオリティーに関しましても落とすことなく、文字を大きく読みやすく、写真もきれいというふうな形です。実は紙質は上質から中質

に落ちたので、ちょっと心配していました。写真の写りがよくないのではないか、文字が見にくいのではないかというところを心配していましたが、実際蓋を開けて、サンプルを頂戴したところ、それは杞憂に終わるのかなというふうに感じているところでございます。そして加えて、実は持ち運びするのに、折り畳むと今までの広報より当然小さいわけですが、重さもほとんど今までの広報と一緒でございます。ですので、携帯性がよくないというふうに判断する方もいらっしゃいますけれども、そんなに悪いものではないのではないかというふうに考えるところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　レイアウトを伺ったのですけれども、いろいろ説明ありがとうございます。

それから、私は気になっていることがあるのですけれども、これ広報に限ったことではなくて、総合計画の文章もそうだったのですけれども、表記のふぞろいが非常に多い。私これ以前から気になっていたのですけれども、決められた文字表記が庁舎内でないのではないかと思うのですけれども、文字表記をきっちりしないと、正確性も伝わらず、信頼にも関わってくると思うのですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　お答えさせていただきます。

総合計画に関しましてですが、各課から情報を頂戴しながら作成させていただきましたので、確かにあのボリュームでしたし、統一感がなかったということに関しましてはおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。広報につきましても確かに同様の感じで、各課から情報を頂戴して作っているわけなのですが、実際これを取りまとめているのはベテランの広報職員でございまして、今後もベテランかどうかは別としても、統一感につきましては非常に注意を配って作成のほうをしていきたいと。より多くの方にも見ていただく都合もございますので、その辺は力を入れていきたいというふうに考えます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　それで、今回の広報のリニューアルについては広く意見、感想を求

めているわけですけれども、私は定期的に意見を求めるモニター制度を設けたらいいのではないかと思っておりまして、ただ漠然と意見、感想と言われても、矢巾町民、気質がおとなしい方が多いのでしょうけれども、パブリックコメントだったりあまり寄せる人もいないですし、だからある程度責任を持って、モニターとしてちゃんと報酬も払うとして、意見もしっかり出してくれるというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　お答えいたします。

ただいまのご意見大変ありがとうございます。ラジオに関しましては、そういったモニタリングで話し合う機会があるのですが、広報に関しましては、私ども職員で構成する広報委員会というのがございますけれども、外部の方からご意見を頂戴する委員会的なものはございませんでした。よって、こちらのほうにつきましては今後検討して、やれるようであればやらせていただければと思います。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　ぜひモニター制度を検討していただくということで、この広報のリニューアルには、リニューアルするまでも大事なのですけれども、リニューアルした後の効果測定や検証というものが大切になってくると思います。今後この効果検証をどのように行っていくのか、これモニターにしてもらうのがいいかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　今ご提言いただいているモニター制度につきましては引き続き検討させていただくとして、現在のところでは庁舎内の職員のほうからご意見をそれぞれ頂戴しているところでございます。あとは、政策に関しまして、こういうふうになりますということで、それぞれ街角のほうでご意見を頂戴しているところですが、いずれモニター制度を含めてどういった方向がいいのか検討させていただければと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　それから次に、インターネットによる広報活動についてなのですけれども、公式ホームページも含めて、ＳＮＳ、Ｘ、フェイスブック、インスタグラムなどの

公式アカウントを持っているのですけれども、その使い分けはどのように行っているのか。例えば８次総では、町内外に向けて情報発信の強化をしようとしてインスタのフォロワー数を上げるのですけれども、インスタのフォロワー数だけを指標にしていてどうなのかと思うのですけれども、その点についてお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　まず、インスタを取り上げたのは、フォロワー数といいますか、実際世の中で使っていらっしゃる方が非常に多いというところで、一つの指標に使えるのではないかということで、まずインスタを使わせていただいたところでございます。実際どういうふうに使い分けしているかというふうなところですが、まず基幹となりますのは当然ながらホームページと広報紙、これが二大巨頭であることは間違いないのですが、そのうち即時性を持たせる部分につきましては、例えば今「やはナビ！」もできましたので、「やはナビ！」ないしはライン、こういったところ、そしてより拡散のほうが必要だとなれば、例えばＸであるとか、それこそインスタ、こういったものをそれぞれ使い分けているところでございますが、実際は使い分けといいましても、写真とかが必要なもの、図が必要なものにつきましては、ラインとかインスタグラムですか、こちらのほうが得意かと思いますので、そちらのほうを重視していると。世の中のユーザー数でもラインが恐らくかなり多いのかなというふうに解釈しておりましたので、実際はラインとインスタグラムというふうな形で使っているというのが実態でございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　それで、ＳＮＳについてなのですけれども、この間、盛岡広域スポーツコミッション研修会に参加して聞いた話なのですけれども、ＳＮＳは手軽に始められる分、企画力や継続力が必要になるそうです。それから、ＳＮＳごとの特徴も把握したほうがよいそうで、例えばインスタグラムは60代以上が20％から40％と非常に多いそうです。参加しているようでして、アカウント設計が重要で、ファン化してもらえる情報を発信していくのがよいそうです。そして、フォロワー数と「いいね！」は比例しないというので、大事なのは拡散される仕掛けだそうです。そのためには、有効な個人アカウント、インフルエンサーが岩手にもいるそうですので、そういう方々に情報が届くように発信するのも手だそうです。８次総では、インスタグラムのフォロワー数を増やす指標になっていますけれども、フ

ォロワー数より、たくさんの人に伝える意味からも、フォロワー数を増やす意味からも「いいね！」を増やすというふうな仕組みを作ったほうが、努力をしたほうが町内外にＰＲできると思うのですけれども、その辺の考えについてお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　実際どれだけ見ていただく可能性があるのかというところで登録者、フォロワー数というものを使っていますが、もちろん「いいね！」も一つの指標になるかと思いますので、そちらも含めてたくさんいただけるようであればというふうに、これからそのように検討してまいります。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　ぜひ検討をお願いしたいと思います。

それで、ホームページなのですけれども、これ２月５日にリニューアルして、私の感想としては、非常に小ざっぱりして情報を得やすくなったとは思うのですけれども、リニューアルに当たってちょっと気になった点があったので、お伺いしたいのですが、例えば矢巾町高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画策定のための意見公募、このパブリックコメントです。ホームページ上で探す場合、私は以前新着情報からたどってきたのですけれども、リニューアルされてから現在パブコメ募集中であったにもかかわらず新着になかったのです。今募集しているのくらい新着にしてもらわないと、新しい情報が次々と出てくるのは分かるのですけれども、新着情報も入らない情報では、今はインターネットでパブコメを書き込む時代なので、もう少し考えていただきたかったのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　お答えします。

大変申し訳ございません。今の計画につきましては、新着情報にもしかしたら漏れていたのかもしれません。といいますのも、８次総に関しましては、パブコメがちゃんと新着にありますし、私ちょっと別の計画のほうも担当しているのがあったのですが、そちらもパブコメのほうを載せさせていただいているので、ちょっと載せないでしまった事項があったのかもしれません。大変申し訳ございませんでした。以後全てのパブコメのほうを新着情報に載せるようにさせていただければと思ってございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　それから、令和３年度に実施した町ホームページの閲覧状況調査の結果、資料請求して取り寄せたのですけれども、ページビュー数が１日平均3,811.1アクセス、ユーザー数にして884.4、この件数については、町としてはどのようにお考えになられるでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　お答えさせていただきます。

資料提供させていただいたのは、グーグルアナリティクスというちょっと聞き慣れない言葉なのですけれども、グーグルのほうで用意しています、ホームページのビュー数とか、アクセス、ユーザー数とかをカウントしてくれるというふうなものを参考にさせていただいて提供させていただいたのですか、これが実は仕様が最近変わりまして、グーグルアナリティクスの４、バージョン４なのかな、分かりませんけれども、そういった形にちょっと変わって、そうしましたところまた数値が変わっていまして、具体的にこれが合っているのか合っていないのか、比較するのが難しい状況になりました。代わりにこの提供させていただいたユーザー数とページビュー数につきましてお話しさせていただきますと、同じユーザーではない800人が１日に見ているというのは、矢巾町以外の方もいらっしゃるとすればちょっと寂しい数字かもしれません。ただ、町内だけで考えますと割といいのではないかというふうに考えるところもあります。見ていただいている内容が、実はベスト３に入っているのが慶弔情報、これがかなり人気がございます。新着情報はやはり皆さん御覧になっていただいていると思いますし、あとは業者の方が一生懸命見ていらっしゃるのか、入札情報なんかも割と見ていただいているような形です。あとは、季節のイベントごと、それは当然人気があって、そのときにはぐっと上がるような形の状況でして、必要な方な必要なときに見ていただいているのかなというふうにも解釈してございます。サイトのリニューアルもしましたし、今後より魅力的なページを提供できるように努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　この頂いた資料を見てみますと、８月が特にページビューアクセスが多くなってきていて、これは煙山ひまわりパーク、それから和味フラワーパークのアクセス数がぐんと増えているからであります。このように、多分そこからしかヒマワリの成長記録が見られないからであって、そういう目玉みたいなものがあれば、それは随時そこでしか

見られない情報、即時性のあるホームページに掲載していければ、イベントの参加者の増にもつながっていくと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　ご提言ありがとうございます。せっかく新しいホームページになりましたので、ぜひそのように取り組ませていただきたいと思いますし、ＳＮＳについても同様に即時性のあるものを配信させていただければと思ってございます。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　そこら辺はしっかりお願いしたいと思いますけれども、それからホームページのバナー広告、これ広報紙のほうもそうなのですけれども、やはり矢巾は規模が小さいからか広告が少ないと感じます。この広告を増やすことは、町の収入を少しでも増やすことに役立ってくれると思いますし、いつも二言目には財政が厳しいと言うのであれば、歳入を少しでも増やす努力をしてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　議員ご提言のとおりでございます。こちらにつきましては、町の企業等に呼びかけを行いまして、より多くの企業さんからバナー広告をいただけるように今後とも努力させていただければと思ってございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　ぜひいろんなアイデアを出しながら、広告を取れるように頑張っていただきたいと思います。

この広聴広報についてですけれども、町民の意識調査というのが大事だと思うのですけれども、町としてはその調査を行っているのでしょうか。もし行っていないとすれば、一度行って町民の広聴広報に対する意見を聞いてみてもいいのではないかと思うのですけれども、どこか対処できることが発見できるかもしれないので、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　少なくとも、過去のことは分からないのですが、私が担当になってからは行っていないというふうに思ってございます。ご提言ありがとうございます。

アンケート等をやらせていただければというふうに考えます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　まず調査することが大切だと思いますので、よろしくお願いしたいと思いますけれども、ある市の調査によりますと、市政について要望や意見があるときにはどう行動するかという問いに対して、何もしないが約半数と最も多かったという結果が出たそうで、その中でも若年層の何もしないという答えが特に多かったということでしたので、特に若年層にアプローチする方法、ＳＮＳもそうですし、若年層に伝えていくという意識をしていく必要があるように思うのですが、その見解についてお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　コミュニティのときもそうですが、若年層への訴えかけというのは本当に大事だと思います。いずれこれから町を背負っていただく若年層に町に愛着を持っていただくことは非常に重要なことだと考えますので、こちらのほうはこれからも若年層のほうへの訴えに努力していきたいと思ってございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　やはり広聴と広報というのは一体となって行わないといけないと思うのですけれども、今までコロナの影響もあって広聴の場が少なかったように思います。したがって、町民の声が町当局に伝わっていないように思います。そこで、施政方針では懇談会はワークショップを開くとしていますが、私はもっと声なき声という、誰一人取り残さないという理念の下、一人一人の意見を聴取できるような仕組みをつくってほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　声なき声を拾うというのは、ちょっと私に今いいアイデアがなくて申し訳ございません。ただ、皆様からご意見をいただきながら、どういった方法がいいのか協議して、やれることをやっていきたいというふうに考えます。もしご提言があればぜひよろしくお願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　その声なき声をやっぱり職員が入り込んで聞いていくということが大切だと思いますので、よろしくお願いしたいと思いますけれども、それからまた広報のほうでお聞きしたかったのですけれども、「やはラヂ！」についてです。来年度の予算の詳細説明のときに私は欠席していて、直接聞いていないのですけれども、「やはラヂ！」が何か運営が変わるというふうに聞いたのですけれども、その点についての詳細な説明をお願いいたします。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　「やはラヂ！」につきまして、新年度４月からですが、放送事業者と制作事業者がこれまで別だったのですが、同じ事業者で行っていただくという方向に変えて４月から放送させていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　この「やはラジオ」ですけれども、本来防災ラジオが主ですので、どこの家庭にもあって聞いてもらうことが大事だと思うのですけれども、これがなかなか普及していないように感じるのですけれども、町としてはこのことについてどうお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長（田村英典君）　お答えいたします。

現在「やはラジオ」の普及に向けて取り組んでおります。約2,500世帯、世帯の20％を目標に頑張っております。実は今日も２件ほど問合せがありまして、高齢者のお宅だったのですけれども、「やはラジオ」の支給をしてございます。基本的には「やはラジオ」でなくてもＦＭは聞けるという状況もありましたので、そういった部分もありまして普及がちょっと出遅れたのかなという部分もございますが、緊急放送とかの対応ができるすばらしいラジオでございますので、そういった部分を積極的に周知しながら、これ以上に普及できるように取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　そこで、「やはラヂ！」の番組づくりについてなのですけれども、毎日のことなので、大変だと思うのですけれども、ちょっと町民の声をご紹介しますけれども、何かうるさい感じがして聞いていないという声があるのですけれども、番組づくりのコンセプトとして、どの世代をターゲットとした番組づくりをしているのか、誰に向かって伝えようとしているのか、みんなにというと、逆に誰にも伝わらないことにもなりかねないと思うのですけれども、そこら辺の狙いがあればお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　番組全般では当然ながら全年齢対象というふうに考えます。子どもたちの保育園なりこども園の様子等を放送する回もございますし、小学生、中学生、高校生、それぞれの状況をお伝えする回もございます。パーソナリティーに高校生を呼ぶこともございますし、あと大学生に出ていただくこともございます。慶弔情報であれば、ある程度ご高齢の方向けなのかなというのもございますし、ただパーソナリティーの声質では、ちょっともしかしたら気に障る感じがするとか、こういったところは、申し訳ございませんが、ちょっとご容赦願えればと思います。ただ、４月以降、ちょっと今体制に関しまして急ぎ協議中でございまして、放送内容の番組そのものは急には変わらないと思うのですけれども、より町民の声を届けるというふうな感じのスタンスに少しずつ切り替えていきたいというふうに考えてございますので、うるさいかどうかは申し訳ございません。４月以降お聞きになって、またご判断、ご提言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　まず聞いて判断したいと思いますので、私が言っているわけではなかったので、くれぐれも。

それから、広報の課題の一つに、地域外向けに地域の魅力をどうアピールするか、いわゆるシティプロモーションです。私は以前にも言ったのですけれども、やっぱり町政の発展には町職員の創意工夫とやる気が大事だと思っていて、町職員は優秀な方がそろっていると思うのですけれども、なかなか公務員という枠をはみ出して活躍される方が少ないのではないかと感じるのですけれども、どうしたらそういう方が現れるのかはなかなか難しいのですけれども、そういう芽を潰さないようにしていただきたいと思うのですけれども、町長、何か見解があればお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　昆秀一議員の今の質問のやり取りをお聞きして、広聴広報はそれこそ私どもの町政活動をいかに正確に分かりやすく伝えるか、それから町政と町民をつなぐ、また町民同士をつなぐ、あとそのほかにも行政範囲を超えたいろんな情報提供、こういうことを伝えていくことが非常に大事なわけです。そのためにも、リスナーをいかにして増やしていくかということを考えた場合、まず職員もどんどん広報広聴に手を挙げて、そして自分の係の仕事でもいいし、また自分の仕事のことを何でもいいですから情報を発信していくということが大事なので、そういうことをこれから私らも一緒になってつくり上げていきたいと思っておりますので、あと私ごとで大変恐縮なのですが、担当課には「昌造さんの部屋」はもうやめろと、もういいのだからということも言っているけれども、なかなか返事されないで困っているのですが、いずれ思い切った革新性を持って広聴広報に取り組んでいくように担当課にはお願いしておりますので、また先ほどモニターのお話もあったのですが、やっぱりそういう方々の声もしっかりお聞きしながら、まさに声なき声をいかにして町政に反映していくか、それが広聴広報の大きな役目、役割でございますので、そこのところはひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番(昆　秀一議員)　職員の芽を潰さないようにということでお話ししたのですけれども、やはり職員が大事になってきます。職員が声なき声を聞く役目を果たすと思いますので、一人一人が広報広聴活動できるようにお願いしたいと思います。

先日、山形県南陽市の会派視察でラーメン課プロジェクトを研修させていただきました。やはり南陽市でも職員の方が頑張っておられるという印象を強く受けまして、オリジナリティーであったり行動力であったりがすごいなという気がしました。予算もないよりあったほうがいいに決まっているのですけれども、予算がないなら、ない分アイデアを出して、いろんなところに足を使って、コラボや協力してもらって理解してもらう、そういうことが必要ではないかと思うのですけれども、例えば一回断られたからといって引き下がらない、そういう積極性とかも大事になってくると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　お答えさせていただきます。

おっしゃるとおりだと思います。職員一丸となって町をよくしていくという気持ちはみん

な一緒でございますので、一度で諦めることなく、町をよくするのですと相手と説き伏せるぐらいの気持ちで今後も頑張っていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　ぜひ町職員に町はかかっていると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。そして、広報についてまとめとして、せっかくリニューアルされる広報紙について、広報全般について提案しておきたいのですけれども、それは紙面づくりについてというよりも中身についてです。それは、広報全般について企画する上で大切なことであります。１つ目として、まず地域住民のニーズの把握、これをしっかりとやってもらいたい。それから、２つ目としては、年間広報計画を立てていると思うのですけれども、それに基づいて、届けたいターゲットに向けて効果的に情報発信を行うこと。それから３つ目に、面白い素材、ストーリーの掘り起こしを行うこと、そして４つ目に外部の視点を入れる、これがモニターです。そして、５つ目としましては、広報の目的に即したメディア、例えばこれはＳＮＳのインスタグラムとか「やはラヂ！」とか、メリット、デメリットがあるので、目的に合わせて広報メディアを選択するようにすることです。以上のことについて、何か所感があればお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　本日いろいろご提言を頂戴しまして、本当にありがとうございます。広報の在り方、様々なメディアの使い方等、ご提言を頂戴しましたので、こちらを持ち帰りまして、課内ないし町の広報関係者全員で協議させていただければと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　それで最後に、広聴について懇談会を開催するとしておりますけれども、地域だけではなく、各種団体やグループ等のもとに出向いて、例えば特定のテーマに沿って意見交換をする場を設けるなどして、そのいただいた要望や提案についてできる限り町政に反映させていく、それとともに大事なことなのですけれども、その結果を公表していくということが大事になってくると思います。そうすればただの聞きっ放しになることもないと思いますので、そのようにお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えさせていただきますが、昆秀一議員の全くおっしゃるとおりでございます。それで、いずれ広聴広報からいろんな情報発信、このことについてはやっぱり私ども職員が一丸となって取り組んでいかなければならない。何といっても、町民の皆さんにいいな、よかったなと言われるような広聴広報でなければならないと思います。そして、それに併せて町政懇談会とか、これは例えばコミュニティだけではなく企業とかいろいろあるわけです。そういうところの双方向のコミュニケーションをしっかり図って、そしてただコミュニケーションをするだけではなく、それを形にして見える化していくのが私たちの役割であるし、また責任でもあるわけでございます。

それで、先ほど企画財政課長も答弁しておったのですが、私はこの間の課長会議でも今管理職が18人いると。今45の自治会ですから、１人、２人が３つぐらいのコミュニティを持って、そしてそれに職員が、180人を超える200人近くの職員がおるわけですから、そうやってコミュニティに職員も入って、そして実情を知ることが大事なのだと。それで、議員さん方にもお願いなのですが、やっぱり議員さん方も町民の一人でもあるわけですので、町政と町議会と一緒になって、そしていいまちづくりをしていきたいなと。だから、これは私ども町部局だけではなく、町議会も一緒になって、そして悪いところ、至らないところがあったらどんどんご指摘いただいて、そしてそれを変えて、何よりも私どもは、町民の皆さんが矢巾町に住んでよかった、また住んでみたいというまちづくり、いつも言っているのですが、その根幹をなすのは、いかにして町民の皆さんの心の琴線に触れることをできるかできないかなのです。だから、そこを一緒になってやろうではありませんか。そして、みんながよかったと言えるように取り組んでまいりたい。そのためにも、私どもは私をはじめ職員が率先垂範してやってまいりたいと思いますので、これからも大所高所の立場からご指導、ご助言をよろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員）　その他ございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　次に、３問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　次に、ＤＸの推進についてお伺いいたします。

近年、ＩＣＴ、情報通信技術、ＩｏＴ、物のインターネット、ＡＩ、人工知能、ＲＰＡ、ロボットによる業務自動化など、ＤＸの活用が進んでいます。特に本町では住民総合ポータルサイトアプリ「やはナビ！」が本格スタートしており、その活用が期待されるわけでありま

すが、このように行政運営の効率化や住民サービスの向上が進むのはよいことであります。今後はさらにそれらの活用を進めることが必要になってくると考えられます。一方でＤＸを推進するデメリットもあろうかと思いますので、それらを解消しつつ、その推進をしてほしいと考えるところから、以下お伺いいたします。

１点目、「やはナビ！」についての費用対効果はどう考えるのでしょうか。

２点目、学校教育現場でのＤＸの推進の現状と今後についてはどう考えているのでしょうか。

３点目、ＤＸ全般に関して、現状どのような課題を持っていて、その解決に向けて動いているのでしょうか。

４点目、今後ＤＸを推進するに当たって、それを実行していくため、町ＤＸ推進計画なるものを策定して、計画的にＤＸの推進を図っていく必要があるのではないでしょうか。

５点目、農業や介護など各分野でのＤＸの推進も必要と考えますが、その現状と支援策はどうなっているのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　ＤＸの推進についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、道路の穴ぼこ通報機能やごみ分別判別機能、ごみ収集日の通知機能やチャットボット機能などを一つのアプリに集約しており、利用者の利便性の向上が図られるアプリとなっており、今後新たなアプリやサービスを導入する場合も本アプリを通して利用可能となるなど、本町のデジタルサービスの土台といたしましての役割を果たすアプリとなっております。また、本事業ではアプリ構築と町ホームページのリニューアルを行っておりますが、アプリと町ホームページの管理を同一のシステムで行うことで事務の効率化も図っているところであります。

費用対効果を高めるためには、より多くの方々に利用していただくことが重要であると認識しておりますので、転入者及び岩手医科大学等の学生への周知や各種会議等での周知を行うとともに、懇談会等の機会を捉えながら他の情報発信ツールも含めて周知し、引き続き多くの方々に利用していただけるように普及啓発に取り組んでまいります。

３点目についてですが、複数のベンダーのシステムによる連携の難しさなどが業務を遂行する上で課題であったところであります。現在住民基本台帳システムをはじめとする基幹シ

ステムを国の標準仕様に沿う形に再構築するとともに、国が整備するガバメントクラウドへの移行を進めているところであり、これまでの複数のベンダーによるシステムが標準準拠できないものは淘汰される見通しであり、データ基盤の標準化がなされていることでシステム間の連携の問題解決に寄与すると認識しております。

４点目についてですが、書かせない窓口や「やはナビ！」の導入など、これまで町民の皆さんの利便性向上につながるＤＸを推進してきたところであります。なお、今後は国の標準化等の状況を注視しながら、町民の皆様のさらなる利便性向上や職員の業務を効率向上につながるよう、また国の補助を効果的に活用し、限られた予算の中で計画的に推進すべく、ＤＸ推進計画について検討してまいります。

５点目についてですが、農業分野におきましては、プログラミングされたドローンを活用したカメムシ防除の共同作業化や自動運転可能な機械の導入にとどまっており、その技術と地図情報を組み合わせた技術の活用までは至っていないところであります。そういう状況であります。町といたしましては、農業者がどのような課題を抱え、デジタル技術導入により課題がどのように改善されるかの情報を収集するとともに、デジタル技術を使いこなせる人材の育成に取り組んでまいります。

介護分野におきましては、町内の全ての介護老人福祉施設等に見守り機器やインカム等のＩＣＴを導入しておりますが、今後も介護事業所におきまして、さらに介護ＤＸの推進に向け、地域医療介護総合確保基金の活用導入等について、今後も機会を捉えて介護保険等関連事業所に情報提供を行ってまいります。来年度の介護報酬改定において、生産性の向上等を通して働きやすい職場環境づくりが示されており、町といたしましても、事業所訪問等により、高齢者の自立支援や介護者の負担軽減、介護事業所の業務効率化等に役立つよう、現況と課題を把握し、県を通して国が先導してＤＸに取り組むよう要望してまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

（教育長　菊池広親君　登壇）

○教育長（菊池広親君）　引き続きＤＸの推進についてのご質問にお答えいたします。

２点目についてですが、文部科学省は教育のＤＸの段階を３つの段階で示しております。第１段階は紙媒体から電子化へ、第２段階は電子化されたものの最適活用、第３段階は新たな価値の創出であります。本町の現状は、第２段階であると捉えております。具体的には、現在各校で実施している１人１台端末を活用して、資料を提示したり、課題を提示したり、

意見を集約したりすることや、全ての児童生徒が登録している文部科学省のＭＥＸＣＢＴというシステムで本町の中学生が全国学力・学習状況調査の英語のリスニングテストや質問紙調査への回答をすることは第２段階に該当します。今後においては、学習モデルの構造が質的に変革することが第３段階でありますので、現在の取組を推進し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　「やはナビ！」ですけれども、昨年12月から運用開始となっていて、２月５日からは機能を追加して、さらに利用しやすくなっているだろうとは思うのですけれども、そのメリットを感じている人はどのくらいいるものなのでしょうか。私の周りでは、その存在自体知らない人が多いと感じます。利用できる人は利用しているかもしれません。インターネット等の通信情報技術、ＩＣＴを利用できる者とできない者との間にもたらされる格差、いわゆるデジタルディバイドを広めることにならないか大変危惧しているのですけれども、そこのところの手当てはどのように行おうとされているのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　お答えさせていただきます。

まず、メリットを感じている方がどれくらいいらっしゃるかにつきましては、大変申し訳ございません。ちょっとまだ何の調査もできていない状況ですので、正確な人数等は全く分からない状況でございます。ただ、ダウンロード数は、徐々に確かに増えているというふうな状況で、口コミないしは広報紙等を確認いただいて、少しずつユーザーが増えているというふうに解釈してございます。そして、問題はちゃんと使えるようになっていただくために、デジタルディバイドの部分なのですが、実は町のほうでも６年度はこれを周知の期間だというふうに位置づけておりましたし、講習会をベンダーと協力してやっていこうというふうに今企画を練って、予定を少しずつ検討しているところでございますので、６年度は周知の期間、そして各地域を回って、ないしは役場のほう、公民館で講習会のほうは必ずやらせていただきたいと思ってございますので、そちらをお待ちいただければと思います。これまでも公民館のほうでは、ラインの使い方とか、スマホ全体の使い方の研修とか、こういうのもやっておりましたので、こちらと併せてやっていければというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　講習会をやるということなので、ぜひお願いしたいと思いますけれども、それと分かりやすく解説書であったり、役場に「やはナビ！」の利用の仕方を説明できるコンシェルジュのような人を常駐させたり、ＩＣＴをできない人への手当てをさらにしていくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　お答えさせていただきます。

最も詳しい者は、私どもの情報係長でございまして、さすがにこれを１階に常時置くわけにはまいりませんので、コンシェルジュに関しましては、ベンダーのほうと協議して、ご用意できるようであれば検討してまいりたいと思います。いずれ普及のほうに関しましては、力を入れていきたいというところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　そこで、ＤＸを進めるに当たって課題の一つとなるのがＤＸを進めるに当たっての人材の不足があるのではないかと思うのですけれども、その辺のＤＸ人材の集め方、育成についてはどのようにお考えになられているでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長（田村英典君）　お答えいたします。

専門的な知識、経験を持つ、そういった職員について、採用試験でも注視しながら対応いたしました。そういった専門的な技術を持った職員を採用できるように取り組んでまいりたいと思っております。実際に新年度においても、そういったすばらしい職員がおりましたので、採用しておりますので、そういった職員を核にして取り組ませていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　ぜひその人材育成は大切なので、お願いしたいと思います。

それで、ＤＸの推進に当たって、第７次総合計画の後期基本計画では指標として電子化に

より業務効率化を行ったということで、事務件数を目標値としていて、実績値としては14件、達成率280％としていて、Ａ判定となっているのですけれども、業務効率化としてどのような評価で、効果が現れているかもしれませんけれども、住民サービスの向上にどれだけ寄与しているのか分からないのではないでしょうか。今後は、８次総においても７次総の計画をＤＸの推進では継続していく考えのようで、それはよいのですけれども、住民サービスの質の向上に努めると施策の方向にもあるようですので、その点、指標にある行政システムの標準化による住民サービス向上、基盤整備率との結びつきについて、どのような考えの下、このような基盤が整備されていくのか、そこのところを少し分かりやすく説明をお願いします。

○議長（廣田清実議員）　田中舘町民環境課長。

○町民環境課長（田中舘和昭君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

当課で担当している具体的な部分でお話しさせていただければと思います。まず、今国のほうで進めている標準化というのは、特に私どもが担当している戸籍ですとか住民基本台帳が大きな影響を受けておりまして、今月１日から戸籍がネットワーク化したことによって、戸籍の広域交付ということで、全国どこの役所でも自分の戸籍が取れるということで、これは本当に大きいことだと思います。これまでは自分の本籍地にあるところの役所からしか取れませんでしたので、やっぱりこれは本当に大きなメリットだと思っております。

それから、昨年度でしたけれども、先ほど町長答弁にもありましたけれども、書かない窓口というもので異動支援システムというものを導入しております。転入者の方というのは、家族構成によってはいろんな届出書とかを書かなければなりませんが、それをシステムで入力することによって、ご本人の書く項目を極力減らそうという試みでございます。これについては、アンケートをちょっと１月に当課で取ってみたのですが、やはり時間短縮とかということに対しては、転入してきた方のそこはいいことだということでお声をいただいておりますので、やはりそういったメリットが出ているものと思っております。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　８次総でのデータ連携のところなのですけれども、連携になることによりまして、これまで実は今窓口の話をいただいたわけなのですけれども、内部の職員は決して実は楽になっていなかったという部分がございました。その部分は、連携することによって楽になるであろうというところがございます。各社のシステムがあって、それぞれのデータの持ち方をしていた。これが統一されるというのは非常に連携しやすい。例えばこれは私の勘違いかもしれませんが、マイナポータルが矢巾町は非常に弱いのです。こち

らのほうとも連携しやすくなっていくのかなというふうに思うところでございます。そういったところで様々な問題を解決できるのではないかというふうに期待しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番(昆　秀一議員)　住民サービスが便利になるということはいいことだと思いますので、特に気をつけることもあると思いますけれども、進めていただきたいと思います。

それで、ＤＸの推進で注意しなければならないことの一つとして、子どもたちのネット依存による影響についてであります。ネット依存は今や子どもだけではないのですけれども、勉強や仕事といった生活面や体や心の健康面などよりも、インターネットの使用を優先してしまい、使う時間や方法を自分でコントロールできなくなってしまうのがネット依存であって、特に中高生のネット依存が問題で、ネット依存が疑われる中学生は約93万人にもなると推計されていて、町内にも多くいると考えられます。ネット依存の七、八割はゲームに依存していて、二、三割がＳＮＳや動画サイトに依存していると言われていまして、まずネット依存にならないようにすることが必要なのですけれども、特にネット依存の兆候が現れたら注意が必要だということなので、何の依存でもそうですが、予防、そして重くならないうちに早期に治療する必要があるかと思うのですが、そういう専門家に相談できる体制はしっかりと構築していってほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　お答えいたします。

ネット依存、その疑いが見られる児童生徒についてですけれども、そういった可能性、疑いがあるよといった場合については、教育委員会、教育研究所のほうを窓口といたしまして、まず相談が来ます。また、関係課を通して相談が来ることもございます。そのときに様々な関係者間で情報共有をしながら必要な機関につなぐと。相談をしてみようというようなことで、そういったケースが出た場合につきましては、きちんと次につなぐ体制としてはできていると、そういった状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　個人を支える体制はできているということなのですけれども、全体的にも問題になっているので、研修会等を行うようにしていただきたいと思いますけれども、一方ＧＩＧＡスクール構想としてのメリットもあるわけでして、タブレットを使った授業なども多くなってきているわけですので、そのメリットは最大限に生かすべきだろうと思うのですけれども、もちろんメリットはたくさんあるわけでして、反対にデメリットもあると思うので、そのうちの教師のＩＴスキルの不足というのもあると思うのですけれども、その問題はどのように解決しているのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　お答えいたします。

今議員ご指摘のとおり、こちらといたしましても課題といたしまして、先生方のスキル、また先生方の持っている意識の部分、そこに課題があるというふうに捉えておるところでございます。そういった現状に対しまして、教育委員会といたしましては、先生方を対象とした研修会を年間複数回、それぞれの習熟度別といいますか、先生方のニーズも踏まえながら、内容を変えながら研修会を実施しておるところでございます。そういった成果かと思いますけれども、先生方のスキルの部分ですけれども、国が行っております調査でいいますと、授業でＩＣＴ機器を活用し、児童生徒に指導することができると肯定回答している先生方の割合でございますが、機器導入時の段階では約60％でございましたけれども、４年度末の段階では約75％までその肯定的に回答している割合が増えていると、そういった状況でございます。引き続き先生方へのスキルアップの研修会を充実させていきたいと考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　現在教師の多忙化も言われているわけですけれども、そのような研修も大変だろうと思うのですけれども、よろしくお願いしたいと思います。

それで、１人１台端末を利用しての相談体制というのが、12月会議で私は提案したつもりだったのですけれども、ぜひ専門家へつなぐサポート体制を構築して、子どもたちの悩み事の解決をよりしてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

○教育長（菊池広親君）　子どもたちへの相談体制というご質問でございました。今現在でもその相談体制については重層的な構築を行っているところであります。12月の段階におきま

しては、例えば県立高校において相談体制をいわゆる１人１台端末を使って行うということが出されました。その成果、課題についてはまだ出ていないところでございますが、県立高校の場合は、いわゆるその相談をした部分を一元的に管理するのは復興庁がやるというふうな体制で、そしてそこから機関等につないでいくというふうなシステムであります。よって、復興庁の業務的には非常に増えるものだろうなというふうに私は予想しているところであります。そうなると本末転倒なところもありますので、より効率的な、そして今の体制で対応できるところをより充実させて考えていきたいというふうに思ってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　ぜひ有効的な活用の仕方をしていただくようにお願いしたいと思います。

それで、ＤＸで心配されるのが情報の漏えいについてなのです。その安全性というのに絶対ということはないわけでして、昔のようなアナログな管理はできなくなっております。なので、常に新しいセキュリティー対策も求められるわけで、ＤＸのデメリットがあまり示されることなく、マイナンバーカードもそうですし、そのメリットばかりを注目させて、その推進を国として図ってきているように感じます。確かにＤＸにより利便性は上がり、そこをクローズアップすることは分かるのですけれども、デメリットがあまり議論されないような気がするのですけれども、その点を町民の皆さんにもしっかりと示して、どう解決していこうとしているのかを示して、安心感を持ってもらうように根気強く説明してほしいと思うのですけれども、町民の皆さんはそこが心配であって、もう一歩踏み込めないでいる方もいらっしゃるかと思うので、その辺の安全性の担保についてどう説明しているのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　実際町民の方々にご納得いただけるかどうかというのは説明してみなければ分からないのですが、町のほうでは、まず一番危ないのは、本当は人が一番危ないというふうに考えています。これは何でもそうだと思うのですけれども、そのための研修のほうは、先日も、フィッシングメールというのですか、そういったものを送って、実際そこにどれくらいの職員が間違って引っかかってしまうのだろうというふうな形でやって、なぜそれに引っかかってしまったのだというふうな原因追及とか、そういったものを試

行錯誤してやってございます。セキュリティーポリシーのほうも随時改定を行っているところでございます。といったところで、情報漏えいに関しては、総務課のほうからもかなり注意喚起等ありますし、庁舎内全体でそういったところに気をつけていくといった機運を醸成していくというふうなことは大事だと思っていますし、その様子を時折広報等に、広報ではなくてホームページでもいいのですが、御覧いただくことが町民の方々の安心感の醸成につながると思いますので、そういった取組をしてまいりたいというふうに考えます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　いろんな心配はあるのですけれども、情報漏えいというのは重要な問題ですので、お願いしたいと思います。

ＤＸというのは、日進月歩、急速に進んでいるように思います。レストランでは、ロボットが注文した料理を持ってきたり、ペッパーというロボットが受付をするところもありますし、コンビニも無人化が進んでいるようです。このように、今後もしかしたら人より性能のよいＡＩのロボットが出現して、いろんな業務をして、いずれ人をロボットが凌駕する時代がやってきて、ロボットに仕事を奪われることも考えられるわけです。そういう時代に備えて、今私たちがしていかなければならないことは何なのか。今のところは、一応人間がプログラミングや操作しなければロボットは動かないように思うのですけれども、もしかしたら今も勝手にロボットが考えて作業をしてしまってということもあるかもしれませんので、今の仕事の約半数はＡＩやロボットが代替可能な職業になりそうですので、それでも約半数の職業はＡＩやロボットで代替が不可能な仕事、いわゆる生身の人間がしなければならない仕事ですので、そこのところの生身の人間でしかできない仕事の人の養成というのをより力を入れていくべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長（田村英典君）　お答えいたします。

職員の養成という部分でお答えいたします。専門的な部分、そういった部分についても、現在も研修等に参加させていただいております。ご指摘のとおり、将来50年後には今の職業の半分がなくなるというようなお話を私もテレビで聞きました。そういった状況もございますので、そういったことにならないよう、我々の職場においてはしっかりとした研修を積みながら、町民の皆様のためにという精神を忘れずに、しっかりと研修を積ませるようにして

まいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　それで、気になったことがあったのですけれども、さきの議会で提案可決された指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例という長い条例だったのですけれども、その中で重要事項のウェブサイトの公開があるのですけれども、このことについて詳細をお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君）　ただいまのご質問にお答えします。

重要事項のことに関しては、書面でも掲示しますし、ウェブ上でも掲示していくというような内容となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　ウェブサイトを持っていない事業所は、わざわざ経費を使って作らなければならないということなのでしょうか。大きい社会福祉法人ならたやすいことであるのでしょうけれども、小規模事業者にとってはホームページを立ち上げて掲載しなければならないものなのでしょうか。もしホームページを立ち上げなければならないのであれば、それなりの支援もセットにして行わなければ、特に小規模事業者にとっては負担が増えるばかりで、ＤＸも進まないのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

今議員からお話があったとおり、環境上の問題は多分それぞれの事業者さんのほうにお聞きすると出てくる可能性はあるかなというふうに捉えております。今回のこれに関しましても、令和７年度から義務づけ、いわゆる経過措置もございますので、そういう部分、我々もこの制度のことをもう少し確認しながら、事業所の現状を把握しながら支援していきたいというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番(昆　秀一議員）　このように介護業界も今後ＤＸが進んでいくことが考えられますし、ほかの分野、農業においても高齢者や担い手不足が課題としてあるわけでして、農業のスマート化を進めていく必要性があると思います。このような情報を町としてはどのように把握して、対象相手に対して提供して、助成などの支援を行っているのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　今県内でもいろいろＤＸに取り組んでいる自治体がございますし、矢巾町でも先ほど町長がお答えしたとおりの取組があるほか、畜産に関しましては、牛の分娩でその状況をスマホで見ながら管理できるというような取組もやってございます。そういった情報につきましては、矢巾町でも取り組めるというような情報については、随時農業者の集まる機会を通しながら、あとは各畜産部会なり野菜部会とか、そういったものがございますので、そういった場面で紹介しながら進めてまいりたいというふうに思ってございます。

ほかの事例ですと、例えば今は、先ほど昆議員がお話ししたとおり、担い手が少なくなっているということで、ＤＸの活用についてはやはり作業の軽減が一番かと思います。そういった意味では、自動草刈り機とか、ロボット草刈り機とか、そういうものも県内ではやられてございますし、あとはハウスの施設内でトマトのモニタリング管理とか、そういったものもやられてございます。そういったものを町内では主にドローンによる追肥とか薬剤散布が中心となってございますけれども、そういったものも積極的に取り組めるような情報を紹介しながら、人材の育成についても取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　ぜひ日進月歩進んでいくものですので、情報等を速やかに発信していただきたいと思います。

それから、ＤＸの進め方についてですけれども、これは釈迦に説法かもしれませんけれども、何でも物事を進めるには順序があって、ＤＸ導入に向けた流れは、まず相談、そして目的の明確化、理解、納得による合意形成、それから戦略立案そして現状分析、計画策定、それから対応になるわけでして、技術の進歩状況を見極めながら業務の改善などを行うべきであって、総務省で策定している自治体ＤＸ推進計画においては計画的な取組の構築が期待さ

れているわけでして、その辺の計画的な取組は本町としてはどのようになっているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　お答えいたします。

ＤＸ推進計画、まだ途中ではございますが、今策定中でございます。少しお時間をいただければと思います。６年度中には確実に策定して、この計画にのっとって進めたいというふうに考えてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆　秀一議員）　Society5.0時代の到来により実現する社会というのは、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されるという夢のような社会が実現されるとしていますが、私は果たしてそうなのだろうかと心配しております。そのような心配が要らないように国としては進めてほしいと願うわけですけれども、その国の動向も踏まえた上で、町としても心配しなくてもよいようにしっかりと計画を立てているということですので、計画的にＤＸを推進していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　ちょっと最後のほうがよく分からなかったのですが、先ほどのとおり、ＤＸの推進計画に関しましては継続させていただこうと思っておりますし、それに付随して何か別な計画が必要だということであれば、そちらのほうも含めて進めさせていただきたいというふうに考えます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　時間は40分限りになっておりますので、二、三秒過ぎておりますので、これで打切りといたします。

以上で15番、昆秀一議員の質問を終わります。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（廣田清実議員）　以上で本日の議事日程は全て終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集願います。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後　４時３８分　散会

令和６年矢巾町議会定例会３月会議議事日程（第５号）

令和６年３月８日（金）午前１０時００分開議

議事日程（第５号）

第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１８名）

１番	髙橋　恵　議員	２番	髙橋敬太　議員
３番	横澤駿一　議員	４番	ササキマサヒロ　議員
５番	吉田喜博　議員	６番	藤原信悦　議員
７番	齊藤勝浩　議員	８番	小川文子　議員
９番	木村　豊　議員	１０番	小笠原佳子　議員
１１番	山本好章　議員	１２番	高橋安子　議員
１３番	水本淳一　議員	１４番	村松信一　議員
１５番	昆　秀一　議員	１６番	赤丸秀雄　議員
１７番	谷上知子　議員	１８番	廣田清実　議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	岩渕和弘君
政策推進監兼未来戦略課長	吉岡律司君	総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長	田村英典君
企画財政課長	花立孝美君	税務課長兼会計管理者兼出納室長	佐々木智雄君
町民環境課長	田中舘和昭君	福祉課長	野中伸悦君

健康長寿課長	浅沼圭美君	産業観光課長	佐藤健一君
道路住宅課長	水沼秀之君	文化スポーツ課長	高橋保君
農業委員会事務局長	田口征寛君	上下水道課長	浅沼亨君
教育長	菊池広親君	教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長	南幅正勝君
子ども課長	田村昭弘君	選挙管理委員会委員長	廣田政夫君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田徹君	主事	渋田稀結君

―――

午前１０時００分　開議

○議長（廣田清実議員）　ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

―――

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員）　本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

―――

日程第１　一般質問

○議長（廣田清実議員）　日程第１、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次質問を許します。

９番、木村豊議員。

それでは、１問目の質問を許します。

（９番　木村　豊議員　登壇）

○９番（木村　豊議員）　議席ナンバー９番、木村豊でございます。日本共産党矢巾町議団であります。早速ですが、お話を進めさせていただきます。

質問、令和５年３月に更新した防災マップについての質問でございます。令和５年３月に更新した防災マップについて、町内を４分割にしたＡ１サイズのマップのほか、冊子版を作成したと言われております。町民への周知が必要だと思われることから以下伺います。

防災マップは、矢巾町役場で配布しており、防災対策として活用してほしいとありますが、冊子版を含め各行政区での説明が行われていると思われますが、災害が起きる前に自宅での備蓄品や避難所の位置情報を覚えていただきたいため、周知に関して進捗状況を伺います。

２点目、指定避難所としている南昌コミュニティセンターですが、これは西部開拓線という道路があるのですが、それより低い位置にあるため、大雨、洪水が発生した場合のほか、北上低地西縁断層帯が、これは活断層です、走っているため、避難所としてふさわしくないのではないかと考えています。それらについて町長にお答えいただきたいです。よろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　９番、木村豊議員の令和５年３月に更新をいたしました防災マップについてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、昨年３月に改訂いたしました矢巾町防災マップの住民説明会につきましては、昨年の５月から自治会単位で実施しており、本年２月末時点で39の自治会の説明会を終了したところであります。今後におきましても、自治会からの要請に基づき、説明会の実施や防災訓練等、あらゆる機会を捉え、ご自宅と周辺の災害リスクを認識していただくことや、わが家の避難行動計画、マイ・タイムライン作成の普及、各家庭における備蓄品や非常時の持ち出し品等の災害時の備えなど、具体的な防災マップの活用方法について周知を図ってまいります。

２点目についてですが、南昌コミュニティセンターが所在する場所につきましては、土砂災害警戒区域外であり、想定最大規模降雨による浸水リスクもないことから、避難所としては有効であると考えております。しかしながら、議員ご指摘のとおり、北上低地西縁断層帯が矢巾町から花巻市まで走っており、断層が活動し、直下型地震が発生した場合は、想定される揺れの強さが最大震度６弱と予測されておりますことから、建物及び周辺の被害状況により、避難所としての機能が失われる可能性もあると推測しております。

このことから、南昌地区にお住まいの皆様が南昌コミュニティセンターを使用することができない場合も想定し、指定基幹避難所であります矢巾勤労者共同福祉センターや公共施設等の利用など、複数の避難先を検討していただけるよう周知を図ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問はありますか。

木村豊議員。

○９番（木村　豊議員）　南昌コミュニティセンター、これ以前にも私のほうからも発言しているとは思うのですけれども、それ自体として場所が、活断層とかあるのですが、その下にあるというやつをまず一番最初に分かってほしいのです。そして、これ自体は水害とか、そういう次元の前に、そこの道路というのは町道になるのですけれども、これについて歩道がないのです。ないということは、そこを歩いて行けないのです、コミュニティセンターに。私、ここに来てもう35年以上になるのですけれども、そこを歩いている人を見たことがない。なぜかというと、危険だからです。大型トラックとか、そういうものががんがん通りまして、私が逆にそこを歩いたらひかれそうになるのです。そういうこともありまして、そこに避難

するということ自体がまず危険だということに、そういうふうに私は認識しています。

前に申し上げておりますけれども、ここ自体が、コミュニティセンターの位置自体に問題があると、そういうふうに私が認識しているのです。私も歩いたことはないです。これはうそになります、１回ぐらいあります。もうそこで危険を感じまして、私はもう二度と歩きたくない場所なのです。それが大型トラックとか、そういうもの、また通勤の車両というのが物すごく多い場所というか、道路なので、これが矢巾町として単独で考える以前に、もうそこを通過するというのは、物流関係、そのほかに盛岡市、それから滝沢、こちらのほうに通勤する道路にもなっているわけで、ここから私の質問が始まってしまうのです。

その地域というのは、私も活断層あるのか、ないのかという自体は認識しておりました。ところが、これが一体矢巾町の中で活断層って何というのもありまして、そうしたならばやっぱりありました。ここの活断層というのが、矢巾町は１か所だけです。これもずっと続いていまして、これが前沢町、前沢町と言わない、胆沢、その辺のところまで続いているということにはなってはいるのですけれども、実際ぶつぶつ切れていまして、ここの部分は単独で矢巾町には、そこの南昌山という活断層があるのです。そこが一番危険な場所でもあるわけでして、最近水害とかというのは、私も経験はしています。私、調査関係の仕事をしておりますので、それでもって矢巾町が水没とは言わないまでも、そのときに私は急遽岩泉のほうに行って調査しているのです。それを考えてしまうと、これは大変なことになるなというのは明らかに分かるのです。

調査関係というのは、一歩ずつ、仕事柄ですけれども、歩いて調査するのです。そこでもって、ここの一部壊れているなとか、ここで何名亡くなったとか、そういうところを１件ずつやって、写真を撮りながら、位置情報は入れますけれども、そういう仕事をしていましたので、この危険性を日に日にといいますか、私自身も痛感しているところがあるのです。

ところが､最近になって水害よりも今年の元旦早々もありましたし､これは調べてみたら、まずは最新では、やっぱり元旦の、あれはびっくりしました、私。これは、正月早々何なのだろうと思って、それでテレビといいますか、情報を聞いていたのですけれども、最終的には大したことないのではないかなと、そういうふうに思っていたら、もう次の日とか、情報ががんがん来まして、それでこれは大変なことだということで、私はこれを痛感しているのです。

これで確かに3.11というのがありまして、そのときには津波でした。津波でもって壊滅状態というのがありまして、ここに活断層が動いたらと考えてみたら、５メートルぐらいは上

下するのです。明らかにこれは証明されているのです。そういうのもありまして、過去のやつを見ると、熊本とか、胆振地方、これは北海道です。これにもしかしたら似たような状況になるのではないかと思っています。

というのは、津波は来ないです、どう見たって。ところが、北海道の地震なのですが、これに関していくと、山津波です。これは、急斜面ではあり得る。そこに私の家があります、住宅団地です。ここに起きたならば、どうしようかなというふうには思っておりまして、それでもって私が今回質問にこれを入れたわけなのですけれども、これ自体は避けようがないのです。それでもって避難所とか、そういうのもあります。そこに行けないという状況がありますので、これでも4,500年前に動いた形跡があるという情報があります。一番最初にやらなければいけなかったというのは、私はそれに対してどれぐらいの準備をしているのかというところがあるのです。

防災マップを見ましたならば、一般的な食料を確保しておきなさいとか、貴重品をちゃんと避難するときには持っていくようにとか、いろいろ書いてあるのですけれども、これ自体、私自身としてはやってはいません。なぜかというと、食料品を備蓄しておいても、結局それまた賞味期限とか消費期限がありますので、そうなったらこれはどうするのだというふうにも考えるわけです。一般の方々というか、私は一般人ですけれども、そういうときに備蓄しているかといったら、冷蔵庫に何個かなという、その程度のものだと思うのです。私が一番いいなと思ったのは、ローリングストックというものです。つまり備蓄しておいて、順繰りに回す、捨てるものではない。消費しながら蓄えていくという、そのシステムが一番いいと思っていますけれども、これについては、どうお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　ちょっともう一回、ローリングストックのことだけでいいですか、質問の内容は。

○９番（木村　豊議員）　まず、これが一番大切なので、それでお願いします。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　お答えいたします。

備蓄品の考え方ということでのご質問と捉えております。こちらの防災マップ、議員の皆様も御覧いただいているというふうに存じますが、その中の28ページの中にもローリングストックの必要性を記載して、地元の説明会でも説明させていただいております。ふだんから使用する食材加工品などを買っておいて、使いながら減った分を買い足すというようなやり方をしながら、一定量の食料を家庭に備蓄するようなやり方ということで、これは必要なこ

とだというふうに考えてございますので、説明会でも周知させていただいているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○９番（木村　豊議員）　ローリングストックの状況なのですけれども、これならば一般の方々、私を含めてですけれども、それはもう確実にできることなのです。ところが、その以前に、この防災マップ、これ自体の説明ではないですけれども、各行政区でどれぐらいやっているのかなと、もちろんあります。

なぜかというと、この質問に関しては、私自身がうちの行政区の中で、こういうのが行われていないのです。これ自体をどんどん増やしていかないと、これ自体周知できないのではないかという、それを心配しているのです。

この状態というのは、作ったはいいけれども、これを見ると、結構いいことといっぱい記述してあるのです。ところが、これを周知できないというのは、やっぱり町本体といいますか、そちらのほうがどれぐらいそれをやっているのかというのが物すごく気になるのです。実際私、そこに行ったことがない、行ったことがないというのは、その説明がないのです。それ自体に問題があるのではないかと。とにかく周知してほしいというのが私の考え方なのですけれども、その辺についてどうお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　お答えいたします。

町長答弁でもございました。防災マップ、それから防災に係る各自主防災会への説明会ということで、令和５年５月から実施させていただいております。自主防災会、地域のコミュニティからご都合のいい日時をご指定していただきまして、大体が土日になるわけですけれども、防災安全室の職員が自治会にお邪魔させていただきまして説明させていただきました。

町長答弁の繰り返しになりますが、３月まで41の自主防災会、自治会のうち39が終了してございます。延べ人数646名の皆様に本当に熱心に参加していただいてご討論をいただくような場ということで、感謝申し上げております。

なお、議員さんの行政区、南昌、それから南矢幅７区につきましては、今調整中という連絡をいただいておりますので、連絡いただき次第、私たちはすぐにでも駆けつけてご説明申し上げるという状況になってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　41のうち39は終わっているという答弁が出ているので、そこら辺もしっかり読んでいただいて再質問。

他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○９番（木村　豊議員）　行政区単位でやるということ自体、つまりそこに行くのが大変なのです。行くというのは、歩いていけない場所に南昌コミュニティというのはあるのです。そうすると、どうやって行こうかと、歩いていくには非常に危険だというのもありまして、そういうのも考慮した状態で、コミュニティ単位というもの自体、固まって考えないで、そういう考え方も必要ではないかと思われるのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　お答えいたします。

まず、地域の防災につきましては、自主防災会、それから防災士が中心になって行うという部分が私たちの主眼とするものでございますが、当然ご近所さん方の集まりだとか、あるいはエン（縁）ジョイの集まりだとか、そういった集まりでも我々対応いたしますので、お声がけいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　要望があればやるということで理解していただければ。

他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　それでは、１問目はこれで終わります。

次に、２問目の質問を許します。

木村豊議員。

○９番（木村　豊議員）　２問目に移らせていただきます。鳥獣被害防止について、町長にお願いいたします。

鳥獣被害について、西部地域、これが顕著であり、過去には人身被害も発生しております。被害地域での出没例もありまして、拡大していると思われます。

１点目、果樹、水稲、野菜への被害については、電気柵、ワイヤーメッシュ柵、ネット柵が一般的でありますが、これは誰が設置するのか。また、個人が設置する際の補助金は、どのようになっているか。

２点目、町猟友会の男女別メンバーの人数と鳥獣別捕獲数を伺いたい。

３点目、猟友会の高年齢化が進んでいると聞きますが、さらに後継者不足になれば、体制の維持も心配されます。一方、本町には矢巾総合射撃場があり、有害鳥獣被害駆除実施従事者や狩猟者に向けての技術の向上や教育、地域への貢献と公共の福祉に寄与している。狩猟免許取得に関わる一部の費用やわな等免許取得、わなの購入、猟銃購入に対する経費に対する補助として、県では新規に対して新規狩猟者確保対策事業がある。鳥獣被害防止のため狩猟者を確保する狩猟者確保対策事業補助金が効果を発揮すると考えています。町としても積極的にこの事業を誘導し、狩猟者の後継者の確保に努めるべきではないかと思っています。

４点目、鳥獣捕獲計画では、ツキノワグマは町単独で捕獲計画を設定しないとなっています。イノシシに関しては、可能な限り捕獲するとあります。この根拠の基準を教えていただきたい。

５点目、捕獲等をした対象鳥獣の利用として、食品としては捕獲頭数が少なく、出荷制限が現在も続いているということから計画していないとありますが、温暖化による気候や食料となる植物などの自然環境が変化しているため、鳥獣被害が増えていると考えれば、今後捕獲頭数も増えると思われます。その場合、食品として処理加工施設の整備が必要ではないかと考えますので、これについてお願いいたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　鳥獣被害防止についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、果樹、水稲、野菜の被害防止への電気柵の設置につきましては、団体組織や個人の生産者及び土地所有者において設置をしております。

また、その費用につきましては、以前より鳥獣被害及び目撃情報が多数報告があった南昌行政区を対象に、電気柵等の購入費用の３分の２に相当する金額を矢巾町鳥獣被害防止対策協議会から補助金として支給をさせていただいております。

しかしながら、昨年は町内各地域で有害鳥獣の出没件数が増加したことから、現在補助対象地域の拡大を検討しており、引き続き農作物の被害防止に努めてまいります。

２点目についてですが、町猟友会の男女別の人数は、本年２月末時点で男性が25名、女性が２名の計27名となっております。

また、鳥獣別捕獲数につきましては、本年２月末時点でツキノワグマ12頭、イノシシ４頭、ハクビシン５頭、タヌキ１頭となっております。

３点目についてですが、本町における新規狩猟者確保対策事業は、補助率100％、上限10万円として免許取得費用や猟銃、わな購入費用に対する補助を実施しております。

なお、昨年度は２名の方が当該補助事業を活用しており、引き続き狩猟者の後継者確保につながる補助事業の活用について周知を図ってまいります。

４点目についてですが、鳥獣の捕獲に関する根拠基準につきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、県が策定いたしました鳥獣保護管理事業計画におけるツキノワグマ管理計画において、県が対象市町村に捕獲上限数を割り当てていることから、本町におけるツキノワグマに係る鳥獣被害防止計画の捕獲計画は設定していないところであります。

一方、イノシシにつきましては、同様に県の事業計画のイノシシ管理計画において、生息域が拡大傾向で全県域での個体数推定が困難であり、農業被害も出ているなどの要因から、本町におけるイノシシに係る鳥獣被害防止計画では、可能な限り捕獲することとして取り組んでいるところであります。

５点目についてですが、盛岡広域鳥獣被害防止対策協議会において、処理施設の設置の方向性について協議をいたしましたが、短時間で捕獲後の鳥獣を持ち込める立地及び費用対効果などを考慮した結果、設置を見送ったところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

木村豊議員。

○９番（木村　豊議員）　鳥獣に関してですけれども、私自身、そこに住んでおりまして、熊とかイノシシとかいっぱい見ます。いっぱいというのは、ざっくりという意味ではなくて頻繁に見られるのです。それって、私が住んで35年、もっと前になりますけれども、その段階でもイノシシはいませんで、熊はいました。それというのは、一時期ごみ集積所が荒らされまして、これは熊ではないかと大騒ぎになったことがありまして、それは結果的にはハクビシンということで、これでまず一安心といいますか、住宅地には出てきていないのだなというふうには思っておりましたのですが、最近といいますか、去年の時点で７月、流通センター南のコンビニがあるのですけれども、そこにも出たと、これ私、そこでいつも買物をするところなのです。本当に北側のほうに住宅地もありますし、保育園もあるのです。そこに出るとなると、もうもはや西部地域の山のほうにいるとかという、そういう段階ではないなというふうに感じます。

そのほかに７月に合わせて３頭が出没したと、こういうのもありますし、それで犬が被害を受けたというか、ひっかかれたのでしょう。そういうのもございますし、そのほかコミュニティセンター付近でも目撃情報がありますし、私自身も目撃していまして、それでもってこれは危ないと思って役場のほうにその辺は伝えたこともあります。これ自体、被害に遭ったと言われている人たち、この人たち、私のお友達なのです。なぜかというと、私、熊が嫌いだというわけではないのですけれども、犬を連れて散歩するのです。そうすると、そこに歩いている人たちとはもうかなり親しい関係でありまして、その人たちがひっかかれたり、かみつかれたりしているのです。かみつかれるというのは、まずは危ない状態であるというか、ひっかかれても物すごく危険な状態、つまり爪が、１本でやるのではないのです。３本ぐらいが、片手５本ありますけれども、このうち３本ががつんと来ますので、３列に縦筋にがっつり切られるのです。

それとそのほかに犬も見ました。北海道犬ですけれども、これに関しては、もうよくぞ縫ったなというくらい、内臓が出たと言われていました。これをまずこの技術もすごいなと、獣医師というのはすごいものだなと思ったのですけれども、出たものを突っ込んで、また真ん中で３列に縫った痕があるのです。これを見ると、人がやられたらというのもやっぱり考えてしまうのです。

思い起こしてみると、そうやられた人が私のお友達にいます。近所です、歩いて１分もかからないところなのですけれども、その人はいまだにケロイド状の筋が残っているという状況でありまして、これ自体としてはかなりひどい状態。今でも、この方は何歳になるかな、70歳は超えています。ですけれども、見てすぐ分かります。これは、もうやられたなというのはありますし、もう一人の方は、ランニングが得意、つまり体を鍛えているのです。その人は、もう目の前にがっと出たときに、もう逃げたといいます。逃げたけれども、その人は走るのは速いのです。それも、たしか自衛隊にいたことがあるとか言っていたので、ジグザグに逃げるのです。追いかけられたら絶対スピードに負けますから、それでもやられたと言っていましたので、これはひどい状態であるなというふうには思っていまして、これに関して言うと、これからやっぱりそれの被害が増えてくると思われるのです。出没する回数というのは、私が見る限りどんどん増えているのです。一般的に見ると、遠くから見ると、結構ふっくりしていましてかわいいのです、遠くから見ると。目の前に現れたら、でかさにはびびります、これは。私は、車に乗っていて、私の車の前を走って逃げた熊がいまして、絶対100キロは超えています。100キロというのは体重ですけれども、車にいても、フロントガラ

スを破るのではないかというぐらい恐怖を感じるのです。

やっぱりこの捕獲に関しては、数自体も制限をかけないでやってほしいなというのが私の中では思っています。それと同時に、熊自体として頭数が増えているのであれば、そこの捕まえた熊自体をどういうふうに処理しているのかも知りたいので、それについて質問させていただきます。

○議長（廣田清実議員）　ちょっと待ってください。ちょっと整理しましょう。質問している部分が、今ここの答弁書には、県の対策で捕獲数の上限は決められていると。町のほうでは、それに対してできないという部分の答弁書が出ています。なので、町のほうでそれを別にまたもっと頭数を増やしたほうがいいのではないかという部分と、それからツキノワグマ、きっと割り当てられる部分が３頭だと思いますけれども、それをどう処理しているかの２点ですか。

○９番（木村　豊議員）　そうです。

○議長（廣田清実議員）　ちょっと質問を明確にしてもらわないと、きっと答えられないと思うのです。いい質問ではあると思うのですけれども、そういう部分でぜひよろしくお願いします。

佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　捕獲の頭数制限につきましては、最近ですけれども、岩手県知事がツキノワグマを指定管理鳥獣にしてほしいということで、それを国のほうに訴えて、国のほうもそういった方向で動きつつあるということで、その捕獲につきましては若干緩和されるのかなというふうに考えてございます。

実際猟期については捕獲しても全然頭数制限がないのですけれども、猟期以外の、例えば４月から10月頃まで、そこら辺につきましては、各市町村ごとに頭数が決められておりまして、超えそうになったならば、それなりに被害状況を説明しながら、県のほうに緩和を求めてきているわけではございますけれども、いずれ県、国の方向がそういったツキノワグマの対応について変わりつつあるというふうなことでご理解をいただきたいと思います。

なお、捕獲した熊の処理方法についてですが、これは猟友会のほうにお願いしてございまして、食肉として扱う場合もありますし、それ以外の場合は、あとは処理については、最寄りの所有地のところで埋設なりの処理をしているといったような状況でございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○９番（木村　豊議員）　鳥獣被害についてなのですが、これ自体ツキノワグマ、ハクビシン、カラス、ニホンジカ、イノシシという形になっているのですけれども、これ以外にも被害というのはあるはずなのです。なぜかというと、私車で走っておりまして、これはカラスなのですけれども、上から石を落とされまして、それでボンネットがへこんでおります。そのほかにも近所の方ですけれども、その人はフロントガラスを割られたと、そういう事例もございまして、カラスに関してはどのようにやっているのか伺いたいです。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　町長の答弁では、カラスについては特に記載はないわけでございますけれども、これも有害鳥獣の対策実施隊のほうで散弾銃でもって駆除を行っている状況でございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

　木村豊議員。

○９番（木村　豊議員）　ツキノワグマ、ハクビシン、カラス、ニホンジカ、イノシシ以外の想定はしておりますでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　農作物を荒らす有害なものとして、例えばモグラとか、そういったものもあるわけではございますけれども、今のところ、被害の程度にもよりますけれども、今確認されているところでは、今お話があったハクビシンが特に平場のほうには結構農作物の被害があるというふうに伺ってございます。そういったものにつきましては、こちらからわなを貸し出したりとかしまして、捕獲に取り組んでいるところでございます。

　今お話がありましたそれ以外の有害鳥獣としての取扱いについては、今特にございません。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

　木村豊議員。

○９番（木村　豊議員）　私の知る限りの話ですけれども、よく道路にタヌキが死んでいる部分が結構ありまして、これ自体、タヌキに関してはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　もちろんタヌキ、あとはキツネも、例えば鳥小屋をいたずらして、ちょっと荒らされたという被害報告はありますけれども、こちらのほうでわなを仕掛ける以外のことは特にやっておりませんで、実際捕まえたという報告も、個人ではあるかも

しれませんけれども、こちらのほうには届いていないところでございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○９番（木村　豊議員）　よくタヌキを見かけるのですが、大体道路に、つまり言うと交通事故でもって死んでいると。これの処理というのは、例えば県道だったら県がそれを処理するのでしょうか、町道でしたならば町がやるのでしょうか、その辺について伺いたいです。

○議長（廣田清実議員）　水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君）　お答えいたします。

道路上につきましては、議員のおっしゃるとおり、道路管理者がそれらについて管理して清掃させていただいております。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　以上で９番、木村豊議員の質問を終わります。

次に、４番、ササキマサヒロ議員の質問を許します。

ササキマサヒロ議員。

それでは、１問目の質問を許します。

（４番　ササキマサヒロ議員　登壇）

○４番（ササキマサヒロ議員）　議席番号４番、新誠会、ササキマサヒロです。通告書にのっとって質問をさせていただきます。

質問１、麻、いわゆる産業用大麻を地域資源として最大限活用し、地方経済の自立に向けた意欲的な取組について町長にお伺いします。

矢巾町は、不動村、徳田村、煙山村の３つの農村が合併し、農業が基礎に出来上がった町です。そんな本町の経済資源は農業ですが、その農業は後継者問題や収入問題で低迷しています。本町の基礎である農業を通し、持続可能な事業や環境問題、ふるさと納税に活用できる新たな特産物開発などをいま一度考えてみてはどうでしょうか。

そのためにも農業で特区構想が重要だと考えます。昨年12月６日に参院本会議で大麻取締法の改正法が可決、成立したことをご存じでしょうか。大麻取締法は、75年ぶりに改正されました。皆さんは、大体大麻と聞くと悪いイメージが一般的でありますが、この質問の視点は、麻薬と言われている点の話ではございません。産業用大麻という産業での話です。もっと言えば、ここで言う大麻とは、違法薬物としての大麻ではなく、産業の大麻、農作物の麻

の視点です。その点をしっかりと認識を持っていただき、以下伺います。

１、産業用大麻の活用により、新たな産業の育成や現有産業の強化が期待される。大麻は、様々な産業で利用可能であり、繊維、建築材、医薬品、化粧品、食品など多岐にわたる業界での利用が可能である。これにより、新たなビジネスチャンスや雇用創出が生まれ、地域経済の成長に寄与すると思うが、いかがか。

２、大麻草は、全植物の中でもCO_2吸収量が高いとされており、脱炭素、持続可能な社会づくりに寄与することが期待される。CO_2の削減効果について、国際連合カンボジア暫定統治機構、いわゆるＵＮＴＡＣによれば、大麻が最もCO_2を吸収する作物とされている。欧州連合公式サイトでは、大麻１ヘクタール当たり９トンから15トンのCO_2を吸収されるとしており、国内では、北海道の実証実験では42トンから85トンを吸収するという数値が出ていることから、大麻でＧＸ宣言に向けて取り組むのはいかがか。

３、将来的に矢巾町産のＣＢＤ製品、ＣＢＤとはカンナビジオールです、を生み出し、ふるさと納税に活用してみてはいかがか。

４、以上のことから、産業大麻特区を取得し、遊休農地活用や畑地化促進事業の後押しとなる可能性が秘められている。さらに、今回法改正されたことにより、医療用大麻が使用可能の動きが出てきたことから、本町には大学病院があり、今後の医療分野でも麻の利活用が見込まれ、その動きが活発になったときにスムーズに対応可能なためにも、法改正された今が特区取得のためにアクションを起こすときだと思われる。

神社などで使われるしめ縄や七味唐辛子の麻の実は、約90％以上が中国からの輸入品です。戦後の日本国では、麻栽培が普通の営みの一部であった。東北地方は、特に麻に助けられていた。かつて布はとても貴重で、庶民には麻布しか許されなかった。その土地で唯一自給自足ができた麻でしか衣類を賄うことができなかった農民が工夫をし、織った麻布にさらに麻糸を縫い目に規則的に刺して耐久性や保温性を図り、寒い冬をしのぐため継ぎ足した目にも重ね、端ぎれになっても継ぎ足して布を使って刺し子して防寒着としていた歴史もある。麻文化を再認識してはいかがか。

大麻特区を矢巾町単体で挑戦するのが難しいのであれば、かつて特区申請の経験のある紫波町と提携し、紫波郡で実現できないのか伺います。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　４番、ササキマサヒロ議員の麻を地域資源として最大限活用し、地方

経済の自立に向けた意欲的な取組についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、大麻は様々な産業で利用されている植物と認識しておりますが、現在町内において産業用大麻の栽培は行われておらず、その規模にもよりますが、どの程度地域経済の成長に発展するかはかりかねるところであります。

２点目についてですが、大麻草が二酸化炭素吸収量が高い作物であることについて、現時点で判断できる根拠が不足しており、脱炭素社会を目指す取組を通じ、持続可能な成長を目指すグリーントランスフォーメーション、いわゆるＧＸの戦略としてＧＸ宣言を行うことは現在考えていないところであります。

３点目についてですが、カンナビジオール製品、いわゆるササキマサヒロ議員からもお話があったのですが、産業用の麻に含まれる天然成分を使った製品、いわゆる違法性のないカンナビジオールを含有するオイル製品等につきましては、需要と供給の上で製品として成り立つものでありますことから、ふるさと納税への活用は考えていないところであります。

４点目についてですが、東北地方ではかねてより麻を重宝しており、その文化と必要性は当然に継承されるべきものと認識しておりますが、大麻の生産とは切り離して考えるべきものと捉えております。

大麻取締法の改正に伴い、医療用大麻等の必要性についての議論が活発に行われた場合におきましても、生産に係る技術、加工、販売のいわゆる循環型の仕組みが不可欠であり、産業大麻特区を獲得するには、数多くの課題を乗り越えなければならないことが予想されます。

紫波町と連携による産業特区の取組について、紫波町では農業の６次産業化を目指し、遊休農地などを利用して、栽培から食品等の生産、販売までを地域で一体的に循環型社会の構築により取り組むため、平成16年に国に提案し、翌年に厚生労働省からの最終回答で特区として認められなかったと伺っております。

このような経緯も踏まえ、町が関係自治体と連携して取り組むことは、実現的に困難、また現実的に困難であると考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○４番（ササキマサヒロ議員）　再質問の前に確認します。「麻をより　縄やなふらん　雪深き　わら屋の窓に　ふくる灯火」、これは戦後初の岩手県知事、国分謙吉知事が附馬牛村、今でいう遠野市の中にある旧村の開田を祝して詠んだ歌です。ご存じでしょうか。それと、

大麻と聞いて、率直にどう思い、どう認識しますか、伺います。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　今お話があった初代の県知事の句について、ちょっと私は聞き及んでおりませんでしたので、そのことをお話し申し上げますし、あと大麻という私の個人的なイメージでよろしかったでしょうか。医療用大麻というのも当然存じてございますし、地元には岩手医科大学ということで、薬草を植えて、それが産業として成り立つものかどうかということも、過去に私も室岡の町有地でやってみたいというような話を、取組もちょっと考えてはいたところでございまして、ただ大麻となると、やはりちょっとその辺は一般的に抵抗がある植物ということで、なかなか取組が理解されるのには十分時間がかかるのかなというふうに思ってございます。

必要なものは、やはり必要なものとして当然需要があるものと理解しておりますし、ただそれの管理方法が非常に大変なのかなというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○４番（ササキマサヒロ議員）　国分知事の歌の意味としては、岩手県では昔から、戦前、戦後にも麻文化があったということを表すような歌だと思います。そして、課長さんの大麻の捉え方、過去に室岡地域で実践してみようかと思っていたことであれば、一般というか、一般的な人よりは知識というか、その考えがあるのかなと思いました。

そこで、１点目の再質問に移らせていただきます。大麻は、様々な産業で利用される植物と認識しておりますということですが、様々な産業で利用されているということで、具体的にどのようなことに利用されているという認識を持っていますか。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　当初のササキ議員の質問の紹介でもありましたとおり、その程度しかちょっと私のほうでは産業としての利用の仕方というのは、あまり理解をしていないところでございまして、もちろん繊維として、昔は麻袋といったものもありますし、矢巾町内にはそういった麻袋を取り扱った事業者もございます。建材については、私はどういうふうな建材の使われ方をしたかちょっと理解していないところではございますけれども、化粧品、医薬品、こういったものについては、広く一般的に使われているものというふうに理解してございます。

○議長（廣田清実議員）　ちょっとこれ大麻と産業用大麻と、それから麻という部分は、大麻

と産業大麻は同じ植物ですけれども、麻は違うという認識を持って質問しないと、ごちゃごちゃになっているので、大麻なのか、産業大麻の利用なのか、そこをちょっと質問のとき明確に質問していただきたいと思います。

○４番（ササキマサヒロ議員）　いや、それで最初に前文で言っているのですけれども。

○議長（廣田清実議員）　ですから、今の質問の内容は、町のほうで産業大麻を理解しているのか……

（何事か声あり）

○議長（廣田清実議員）　であれば……

○４番（ササキマサヒロ議員）　全面的にその質問をして……

○議長（廣田清実議員）　であれば、そういうふうな部分で言っていただければ、何か大麻だけと聞くと、薬用大麻という部分でも質問していますし、それは医療用の、12月６日に認められたのは医療用大麻を利用することは認められています。ただ、もう一つのことは、今まで使用に対する制限がなかったと、罰則がなかった部分に対して罰則ができたということも理解していただきながら質問していただきたいと思います。

他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○４番（ササキマサヒロ議員）　ある程度どのように利用されているかということを認識していることは分かりました。例えば建築素材であれば断熱材、あとはヘンプれんがというものがあって、そういうものがあります。医療としては、鎮痛剤や、あとは今回の一般質問でほかの議員さんからも出ましたけれども、アルツハイマーとかに効くもの、あとはてんかんとかに効くものとかの医療用とかもあります。

そういうことから、経済の成長に発展するかはかりかねるとありますが、大麻がどういうことで利用されているかしっかりと調べているか、参考までに再度伺います。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　ご質問と、あと町長の答弁にもありましたＣＢＤという製品のお話がございました。ＣＢＤにつきましては、日本で市販されているものとしてオイル、カプセル、パウダー、飲物、ガム、グミ、クリームなどがありますけれども、そういった商品において使用がされているというふうに聞き及んでいるところでございます。

ただ、大麻グミということで最近社会問題化された部分もあることは、多分皆さんもご存じかと思いますけれども、そういったちょっとやはりイメージ的に悪い部分というのもござ

います。そういったことで、悪い部分だけやはり注目されるべきものではなくて、いい部分、例えば麻から抽出される先ほど言ったオイルとか、そういった部分、それが医療のほうに非常に役立っているということも私も勉強させていただきましたので、そういった部分も皆さんから広く理解されるような社会になっていけば理解も進んで、こういった製品が見直される時期が来るのではないかなというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○４番（ササキマサヒロ議員）　そのように悪い面もあれば、いい面もあるというものですが、今回私が質問しているのは、全面的に産業用としての大麻というところを再度理解していただき、再質問のほうをさせていただきます。

どの程度地域経済の成長に発展するかははかりかねるところであるということですが、当たり前なことで、取り組む前には分からないのでは。ちなみに、参考事例をいろいろと調べていただいたと思いますが、成功参考事例、失敗の参考事例をどの程度調べているのかお聞かせください。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　なかなかこういった大麻を産業的なものとして取り扱ったケースが少ないので、ちょっと私も勉強不足なところはございますけれども、まず紫波町の例がございました。紫波町が確かに平成16年に国に特区として提案した部分、これがどうして認められなかったかといいますと、やはり循環社会として成り立つものかどうか。作るだけ作って、その後どういうふうに利用して売り物になるか、要は出口のほうが決まっていなかったというようなことで、それを国のほうが認めなかったという部分が恐らく特区として成り立たなかったというように私のほうでは理解してございます。

今また、平成16年から時代がちょっと変わりまして、また新たな流れというものもできていることは確かではございますけれども、なかなか成功事例、失敗事例、取り上げるにしても、やはりそこの地域の産業としての在り方、その辺も踏まえながらやっていかないと、なかなか難しい問題なのかなというふうに捉えてございます。

例えば作ったはいいけれども、それを製品として取り扱う企業がなければならないでしょうし、やはりそういったコラボ的な部分、それも踏まえた上でないと、なかなか地域循環社会に応じた産業の在り方というものが成り立っていかないのかなというふうに感じてございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○４番（ササキマサヒロ議員）　そのようにまだまだ未知数の産業であるということなので、今回一気に全てを理解していただいて何か動こうというところまではまだまだあれなのですが、これからもちょっと引き続きやらせていただきます。

次に、２点目ですが、現時点で判断できる根拠が不足をしておりという、ＧＸ宣言のところでありますが、海外の数値や北海道での実証実験の根拠、それではまだまだ数値としては足りないという認識なのか。あとは、特に海外のほうに目を向けると、もっと日本よりもいろんなデータというものはあるのですが、どうお考えなのでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　そもそもＧＸというのは、町長答弁にもありましたグリーントランスフォーメーションの略でございまして、その中身というのは、カーボンニュートラルを包括して、持続可能な未来の成長戦略ということで、そのカーボンニュートラルがグリーントランスフォーメーションとの関わりの中で、環境問題が大きく関わってくるものでございますので、そういった世界で表明されているカーボンニュートラルの宣言と併せたこちらのＧＸ宣言というのが、矢巾町で果たしてやっていいものかどうかというのが、もう少し大きな枠の中で取り上げてやっていったほうが、これは矢巾町だけの取組ではなくて、やはり県ないし国、世界的な部分の大きな取組だと思いますので、一市町村が、自治体がこういった取組をしたことによって、どういった影響がもたらされるものか、その辺もやっぱり踏まえながらやっていくのがいいのかなというふうに考えてございます。

恐らくササキ議員が言うのは、矢巾町が先駆的な立場でやってほしいという思いから、こういった提案かと思いますけれども、それについてはやはり十分吟味する必要があるのかなと思います。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○４番（ササキマサヒロ議員）　確かにまだ先ほども言ったように未知数なものなので、これからいろいろと動きがあり、数値ももっとはっきりしてくるのであろうと思います。

昨日のほかの議員の質問の中の答弁で町長が、ラベンダーでのCO_2削減もおっしゃっていました。これもある意味産業用大麻でのCO_2削減というのとも同じようなものだと思うので、一つの視点として捉えていただければいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、もうササキマサヒロ議員は全て分かって、お見通しで質問されているのではないのかなと。実は、マサヒロ議員からも何か資料を提供されたと。私もそれをしっかり読み解いてみたのです。今やっぱり大麻というと、この辺の言葉で言うと、人しゃる、しゃるわけです。やっぱりいろんなことがあるので。

国でいろいろ検討されたときに、４つの大きな柱があるということで、まず１つは、医療ニーズへの対応。２つ目には、やっぱり今私もお話しさせていただいたのですが、乱用、薬物乱用への対応、薬物の乱用。それから、今議論になっているのは、大麻の適切な利用の促進または推進。そして、ここが一番大事なのです、適切な栽培と管理の徹底。今いろいろ全国のデータ、大麻の栽培免許者数と栽培の面積、今令和３年の直近のデータを頂戴しているのですが、今ならば栽培している方が全国に何人いらっしゃるかというと27人、そして７ヘクタールだと。だから、まだまだ、いわゆる４番目の適切な栽培と管理の徹底、これがやっぱりいろいろ心配されているのではないのかなと。

そこで、ササキマサヒロ議員の今日大きく３つ、産業用の大麻の活用と、それから大麻でのＧＸ宣言、もう一つは大麻を使った製品をふるさと納税でできないかというのの質問を先ほどいただいたわけですが、今の状況下であれば、なかなか難しいことではないのかと。

ただ、その中で、やはり何でも最初はみんな慎重になるわけでございますので、可能性を見いだす、できるような、いわゆるこれから国でも、特にもやっぱりこれは国家的な政策、施策の下で進めなければならない。私どもの単独市町村ではできないことなので、だから今後国で示される、特にも産業用大麻、このことについては、やっぱり国の方向性をしっかり見据えて、そして取り組んでいくことが一番間違いないのではないのかなと。

今矢巾町がこのことに取り組んでいくということもいいですが、先ほど課長も答弁したとおり、栽培したけれども、ならばうまくどのように利活用されるのかと。やっぱり栽培者については、そういうしっかり、いわゆる循環しなければできないこともあるので、ここのところは慎重に見極めながら。

ただ、ゼロということではないです。これからいろんな情報収集、資料も収集し、また私ども地元には岩手医科大学の薬学部もあるわけですから、そういうところともよく、特にも医療ニーズへの対応については、そういう専門的な、また科学的な知見からいろいろご指導いただきながら、あとはご助言をいただきながら検討していきたいということで、ひとつご理解をいただきたい。

あとは、詳細は担当課長のほうから答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員）　詳細はきっとないと思うので、ちょっと本当に中途半端なのですけれども、ここで暫時休憩といたします。

再開を11時25分といたします。

午前１１時１５分　休憩

――――――――――――

午前１１時２５分　再開

○議長（廣田清実議員）　再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

ササキマサヒロ議員の再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○４番（ササキマサヒロ議員）　その扱いが大変だということでしたが、ちなみに日本で産業用大麻、麻が植えられているものは、ＴＨＣ、テトラヒドロカンナビノールという成分がほぼ入っていないもので、薬物性というか、麻薬とか、そういうものに使われるものでないものが日本で植えられています。特に今、日本で一番進んでいるところは栃木県で、とちぎしろという独自に開発した品種があります。それは、どういうふうに栽培されているかというと、柵もなく、防犯カメラもなく、普通にトウモロコシを育てているかのように栽培されています。それは、なぜかといったら、それを誰かが取っていったところで、危惧されている薬物として使われることがないのです、そのＴＨＣというものがほぼ入っていないので。なので、そういう品種があるということも認識を持っていただきたいと思います。

３点目の次の再質問をさせていただきます。ＣＢＤ製品をふるさと納税に扱ってみてはどうかというところで、需要と供給の上で製品として成り立つものでありますことから、ふるさと納税への活用の考えはないとありますけれども、製品として成り立たないものという文言であれば、その活用の考えはないと言われるなら分かるのですが、これそもそも文法として正しいものなのか伺います。

○議長（廣田清実議員）　文法ではなくて、この内容を言ってくれますか。ここがおかしくてこうだから、こういう質問だというふうに言わないと、国語の……

○４番（ササキマサヒロ議員）　成り立つものだと言っていて、活用は考えていないというのが、ちょっとどういう意味なのでしょうか。成り立たないものであれば、活用しないというのは分かるのですけれども、どういう意図でこのような回答になっているのか伺います。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　今こちらでは製品と話をさせていただいたわけでございますけれども、商品というものは、当然売手、買手がなければ、それは商品として成り立たないものでございますから、そういった意味で製品として成り立つものというふうなことで答弁をさせていただいたもので、ふるさと納税につきましては、ふるさと納税の要件というものがございまして、町内で半分以上の原材料が使われているものでなければなりませんし、それを加工する部分も当然町内と関わる事業者が作ったものでなければ、なかなかふるさと納税の返礼品として認められるのは難しいというところがございます。

そういったことで、そういった過程が、ふるさと納税として扱うまでの過程が非常にございますので、まず初めにＣＢＤと言われる製品ができる前提であれば、ふるさと納税として扱うことも可能でございますけれども、今そこまでにはなかなか将来的な見通しが立っていないというところで、今のところ活用は考えていないというふうに答弁をさせていただいたもので、言葉足らずのところがあれば、大変申し訳ございませんでした。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○４番（ササキマサヒロ議員）　そのようなことでしたら分かりました。

ちなみに、現在のＣＢＤ市場規模を把握していらっしゃいますか、伺います。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　ちょっとそこまでは詳しくは把握はしてございません。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○４番（ササキマサヒロ議員）　今世界でＣＢＤ市場は、2020年に36億ドル、約4,100億円の市場価値から2030年末までには114億ドル、約１兆3,100億円に達すると予想されています。国内では、2022年では259億3,600万円、2025年では829億7,900万円を見込むということが某経済研究所から発表されています。そこについて所感があれば伺います。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　ただいま金額をお聞きしまして、その規模の大きさにちょっとびっくりしているところでございますけれども、そういった某研究所が発表したという内容がちょっとその辺、それは恐らく外部からネット等でお調べになられた数字かとは思いますけれども、どの程度信憑性があるのかどうか。例えば国がそれを正式に発表しているもの

であれば、経済産業省とか、そういったところが正式発表しているものであれば、要するにそれに飛びつくような企業も、今後将来性が見込める産業として飛びつく企業もあろうかと思いますけれども、ちょっとなかなかそこまで自治体が関連していいものかどうか、そこがちょっとまだ不安視されるところでございます。そういった見解でよろしいでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○４番（ササキマサヒロ議員）　国が正式に出している数字ではないので、ちょっとそれこそ信憑性と言われたら、どこまでだということにもなってしまうのですが、これは一つの例としてある数字なので、この事業というか市場、せっかく法改正されたということは、国が今からそっちにかじを切るということを示していることだと思いますので、前向きに考えていただければいいかなと思います。

それで、次の再質問をさせていただきます。先ほど私の質問のほうで産業用大麻の輸入が90％以上と言いましたが、その輸入される麻の産業用大麻の種類があります。その中では、白麻は国産だけです。現在国内生産者の激減から白麻の供給が間に合わず、結果として、例えば神社の鈴縄の70％はナイロン製となってしまいました。そのほかにも白麻を使用しなければならないのは、相撲の化粧まわし、しめ縄など、それらは価格が非常に高騰しており、それこそ需要というものが必要になってくる産業です。そこで、すぐすぐではないですが、遠い目で見て、矢巾町産の産業用大麻の繊維が取れ、そういうふうなものを行っていくという前向きな考えはないでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　今お話があったとおり、麻もいろいろな扱われ方がございまして、需要がある植物だとは分かってございますけれども、その一方で、その代替になるもの、先ほどナイロンという話もございましたけれども、麻でなければならないものであれば、確かに麻の栽培価値は十分あろうかと思いますけれども、麻に代わるもので代替できるのであれば、そのものにも価値が見いだされるのかなというふうに思ってございますので、着目することは非常にいいことだとは思いますけれども、今後もう少し勉強しながら進めていかなければならない植物というか、栽培なのかなというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○４番（ササキマサヒロ議員）　それで、今麻に代わるものがあるということがありましたけ

れども、私の交流のある神社関係者の方たちは、国産のしめ縄や麻製品があるのであれば、買いたいと言っています。今神社は、全国に８万社あると言われていて、その中で国産の産業用大麻を栽培して繊維を取り、しめ縄など生産すれば、その８万社が需要対象になるのです。それこそ需要と供給が成り立つものではないでしょうか、いかがですか。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　確かに需要と供給があれば成り立つものというふうに理解しございます。ただ、それが矢巾町で取り組むべきものかどうかということは、また別だと思いますので、そこはやはり矢巾町の気候とか土壌とか、そういったものの風土に合っている植物かどうか、そこはやはり今後研究しなければ分からないものかなというふうに捉えてございます。

○議長（廣田清実議員）　今聞いている部分は、矢巾町の立場として答えられる部分ではなくて、きっと佐藤産業観光課長が個人的な意見として答えている部分なので、矢巾町として需要と供給に対してどう考えるかという部分は、きっと答えられない部分なので、やっぱりこれは矢巾町の一般質問ですから、そこら辺を踏まえて質問していただきますようお願いいたします。

他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○４番（ササキマサヒロ議員）　栽培には矢巾町の風土が合うかどうかということですが、麻は大して、土壌はそこまで選びません。そして、３か月で３メートルほど成長する早い植物です。麻を育てた後、収穫して、その後に麦を植えると、麦の質が上がり、量が増えるという事例もあります。

次の再質問に移らせてもらいます。平成16年に紫波町が申請をして認められなかった。そして、そのような経緯も踏まえて町が関係自治体と連携して取り組むことは、実現的に困難であるとしますが、これは平成16年のときの話であって、今回75年ぶりに法改正がされました。今これから、平成16年のときの認識の持たれ方と、これからここから先の認識は違うものとなるものなのですが、それでも矢巾町単体でできていけるのだったら、それにこしたことはないのですが、矢巾町という町一つで無理であれば、それこそ矢巾町は紫波郡矢巾町なので、紫波郡という大きい範囲で連携して、そういう取組をしていってはいかがなものかと思うのですが、それは、連携することは現時点でゼロ％なのか、それとも数％可能性はあるものなのか伺います。

○議長（廣田清実議員）　佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君）　可能性はゼロではないと思います。紫波町も平成16年に取り組もうというような意思表示を国に対してしたものでございますので。ただ、今その環境下に紫波町であるのかどうかというのはまた別な話でございますので、それについては紫波町と話合いをしながら進めていくべきものと捉えてございます。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、ササキマサヒロ議員、このことについては、本町では非常に慎重な対応をしなければならない。そこで、今方向性を示されているのは厚生労働省、本来栽培していただくのはまず農家の方々。そこで、これはまず国でいえば農林水産省、そして厚生労働省と。

私、ここで不毛の議論をするよりも、先ほどお話あった栃木の栽培事例のお話もあるので、一度そういう圃場を視察してみて、そして私どもがここで軽々しくやりますとか、やらないということではなく、やはりいろんなこれまでの経緯がありますので、だから一歩踏み出すためには、いろんなものを情報収集、そして実際栽培の、いわゆるどのような状況下にあるかも含めて、このことについては、まずここで駄目だとか、やるとかということではなく、一度立ち止まって考えてみることも必要ではないのかなということで、私らにすれば、もう大麻イコール麻薬と、そういうイメージが強いものですから。

ただ、今一生懸命ササキマサヒロ議員の言うことも、何かもう必死になってご質問なされていることもよく分かるので、そこのところはひとつ当局も議会も、またマサヒロ議員ご自身も含めて、ちょっと時間を置いて検討することが私は一番賢明な策ではないかと思うのですが、そこのところをひとつご理解いただければ、そういう取組もさせていただきながら検討させていただくということで、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○４番（ササキマサヒロ議員）　今町長からちょっと、そろそろ次の質問に移らなければなと、時間がまずいなと思っている中で、いいパスをいただいたので、まだ小規模なのですが、75年ぶりに大麻取締法が改正された今、研究勉強会を小規模ですけれども、立ち上げました。なので、ぜひとも町長はじめ当局の職員の方、さらには議員の皆様にも参加していただき、この産業用大麻の知識、可能性を正しく理解し、財政にどうつながっていくかという勉強をこれからしていき、今日この場でやりましょうという答えをもらおうとは思っていません。本

当にみんなで、これが財政にどうつながるかという勉強をして、取り組んでいってもいい、いっては悪いという知識をみんなで持っていただきたいというのがあります。

そして、大麻特区構想が実現し、財政が豊かになれば、高橋町長の銅像が建つのではないかと言っている方も、私の今回のこういうことを勉強させていただいてもらっている方も言っています。町長には、まだまだ町長を続けていっていただきたいのですけれども、町長ご自身が次はなとかたまにおっしゃるので、これを有終の美に、すばらしい仕事だと思うので、みんなでこれから勉強して取り組んでいこうという遊び心と言ってはあれですけれども、あまりやったことがないことで少しでも矢巾町が注目され、そして財政が豊かになるという方向に行けたらいいと思うのですけれども、所感を伺って質問を終わらせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えいたしますが、ササキマサヒロ議員、銅像とか、もう次のこととかは、そんなことはあれで。まず、今せっかくここで議論させていただいていることなので、だから何回も言いますが、大麻のあれはさっきから言っているように、私適切な栽培と管理の徹底、ここがやっぱり一番ターゲットになると思うので、このことについて勉強することは何ら問題もないし、あれですので。

このことについては、何回も同じ答えをさせていただくのですが、いわゆるまず現場を見ましょう。そして、今栃木の栽培事例もお話あったので、私は、やっぱりそこに行って、いわゆる課題がないか、またはいいこともあると思うので、栽培することによってのメリット、デメリットもあると思うし、いろんなこと。だから、そういうことをしっかりみんなで話合いをしながら検討させていただくということで、ここで私一つだけ言いたいのは、やっぱり検証した上で今後の方向性を決めていくということで、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　それでは、１問目を終わります。

引き続き、２問目の質問を許します。

ササキマサヒロ議員。

○４番（ササキマサヒロ議員）　続いて、２問目の質問に移らせていただきます。政治参加によるみんなでつくるまちづくりについて、選挙管理委員長、教育長に伺います。

令和６年度施政方針演述にて第８次総合計画の基本理念を「みんなで築く　躍動感あふれ

幸せな未来へ進化するまち　やはば」と掲げられました。日本全体では、少子高齢化、人口減少問題が加速している中、本町においては宅地造成が行われ、今後数年間で若い世代の人口が増える見込みもあります。これからの本町に求められるのは、子どもから高齢者、様々なバックグラウンドを持った人の声が届くまちづくりではないでしょうか。中でも次世代の矢巾町をつくっていくのは、次の世代であります。

民主主義国家の日本において、政治に参加すること、つまりは選挙で投票することが直接的に住民の意見を反映させることと考えます。本町の直近の選挙の投票率は、知事選で約56％、本町の町議会選で49.85％、全国のデータではありますが、令和元年、20代から30代の投票率は28％から39％でした。

本町において､明るい選挙啓発事業において､投票率向上に向けた取組を行っていますが、日本全体で投票率が低いのが課題となって取り上げられており、より一層の取組が必要であることから以下伺います。

①、明るい選挙啓発事業の事業成果検証はどのように行っているのか。

②、誰もが投票しやすい環境を整えることも重要だと考える。高齢者率26.2％の本町において、早急に移動支援や移動式投票所の環境整備を進めてはどうか。

③、民主主義国家の日本には、憲法に国民主権が明記されており、やはり主権者教育の充実が重要になってくると考える。義務教育の過程において、模擬選挙など、実際に投票行動を体験する機会を設けてはどうか。

④、日常の中にまちづくりや政治を考えたり、話したりする機会を増やしていくことが重要と考える。親子や学生に向け、政治参加を促すワークショップを行ってはどうか。

⑤、今後住民参加のまちづくりを推進するため、矢巾町総合計画などに投票率の数値目標を明記することはできないか。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　廣田選挙管理委員会委員長。

（選挙管理委員会委員長　廣田政夫君　登壇）

○選挙管理委員会委員長（廣田政夫君）　質問の２問目、政治参加によるみんなでつくるまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、明るい選挙啓発事業は、町内各学校を対象に主権者教育として啓発授業や啓発ポスターコンクールを実施しているほか、選挙期間には町内のスーパー店頭、やはラヂ！、行政防災無線などを活用した投票の呼びかけの街頭啓発活動を行っております。

事業成果検証につきましては、投票した方を対象にアンケート等を実施したことはありませんので、投票の呼びかけ等が具体的にどの程度投票率に影響をもたらしたかは不明でありますが、啓発授業を実施した際に、授業の前と後の意識調査のアンケートを行っておりますので、その結果についてお答えをいたします。

昨年９月に県立不来方高等学校２年生を対象に実施した啓発授業の際の結果は、授業前でも８割の生徒が投票することが政治に影響を及ぼすものと考えており、また投票に行くつもりであるとの回答だったものが、授業後の結果では９割の生徒が投票に行くつもりとの回答に上昇したことから、地道な啓発活動が投票率の向上に結びつくものと捉え、今後も引き続き継続してまいりたいと考えております。

第２点目についてですが、移動支援や移動投票所に関しましては、以前にも昨年３月議会及び６月議会において同様の質問があり、答弁してございますが、他自治体から状況等を伺い、検討したところでありますが、移動投票所の利用者が少なく、投票率の向上に必ずしもつながるものではないとのことから、現時点で導入する予定はないところであります。

なお、投票しやすい環境づくりは重要と考えており、利用者が増加傾向にある期日前投票所につきましては、庁舎１階や駅構内で実施することで引き続き取り組んでまいります。

４点目についてですが、先ほどの１点目の県立不来方高等学校の２年生を対象にした意識調査アンケート結果におきましても、半数以上の生徒は、ふだんから家庭内でもほとんど政治や社会問題などの話をすることがないとの結果であり、それが政治への無関心を反映しているものと捉えております。

当委員会といたしましても、日常的に政治等について話す機会が増えることは重要であると考えておりますことから、引き続き啓発事業等に取り組んでまいります。

また、町議会で実施されております町民との懇談会では、より政治が身近なものとなる機会でもあると認識しておりますので、それぞれの取組による相乗効果により、投票率の向上につなげてまいりたいと考えております。

５点目についてですが、選挙において投票することは、政治参加への第一歩でありますが、投票自体は個々の権利でもあり、そこに強制力を持たせることはできないと認識しておりますことから、現在のところ総合計画に投票率の数値目標を記載する考えはないところであります。

以上、私からのお答えとします。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

（教育長　菊池広親君　登壇）

○教育長（菊池広親君）　引き続き、政治参加によるみんなでつくるまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

３点目についてですが、学習指導要領では、社会科、道徳において、日本国憲法における国民としての権利及び義務、法や決まりの意義、民主政治と政治参加を学んでおります。また、特別活動においては、児童会や生徒会の役員等を選挙による選出を経験しております。

また、平成28年に公職選挙法が改正され、18歳未満の子どもも投票所に連れていくことができるようになりました。ご案内いただきました模擬選挙や投票行動を体験することにつきましては、各学校の判断によるものと認識しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問はあろうかと思いますけれども、この時間、持ち時間、その他を考慮しますと、また途中で変なところで切らなければならないので、ここで暫時休憩といたします。

昼食のための休憩といたしまして、再開を13時といたします。

午前１１時５６分　休憩

――――――――――――

午後　１時００分　再開

○議長（廣田清実議員）　再開いたします。

午前に引き続き、一般質問を行います。

それでは、ササキマサヒロ議員の再質問を受けます。

ササキマサヒロ議員。

○４番（ササキマサヒロ議員）　明るい選挙啓発事業のことで再質問させていただきます。

そもそも明るい選挙啓発事業の対象は、学生に向けての事業なのでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　お答えいたします。

町長答弁でもございましたとおり、対象は不来方高校の２年生ということで啓発授業を行わせていただきました。町内にある高等学校の生徒ということで、18歳以上の方が有権者になるという部分もございましたので、不来方高校を対象にということでやらせていただいたことと、それからとなん支援学校の子どもさん方とか、そういった方々に対しても行っていたのですが、ちょっとコロナの関係で中断していたという部分もございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○４番（ササキマサヒロ議員）　不来方高校と支援学校ということなのですけれども、これは学生に限定しての事業の取組ということの認識でよろしいのでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　お答えいたします。

不来方高校の生徒さん方を対象にということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○４番(ササキマサヒロ議員）　私の聞き方がちょっとうまくないのかあれなのですけれども、これは明るい選挙啓発事業というのは、矢巾町民全体に向けてやるものではなく、学生限定にやる事業なのでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　お答えいたします。

啓発授業については、そのとおりです。事業については、また別物になっていますので、選挙管理委員長答弁であったとおり……

○４番（ササキマサヒロ議員）　事業と言っていたつもり、事業、発音が悪くてすみません。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　いえいえ、選挙管理委員長答弁にもございましたとおり、例えば啓発ポスターの作品募集を行ったりとか、あるいは選挙の前にスーパーの出口等で明るい選挙推進委員の皆様で啓発活動を行ったりというのが、様々事業は行ってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○４番（ササキマサヒロ議員）　すみません、ちょっと私の発音が悪かったもので。

移動投票所の利用者が少なく、投票率の向上に必ずしもつながるものでないことから、現時点で導入する予定はないということですが、第８次総の基本理念にみんなで築くとあり、あと誰一人取り残さないとも言っている中で、利用者が少ないと思われるから導入予定はな

いというのは、少し配慮が足りないのではないかと思います。行きたくても何らかの事情で行けない方、入院している方、あとは施設に入っている方、あとは自宅で介護を受けている方、様々いると思うのですが、その人たちも投票は個人の権利であって、行使したくてもできない方も少なからずいると思うのですが、その辺どのようにお考えですか。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　お答えいたします。

議員のご質問の中に２つの視点があると思ってございます。まず１つ、移動投票所、場所の問題、それから移動手段と２つの視点があると思います。

まず、投票場所の視点から申し上げます。投票日当日につきましては７つの投票所、それから期日前投票所を２か所設けてございます。現在の今までの選挙の傾向を見ますと、期日前投票所の利用が物すごく増えてございます。それは、自由な時間に自分の都合に合わせて投票ができるということで、利便性もいいのかなということで、役場は土日も開いてございます。それから、駅前についても投票所、開場しておりますので、そういった部分で自分のご都合に合わせた投票が可能だということで、これからはそういった形でシフトさせていただきたいという考えでございます。

それから､今後は､マイナンバーカードの普及が９割９分というふうに進んでいきますと、もしかすると政府のほうでも、もう自宅からの電子投票という形になっていくのかなというふうにも思ってございますので、今の段階では町といたしましては、利便性を考えて期日前投票を継続してやっていきたいというふうに考えてございます。

それから、移動手段という視点につきましては、確かに申し訳ありません。私たちも投票所に行きますと、失礼な話ですが、入り口から出口まで手すりが必要になってきたのかなというような感じもございます。そういった方々の利便性も考えて、やはり何かしらの交通手段を考えなければならないのかなというふうに思っておりますが、それが投票させるための利益誘導になってはいけないなという視点もございますので、そこら辺のバランスと法令をしっかりと守りながら、それから町として例えばご指摘のとおり、何かバスを出せないのかとか、でもそのバスも１回だけでは意味がないよねとかという意見も明推協のほうでも選管のほうでもいろいろ話題は出しながら検討させていただいておりますので、そこら辺の課題はすぐには出ないかもしれませんが、その利便性についても検討してまいりたいと思っています。今この段階でそうします、やりますということは言えませんが、これからも投票しやすい環境、投票しやすい場所、やり方などについてしっかり検討してまいりたいというふう

に考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　病院とかの部分は、でしょう、もしかしてやっていることもあるでしょう。

田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　大変申し訳ありません、落としました。病院、福祉施設につきましては、不在者投票になりますので、ほとんどの施設が県に届出していただいてございます。そこで投票していただいておりますので、その点についてのご心配はないというふうにお答えいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○４番（ササキマサヒロ議員）　これからも町民の声を聞く機会を設けて、様々な意見を取り入れて、どういうやり方が正しいのか、適切なのかというところを見ていただきながらいってもらいたいと思います。

次の再質問です。投票しやすい環境づくりは重要と考えているとあることからお聞きします。障がい者に係る投票環境向上に関する検討会報告書の10ページからこのようなことが書いてありますので、投票所における投票に関して、投票における段差解消などの措置は、相当程度行われていることだが、わずかな段差であっても車椅子の人にとって通行困難なこともあるので、再度点検を行う必要がある。障がい者の方々は、自動車で移動することが多いため、投票所には障がい者の方々が利用しやすい駐車場をできる限り確保することが望ましい。人的介助については、介助が必要となる場所で、すぐに事務従事者が対応できるような体制となっていることが必要である。車椅子や車椅子用記載台、点字器など、障がい者や高齢者の方々がより投票しやすい設備や備品を用意しておくべきである。投票所の設備や備品の内容、人的介助の準備があることや自書、自分で書けない方、自書できない人は、代筆投票が可能であることなど、障がい者の方々にとって投票しやすい環境を整えることを周知することが重要である。心理的プレッシャーを感じない程度に親切で丁寧な応対を行うことも重要であるなどの意見を踏まえ、次のとおり取りまとめた。

障がい者や高齢者の方々が投票しやすい環境をつくるため、次の内容について、総務省は４月の地方統一選挙や国政選挙に際して、各選挙管理委員会に要請する。投票所を設置した

施設の敷地の入り口から投票をする場所までの間において、支障となる段差がないか、設置したスロープの勾配は適正か、必要な場所で人的介助を求めることができ、すぐに職員が対応できる体制となっているかなど、障がい者や高齢者の方々の視点に立って再度点検を行い、必要な措置を講ずる。投票所において、できる限り障がい者が利用しやすい駐車場を確保するよう努める。投票所において、車椅子や車椅子用の投票記載台、点字や拡大文字による候補者名簿、点字器、虫眼鏡、老眼鏡、文鎮など、障がい者や高齢者の方々がより投票しやすい設備、備品を準備する。投票所において、準備している設備や備品の内容、必要とされる方には人的介助が可能であることについて、障がい者や高齢者の方々に周知する。自書ができない方については、代理、代筆投票が可能であることについて周知する。投票所において、プライバシーの確保などに留意した上で、障がい者や高齢者の方に親切で丁寧な応対ができるよう十分配慮する。中山間地域などにおける高齢者や障がい者の方々など、投票所への移動が困難な方々の投票機会の確保に十分配慮する。という報告書がありますが、その辺矢巾町はどのようになされていますか。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　お答えいたします。

総務省からの通知につきましては、我々選管といたしましてもしっかり中身を熟知し、実行できるように取り組んでいるということでお答えさせていただきます。

なお、今後行われる次期選挙に向けて、従事者説明会等でもしっかりその点については、対応する従事者に周知徹底させていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○４番（ササキマサヒロ議員）　先ほどとちょっと似たような質問になりましたが、こちらのほうもその時々で臨機応変に皆さんが困らないように対応していっていただきたいと思います。

次に、投票自体は個々の権利でもあり、そこに強制力を持たせることができない認識であることから、投票率の数値目標を総合計画にのせる考えはないということがありますが、強制力とはどういうことなのでしょうか、伺います。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　お答えいたします。

８次総に具体的な目標を掲げるということは、ある程度努力だけでは済まされない、目標を達成しなければならないというような実行力も出てきますので、そういう意味で強制力という言葉を使いましたが、そういった総合計画で定めるものではなくて、選管といたしましても、委員、それから我々従事者も全ての選挙で９割だというような気持ちはあるのですが、なかなかそこまでは達成できないという部分で、努力はしていきたいという気持ちを込めまして、その強制力を持たせることはできないという意味で使わせていただいておりますので、なかなか８次総にもそういった具体的な数字は上げられないということで説明させていただきました。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　持ち時間をちゃんと確認しながらお願いします。

他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○４番（ササキマサヒロ議員）　そのようなところから記載をするのが難しいということは分かりました。ですが、目標数値を掲げて、そのことに取り組むというのは、それこそ明るい選挙啓発事業につながるものだと思うのですが、先ほどこれは学生に対して限定なものかということを伺いましたが、そもそも家庭で政治とか選挙とかという話を子どものほうからするというのは、なかなかまれな環境だと思います。そうなると、明るい選挙の啓発は、学生メインというよりかは、親御さんとか大人のほうに対して、もっと言うのであれば、親子で明るい選挙啓発というものに取り組んで家族で選挙に行こうと、平成28年に公職選挙法が変わったということもあり、家族で選挙に行こうという、何かキャッチコピーみたいなものをつくったりとかして啓発運動をしていくというものはいかがかなと思いまして、所感を伺って最後の質問とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　お答えいたします。

不来方高校の生徒にしろ、矢巾町の小中学校の生徒にしろ、ご家族の中で、そういった選挙の話題をぜひ出していただければなというふうに思ってございます。今子どもさん方も投票所に来ていただいて構いませんので、そういった中で、ああ、これから自分たちも投票できるのだなというふうな気持ちになっていただければというふうに思ってございます。

キャッチフレーズにつきましては、そういったことができるかどうか、ちょっと今この場ではなかなか明確なお答えができませんが、選挙管理委員会の中、それから明推協の中でも、

そういったご提案があったことについてはしっかり受け止めまして、検討させていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　以上で４番、ササキマサヒロ議員の質問を終わります。

次に、２番、髙橋敬太議員の一般質問を受けます。

髙橋敬太議員。

それでは、１問目の質問を受けます。

（２番　髙橋敬太議員　登壇）

○２番（髙橋敬太議員）　議席番号２番、子育ても老後もの髙橋敬太です。それでは、質問させていただきます。

１問目、持続可能な地域コミュニティの形成について、町長にお伺いいたします。少子高齢化や夫婦共働き世帯の増加、近所付き合いの希薄化など、地域コミュニティが抱える課題は様々であり、地域活動を担う自治会の運営については、担い手不足が問題視されております。解決のためには、役員や班長の負担軽減や新たな人材の発掘と参加しやすい環境づくりを考えなければなりません。まず、大前提として、全てはその地域に住む住民による協議の後、意見に即した形で進められることを踏まえた上で、以下お伺いいたします。

１点目、役員の負担軽減と若年層の積極的な自治会への参加のためには、デジタル化は必須であると考えます。例えばデジタル自治会モデル地区を設定し、当局サポートの下、広報紙の配布や回覧板のデジタル化を試み、そこで得たデータや有用性などを他の地区にも展開していくなど、検討してはいかがでしょうか。

２点目、自治公民館整備事業について、老朽化などでここ数年に建て替えが必要なところや新規建築予定など、現在把握しているものはありますでしょうか。

３点目、自治公民館の建築は、近年の資材や人件費高騰の影響もあり、住民や町財政の負担が非常に大きく、そのため既存の公共施設を公民館として共同利用を検討できるよう、さらに使用する住民の利便性向上を勘案し、申請書の提出や使用料に関する負担軽減も含め、条例の改定ができないか。また、公民館建設事業の補助金上限額は1,000万円でありますが、前述のとおり、様々な人件費や建築費の高騰により、このままでは住民負担が増えることが予想されますが、上限額の引上げなど、当局の見解を伺います。

４点目、行政が委嘱する各委員について、担い手が見つからず空白となってしまう可能性が懸念されます。人数の見直しや複数の行政区から代表者を推薦してもらうなど、人員負担軽減の取組や今後の展望について伺います。

５点目、矢巾町民スポーツ大会も参加されない行政区が目立つと感じます。複数の行政区で合同チームをつくり出場することで、新しい地域のつながりができるのではないかと思いますが、近隣の体育振興委員を集めて、新たに合同チーム結成を目指すよう働きかけるなど当局がそのように推進する考えや、またこれまでそのような実績はあるのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　２番、髙橋敬太議員の持続可能な地域コミュニティの形成についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、配布に関わる負担軽減や紙の出力量の削減を図るため、配布希望制を含めた配布物の在り方を検討する中で、配布物のデジタル化についても検討しているところであります。

また、デジタル自治会モデル地区の設定につきましては、比較的若年層の居住が見込まれる新設コミュニティのモデル地区設定を検討するとともに、既存コミュニティからの希望を募るなど、モデル地区の設定を検討してまいります。

２点目についてですが、自治公民館の部分修繕に対する補助金活用の要望はございますが、ここ数年での新築や建て替え等の具体的な計画は伺っていないところであります。

３点目についてですが、公共施設の公民館としての共同利用が想定される例といたしましては、防災コミュニティセンターが考えられます。このセンターは、原則として町民の方が無料で利用できる施設であります。また、将来的に使用料を徴収する場合においては、条例等の改正も必要と認識しております。

また、コミュニティに関する条例や補助要綱につきましては、改正に向けた検討を進めており、公民館建設事業の補助金の上限額の引上げにつきましても、今後の検討課題と捉えております。

４点目についてですが、複数の行政区から代表を推薦していただく方策は、考慮しなければならないことでありますが、各委員それぞれの性質、または地域の実情を考慮した上での慎重な議論が必要と考えております。今後役場内で地域コミュニティに関連する部署の連携

の下に協議を進めることにより、町全体としての統一した判断基準を設けてまいりたいと考えております。

５点目についてですが、矢巾町民スポーツ大会の参加についてですが、現在町民スポーツ大会は、町民の皆さんの健康、体力づくりの向上、スポーツ人口の拡大と地域での親睦と交流を深め、健康で明るい人間形成を目指し、37のチーム対抗戦で年間５つの競技を行っております。各自治会の体育振興委員も参加者を集めるために大変ご苦労なされていると伺っており、出場のルールの見直しを行うなど、工夫を重ねてお願いをしているところであります。

合同チームの結成につきましては、もう既に３つのチームが合同で出場を行っており、今後も自治会の実情に応じて多くの町民の皆さん方がスポーツ事業に参加できる環境を整えてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　デジタル自治会モデル地区ですが、回覧物の中に町以外が発行しているものも含まれることがあります。その場合は、町が発行元である各団体にデジタルデータをもらうようにお願いしていただけるのか。もしデータがもらえない場合は、誰がデジタル化の作業をするのか。現時点で想定できることなどを教えていただければと思います。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　お答えいたします。

例えば「いわてグラフ」とか「県議会だより」、こういったものが今冊子で配布されている。そして、我々の範疇ではないものということになろうかと思うのですが、こちらに関しましては、県のほうからちょっとまだ当面デジタル化の予定がないというふうなお話を頂戴しておりましたので、これを必要な部数もちゃんと幾らですかというふうなことでこちらから回答して、実際の部数が配布されてくるというふうなものでして、県のほうに、もう少し時間が必要になるかと思うのですが、こちらのほうは徐々に協議を重ねながらデジタル化の方向を探っていきたいというふうに考えてございます。ですので、現状では当面紙での配布というふうに考えてございます。

お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　私も住民の方に意見を募り、多くの要望が聞かれました。また、デジタル化についていろいろ調べますと、町内会費の集金方法にＱＲコードを用いた電子決済の追加、会計役員の支出作業及び帳簿作成の効率化、アプリの既読機能を用いた高齢者の見守りなど、デジタル化の恩恵は多岐にわたるようです。一般の方だと思いもつかないようなこともあるのかなと思うのですが、デジタル自治会モデル地区を設定する場合は、その分野に明るい専門家の方を活用するのが迅速かつ効果的に推進されるのではないかと私は思いますが、町としては、そうではなく職員が対応していくのか、そのような人材も活用していくのか、現時点で考えられることをお願いいたします。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　お答えさせていただきます。

まず、昨日総務課長のほうからＤＸの人材に関してのお話があったかと思うのですが、職員で対応できる部分、あとはどうしても、今敬太議員さんからお話しいただいた中は、ちょっと全て職員では難しいのかなというふうな印象を受けましたので、こちらのほうもベンダーさんとかといろいろ協議しまして、これから検討させていただきたいというふうに考えます。

お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　施政方針にありました自治会の手引は非常によい取組であると思います。ハンドブックが役員向け、マニュアルが地域住民に広く活用してもらうとのことでしたが、このマニュアルは全戸配布の予定があるのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　お答えさせていただきます。

今のところはまだ、結構な厚さの冊子で、ちょっと全戸配布となりますと物すごいボリュームになりますので、同じものの全戸配布というのは考えてございません。ただ、要約版をこれからちょっと作り、まだこちらを作成したばかりで要約版は全く手をつけていない状況でございまして、今後できれば要約版の配布は前向きに検討していければなというふうに考えております。まだちょっと予定は未定でございます。

お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　私は、強固な住民自治を成し遂げるには、役員経験のない方も含めた一人一人の意識改革が重要だと思います。現状は、会長さんをはじめとする執行部また役員さんたちがやってくれるからやらなくていい、できるだけ自分はやりたくないと受け身になっている方も多いのではないでしょうか。

一方、自治会の内容を詳しく知ることで面白さもあると思います。役員向けのハンドブックには、各委員が地域でどのような活動をしているのか、どのような補助金や助成金があって、地域でどんなことにチャレンジできるのかなどが記載されております。私は、こういった内容こそ役員さんだけではなくて広く住民の方に理解してもらうことで、自分たちは地域をよくするためにこれをやらなければいけないのではないかと、またこの委員の仕事をやってみたい、地域づくり事業に参加してみたいなど思う人が出てきて、住民主体という意識が醸成されるのではないかと思います。ですので、先ほどおっしゃったように、要約版にぜひこのような内容を盛り込んで作成していただけないかということをお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　お答えさせていただきます。

まず、ハンドブックに関しまして、私よりずっと周知を今いただいて本当にありがとうございます。こちらにつきましても、私といたしましては、ぜひ要約版を作成して皆様にご理解をいただきたいというふうに考えるところでございます。ホームページとかＳＮＳ等も通じて配布することもできるかと思いますし、要約版の作成及び配布に関しましては今後検討させていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　ぜひよろしくお願いしたいと思います。

そのマニュアル及びハンドブック、現在文章だけで、それこそボリュームも多いということでしたので、できれば図表とかイラストとか、あとはできればチラシのような１枚物で見てすぐ、読んでもらえないと意味がありませんので、ぱっと見て、楽しく、明るくなるようなものをお願いしたいと思います。

次の自治公民館について移らせていただきます。防災コミュニティセンター、いわゆる盛岡南消防署矢巾分署ですが、利用に際しては、３日前までに申請書を提出しなければならな

いとされております。ほかの自治公民館では、使用台帳を玄関に設置して、そこに記入すれば、それでもう予約ができたり、使用ができたりというように運用しているところもあります。もし防災コミュニティセンターを公民館として使用させていただく場合、申請書はやや繁雑で大変だと思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　お答えさせていただきます。

町長答弁にもありましたとおり、防災コミュニティセンターにつきましては、コミュニティのために使っていただきたいというふうな施設でございまして、原則無料でというふうな形で皆様にお使いいただいているところでございますが、確かに議員おっしゃるとおり、その申請方法につきましては、簡単では、簡単といいますか、早めの連絡が必要だとかというところで若干不便を感じるというところでしたので、こちらは実際施設を管理いただいているのは矢巾分署の職員でございます。こちらのほうと協議を進めまして、どうしても消防の方々というのは交代制なので、早めに申請いただかないと、なかなかうまく情報が伝わらない可能性もあるということで恐らくそうしているのではないかなというふうに考えますので、その辺りはちょっと解決に向けて協議させていただければと思います。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　協議していただけるということで、まずはやってみるというのが大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。

もし共同利用させていただける場合は、自治会の荷物も置かせてほしいという要望なども考えられますが、現在そのようなスペースも確保できるのか、もし分かれば、通告外かもしれませんが、よろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　お答えさせていただきます。

実は、防災コミュニティセンターにつきましては、場合により避難所にもなるところでございまして、行政区の、コミュニティの平常の荷物的なものを置くというのは、なかなかちょっと正直難しいかと思われます。ですので、その部分につきましては、もし可能であれば、例えば物置を用意して地区のほうで保管していただくというふうなのが望ましいかと思います。今できる、できないというのは、ちょっと即答いたしかねますので、できれば独自の

物置を用意するという方向で検討いただければと思います。

お答えいたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　最後に、このことについて確認で終わりたいのですが、建築は金銭的負担が非常に大きく、可能な限り既存施設の活用を模索していくのがいいのではないかと私は思いますが、当局のその認識というか、新築もやむを得ないのか、既存施設を利用していくのか、最後確認させていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　お答えさせていただきます。

実際確かに新しいコミュニティで、公民館がこれからの時代は必要かどうかというそもそもの議論になるのではないかとも考えます。もし今回は例えば南矢幅10区さんが防災コミュニティセンターを使いたいというふうな要望があれば、できるだけその趣旨に沿いたいというふうに思いますが、これがちょっと町内で全てできるかというと、そうでもないわけなのですけれども、いずれ防災コミュニティセンターに関しましては、少なくとも前向きにお使いいただけるように調整したいと思いますが、今後公民館の補助の在り方と、あとは実は町の補助以外にも補助制度はございます。今いわゆる宝くじ、一般財団法人自治総合センターというのですか、そちらのほうでやっている、必ず当選するという補助ではございません。県である程度重なれば、その中から当選するかどうかというふうな感じの補助になりますけれども、こちらが今1,500万円までの補助がございますので、こちらのほうも併せてご検討いただければいいのかなというふうに考えます。

ただ、町の補助と一緒には使えないものでしたので、締切りの時期もありまして、先にいわゆる宝くじの補助を、そして次に町の補助をというふうに検討いただくというのも、またこれでいいのかなと。

ただ、いずれ公民館に関しましては、必要があれば公共施設で使えると、代替できるというものに関しましては、これからは検討していく必要があるというふうに考えてございます。

お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　各委員の推薦についてお伺いします。現在委員が空白となっている

ところはあるのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　お答えさせていただきます。

ちょっと私全ての委員を把握しているわけではないので、間違っていたら申し訳ないのですが、例えば統計調査員につきまして、今退任いただいた後、若干空白の期間が長くなっているというふうなところはございます。こういった委員の話でよろしかったですね、例えば民生児童委員であるとか。ちょっと私どもの管轄では統計調査員の部分がその管轄ですので、幾つかあるというふうな形でお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　やはり幾つかは存在してしまって、なかなか次の方が見つからない現状ということで、またいきなり空白になることは、地域住民にとっても不安につながるのではないかと思います。また、町とは直接関係ないかもしれませんが、交通安全母の会の煙山地区だけ成り手が見つからないできていたと。さらに、徳田、不動地区の交通安全母の会もなくなるというお話を聞きました。

このようにどんどん、どんどんとなくなっていくことも可能性としてあるのかと思いますが、そこは答弁にもありましたように、全体で協議してしっかりと支えていきたいということでしたが、この協議の場に実際の現場の委員の方の声など、実情を聞く機会を設けていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　それぞれの委員につきましては、協議会等が設置されておりましたので、そちらのところでそれぞれ協議いただいているというふうに解釈しております。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　スポーツ大会について、どの競技にも参加されていない行政区はあるのでしょうか、教えてください。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　お答えをさせていただきます。

競技自体全部で５つありますけれども、１つも参加していない行政区はないところでござ

います。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　それでは、各競技で今年度参加行政区数が少ない競技、または逆に多い競技、あとは全体の５競技の平均の大体どれぐらいの行政区数が参加されているかなど、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　お答えをさせていただきます。

競技５種目、ソフトバレーボール、そしてスローソフトボール、マレットゴルフ、ペタンク、輪投げ、合計５競技でございますが、主に多い人数といいますと、バレーボール、ソフトボールがとても多くなっており、少ない人数であれば、輪投げ、ペタンクが少なくなっております。

町民スポーツ大会の勝ち負けというのは、当然必要になってきますけれども、それぞれの競技によっては、年代数、参加する年齢の区分がとても厳しいというご意見もあったりもありますので、あるいは競技によって、その年代の区分を設けず、参加者、出場者の合計、合わせて300歳であれば出場できるとか、そういった工夫をすることによって参加者も増え、さらにコミュニティについても調整も取れていくのかなというふうにも考えているところでございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　輪投げは少ないというお話でしたけれども、輪投げは、先ほどおっしゃったように、小さな子どもからお年寄りまで一緒に参加できて、世代間交流に非常に有効であると私は思っております。輪投げではなく、世代を問わないスポーツの一つとしてランニングもあると思います。矢巾町ではロードレース大会を行っておりますが、これも行政区別に競えるような仕組みにしてみたらどうかなと思っており、もう行っている事業ですので、集計方法を追加するなど、あまりコストをかけずに地域コミュニティの連帯感を創出できるのではないかと思っています。もしかしたら一緒に練習で走ろうなどという交流が増えていくかもしれないと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　お答えをさせていただきます。

ロードレース競技につきましては、対象は町民に限らず、今回からは全国に広げてございます。その中で、行政区単位というところは、ちょっと難しいのではというふうに思っておりますので、場合によっては、その競技によって、そういった世代間交流ができるようなもの、また追加とか変更とか、そういったものにつきまして体育振興委員さんと協議しながら進めていきたいと考えてございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　新競技になると、費用とか労力も大変だと思って、言うかどうか迷っていたのですけれども、世代間交流もできて、さらに地域も知れるものとして、いわゆるウォークラリーのような、町内にチェックポイントを指定したり、そこで問題を解いて回ったりするのもいいのではないかなと思っております。私も小さい頃参加して、今でもいい思い出として記憶に鮮明に残っているところであります。

また、近年ではそれに似たロゲイニングというものが地域おこしにもなると話題になったこともありますが、町民スポーツ大会に限らず、それが難しければ、個別のイベントとして開催の検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋　保君）　ご提言ありがとうございます。今最後のほうにお話がありましたとおり、町民スポーツ大会で取り入れることができないものにつきましては、文化スポーツ課の自主事業なり、ほか観光なども含めたイベントなどとコラボしながら、できるものがありましたら協議をし、進めていきたいと考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　これで１問目の質問を終わります。

次に、２問目の質問を許します。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　２問目、町職員の人材確保に向けた取組についてお伺いいたします。

現在は、多くの業界、業種で人手不足が問題となっています。地方公務員では、受験者数、競争率の低下や普通退職者の増加などが見られます。一般的に公務員の離職率は、民間企業と比較すると低いものの、若年層や中堅、ベテラン職員の離職は、持続可能な行政運営や良

質なサービスの提供へ影響が懸念されます。本町でも、この課題解決については早急な対応が必要であると思うことから、人材確保に対しての取組についてお伺いいたします。

１点目、近年本町における採用及び離職状況を鑑みて、まず当局は現状をどのように捉え、分析しているのでしょうか。

２点目、受験者数増加のためには、働きやすさや働きがいがある魅力的な職場であるという積極的な広報活動が必要であり、さらにほかの自治体と差別化した矢巾町独自のＰＲも必要であると考えます。このような観点で今後の取組についてお伺いいたします。

３点目、若年層や中堅職員の離職は、大きな損失であるため、離職率を下げるための対策は。

４点目、定年退職者の再任用は即戦力として効果は大きく、非常に重要であると考えます。どのように再任用率を上げていくのか当局の考えをお伺いいたします。

５点目、公務員は精神的な理由による休職が多いというデータもありますが、ヘルスケアについての取組をお伺いします。

６点目、各課で上司が部下と個人面談をする機会をしっかり設けているのか。

７点目、職員のスキルアップ研修は、具体的にどのようなことを行っているのか。

８点目、やりがいを感じるためには、成長や目標を達成したという実感が大切であります。職員がそのように感じられる取組は。また、各課において各年度の具体的な目標を掲げ、職員個人としては将来の理想とする姿や今年度のゴールなど、自己目標シートのような様式を作成し、年度初めで全職員が作成、提出したりするような取組をしてはどうでしょうか。

９点目、仕事に対する満足度は、自分の意見が通ることや自分で決められるという自由度と関係があるという意見もあります。また、認められたという肯定感も大切であり、提案にはしっかりとフォローやアドバイスを継続していただきたいと思います。職員提案制度による発表も行っておりますが、全てではなくても、業務改善に取り入れたものの件数はどれくらいでしょうか。

10点目、ふだんの業務に余裕がなければ、職員の心のゆとりも生まれないと思います。業務の見直しやデジタル化による効率化など検討の余地はないのかお伺いいたします。

最後に11点目、働きやすい職場は、トップによる日々の継続した意思表明や雰囲気の醸成によりつくられると考えます。日本一働きやすい行政宣言を行ったり、基本理念に加えるなど、部下に安心が生まれるような取組についてどう思うかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　町職員の人材確保に向けた取組についてのご質問にお答えをいたします。

１点目についてですが、まず採用状況は、当町では令和３年度から採用試験の方式をこれまでの教養試験からＳＰＩに変更しております。いわゆるＳＰＩ、総合適性検査に変更しており、その結果、受験者数の確保について大きな成果を上げていると認識をしております。

一方、離職の状況といたしましては、職員それぞれの事情や理由があることから、一概に要因を述べることは困難でありますが、職員お一人一人が輝けるより魅力的な職場環境づくりに取り組んでまいります。

２点目についてですが、採用試験に当たり、昨年度にＰＲ動画を作成し、今年度も多くの志望者からこの動画を見て応募したと伺っております。また、募集期間中、就職情報サイトも随時更新するなどＰＲに努めております。今後は、インターンシップや採用説明会などにも、より力を入れて取り組んでいきたいと考えております。

３点目についてですが、組織内の対話が重要であると捉えており、当町ではメンター制度を導入し、新規採用職員のサポートをしながら職場への定着を図っております。今後も制度の拡充をはじめとしながら、離職防止に取り組んでまいります。

４点目についてですが、地方公務員法の改正に伴い、今年度から定年引上げが開始されているところであります。60歳を迎える職員一人一人に60歳以降の働き方について説明を行い、制度の理解に努めております。今後65歳まで定年が段階的に引き上がることから、高齢期職員の専門性や経験を生かせる適材適所の職員配置に努めてまいりたいと考えております。

５点目についてですが、ストレスチェックの結果や長時間勤務実績に基づき、職員に対し産業医面談を勧めているほか、今年度から外部のカウンセラーによるカウンセリングを導入するなど、メンタルヘルスケアに取り組んでおります。

６点目についてですが、人事評価など機会を捉えて面談の機会を設けるよう各所属長に周知し、取り組んでいるところであります。

７点目についてですが、岩手県市町村職員研修協議会の研修に派遣しながら、公務員としての基礎的な知識の習得に努めております。あわせて、各分野の専門的な知識の習得につきましては、市町村アカデミーへの派遣や日本経営協会の研修などを活用しております。

また、環境省や県への職員派遣も研修の一環として行っているところであります。庁内研修につきましては、今年度はタイムマネジメントや法制執務に係る研修などを実施してきた

ところであります。

８点目についてですが、人事評価において、各所属の目標を確認の上、自己の目標を期首に設定し、期末にその達成度を上司との面談により確認し、評価することとしております。人事評価は、単に法定、法律で定める評価の場ということだけではなく、対話の場、評価者と被評価者との相互理解の場と捉えており、この理解をさらに深めていくことで職員のやりがいにつながっていくと認識しております。

９点目についてですが、職員提案制度については、平成29年度から実施しており、これまでに34件の提案があり、そのうち18件を導入しております。提案の中には、やむを得ず導入に至れないものもございますが、年数をかけていく中で実現できるものもあり、今年度提案があったものにつきましても、来年度以降の実現に向けて準備、検討しているところであります。

10点目についてですが、事務事業評価に取り組んでおり、その中で業務の見直し、精査について毎年評価しており、また文書管理システムの導入等による電子決裁など、デジタル化に努めてきたところであります。業務の効率化の検討は、随時行われるものと承知しており、今後も引き続き検討をしてまいります。

11点目についてですが、特定事業主行動計画に基づき、育児休業の取得や時間外勤務の削減など、職員のワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んできたところであります。矢巾町職員憲章の一つに「一致協力」を掲げており、職員一同力を合わせて行政課題に取り組んでいくことで職場の一体感を醸成し、そのことが働きやすい職場づくりにつながっていくものと考えておりますことから、今後も機会を捉え、職員の意識高揚に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　採用、離職の現状分析について、採用試験方法の変更とＰＲ動画により受験者数の確保に大きな効果とのことでしたが、本町においての倍率、ここ数年で上昇しているというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　お答えいたします。

採用試験におきましては、１次、２次、３次と３次までの試験を実施してございます。昨年、今年とＳＰＩの１次試験の応募者を見ますと130名、今年は140名を超える皆様が応募し

ていただいたということで、その中の最終的な採用人数が１桁、７人、８人、令和６年度については７人の予定でございますので、倍率的にはそういった高い倍率という状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　全国的には、普通退職者が増加傾向ということで出ておりますが、本町でも年々普通退職者は増加傾向であるのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　お答えいたします。

町長答弁にもございましたとおり、やはりそれぞれ個人のご事情がございます。これから定年延長になりますけれども、定年前にそれぞれの事情で、若い職員についても仕事をしながら、新しいことに取り組んでみたいという職員も実際ございました。そういった中で、退職するのは定年だけではなくということで、傾向が出てございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　職員一人一人が輝ける魅力的な職場環境とのことですが、もう少し具体的にどのようなものと認識しており、どのような点を強化していくのか、具体的にお答えいただければと思います。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　お答えいたします。

やはり職場においては、仕事をするところが職場でございますけれども、働きやすい環境をつくらなければならないなというのが我々の課題だと思っております。やはり何か暗い職場、何かいたくないなというような職場ではなくて、職場環境も人間関係も明るくするような環境にしていきたいなというふうに我々総務課の職員も考えてございます。

そういった中で、人間関係、ぎすぎすしないように、それからものが言いやすいように、それからどうしても上下関係というものは上司と部下という形でございますので、物が言いやすいような環境になりましょうということで、管理職、そういった部分についても、職場環境、雰囲気づくりということで取り組んでいるという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　メンター制度について、これはメンターの負担が増えるというデメリットも一見あるのかと思うのですが、メンターへのサポートなど、対策はあるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　お答えいたします。

新採用職員に対して、同じ職場で主に主査級以上の職員がメンターとして対応してございます。そういった中で、ある程度職場で、その職場に対して１年目の主査クラスではなくて、なるべく長くいるような職員を対象に、新しい職員に仕事のイロハからやっていただくような形で指導をしていただいているという状況でございます。

そのメンターを依頼する際に当たっては、総務課のほうでもポイントを、しっかり説明会を行いながらポイントについて説明もさせていただいているというところでございますし、メンターに過度な負担をかけないように総務課でも何かあればしっかりと対応するような体制は取ってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　メンターが仕事のアドバイスも行うということでしたけれども、これは確認なのですが、メンターは他部署の先輩ということでよろしいのでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　お答えいたします。

同じ課内の先輩という形で、要するにふだんの仕事も見守るようなスタイルも取っていただいているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　私が認識しているメンターは、他部署の先輩との交流というふうに認識しております。というのも、同じ部署であると直接仕事上の関係があるので、やっぱり

どうしても言いにくさとか、気を遣うところが関係して、なかなか良好な循環にならない、交流にならないというふうに、一般的だとそうなのかなと思うのですが、今後も同じ課内でやるのか、もうちょっと広げていくのかなどあれば。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　お答えいたします。

ちょっとメンターと、それから実際の今新採用職員、どのような対応を受けているかというのを意見を聞きたいと思います。そういった中でやり方を考えていきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　ちなみに、このメンター制度を導入したのはいつからなのでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　お答えいたします。

令和３年から取り組んでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　令和３年ということで、この評価とかはまだなのかなと思います。うまく運用できることを期待しております。

続いて、再任用についてですが、再任用の方の適材適所とは、その職員配置について、もう少し詳細に教えていただけますでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　お答えいたします。

現在２名の職員にお願いしてございます。まず、町の組織として手薄なところ、手薄と言うと失礼ですが、強化したい部分にエキスパートの職員を置きたいということで、２名の職員を今お願いしているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　再任用の方の働き方なのでございますが、全国的には定年退職をされた方の53.6％は再任用になられるというデータもございます。まだヒアリングが十分にできておらず、想像の話で申し訳ないのですが、私が65歳になったとき、何を優先するかなと考えると、やっぱりあとの人生を使って社会に何を残せるか、貢献できるのかという思いが強くなるのではないかなと思います。

ですので、強化したい部分とおっしゃいましたけれども、その部分で特に後進の育成とか、教育とか、そういった面を後世に伝えていくという思いがやっぱり強いのではないかなと思うので、そういった部分をアピールすれば、再任用がもっと増えるのではないかなと思って聞かせていただきましたが、その点いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　お答えいたします。

ありがとうございます。現在２名、再任用の職員につきましては、定年延長前の60歳定年の職員の方にお願いしているという状況ですので、働きやすい環境についてもそのとおりですし、それから若い職員に技術や経験をつないでいただくという部分でも、そこら辺は期待しているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　メンタルヘルスケアについてお伺いします。ストレスチェックの結果、現在職場内でストレスやメンタルヘルスの問題を抱えている職員の割合など、どの程度でしょうか。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　お答えいたします。

ストレスチェック、現在それぞれ職員がスマホで登録してやっていただいているのですが、受診率52.1％と、ちょっと少ない状況ではございました。これからもしっかりチェックするようにというふうには声はかけてまいりますし、それから来年度以降は、あくまで予定でございますけれども、町の健康診断の際に合わせて、その受診の際に一緒に診断票をやれば、ほぼ100％になるのかなと思いますので、そういった取組を併せてやっていきたいというふうに考えてございます。

ストレスチェックの中で医師の面接を希望した者が令和５年度は２人ございました。それ

から、職員等による面接なども４人行ってございます。いろいろ健康面のこととか、家庭のこととか、いろんな相談ということで、産業医の先生の協力もいただいてやらせていただいたという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　私も比較として全国的なデータ、厚労省から出ているものだったのですけれども、ストレスやメンタルヘルス問題を抱える職員というのは、一般的に50％以上、昨年度は80％といきなり増えて、仕事、働いている方は何かしらのストレスや、そういったメンタルヘルスの問題があるのはもう当然として捉えて、しっかり対応していくことが大切なのかなと思いました。

この外部カウンセラーというのはどのような方で、カウンセリングを受けたい場合はどのような手続を取るのか教えてください。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　お答えいたします。

ちょっと資格の件については失念しておりましたが、カウンセリングに精通している外部の業者にお願いしているという状況でございます。令和５年度におきましては、トータル15回実施の場を設けてございます。複数の方などもカウンセリングを受けていらっしゃいました。実人数は13人で、延べ15回という方のカウンセリングを受けてございますので、カウンセリングに精通した資格を持っている方というふうにご理解いただければというふうに思ってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　このようなメンタルヘルスについて、職員安全衛生委員会が調査、審議に動いたという件はあるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　お答えいたします。

安全衛生委員会の中では、こういった状況、それから内容については常に分析してございます。こういった件数についても、仮に増加傾向であれば、そういった職場に何か原因があ

るのかということで委員会の中でもんだりもしてございますし、その後に診断等が必要な職員が見受けられる場合については、産業医などについてお願いするといったスタイルになってございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員）　現状いたかと聞いている、そういう人がいましたかと、そこを答えないと。

田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　失礼しました。そういったつないだ職員も２名ほどございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　ちゃんと質問には答えてください。

他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　一般的に、そのようなカウンセリングに対しての懸念される不安なところというと、カウンセリングして終わってしまうという、ただそれだけというのがちょっと心配されることが言われております。なので、しっかりとしたフォローアップが行えているのか。つまりそのカウンセラーの方から、もちろんプライバシーは守られた上で、どういう問題がありそうだとか、もちろんどの主張が正しいのかという、そういう難しさもあると思うのですが、一応産業医の方とか、そういうカウンセラーからフォローアップを受けているのかどうかお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　お答えいたします。

カウンセラーの方から総務課のほうに状況の報告をいただきます。それから、今後のフォローアップのご助言もいただいてございました。そういったことで、そのご本人に対するどのような対応が必要なのかということも総務課内では共有しておりますし、対象職員についても逐次管理職、それから総務課のほうで見守るようにしているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　対象職員を見守るようにというお話でしたけれども、対象職員とい

うのは分かってしまう仕組みになっているのか、カウンセリングを受けた方というふうに。その確認をさせてください。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長(田村英典君)　カウンセリングを申し込む際には、総務課を通して申し込むことになってございますので、一応誰かという把握はしてございますし、それから各組織に行って、そういった見守りが必要だというのは、やはり管理職レベルでは、全員ではないです。その組織に対する管理職については、そういった職員だよということを確認して認識していただかなければならないので、そこら辺の情報共有はしているということでご理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　私もちょっと専門外ですので、そういったメンタルヘルス、誰か特定されてしまうと、むしろ言いにくいということも考えられるのではないかなとは素人ながら思ってしまいますけれども、そういった関連のガイドライン等を確認してしっかり対応されていただければと思います。

そして、個人面談についてですが、人事評価の際に面談の機会を設けるようにしているとのことですが、精神的なサポートは各所属長の力量によるところが大きいのではないかと思います。ですので、総務課さんに限らず各課で良好な取組とか事例があれば教えていただきたいと思うのですが、まずこの面談は、やはり人事評価がメインになってしまうのではないのかなと聞いていて思いました。部下の悩みとか、不満に集中して時間を取ってあげるような面談の仕方がいいのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　お答えいたします。

まず、人事評価につきましては、年度初めにおいて、それぞれの職員がこの１年間どういった達成目標を持ってやっていくかということを自らの意思で、それぞれの管理職に報告して、管理職了承の上、目標を立てるという手段でございます。それを年度末に達成できましたかと、この１年間どうでしたかなどということで、お互いに確認し合う面談をしてということでやっていくという内容でございます。

ご指摘のとおり、ふだんから何か悩み事があるかとか、仕事のことで何か詰まっていない

かとか、そういった相談についてはそれぞれの管理職がやってございます。声がけをして、ふだんから日常の、それが管理職の仕事ですので、把握して仕事の進捗状況をしっかりやるというのが管理職の使命でございますので、そういった部分については、ふだんから声がけ、面談、それから必要があればいろんな相談も受けるということで、私もそれぞれ何か悩み事があったり、仕事で詰まっているときは遠慮なくということでふだんから声がけをしているということで、実際に面談とかもしている職員もございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　実際に面談もしているということでしたけれども、総合的にはふだんからの声がけ、何かないか、大丈夫かということというお話だったのですけれども、私も経験あるのですけれども、ただその場で軽い感じだとなかなか言えないというケースもあるのかなと。やっぱりここは精神的に何か不安はないですかと、話す場所ですよと確保したほうが相手も言いやすいのかなとふと思ったのですが、そういう面談もしていらっしゃるということで、ケース・バイ・ケースで対応してくださっているというお答えは承知いたしました。

また、その目標を最初に確認して、上司と面談を行うということですが、例えば課長級であったり、課長補佐級の方は、目標を立てて上司との面談というのはあるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　お答えいたします。

課長級管理職につきましては、１次評価者が副町長となっています。２次評価、最終が町長ということでしっかり対応させていただいております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　ちょっとまだ中途半端なのですけれども、きっと７点目に入る前だと思いますけれども、ここで暫時休憩といたします。

再開を14時25分といたします。

午後　２時１４分　休憩

――――――――――――

午後　２時２５分　再開

○議長（廣田清実議員）　それでは、再開いたします。

引き続き一般質問の再質問を受けます。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　その面談についてなのですが、評価者と被評価者の相互理解の対話の場ということですが、評価者が恐らく上司だと思いますが、逆に上司が部下から評価される機会というのはあるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　お答えいたします。

昨年度試験的に取り組んでみました。管理職の中では、その情報については共有してございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　私も教員として学生の指導に当たることもあるのですが、今の大学は教師も学生から毎回５段階評価をつけられます。さらに意見ももらいます。正直心にぐさっとくることもあるのですが、率直な意見として自分を省みて襟を正すよい機会となっていますので、ぜひそのような取組を継続していただきたいと思います。

スキルアップについてお伺いします。様々な研修派遣や庁内研修をされているということで、本当にすばらしいことだと思います。コーチングやリーダーシップに関する研修会の経験はあるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　ございます。様々な研修に中堅職員あるいは上級職員などを派遣させていただきまして、そういったコーチングの部分だとかいう部分についても研修は受けさせていただいているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　あとは、やっぱり働いていて面白さというか、あと新鮮さというのも大事だと思いますので、このスキルアップの機会に、例えば国際交流を検討してみる、そういう機会を提供してあげるとか、例えば友好都市のフリモントと職員同士の交流、まずはズームなどでよいので、そういった点を与えることで国際的な視点だったり、新たな刺激を

与えられて面白いのではないかと思うのですが、ぜひいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　お答えいたします。

国際交流といいますと、いかんせん役場の組織の中では、担当の職員だけが交流というか、担当するという形になってございましたので、ご指摘のとおり、町の職員も議員の皆様もという形で、全員で交流できるような環境も検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　職員提案制度について、平成29年度から実施しているということですが、提案件数の推移など、初期と比べて今はどのような状態なのかお聞かせください。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　お答えいたします。

年度ごとにばらつきはございます。29年度は７件、それから平成30年度は６件、平成31年度は５件、令和２年度は４件、令和３年度は５件、令和４年度は４件、令和５年度、今年度については５件というような状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　私も今年度から一度拝見させていただきました。とても若い職員たちが交流をしながら、すごい提案をされていて、すばらしい取組だなと思ったのですが、ちょっと寂しいことがありました。課長級、課長補佐級、そういった上の方がむしろどんどん出てみてはいかがかなと思います。もちろんお忙しいと思うのですが、そこで真面目な提案ではなくて、むしろユーモアのある、むしろちょっと面白いような提案をすれば、もっと職場の空気が変わるのではないかなと。

私個人的に、上司は笑われて何ぼだと思っております。そのほうがフレンドシップが創出されて、よりよい職場環境になるのではないかと思いますが、上級職の方の職員提案制度へのお申込みというか、応募を検討してみていただければと思います。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　お答えいたします。

中堅職以上の職員、管理職も様々な経験をしているはずですので、そういった部分で提案するように働きかけながら、あとはなかなか髙橋議員も御覧になったとおり、聴講される人も少なかったのです。これは、我々のほうの開催する時期とか時間帯にも問題はあったと思いますので、その辺もしっかり検討させていただいて、ご指摘された、ご提案いただいた部分についても検討させていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　それでは、業務の効率化、デジタル化についてですが、近年自治体でも生成ＡＩの利用が話題となっておりますが、本町ではどのような状況なのか教えてください。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　生成ＡＩについてお答えいたします。

実際現状では、生成ＡＩに関しまして業務に使用している例はございません。ただ、今後といいますか、ＡＩを使用した自治体業務に使用しているというものが、今ＡＩ相談というふうな感じの相談内容を文章化するというふうなものぐらいの状況でございます。例えばＲＰＡとか、こういうふうな部分に関しましては、使えるか、使えないか様々あると思うのですけれども、こういったところも含めまして、今後導入に関しましては検討していきたいというふうに考えてございます。

お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　総務省からもメリットが示されているとおり、議事録作成、保育所入所選考の自動化、各種申請書自動作成、税未納者の督促タイミングの最適化、虐待の早期検知、ビッグデータによる証拠に基づく政策立案の推進、ＡＩによる健康リスク診断など、様々な提案がされています。

導入、いろいろ検討段階かもしれませんが、早期導入が業務効率化に直結して、職員に余裕が生まれ、働きやすい職場になるのではないかと思います。早期導入に向けての動きをお願いいたします。

○議長（廣田清実議員）　花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君）　お答えいたします。

昨日ＤＸの推進計画というようなお話もちょっと答弁させていただいたのがございました。こちらと併せまして、あとはちょっと財政的な補助の活用とか、こういった部分も含めまして、総合的に検討させていただきたいと思ってございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　最後に、日本一働きやすい行政宣言についてですが、私の願いは、町職員の方に明るく、楽しく、前向きに笑顔で仕事をしてほしいということです。これは、総務課長もおっしゃられたとおり、そのように取り組みたいということでした。それが住民サービスに直接影響し、よりよいまちづくりにもつながるのだと思っています。一致協力の一体感も大切であります。しかし、働きやすい職場という点において、私が一番大切だと思うのは安心感だと思います。どのようにその安心感を醸成していくのか。それは、もうトップの意思表明と行動しかないと思います。

私も以前に自身の職場で体感いたしました。当時社会的にも、そして現場の実情としても、ハラスメント防止対策が急務でありました。そこで、部署の基本理念にハラスメントのない職場づくりをしますと、分かりやすく文言を追加いたしました。そして、ハラスメント防止対策委員会を設置し、表に見える形で推進すること、そのようなトップ自ら働きやすい環境をつくるという姿勢を見せることでみんなの意識が変わり、大義名分を得てではないですけれども、部下は安心して自分の主張ができるのだと思います。本当に私の職場の空気は変わりました。これは、コストもかからず自分たちが快適に働けると、とてもすばらしいことだと思います。職員憲章に分かりやすく直接的な表現で働きやすい職場をつくると明記していただけないか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君）　お答えいたします。

平成29年３月31日に町長名で矢巾町職員憲章を制定してございます。その中に５つの柱がございます。町民協働、町の希望ある未来のため、町民と共に考え行動します。次がハラスメント対策ですけれども、法令遵守という言葉を使ってございます。全体の奉仕者として、法令に基づき、公平、公正に職務を遂行します。３つ目、誠心誠意、道理と真心を胸に、相手に寄り添い行動します。４つ目、一致協力、職員同士心を一つに、職務に取り組みます。

５つ目です。創意工夫、柔軟な思考と知識の習得に努め、地域課題の解決に臨みます。ご指摘の点について、この法令遵守にハラスメントをしないというような文言、分かりやすい表現ということですが、時代の流れもそのようになってございます。この点については、内部で検討させていただきたいというふうにお答えに代えさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　これで２問目の質問を終わります。

次に、３問目の質問を許します。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　３問目、児童生徒の教育機会の保障について教育長にお伺いいたします。

文部科学省の教育現場におけるオンライン教育の活用に関する取りまとめ（令和３年４月１日）では、学校で学びたくても学べない児童生徒に対し、学びを保障していかなければならないとされています。また、著作権法改正で授業目的公衆送信補償金制度（令和２年４月28日施行）が創設され、運用指針が示されています。実施するとなると、教員の負担も懸念されますが、導入するメリットも大きいと思われます。

また、教育をめぐる地域格差是正の試みとして公営塾を行う自治体も増えております。地域おこし協力隊や地元の教員経験者などの協力を得て行う学習支援、そしてそれにとどまらず地域の人々と一緒に学ぶ機会の創出や、地元への愛着や関心を持ってもらうことを狙いとしているところもあります。未来を担う人材育成に公営塾も有効であると思えることから以下をお伺いします。

１点目、学校で学びたくても学べない児童生徒には、不登校によるほかにも医療機関受診のため一時的に登校できない例などもあることから、町内小中学校の授業についてライブ配信または録画配信を推進する考えはないでしょうか。

２点目、不登校児童生徒の教科習熟度は把握できているのでしょうか。

３点目、町内に在籍する教員経験のあるＯＢ、ＯＧ職員など、把握はしていらっしゃるのでしょうか。

４点目、公営塾は、学習機会の提供のほかにも学区を越えたコミュニティの形成や子どもの居場所づくりなど、様々なメリットが考えられます。町単独で設置、運営が難しいのであれば、地域力創造アドバイザー制度において、地域総がかりで取り組む人づくり、教育を軸

にしたまちづくりを理念にアドバイザーとして活躍されている方もいらっしゃいます。このような制度などを利用し、教育行政方針に掲げられている各組織が連携した人づくりを推進していくために、学習支援よりも人づくりに重点を置き、非認知能力を伸ばす公営矢巾塾を設置してはどうでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

（教育長　菊池広親君　登壇）

○教育長（菊池広親君）　児童生徒の教育機会の保障についてのご質問にお答えいたします。

１点目についてですが、不登校も含め、何らかの理由で登校できない児童生徒に対する学習保障についてでありますが、教育支援センターこころの窓に通級する児童や別室登校をしている生徒に対して授業のライブ配信を行っている実績がございます。児童生徒の状況も個々により異なることから、授業のライブ配信や録画配信も含め、それぞれの状況に応じた対応に努めてまいります。

２点目についてですが、各学校ではＣＲＴ検査を実施しており、学習指導要領に示された基礎的、基本的な内容の到達状況を把握しております。

３点目についてですが、全てではございませんが、過去の資料等から把握しているところでございます。

４点目についてですが、県内において学習支援や児童生徒の居場所づくりなどを目的とした公営塾の運営をしている自治体があることは、承知をしているところであります。設置、運営に当たっては、設置主体や運営主体、設置地域、経費負担の在り方等の検討が必要でありますので、地域力創造アドバイザー制度等の活用も視野に、先進的に取り組んでいる自治体から成果や課題等の情報を収集し、検討をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　ライブ配信について、全ての学校でできているということなのでしょうか。また、どの教科でも使用できるのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　お答えいたします。

ライブ配信の実施状況でございますけれども、町内６小中学校、また町で設置してございます教育支援センターこころの窓での取組状況ですが、ほとんどの小中学校での実施、また

こころの窓におきましても実施、対応済みでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　それでは、実際にライブ配信をされていて、どれぐらい見られているのかとか、アクセス数など分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　お答えいたします。

アクセス数につきましては、申し訳ございません、そういった形での把握はしてございませんが、ライブ配信、そちらのほうで授業を受けた児童生徒の数でございますけれども、これまでに16名の児童生徒がライブ配信により授業を受けていると。また、教科につきましては、様々な教科において実施されてございます。また、その実施の期間につきましても、対象となる子どもたちの状況、希望も含めてですけれども、によって様々なケースがございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　実際にライブ配信を行ってみての見解といいますか、課題や改善点など、あれば教えてください。

○議長（廣田清実議員）　南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　お答えいたします。

先ほどもお答えさせていただきました16名全てからアフターフォローといいますか、どうだったかというような感想としては集約しておらないところではございますけれども、先生方のほうからは、まだ双方向という形ではなく、双方向に対して一方向と言ったらいいのでしょうか、配信するのみというようなことでございます。今後におきましては、何らかの形で、当然そこにはスキルアップも必要になるかと思いますけれども、教室とは違う場所で受けている子たちもどのようにして授業に参加するか、そういったところについても今後検討していきながら、受けるだけではなくて参加できる仕組みづくりというところをちょっと工夫していきたいと、考えていきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　そのような取組が選択肢を増やすといいますか、より広く支える体制が構築されて、誰一人取り残さないということにつながっているのだと思います。児童生徒の状況も異なる、それぞれの状況に応じた対応に努めるとの答弁をいただきましたが、私の質問とは少々異なりまして、私は何かしらの問題、そういう問題の有無に限らず、いつでも、誰でもみんなが好きなにときにアクセスできて学習できる仕組みがあれば、可能性が広がるのではないか、そのような準備をしてはどうかということです。個々の対応の話ではありませんでした。

例えば慢性疾患を抱えている子は、定期的な通院が必要になります。その病院の待ち時間で授業が見られたら、とてもすばらしいことではないかなと思います。また、平日休みの保護者と一緒に休んで旅行などの体験を通して学ぶ、いわゆるラーケーションという動きもありますが、その旅行の空き時間に、これは録画の話になりますけれども、録画したアーカイブ配信があれば、空き時間にその授業が受けられるですとか、もちろんコロナもありましたけれども、感染症の出席停止期間に見られたり、また夏休みなど長期休暇にちょっと復習したいなとか、もし前年度の録画が残っていれば、始まる前に予習しておきたいなとか、様々な可能性が広がるのではないかなと思うので、ぜひ実現に向けて動いていただきたいと思うのですが、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　お答えさせていただきます。

今議員のご案内の夢のようなお話ですけれども、まさにそこが昨日の質問でもございました教育ＤＸの目指す、令和の日本型学校教育の目指すその姿なのかなというふうに考えてございます。昨日の教育長答弁にもございました教育ＤＸの３段階のうちの今は２段階であると。次、今お話しされた部分が３段階の部分、それが実現して教育ＤＸが実現したということになろうかというふうに思います。

議員のご指摘のとおり、ご案内のとおり、そうなるように、これまでの教育の在り方、姿が抜本的に変わるのかなというふうに考えてございますけれども、本当に誰一人取り残さないような、取りこぼさないような仕組み、そういったところを目指して、先生方のスキルアップも含め、ハードの整備も含め進めてまいりたいと考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　その第２段階から第３段階への移行というのは、やはり全国的な流れを見てからということになるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

○教育長（菊池広親君）　私のほうからお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるようにライブ配信、つまり不特定多数がいつでも見られるような状況をつくるとか、それから録画も含めてそうなのですが、今現在国、それから総合教育センターでも、いわゆる授業配信はされているところですので、学びに関して言うと、そこの部分の利用は今でも可能な状況ではあります。ただ、学校からのライブ配信といった場合には、担任の先生なり、その教科の先生の顔が見えながらの配信になりますので、受け止め方は若干違うのかなと。

加えまして、昨日ＭＥＸＣＢＴの話をさせていただきましたけれども、国のほうでは、文部科学省がいわゆるビッグデータとして、そのシステムで一元的に全てを取りまとめるような仕組みが今後近い将来できると。そうなれば、そこの中から授業も視聴できる、また自分に適した問題を解答して採点もしてもらえる、これが全国各地の小中学校でできるような仕組みになってまいります。

いずれその流れに寄り添いながら､そして我々が独自でできるところも視野に入れながら、多方面からの検討をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　それでは、２点目の不登校児童生徒のＣＲＴ検査についてですが、これはオンラインでも受けられるのか、それとも家庭に持っていって渡すような形なのか、どのようにやっていらっしゃるのかお伺いします。

○議長（廣田清実議員）　南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　お答えさせていただきます。

先ほどの教育長答弁にございましたＣＲＴの実施による把握につきましてですが、こちら

につきましては、実施可能だった子、実際に学校に来て実施をすることができた児童に対しての把握、その一例としてご紹介をさせていただいたもので、オンラインでという形ではなくて、学校に来て実施をしたというものになります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　その他質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　先日もそういうしっかりと進学もされるというお話もありましたので、次に進ませていただきます。

３点目の教職員ＯＢ、ＯＧについてですが、これまでの協力の事例ですとか、今後の協力依頼など、活用する案がありましたら、教えていただければと思います。

○議長（廣田清実議員）　南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君）　お答えさせていただきます。

本町の教育への協力という部分につきましては、個別にこういった職として募集しているだとか、そういった部分でお声がけをさせていただくこともあるかと思います。また、様々な役職で終えられた先生方でございますので、個別に相談をすることもあろうかとは思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

○教育長（菊池広親君）　補足をさせていただきます。

現在でいうと、今教育研究所があるのですが、そこの所長さん、それから教育相談員さんは、矢巾町に勤務された方、ＯＢが務めてございます。つまり矢巾町を分かっていただいて、矢巾町の児童生徒のことに習熟されている方、それを今の町の課題にマッチングするような形でお願いをするケースが多々ございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　それでは、４点目の公営矢巾塾についてですが、小学校区を越えた交流も期待できると思います。小中一貫を推進する上でも有効ではないかと思っており、この例以外としては、小学校区を越えた交流、小中一貫の下地をどのように今後つくっていく

のかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

○教育長（菊池広親君）　私のほうからお答えさせていただきます。

公営塾に限らず今後目指すところは、９年間を見通した新たな義務教育の構築というのが大きな視点でございます。議員ご案内の部分につきましては、例えば大槌町なり、または葛巻町なり、また最近においては遠野市なりにおいて、そのような取組がなされていると。目的は、もちろん人づくりであります、共通しているのは。我々も人づくりという観点で、今回の第３期の教育振興基本計画を作成いたしました。その中で、公営塾という名称は別として、子どもの学びをよりよくするために、どのような仕組みが本町において必要であるかという検討からまず入る必要があるだろうと。

例えば９年間を見通した学校運営協議会の在り方の中で、矢巾町には人材も多々ございますので、その中でどんなふうに、例えば学習なり、または心豊かな活動なりというところで、その資源を集中して持ってこられるかと、こういうふうな観点で今後検討をさせていただきたいというふうに思ってございます。

以上、答弁といたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

髙橋敬太議員。

○２番（髙橋敬太議員）　教育長のおっしゃるとおり、人材の活用としては、矢巾町ですとリーダー研修を行い、経験も豊富な町出身のシニアリーダー、県内を見ても矢巾町、事務局もあるということで人材がいらっしゃる、そういう方に探究活動をお願いしてもらうだとか、そうして豊かな心を育み、自己肯定感を高めると。また、地域の人々と一緒に学ぶと記載させていただきましたが、仮に矢巾塾としたら生涯学習の場にもなりますし、さらに先日町長がみんなで考えていきましょうとおっしゃったリスキリングにも対応できると私は思っています。例えばＩＴとかウェブデザイン、または外国語など、社会的に需要が高いと思われるスキルについての講座をそこの塾で行うことで、まさに人づくりを実践する場になるのではないかと。地方創生として、もう一個、企業版ふるさと納税の活用も視野に入れて進めていくのがよいのではないかと私は思います。

先ほど地方公務員の人材不足の話もさせていただきましたが、各業種、人材不足が叫ばれており、人はまさにどの企業においても今後ますます需要が高まると思っております。そんな中、公営矢巾塾に意欲的な、そういう主体性のある人材が集まっているというふうに、企

業にあっせんするわけではないですけれども、そういう打ち出し方というか、ＰＲをすることで戦略的にご寄附がいただけるのではないのかなと。そういった連携、長くなってしまいましたが、このような、いわゆる新たな拠点といいますか、大々的なシンボルは、教育長が思い描く今後のビジョンとか構想の方向性に合うのか、それとも今ある資源をそのままブラッシュアップしていくのか、検討段階とおっしゃいましたが、最後に確認して終わりにしたいと思います。

○議長（廣田清実議員）　菊池教育長。

○教育長（菊池広親君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

私個人といたしましての見解でございますが、基本的には矢巾の子どもたちは矢巾で育てる、そうありたいと思っております。そして、その資源が本町にはいらっしゃるのではないかなと。ただ、これをきちっとした形でデータベース化しているわけではございません。まだその構想といいますか、その前の段階かもしれませんが、それを一番に据えて考えていきたいなと思ってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　それでは、３問目を終わりまして、以上で２番、髙橋敬太議員の質問を終わります。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○議長（廣田清実議員）　以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、これにて散会いたします。

なお、明日、明後日は休日休会、11日は予算決算常任委員会の総務分科会全体質疑を行う旨、昆予算決算常任委員長から申出がありましたので、午後１時30分に本議場に参集されますようお願い申します。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後　２時５７分　散会

令和６年矢巾町議会定例会３月会議議事日程（第６号）

令和６年３月１８日（月）午前１０時００分開議

議事日程（第６号）

第　１　請願・陳情の審査報告

５請願第３号　道路整備事業に関する請願について

第　２　議案第　４号　第８次矢巾町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定に関し議決を求めることについて

第　３　議案第　５号　矢巾町都市計画マスタープランの変更に関し議決を求めることについて

第　４　議案第２５号　令和６年度矢巾町一般会計予算について

第　５　議案第２６号　令和６年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について

第　６　議案第２７号　令和６年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について

第　７　議案第２８号　令和６年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について

第　８　議案第２９号　令和６年度矢巾町水道事業会計予算について

第　９　議案第３０号　令和６年度矢巾町下水道事業会計予算について

第１０　議案第３１号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第１１　議案第３２号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第１２　議案第３３号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第１３　議案第３４号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第１４　議案第３５号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第１５　議案第３６号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第１６　議案第３７号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第１７　議案第３８号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第１８　議案第３９号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第１９　議案第４０号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第２０　議案第４１号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第２１　議案第４２号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第２２　議案第４３号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

第２３　議案第４４号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
第２４　議案第４５号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
第２５　議案第４６号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
第２６　議案第４７号　古舘橋橋梁補修その２工事請負契約の締結について
第２７　議案第４８号　矢巾町税条例の一部を改正する条例について
第２８　議案第４９号　矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について
第２９　議案第５０号　矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について
第３０　議案第５１号　令和５年度矢巾町一般会計補正予算（第１３号）について
第３１　議案第５２号　令和５年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について
第３２　議案第５３号　令和５年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について
第３３　議案第５４号　令和５年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について
第３４　議案第５５号　令和５年度矢巾町水道事業会計補正予算（第４号）について
第３５　議案第５６号　令和５年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第６号）について
第３６　発議案第１号　矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について
第３７　発議案第２号　第８次矢巾町総合計画策定調査特別委員会の廃止について
第３８　矢巾町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１８名）

１番	髙　橋　　恵　議員	２番	髙　橋　敬　太　議員
３番	横　澤　駿　一　議員	４番	ササキマサヒロ　議員
５番	吉　田　喜　博　議員	６番	藤　原　信　悦　議員
７番	齊　藤　勝　浩　議員	８番	小　川　文　子　議員
９番	木　村　　豊　議員	１０番	小笠原　佳　子　議員
１１番	山　本　好　章　議員	１２番	高　橋　安　子　議員
１３番	水　本　淳　一　議員	１４番	村　松　信　一　議員

１５番	昆　　秀一 議員	１６番	赤丸秀雄 議員
１７番	谷上知子 議員	１８番	廣田清実 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造 君	副町長	岩渕和弘 君
政策推進監兼未来戦略課長	吉岡律司 君	総務課長	田村英典 君
企画財政課長	花立孝美 君	税務課長兼会計管理者兼出納室長	佐々木智雄 君
町民環境課長	田中舘和昭 君	福祉課長	野中伸悦 君
健康長寿課長	浅沼圭美 君	産業観光課長	佐藤健一 君
道路住宅課長	水沼秀之 君	文化スポーツ課長	高橋　保 君
農業委員会事務局長	田口征寛 君	上下水道課長	浅沼　亨 君
教育長	菊池広親 君	教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長	南幅正勝 君
子ども課長	田村昭弘 君	代表監査委員	高橋憲康 君

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田　徹 君	係長	千葉欣江 君
主事	渋田稀結 君		

―――

午前１０時００分　開議

○議長（廣田清実議員）　ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

―――

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員）　本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

―――

日程第１　請願・陳情の審査報告

５請願第３号　道路整備事業に関する請願について

○議長（廣田清実議員）　日程第１、請願・陳情の審査報告を議題といたします。

産業建設常任委員会に付託しておりました５請願第３号　道路整備事業に関する請願についての審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

吉田喜博産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長　吉田喜博議員　登壇）

○産業建設常任委員長（吉田喜博議員）　それでは、朗読をもって報告とさせていただきます。

令和６年３月18日、矢巾町議会議長、廣田清実様。矢巾町議会産業建設常任委員会委員長、吉田喜博。

請願審査報告書。

本委員会が令和６年矢巾町議会定例会１月第２回会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第１項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記。１、付議事件名。５請願第３号　道路整備事業に関する請願。請願者、矢巾町――――――――――――――――――、南昌コミュニティ会長、高橋壽治。矢巾町大字広宮沢第１地割２番地181、医療法人社団帰厚堂理事長、木村宗孝。矢巾町大字広宮沢第１地割100番地、社会福祉法人敬愛会理事長、木村宗孝。矢巾町大字広宮沢第１地割265番地、矢巾町西部工業団地企業連絡協議会会長、株式会社大東環境科学代表取締役、小山克也。紹介議員、高橋安子、赤

丸秀雄。

２、委員会開催年月日。令和６年１月29日月曜日、令和６年２月９日金曜日、令和６年３月12日火曜日。

３、出席委員。吉田喜博、藤原信悦、木村豊、小笠原佳子、山本好章、村松信一。

４、審査経過。令和６年２月９日午後１時30分から委員全員出席の下、５請願第３号について、参考人として南昌コミュニティ会長である高橋壽治氏及び社会福祉法人敬愛会特別養護老人ホーム志和荘施設長である村松隆夫氏、並びに説明員として道路住宅課の中村淳志係長の出席を求め、趣旨説明を受けながら、現地調査を実施した。その後、同日午後２時から役場４階第１、第２委員会室において、さらに令和６年３月12日午後４時から役場４階第１、第２委員会室において請願内容の協議、検討を行い、慎重審議した。

５、審査結果。５請願第３号については、採択すべきものと決定した。

６、審査意見。今回請願のあった町道早稲屋敷12号線は、幅員が狭く、車両の相互運行に支障を来している。広宮沢地内に東北最大級の物流施設が整備されたことに伴い、通勤や帰宅時に側道として利用する車両も多く危険である。また、現段階では、当該路線は通学路に指定されておらず、歩道整備の必要性は高くないが、道路拡幅及び舗装整備に伴う歩行者の利用動向を見極め、必要があれば、併せて整備が望まれるものである。

以上により、町としては地域住民の往来に関し、安全、安心な道路整備を行う必要性があり、道路拡幅及び歩道整備するべきものと考えられることから、本請願の趣旨は理解できるものと判断し、採択すべきものと決定した。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員）　委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。５請願第３号　道路整備事業に関する請願についてを起立により採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものでありました。

お諮りします。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、５請願第３号は、採択することに決定いたしました。

―――

日程第２　議案第４号　第８次矢巾町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定に関し議決を求めることについて

○議長（廣田清実議員）　日程第２、議案第４号　第８次矢巾町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定に関し議決を求めることについては、第８次矢巾町総合計画策定調査特別委員会への付託に係るもので、審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題といたします。

谷上知子第８次矢巾町総合計画策定調査特別委員会委員長の報告を求めます。

谷上知子第８次矢巾町総合計画策定調査特別委員長。

（第８次矢巾町総合計画策定調査特別委員長
谷上知子議員　登壇）

○第８次矢巾町総合計画策定調査特別委員長（谷上知子議員）　令和６年３月18日、矢巾町議会議長、廣田清実様。第８次矢巾町総合計画策定調査特別委員会委員長、谷上知子。

第８次矢巾町総合計画策定調査特別委員会審査報告書。

令和６年矢巾町議会定例会３月会議において付託を受けた議案の審査が終了したので、令和５年矢巾町議会定例会９月会議において特別委員会を設置し、これまで行ってきた第８次矢巾町総合計画基本構想及び前期基本計画策定に関する調査の経過と併せ、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第１号）第77条の規定により下記のとおり報告します。

記。１、付託を受けた議案。議案第４号　第８次矢巾町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定に関し議決を求めることについて。

２、調査経過。令和５年９月４日に特別委員会の設置から、議案として上程された令和６年２月19日までの間、特別委員会４回、幹事会２回、分科会を３回、それぞれ開催し、担当課より２回にわたり内容について説明を受け、第８次矢巾町総合計画（案）に対し、質疑や意見等を交わし協議するなど調査、研究を行った。

また、その後議案として上程された令和６年２月19日以降は、特別委員会２回、幹事会１回開催し、議案に対しての審査を行った。

これまでの調査及び審査の経過は、次のとおりである。

令和５年９月４日（月）、第１回特別委員会開催。特別委員会委員長、副委員長、幹事を互選。

令和５年９月29日（金）、第２回特別委員会開催。第８次矢巾町総合計画（案）の概要についての説明。

令和５年10月23日（月）、特別委員会教育民生分科会開催。教育民生部門所管の総合計画（案）に対する内容調査。

令和５年10月26日（木）、特別委員会総務分科会開催。総務部門所管の総合計画（案）に対する内容調査。

令和５年11月２日（木）、特別委員会産業建設分科会開催。産業建設部門所管の総合計画（案）に対する内容調査。

令和５年11月13日（月）、第１回特別委員会幹事会開催。第８次矢巾町総合計画（第１案）に対する意見の取扱いを協議。

令和５年11月15日（水）、第３回特別委員会開催。第８次矢巾町総合計画（第１案）に対する意見の取りまとめを協議。

令和５年11月17日（金）、意見の提出。第８次矢巾町総合計画（第１案）に対する意見を提出。

令和５年12月19日（火）、第４回特別委員会開催。第８次矢巾町総合計画（第２案）等についての説明。

令和６年１月９日（火）、第３案の提示。パブリックコメント開始と合わせ第８次矢巾町総合計画（第３案）が提示。

令和６年１月29日（月）、第２回特別委員会幹事会開催。第８次矢巾町総合計画（第３案）に対する意見の取扱いを協議。

令和６年１月29日（月）、第３案に対する意見提出。第８次矢巾町総合計画（第３案）に対する意見を提出。

令和６年２月19日（月）、令和６年矢巾町議会定例会３月会議に議案上程。第８次矢巾町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定について議案第４号として上程され、特別委員会に付託。

令和６年３月５日（火）、第５回特別委員会開催。付託された議案第４号を審査し、意見集約の結果、可決すべきと結論づける。

令和６年３月13日（水）、第３回特別委員会幹事会開催。幹事会にて審査報告に関する附帯意見等の集約と協議。

令和６年３月14日（木）、第６回特別委員会開催。審査報告書について協議。

３、審査結果。本特別委員会は、委員会設置後調査を行い、町当局への提言等を経て、令和６年２月19日の令和６年矢巾町議会定例会３月会議に上程され、同日付で付託された上記議案第４号について審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第１号）第77条の規定により報告する。

なお、本委員会は、議案第４号に対し、次のとおり附帯決議を付する。

（１）、年度末ごとの目標値を明確にし、目標の早期達成や定着に努められたい。

（２）、町内外に向けデジタル情報発信の強化を図るとともに、広聴活動にも力を入れ、広く意見を吸い上げながら計画の推進に努められたい。

（３）、ＰＤＣＡサイクルの評価や効果検証は、内部だけでなく第三者の意見も参考に町民にも分かりやすく公表しながら計画の推進に努められたい。

（４）、前期計画で示されたまちづくり指標だけにこだわることなく、必要に応じて新たな指標を実施計画等において設定するなどし、期間内の施策推進に努められたい。

（５）、新規事業の導入に当たっては、その実現に向けた検討を入念に行い取り組まれたい。

以上、報告いたします。

○議長（廣田清実議員）　委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、特別委員会で審議を尽くしておりますので、省略いたします。

討論に入ります。最初に、反対討論からの発言を許します。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　ないようなので、次に賛成討論に入ります。討論ございませんか。

10番、小笠原佳子議員。

（10番　小笠原佳子議員　登壇）

○10番（小笠原佳子議員）　議案第４号　第８次矢巾町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定に関し議決を求めることについて賛成の立場から討論いたします。

まず、町民に対して町政の方向性を明らかにし、これからの矢巾町をさらに発展させる内容となっております。その中で、人々が暮らす地域で幸福感の向上と失われつつあるコミュニティの再生など、地域課題へのきめ細やかな対応が大切であります。

特に私の評価する項目は、以下３点でございます。１つ目、基本構想の中で、「ありがとうが行き交う幸せなまち」、一人一人の町民が幸せを実感するとともに、地域の中で人々の優しさや感謝の気持ちが循環し、本町に暮らす喜びを全ての世代が感じられる町を目指しますとありますが、きれいごとや夢ではなくて、孤立を防ぎ、大切な絆を皆でありがとうという言葉でつないでいけると確信するものであります。

２点目、町の将来像の実現に向けてＳＤＧｓの達成を目指しつつ、持続可能な町勢発展を期するため、まちづくりの指標とＳＤＧｓのゴールとの関わりをリンクさせていることで、より自分ごととして思える点が肝要であります。

３点目、総合計画の策定に当たり、コンサルタントへの外注ではなく、計画策定自体が職員の人材育成と捉え、住民との協働の場とした策定のプロセスが大事であります。このように第８次総合計画を着実に遂行することにより、福祉の向上を図り、豊かな自然を守り、また少子高齢化による人口減少など、負の部分を克服し、ＰＤＣＡサイクルのチェック機能とＳＤＧｓの理念をしっかり推進することが町民の期待するまちづくりにつながることと考えます。

以上のことから賛成討論とさせていただきます。議員の皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員）　他に討論はありますか。

15番、昆秀一議員。

（15番　昆　秀一議員　登壇）

○15番（昆　秀一議員）　議席番号15番、昆秀一でございます。私は、議案第４号　第８次矢巾町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定に関し議決を求めることについて賛成し、討論いたします。

まず、この第８次矢巾町総合計画は、本町の行政計画の最上位に位置する大変重要な計画であります。ただ、かつて地方自治法により、市区町村に対して、その策定が義務づけられていましたが、その法律が平成23年に改正され、基本構想の策定を義務づけていた規定が廃止されています。しかしながら、ほとんどの市区町村で基本構想の策定をしていて、本町においても、第８次総合計画基本構想の策定をしました。しかもコンサルを使わず自前で策定したことは、評価されるところであります。

ただ、この計画は、その後の検証、評価、そして見直しを第三者機関で行うことが大事でありまして、つくって終わりではないことであります。基本計画の中身としては、具体的な

取組を実施計画に委ねている部分が多く見受けられます。指標については、一部その数値を甘く見ているように思われるところがあります。ですから、その指標だけにこだわることなく、さらなる施策の推進を図ることを望みます。

それから、第８次総としては、長期の計画になるため、激変する社会情勢に合わせた計画の見直しも求めたいと思います。そのためには、しっかりとした評価、検証を単年度ごとに行うようにしてもらいたいと思います。

以上、令和６年度を迎えるに当たり、この第８次総合計画基本構想を基にした堅実な行政運営を求めて議案第４号　第８次矢巾町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定に関し議決を求めることについての賛成討論といたします。議員各位の懸命なる判断を賜りますようお願いします。

○議長（廣田清実議員）　他に討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。議案第４号　第８次矢巾町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定に関し議決を求めることについてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

―――

日程第３　議案第５号　矢巾町都市計画マスタープランの変更に関し議決を求めることについて

○議長（廣田清実議員）　日程第３、議案第５号　矢巾町都市計画マスタープランの変更に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本議案の提案理由の説明は、２月19日に既に受けております。その際、質疑、討論、採決の審議は、本日行うこととしておりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第５号　矢巾町都市計画マスタープランの変更に関し議決を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第４　議案第２５号　令和６年度矢巾町一般会計予算について

日程第５　議案第２６号　令和６年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第６　議案第２７号　令和６年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について

日程第７　議案第２８号　令和６年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第８　議案第２９号　令和６年度矢巾町水道事業会計予算について

日程第９　議案第３０号　令和６年度矢巾町下水道事業会計予算について

○議長（廣田清実議員）　お諮りいたします。

日程第４、議案第25号　令和６年度矢巾町一般会計予算について、日程第５、議案第26号　令和６年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第６、議案第27号　令和６年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、日程第７、議案第28号　令和６年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第８、議案第29号　令和６年度矢巾町水道事業会計予算について、日程第９、議案第30号　令和６年度矢巾町下水道事業会計予算について、この６議案については、予算決算常任委員会への付託に係るもので、審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題といたします。

昆秀一予算決算常任委員長の報告を求めます。

昆秀一予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長　昆　秀一議員　登壇）

○予算決算常任委員長（昆　秀一議員）　報告書を読み上げて報告といたします。

令和６年３月18日、矢巾町議会議長、廣田清実様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、昆秀一。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第25号　令和６年度矢巾町一般会計予算について、議案第26号　令和６年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第27号　令和６年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、議案第28号　令和６年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第29号　令和６年度矢巾町水道事業会計予算について、議案第30号　令和６年度矢巾町下水道事業会計予算について。

本常任委員会は、令和６年２月19日付で付託された上記の６議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第１号）第77条の規定により報告する。

なお、本委員会は、議案第25号から議案第30号に対し、次のとおり附帯決議を付する。

記。１、第８次総合計画の推進に沿って予算執行に当たっては、各課の連携を強化し、推進に努められたい。

２、広報やはばのリニューアルは、町民の意見を聞き、さらに読みやすい紙面づくりに努められたい。

３、町民総合ポータルアプリやはナビ！は、説明会等を行い、さらなる普及啓発に努められたい。

４、国際交流は、希望する多くの生徒を派遣できるように取り組まれたい。

５、ふるさと納税は、返礼品及びサービスなどの工夫により、リピート率を上げ、財源確保に努められたい。

６、やはばウェルソックＷｉ―Ｆｉは、利用者等に内容説明するとともに、承継事業者がしっかり引継ぎを行い、運営できる体制整備に努められたい。

７、移住定住、関係人口創出事業に積極的に取り組まれたい。

８、地域コミュニティの課題に向き合い、町民の声にしっかり耳を傾け、各組織の支援に当たられたい。

９、行政区に配布したパソコンの有効活用に努められたい。

10、通学路の防犯灯等は、行政区負担が伴わないで設置する方法を早急に検討されたい。

11、ハラスメントのない社会を目指し、ハラスメント防止の啓蒙に努められたい。

12、こびりっこサロンやエン（縁）ジョイやはばほか、高齢者や地域の居場所づくりにさらに取り組まれたい。

13、ごみ分別、資源ごみ回収ルールの指導を徹底し、さらなる減量化に努められたい。

14、矢巾町農林業ビジョンを策定した上で基幹産業の農林業振興に努められたい。

15、町内の観光事業は、バリアフリーの視点に配慮し、推進に努められたい。

16、地域の生活道路要望は、精査して優先順位を慎重に検討し、地域に説明されたい。

17、近年は自然災害が多いことから、防災マップを活用した対策をさらに取り組まれたい。

18、児童生徒が主体となった教育振興にさらに取り組まれたい。

19、食材の物価高騰から給食費の保護者負担増とならないよう努力をされたい。

以上であります。

○議長（廣田清実議員）　委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略いたします。

ただいまより各議案について討論に入ります。なお、討論は一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の予算６議案を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　異議がないようなので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。最初に、反対討論から発言を許します。

８番、小川文子議員。

（８番　小川文子議員　登壇）

○８番（小川文子議員）　議席番号８番、日本共産党の小川文子でございます。私は、一般会計及び特別会計の反対討論をいたします。

まず、この予算案に対して２つほど私は問題点を指摘したいと思います。１つは、やはり新しい事業を選ぶときに、選定するときに、慎重に選んでほしい、検討してほしいということであります。例えば例を挙げますと、フューチャーデザインのまちづくりがあります。これは、後でまた詳しく述べたいと思います。

２番目といたしましては、やはばウェルソックＷｉ―Ｆｉであります。これもコロナ対策費を使って突然出てきて、ある意味突然決まった事業でございます。これについては、私の友人が電磁波過敏症の傾向を持っているために、既にＮＴＴの基地局が整備されている上に

66基もの町内Ｗｉ―Ｆｉ基地ができれば、町内が電磁波だらけになるのではないかという大変危惧が寄せられまして、私もこれを調べました。当局では、このＷｉ―Ｆｉの電磁波は法律の範囲内であるので問題はないということでありましたけれども、日本の電磁波の基準が大変甘くてヨーロッパが一番高く、日本やアメリカや中国よりも10倍の高い値でも許されるという内容でありました。特にフランスでは、このＷｉ―Ｆｉは、子どもがいる施設にはつけられないということになっております。そこで私は、特にこれを進める上で保育所など子どものいる施設にはつけない、学校につける場合は子どもたちが常時いる場所にはつけない、そして地域につける場合には、その地域の住民にあらかじめ説明すると、この３つを要望したところであります。そして、急につけられたわけでありますけれども、１億円という大変なお金を使った、税金を使った事業でありますが、このウェルソックがこのたび倒産といいますか、事業継承ができない状況に陥ったということであります。これについても、やはり税金を投入した以上、議会及び町民利用者をはじめ説明がもっと早期にあってしかるべきものと思います。

次には、教育委員会の業務でありますけれども、国が教育委員会の中の社会教育課を町長部局に移してもいいという特例の法律をつくった途端に本町は、教育委員会の中から社会教育を文化スポーツ課ということで町長部局に戻し､そして町長部局から､いわゆる子ども課、保育所や妊産婦対象、妊産婦健診など、福祉の分野を含めた部分を教育委員会に移設をいたしました。これは、今回また元に戻ることになりましたけれども、国がそのように法律を改正して、特例をつくったからといって、すぐにそのように配置をするのは、これは大変問題であります。

特に社会教育は、教育基本法に位置づけられた重要な柱であります。それを町長部局にやるということは、教育長及び議会の承認があったとはいえ、私はこれは重大な問題だと思っておりました。そのように、やはり国がそれでいいといった上でも、慎重な配慮が必要かと思います。

そして次には、議事の進め方であります。２月19日の全協には12項目の議題が提案されました。１時から６時を超える、５時間超に及ぶ内容でありました。12項目の中には、８次総、そして介護計画、それから今日出されました都市計画マスタープランをはじめ重要案件が入っておりました。その11番目に西部浄水場の中にできる今回の高区配水塔の廃止に伴う施設建設が説明をされましたけれども、この金額が４億8,000万円のものが９億9,000万円に変更になるという説明でありましたが、もう11番目の説明でありまして、担当の方は次から次と

変わってくるから、それなりに疲れないかもしれませんが、議員は１時からずっとその内容を説明を受けて頭で考えるわけですから、もう６時頃になりますと、かなり疲労こんぱいになってまいります。そのときに、この重要な水道の部分を出してくるという、この議事運営の進め方は、私は大変問題だと思います。そのことも今回の反対討論には入れたいと思います。

そして、まだ時間がありますので、私は今回の町長の所信表明の中で７次総の矢巾町総合計画後期計画においては、日本で初めてフューチャーデザインを取り入れ施策を検討したと、そして８次総においては、この取組をさらに進化させるためにＳＤＧｓの精神を包含していくという重要な部分がございます。――――――

よる各種イベントの開催及びいわての森林感謝祭開催。次に、農業委員会について、農地台帳情報と連携し、現地確認アプリ搭載のタブレットを活用した農地集積、遊休農地解消の取組。以上の各課の施策を評価いたします。

次に、税務課について、家屋調査業務に基づく固定資産税賦課業務と収納率の向上を図る自主財源の確保。町民環境課について、ゼロカーボンシティの実現に向けた太陽光パネル、蓄電池設置、住宅の断熱改修に対する補助。福祉課について、増加傾向にある障がい者、障がい児への支援や制度のはざまにある方に対する重層的支援体制整備事業により支援の充実に努めること、ギャンブル依存症更生施設への各種運営支援。以上の各課の施策を評価したいと思います。

次に、文化スポーツ課について、フリモントへの派遣事業再開やパラスポーツ等のスポーツイベント、徳丹城整備工事、マルシェミュージックフェスティバル等の定期的な開催。学校教育課について、主体的、対話的で深い学び実現のために大型提示ディスプレイの中学校への設置。次に、上下水道課について、計画的な上水道、下水道の施設管路の更新、農業集落排水の施設の更新。以上の各課の施策を評価いたします。

次に、子ども家庭課について、令和７年度新規開設予定の保育園の就学前教育、保育施設設備への支援、妊娠期から子育て期にわたる一体的な相談支援体制。それから、健康長寿課について、高齢者保険と介護予防を一体として実施する事業、帯状疱疹ワクチン、コロナウイルスワクチンを含む各種予防接種の安全、円滑な接種体制の確立と費用の助成、成果連動型民間委託契約方式による大腸がん受診率向上事業。以上の各課の施策を評価したいと思います。

以上のとおり一部ではありますが、各課の特筆すべき点を申し上げました。議員として施策の提案や町民の意見、要望が町政に適切に反映されるよう各種チェックすることも重要な務めの一つであると認識し、活動する中、公平公正、継続性に加え、俊敏性や長期的見通しが求められる現在、職務に一生懸命な職員の姿も見てまいりました。職員の皆様におかれましては、今後もさらなる努力を重ねていただき、矢巾町発展に結びつくことを期待しております。

令和６年度当初予算の各部門における事業に賛同し、また職員の持てる力を十分に発揮され、計画の各事業において達成感を味わうことができる一年であることを祈念し、一般会計ほか全会計への賛成討論を終わります。議員各位のご賛同をいただきますようお願い申し上げます。

議席番号14番、矢巾未来の会、村松信一。以上です。

○議長（廣田清実議員）　他に討論ありませんか。

12番、高橋安子議員。

（12番　高橋安子議員　登壇）

○12番（高橋安子議員）　議席番号12番、町民の会、高橋安子でございます。令和６年度一般会計予算について賛成の立場から討論いたします。

令和６年度は、第８次矢巾町総合計画前期基本計画がスタートすることから、令和６年度の一般会計予算については、まちづくりを基本としながら、行政サービスの維持、向上と町民の負託に応えた予算内容を評価するものです。

まず、現在開発が進められております藤沢第２地区、田中地区及び花立地区の開発については、子育て世代の移住定住が促進されることを大いに期待しているものでございます。若い世代の方々が増えることで妊娠、出産、子育てが安心してできる環境づくりや児童虐待防止等の相談窓口であるこども家庭課を令和６年度から設置し、子育て中の家族が抱える悩み等について関係機関と一緒に相談支援が行われますこと、核家族化が進んでいる現在、安心して相談できるという環境は、親や子どもたちにとっても大事なことと考えます。

また、高齢人口がピークに達する2040年を見据え、えんじょいセンターを拠点としたおれんじボランティア等による日常生活支援や高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進を目的に、地域でのエン（縁）ジョイネットワークやこびりっこサロン、通いの場体操クラブなどの事業を現在31行政区、57か所で実施しているとのことでございます。

特に私たちの町は、「認知症の人にやさしいまちづくり　やはば」を宣言する町でもございます。コロナが落ち着いてきたことから、この事業をさらに全行政区に広げ、地元で元気に生活し、認知症予防に取り組むことを大いに期待しております。

また、東北エリア最大級の物流施設であるプロロジスパークのオープンや新徳田橋の開通により、ますます関係人口が増加すると見込まれますことから、本町を訪れた方々が住みたいと思う町に向け、引き続き行政運営に取り組んでいただきますようお願いいたします。

最後に、町民総合アプリやはナビ！が２月に全面リリースとのことでございますが、これは若者だけでなく、住民に広く周知し、高齢者のための使用方法などの教室等も計画され、大いに活用するよう期待して賛成討論といたします。

どうぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（廣田清実議員）　他に討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

（何事か声あり）

○議長（廣田清実議員）　動議、ちょっと待ってください。動議、賛成の諸君いますか。

動議の内容は。

○３番（横澤駿一議員）　動議の内容としては、反対討論を申し上げた小川文子議員の反対討論の内容の中でありまして、スーパーシティ構想は、来年度予算、今上程されている議案には全く関係ないことであると思い、それに動議をいたします。

○議長（廣田清実議員）　賛成の諸君いますか。

（「賛成」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　では、この動議は認められましたので、ここで暫時休憩といたしまして、議会運営委員会のほうに上程いたします。

午前１０時５２分　休憩

――――――――――――

午後　１時００分　再開

○議長（廣田清実議員）　再開いたします。

――

発言の取消しを求める動議について

○議長（廣田清実議員）　さきに予算に対しての反対討論の中で発言したことに対して動議が出され、スーパーシティに係る部分の発言の取消しを求める件に関し、ここで採決したいと思います。

そこで発言した当人は、当該者なので、小川議員さんには、ここで除斥をお願いいたします。

（８番　小川文子議員　退席）

○議長（廣田清実議員）　それでは、小川議員の反対討論の内容について、スーパーシティに係る部分の発言の取消しを求めることについて賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

小川議員の反対討論の内容について、スーパーシティに係る部分の発言取消しを求めるこ

とを決定いたしましたので、ここで暫時休憩といたします。

午後　１時０１分　休憩

――――――――――――

（８番　小川文子議員　着席）

午後　１時０７分　再開

○議長（廣田清実議員）　再開いたします。

ここで小川議員よりの反対討論の内容について一部を取り消すことについて、現時点では取消しの申出がないことから、当職といたしまして、地方自治法第129条第１項の規定により取り消すことにします。よろしくお願いいたします。

この動議に関しては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

――

○議長（廣田清実議員）　それでは引き続き、討論が終わっておりますので、これより採決に入ります。

議案第25号　令和６年度矢巾町一般会計予算についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号　令和６年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号　令和６年度矢巾町介護保険事業特別会計予算についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号　令和６年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号　令和６年度矢巾町水道事業会計予算についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号　令和６年度矢巾町下水道事業会計予算についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第１０　議案第３１号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第１１　議案第３２号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第１２　議案第３３号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求め

ることについて

日程第１３　議案第３４号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第１４　議案第３５号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第１５　議案第３６号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第１６　議案第３７号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第１７　議案第３８号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第１８　議案第３９号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第１９　議案第４０号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第２０　議案第４１号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第２１　議案第４２号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第２２　議案第４３号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第２３　議案第４４号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第２４　議案第４５号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

日程第２５　議案第４６号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

○議長（廣田清実議員）　お諮りします。

日程第10、議案第31号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてから日程第25、議案第46号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについ

てまでの16議案は、農業委員の人事案件でありますので、会議規則第37条の規定により、一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第31号から日程第25、議案第46号までの16議案については、一括上程することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　ただいま一括上程されました議案第31号から議案第46号までの矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

現在の農業委員会の委員の任期は、４月23日で満了となりますことから、農業委員会の委員の任命に当たり募集を行った結果、15人の被推薦者があり、矢巾町農業委員会の委員候補者審査委員会における審査結果の報告を受けたところであり、当職が適当と認める者１人を含め、いずれも農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことのできる方々として適任であると認められますことから、議案第31号、矢巾町――――――――――――――、白澤克美さん。議案第32号、矢巾町――――――――――――――、朴田敦志さん。議案第33号、矢巾町――――――――――――――、金子忠博さん。議案第34号、矢巾町――――――――――――――、熊谷洋司さん。議案第35号、矢巾町――――――――――――――、佐々木昭英さん。議案第36号、矢巾町――――――――――――――、佐々木博さん。議案第37号、矢巾町――――――――――――――、中塚誠さん。議案第38号、矢巾町――――――――――――――、阿部江利子さん。議案第39号、矢巾町――――――――――――――、高橋かおるさん。議案第40号、矢巾町――――――――――――――、白澤和実さん。議案第41号、矢巾町――――――――――――――、佐藤俊孝さん。議案第42号、矢巾町――――――――――――――、高原弘明さん。議案第43号、矢巾町――――――――――――――、星川忠博さん。議案第44号、矢巾町――――――――――――――、佐々木達也さん。議案第45号、矢巾町――――――――――――――、福澤広基さん。議案第46号、矢巾町――――――――――――――、佐々木光枝さんを農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期につきましては、令和６年４月24日から令和９年４月23日までの３年間となる

ものであります。

よろしくご審議の上、原案にご同意賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件につきましては、人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　ご異議なしと認めます。

採決に入ります。これは全部１人ずつですから、よろしくお願いいたします。採決は、議案ごとに行いますので、よろしくお願いいたします。

議案第31号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第32号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第32号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第33号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第33号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第34号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第35号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第35号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第36号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第36号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第37号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第37号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第38号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第38号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第39号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第39号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第40号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第40号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第41号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第42号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第43号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第43号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第44号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第44号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第45号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第45号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第46号　矢巾町農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第46号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

―――

日程第２６　議案第４７号　古舘橋橋梁補修その２工事請負契約の締結について

○議長（廣田清実議員）　日程第26、議案第47号　古舘橋橋梁補修その２工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第47号　古舘橋橋梁補修その２工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、紫波郡矢巾町大字北郡山地内の一級河川太田川に係る町道古舘橋線の古舘橋の橋梁補修を行うものであります。

主な工事の概要は、橋長、橋の長さ25.8メートル、沓座拡幅工６立方メートル、橋脚ＰＣＭ巻立て補強工１基、落橋防止工16組、断面修復工１構造物、仮設工一式を施工するもので

あります。

施工業者は、地方自治法施行令第167条の６、第１項の規定に基づき、２月19日付で条件付一般競争入札の公告を行い、受付期限の３月４日までに中亀建設株式会社、百万石建設株式会社、株式会社高光建設、くみあい鉄建工業株式会社、タカヨ建設株式会社、水本重機株式会社、以上６社から参加申請があり、３月５日に入札を執行した結果、百万石建設株式会社が一金7,500万円で落札候補者に決定したことから、この金額に10％の消費税及び地方消費税を加算した金額、一金8,250万円で契約の締結を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第47号　古舘橋橋梁補修その２工事請負契約の締結についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第２７　議案第４８号　矢巾町税条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員）　日程第27、議案第48号　矢巾町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第48号　矢巾町税条例の一部を改正する条例について提案理由の

説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、本年２月21日に地方税法及び地方税法施行令の一部が改正され、１月１日に発生いたしました令和６年能登半島地震に係る個人町民税の雑損控除に特例措置が設けられたことから、所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、令和６年能登半島地震で住宅や家財等の資産に損害を受けられた方について、損害に係る雑損控除を１年前倒しをして、令和６年度分の個人町民税において適用を受けられるように改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第48号　矢巾町税条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第２８　議案第４９号　矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員）　日程第28、議案第49号　矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第49号　矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、現在の教育委員会事務局の子ども課に母子保健業務を加えたこども家庭課を町長部局に新設し、併せて町長部局の文化スポーツ課を教育委員会部局に移管するため、任命権者ごとの職員数について必要な改正を行うものであります。その改正内容でありますが、現行の職員定数の総数は維持しつつ、町長部局の職員定数を134人から153人に、教育委員会所属の職員定数を45人から26人に、それぞれ改正をするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第49号　矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第２９　議案第５０号　矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員）　日程第29、議案第50号　矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　議案第50号　矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、標準下水道条例の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

その改正内容でありますが、現行の指定工事店の営業所ごとに排水設備工事責任技術者を専属させている規定を改め、同一の都道府県内の複数営業所において兼任することを妨げないこととするほか、排水設備指定工事店の指定の申請に係る添付書類について所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第50号　矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第３０　議案第５１号　令和５年度矢巾町一般会計補正予算（第１３号）について

日程第３１　議案第５２号　令和５年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について

日程第３２　議案第５３号　令和５年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について

日程第３３　議案第５４号　令和５年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について

日程第３４　議案第５５号　令和５年度矢巾町水道事業会計補正予算（第４号）について

日程第３５　議案第５６号　令和５年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第６号）について

○議長（廣田清実議員）　お諮りいたします。

日程第30、議案第51号　令和５年度矢巾町一般会計補正予算(第13号)について、日程第31、議案第52号　令和５年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について、日程第32、議案第53号　令和５年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について、日程第33、議案第54号　令和５年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、日程第34、議案第55号　令和５年度矢巾町水道事業会計補正予算（第４号）について、日程第35、議案第56号　令和５年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第６号）について、この補正予算６議案は、関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　異議なしと認めます。

よって、日程第30、議案第51号から日程第35、議案第56号までの補正予算６議案については、一括上程することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　ただいま一括上程されました６会計の令和５年度補正予算につきましてご説明を申し上げます。

議案第51号　令和５年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、１款町税の固定資産税、７款地方消費税交付金の地方消費税交付金を増額補正し、14款国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、15款県支出金の多面的機能支払交付金、17款寄附金の一般寄附金及び21款町債の公営

住宅建設事業債を減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、２款総務費の一般管理事業、公共施設等総合管理基金積立事業、財政調整基金積立事業、３款民生費の認定こども園施設型給付事業及び地域型保育給付事業を増額補正し、３款民生費の住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業、児童手当特例給付事業、町立保育園運営事業、私立保育園等整備費補助事業、４款衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、６款農林水産業費の農地等整備事業、７款商工費の中小企業支援事業、８款土木費の住宅改修事業及び10款教育費の史跡公園整備事業を減額補正し、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ１億4,376万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億775万7,000円とするものであります。

また、今回の補正予算では、第２表繰越明許費によりご提案いたします２款総務費の財産購入事業90万円をはじめ総額４億227万1,000円の歳出予算について、令和５年度内の執行を見込むことができないことから令和６年度に執行するため、予算の繰越しをお願いするものであります。

なお、当該事業につきましては、早期の事業完了に向け鋭意努力してまいりたいと存じます。

続きまして、議案第52号　令和５年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、１款国民健康保険税の医療給付費分現年課税分、６款繰入金の財政安定化支援事業繰入金及び８款諸収入の国保診療報酬等返納金をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、５款基金積立金の財政調整基金積立事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,382万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,173万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第53号　令和５年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、３款国庫支出金の介護給付費負担金を増額補正し、４款支払基金交付金の介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金を減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、４款基金積立金の介護給付費準備基金積立事業を増額補正し、２款保険給付費の施設介護サービス費給付事業、特定入所者介護サービス費給付事業及び３款地域支援事業費の第１号通所事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出

それぞれ2,583万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億9,267万8,000円とするものであります。

続きまして、議案第54号　令和５年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、１款後期高齢者医療保険料の現年賦課分を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、２款広域連合納付金の後期高齢者医療広域連合納付金を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,021万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億8,625万5,000円とするものであります。

続きまして、議案第55号　令和５年度矢巾町水道事業会計補正予算（第４号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容でありますが、収益的収入及び支出のうち、収入の第１款水道事業収益の営業収益及び営業外収益を275万1,000円増額補正して、総額を８億9,187万7,000円とし、支出の第１款水道事業費用の営業費用及び営業外費用を8,337万7,000円減額補正して、総額を６億8,149万円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入の第１款資本的収入の企業債及び負担金を9,995万8,000円減額補正して、総額を5,951万6,000円とし、支出の第１款資本的支出の建設改良費を3,663万1,000円減額補正して、総額を７億4,642万3,000円とするものであります。

続きまして、議案第56号　令和５年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第６号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容でありますが、収益的収入及び支出のうち、収入の第１款公共下水道事業収益の営業収益及び営業外収益を382万6,000円減額補正して、総額を８億1,898万4,000円とし、第２款農業集落排水事業収益の営業収益及び営業外収益を72万9,000円減額補正し、総額を３億957万5,000円とし、支出の第１款公共下水道事業費用の営業費用を1,656万4,000円減額補正して、総額を７億8,568万9,000円とし、第２款農業集落排水事業費用の営業費用を2,830万円減額補正し、総額を３億616万9,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入の第１款公共下水道資本的収入の企業債及び負担金を2,122万1,000円増額補正して、総額を２億8,917万円として、第２款農業集落排水資本的収入の負担金を81万円増額補正して、総額を5,108万円とし、支出の第１款公共下水道資本的支出の建設改良費を175万7,000円増額補正して、総額を５億1,829万2,000円とし、第２款農

業集落排水資本的支出の建設改良費を1,561万8,000円減額補正して、総額を２億1,867万8,000円とするものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員）　お諮りいたします。

一括上程いたしました議案第51号から議案第56号までの補正予算６議案については、会議規則第36条の規定により、予算決算常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第51号から議案第56号までの補正予算６議案については、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま予算決算常任委員会に付託した補正予算議案については、本日開催される予算決算常任委員会において審査を行い、本日の予算決算常任委員会後に行われる本会議前までに報告書を当職のもとに提出するようお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　異議なしと認めます。

よって、議案第51号から議案第56号までの補正予算６議案については、予算決算常任委員会において審査を行い、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第３６　発議案第１号　矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員）　日程第36、発議案第１号　矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみといたします。

（職員朗読）

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明を求めます。

14番、村松信一議員。

（14番　村松信一議員　登壇）

○14番（村松信一議員）　発議案第１号　矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、矢巾町課設置に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う機構改革により、令和６年度から教育委員会事務局子ども課の名称をこども家庭課として町長部局に移行し、文化スポーツ課を教育委員会に移行するため、教育民生常任委員会の所管事項について所要の改正をするものであります。

なお、この条例は、課の設置と合わせ令和６年４月１日から施行するものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第１号　矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、発議案第１号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

日程第３７　発議案第２号　第８次矢巾町総合計画策定調査特別委員会の廃止について

○議長（廣田清実議員）　日程第37、発議案第２号　第８次矢巾町総合計画策定調査特別委員会の廃止についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみといたします。

（職員朗読）

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明を求めます。

14番、村松信一議員。

（14番　村松信一議員　登壇）

○14番（村松信一議員）　発議案第２号　第８次矢巾町総合計画策定調査特別委員会の廃止について提案理由の説明を申し上げます。

議会では、第８次矢巾町総合計画基本構想及び前期基本計画の策定に当たり、町民の視点に立った分かりやすく透明性の高い行政運営となるよう立案過程から積極的に参加し、政策提言を行う必要があると考え、令和５年９月会議において、第８次矢巾町総合計画策定調査特別委員会を設置し、策定に向け調査を行ってきたところであります。その間、計画案に対し、質疑や意見を提案し、町当局とともに計画の策定段階から案の策定に取り組んだ結果、本定例会において、令和６年度を初年度とする総合計画及び前期基本計画が議案として提出されたことから、議案に対し審議を行い、報告書を作成し、それを基に議決することで策定完了となったところであります。

以上のことから特別委員会の設置目的が終了したことにより、特別委員会の廃止を提案するものであります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（廣田清実議員）　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第２号　第８次矢巾町総合計画策定調査特別委員会の廃止についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、発議案第２号は原案のとおり可決されました。

―――

日程第３８　矢巾町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（廣田清実議員）　日程第38、矢巾町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

現在の矢巾町選挙管理委員会委員及び補充員は、本年３月25日をもって任期が満了しますので、地方自治法第182条第１項及び第２項の規定により、選挙を行うものであります。

初めに、矢巾町選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　異議がないようなので、選挙の方法は、指名推選として行うことと決定いたしました。

お諮りいたします。議長が指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、全員協議会で説明したとおりご指名申し上げます。住所は北伝法寺の廣田政夫さん、南矢幅の菊池孝さん、又兵エ新田の西村文治さん、南矢幅の野中毅さん、この４名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名した方を矢巾町選挙管理委員会委員の当選者と決めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　異議なしと認めます。

よって、ただいま指名されました廣田政夫さん、菊池孝さん、西村文治さん、野中毅さん、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

続きまして、矢巾町選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　異議がないようなので、選挙の方法は指名推選として行うことを決定いたしました。

お諮りいたします。議長が指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませ

んか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、全員協議会でご説明したとおりの指名を申し上げます。補充員の第１順位といたしましては、住所、白沢の伊藤広子さん、第２順位は、西徳田の菊池忠雄さん、第３順位は、高田の作山啓子さん、第４順位は、南矢幅の齋藤美穂子さんの４名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました方を矢巾町選挙管理委員会補充員の当選人と認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました伊藤広子さん、菊池忠雄さん、作山啓子さん、齋藤美穂子さん、以上の方が申し上げた順位のとおり矢巾町選挙管理委員会補充員に当選されました。

以上で議事日程は終了いたしました。

直ちに議案第51号から議案第56号までについてを予算決算常任委員会を開催し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

ここで暫時休憩に入ります。

午後　２時０４分　休憩

令和６年矢巾町議会定例会３月会議議事日程（第７号）

令和６年３月１８日（月）午後３時５０分開議

議事日程（第７号）

第　１　議案第５１号　令和５年度矢巾町一般会計補正予算（第１３号）について
第　２　議案第５２号　令和５年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について
第　３　議案第５３号　令和５年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について
第　４　議案第５４号　令和５年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について
第　５　議案第５５号　令和５年度矢巾町水道事業会計補正予算（第４号）について
第　６　議案第５６号　令和５年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第６号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（１８名）

１番	髙　橋　　恵　議員	２番	髙　橋　敬　太　議員
３番	横　澤　駿　一　議員	４番	ササキマサヒロ　議員
５番	吉　田　喜　博　議員	６番	藤　原　信　悦　議員
７番	齊　藤　勝　浩　議員	８番	小　川　文　子　議員
９番	木　村　　豊　議員	１０番	小笠原　佳　子　議員
１１番	山　本　好　章　議員	１２番	高　橋　安　子　議員
１３番	水　本　淳　一　議員	１４番	村　松　信　一　議員
１５番	昆　　秀　一　議員	１６番	赤　丸　秀　雄　議員
１７番	谷　上　知　子　議員	１８番	廣　田　清　実　議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	岩渕和弘君
政策推進監兼未来戦略課長	吉岡律司君	総務課長	田村英典君
企画財政課長	花立孝美君	税務課長兼会計管理者兼出納室長	佐々木智雄君
町民環境課長	田中舘和昭君	福祉課長	野中伸悦君
健康長寿課長	浅沼圭美君	産業観光課長	佐藤健一君
道路住宅課長	水沼秀之君	文化スポーツ課長	高橋保君
農業委員会事務局長	田口征寛君	上下水道課長	浅沼亨君
教育長	菊池広親君	教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長	南幅正勝君
子ども課長	田村昭弘君	代表監査委員	高橋憲康君
農業委員会会長	中川和則君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田徹君	係長	千葉欣江君
主事	渋田稀結君		

―――

午後　３時５０分　再開

○議長（廣田清実議員）　再開いたします。

ここで中川農業委員会会長が出席しておりますので、お知らせいたします。

ただいまから会議を再開いたします。

―――

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員）　追加の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

これより議事日程に入ります。

―――

日程第１　議案第５１号　令和５年度矢巾町一般会計補正予算（第１３号）について

日程第２　議案第５２号　令和５年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について

日程第３　議案第５３号　令和５年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について

日程第４　議案第５４号　令和５年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について

日程第５　議案第５５号　令和５年度矢巾町水道事業会計補正予算（第４号）について

日程第６　議案第５６号　令和５年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第６号）について

○議長（廣田清実議員）　日程第１、議案第51号　令和５年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）について、日程第２、議案第52号　令和５年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について、日程第３、議案第53号　令和５年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について、日程第４、議案第54号　令和５年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、日程第５、議案第55号　令和５年度矢巾町水道事業会計補正予算（第４号）について、日程第６、議案第56号　令和５年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第６号）についてであります。この補正予算案は、予算決算常任委員会への付託に係るもので、予算決算常任委員長より審査が終了した旨、報告がありましたので、これを議題とい

たします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

昆秀一予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長　昆　秀一議員　登壇）

○予算決算常任委員長（昆　秀一議員）　審査報告書を読み上げて審査報告といたします。

令和６年３月18日、矢巾町議会議長、廣田清実様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、昆秀一。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第51号　令和５年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）について、議案第52号　令和５年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について、議案第53号　令和５年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について、議案第54号　令和５年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について、議案第55号　令和５年度矢巾町水道事業会計補正予算（第４号）について、議案第56号　令和５年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第６号）について。

本常任委員会は、令和６年３月18日付で付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第１号）第77条の規定により報告する。

以上であります。

○議長（廣田清実議員）　委員長の報告が終わりました。

議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略いたします。

それでは、討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第51号　令和５年度矢巾町一般会計補正予算（第13号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号　令和５年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号　令和５年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号　令和５年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号　令和５年度矢巾町水道事業会計補正予算（第４号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号　令和５年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第６号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員）　起立多数であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

―――

○議長（廣田清実議員）　ここで高橋町長から挨拶の申出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　ただいま廣田清実議長さんからお許しをいただきましたので、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

廣田議長さんをはじめ議員各位におかれましては、先月の19日から本日までの29日間にわたりまして、議会定例会３月会議、特にも３月会議は予算議会と言われておるわけですが、そういった会議におきまして、代表質問、一般質問、そして私ども町当局からご提案させていただきました各議案等につきましてご可決を賜りましたことに心より感謝を申し上げます。

今定例会の代表質問につきましては、町民の会、水本淳一議員、新誠会、赤丸秀雄議員、矢巾未来の会、村松信一議員の３会派から大きく６項目にわたり、そして一般質問につきましては、谷上知子議員、小笠原佳子議員、藤原信悦議員、横澤駿一議員、小川文子議員、山本好章議員、齊藤勝浩議員、昆秀一議員、木村豊議員、ササキマサヒロ議員、髙橋敬太議員の11名の議員の皆さん方から大きく29項目にわたりご質問やご提言をいただいたわけでございます。合わせて35項目なわけでございますが、ご質問等いただきました内容につきましては､今後しっかりと取り組んでまいる覚悟でございますので､よろしくお願いをいたします。

また、私ども町当局からは、第８次矢巾町総合計画の策定、条例の一部改正、一般会計をはじめとした各会計の来年度当初予算、特にも当初予算におきましては、討論もあったわけですが、そういうことも踏まえながら、そして補正予算など53件の議案を提案させていただきましたが、全てご可決を賜りましたことに改めて感謝を申し上げますとともに、来年度からスタートいたします第８次矢巾町総合計画におきましては、目指すべき町の将来像の実現

に向けて、皆さん方議員各位、そして町民の皆さん方の意を体して取り組むこととし、特にも重要施策の推進及び進捗管理につきましては、未来戦略課が担うべく役場庁舎２階に据えて、この事業関係課とのさらなる連携の下に事業を推進してまいります。

それから、先ほど予算決算常任委員会の昆秀一委員長から審査報告にもございましたが、私どもそれぞれの当初予算につきまして審査報告にございました19項目の附帯決議につきましても、職員一丸となって取り組んでまいります。

また、今のところ予定でございますが、４月下旬に皆様方にお願いして、３月31日に毎年専決処分をさせていただいている矢巾町税条例の一部改正また各会計の補正予算の専決処分など、ご提案をさせていただく予定でありますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

廣田議長さんをはじめ議員各位の皆様方におかれましては、今後とも大所高所の立場から私どもにご指導、ご助言を賜りますことを改めてお願いを申し上げるとともに、最後になりますが、本当に今回の長丁場におきましていろいろご指導いただきましたことに改めて感謝を申し上げまして、御礼のご挨拶にさせていただきます。本当にありがとうございました。そして、お世話になりました。

――

○議長（廣田清実議員）　以上をもちまして３月会議に付託された議案の審議は全て終了いたしました。

（町民歌斉唱）

○議長（廣田清実議員）　失礼いたしました。町民歌の斉唱を行うのを言うのを忘れました。すみません。

これをもって令和６年矢巾町議会定例会３月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午後　４時０３分　散会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

議　　長

署名議員

署名議員

署名議員